

平成 2 5 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 5 年 1 2 月 4 日開会

平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 5 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 4 日

平成25年第4回北杜市議会定例会（1日目）

平成25年12月4日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第4 議案第78号 北杜市社会教育施設条例の制定について
- 日程第5 議案第79号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第80号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第81号 北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第82号 北杜市保健センター条例及び北杜市長坂共同福祉施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第83号 北杜市須玉町森林総合利用施設条例等を廃止する条例について
- 日程第10 議案第84号 北杜市みのる白州館条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第85号 平成25年度北杜市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第86号 平成25年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第87号 平成25年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第88号 平成25年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第89号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第90号 平成25年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第91号 平成25年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第92号 平成25年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第93号 平成25年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第94号 須玉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第95号 高根町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第96号 小淵沢町デイサービスセンターの指定管理者の指定について

- 日程第23 議案第97号 大泉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第98号 武川町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第99号 高根クラインガルテンの指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第100号 白州町鳥原平活性化施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第101号 須玉町農業体験農園施設（大正館）の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第102号 高根町花開所の郷・南清里フラワーパーク（南八ヶ岳花の森公園）の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第103号 高根町花開所の郷・南清里フラワーパーク（道の駅南きよさと）他1施設の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第104号 須玉町おいしい学校の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第105号 北杜市地域食材提供施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第106号 北杜市大泉町特産品育成施設（そば処いずみ他1施設）の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第107号 武川町農産物直売センター他2施設の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第108号 津金学校の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第109号 北杜市泉温泉健康センターの指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第110号 北杜市白州福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第111号 むかわの湯の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第112号 明野町家族健康旅行村「明野ふれあいの里」の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第113号 明野ふるさと太陽館の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第114号 清里駅前観光総合案内所の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第115号 三分一湧水館の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第116号 美し森観光案内所他1施設の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第117号 長坂駅前観光案内所の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第118号 みずがき湖ビジターセンターの指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第119号 尾白の森キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第120号 ヴィレッジ白州の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第121号 花パークフィオーレ小淵沢の指定管理者の指定について
- 日程第48 同意第5号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
- 日程第49 同意第6号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
- 日程第50 同意第7号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第51 同意第8号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第52 同意第9号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件

- 日程第53 同意第10号 前山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第54 請願第5号 山梨県に対して、「重度心身障害者医療費助成制度」の窓口無料の維持を求める意見書を提出することを求める請願
- 日程第55 請願第6号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の採択を求める請願
- 日程第56 請願第7号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を求める請願
- 日程第57 請願第8号 「特定秘密の保護に関する法律案」への反対意見提出の請願書

2.出席議員（22人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
5番	輿水良照	6番	加藤紀雄
7番	原 堅志	8番	岡野 淳
9番	中山宏樹	10番	相吉正一
11番	清水 進	12番	野中真理子
13番	篠原眞清	14番	坂本 静
15番	中嶋 新	16番	保坂多枝子
17番	千野秀一	18番	小尾直知
19番	渡邊英子	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3.欠席議員（なし）

4.会議録署名議員

16番	保坂多枝子	17番	千野秀一
18番	小尾直知		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(27人)

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	伊藤精二	企画部長	坂本正輝
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	山田栄明
生活環境部長	由井秀樹	産業観光部長	浅川一彦
建設部長	伏見常雄	教育長	藤森顕治
教育次長	大芝正和	会計管理者	平井光
監査委員事務局長	小尾善彦	農業委員会事務局長	中山健教
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	田中幸男
大泉総合支所長	斉藤正一	小淵沢総合支所長	長坂隆弘
白州総合支所長	進藤勝	武川総合支所長	神宮司浩
建設部次長	清水宏	政策秘書課長	高橋一成
総務課長	赤羽久	企画課長	篠原直樹
財政課長	斉藤毅		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	山内一寿
〃	田中伸

開会 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

平成25年第4回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員および執行部の皆さまには年末を控え公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

今年も残すところ1カ月足らずとなりましたが、本年は2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定、富士山世界遺産登録、リニア中央新幹線東京・名古屋間の路線の具体案が公表されるなど、明るい話題もありました。

また県では、全国初の通年開催で実施された国民文化祭が先月閉会となりました。市においても多くの主催事業や関連事業が開催され、香り高い北杜の文化を県内外の皆さまに感じていただけたものと思っております。

一方、国においてはエネルギー問題、社会保障制度、防災対策、TPP交渉など内政・外交ともに難しい課題が山積みにされています。このような中ではありますが、国においては都市と地方の均衡の取れた発展に配慮した政策を推進していただきたいと願うところであります。

今議会は本年最後の定例会となりましたが、議員各位におかれましては健康に十分ご留意の上、本定例会に提出されました議案につきまして十分にご審議をいただくとともに円滑な議会運営にご協力をお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

本日の出席議員数は22人です。

定足数に達しておりますので、平成25年第4回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき市長から通知がありました。提出議案は報告1件、議案44件、同意6件であります。

次に10月22日に群馬県において関東市議会議長会、正副会長支部長会議が、11月6日には東京都において全国市議会議長会理事会がそれぞれ開催され、また11月7日から9日には沖縄県において甲斐の塔慰霊巡拝が実施され、私が出席いたしました。

次に10月11日に第250回山梨県市議会議長会定期総会を笛吹市において開催し、私と副議長が出席いたしました。

次に10月5日から7日までの3日間、平成25年度姉妹都市韓国抱川市文化交流事業が行われ、議会代表として篠原眞清議員と齊藤功文議員の2名が参加いたしました。

次に11月14日および15日の2日間、北杜市議会行政視察研修を東京都羽村市、東村山市において実施いたしました。羽村市においては西多摩衛生組合、土曜日、日曜日、窓口開庁業務について、市立保育園の民営化について、企業誘致経済雇用対策についての視察研修、東村山市においては公共施設の最適化に向けた取り組みについて、国立ハンセン病資料館の視察研修を行いました。

ここで、各常任委員長から所管分の研修報告がございます。

最初に総務常任委員長 中嶋新君、報告をお願いいたします。

中嶋新君。

○総務常任委員長（中嶋新君）

委員会研修報告いたします。
平成25年11月29日
北杜市議会議長 渡邊英子様

総務常任委員会委員長 中嶋新

総務常任委員会行政視察研修報告書

当常任委員会では行政視察研修を行ったので、次のとおり報告します。

日 時 平成25年11月14日（木曜日）午後3時15分から5時
出席委員 中嶋新、上村英司、中村隆一、千野秀一、坂本静、岡野淳、原堅志
視察研修先 東京都羽村市
研修テーマ 行財政運営、市役所の土・日窓口開庁業務の取り組みについて
研修の概要を申し上げます。

羽村市が市政に掲げるパブリックサービスアップ作戦の主要事業として、平成15年4月より全国に先駆けて土・日窓口開庁業務を開始した。土日が祝日でも開庁し、開庁時間は午前8時30分から正午、午後1時から5時15分。開庁日は土日以外の祝日と12月29日から1月3日である。

事業の経緯は平成15年に福祉部門での試行を開始し、16年、19年、23年と段階的に窓口を追加して業務を拡大している。平成25年4月から通年開庁を市民課、課税課、納税課、会計課、学校教育課の5課とし、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉介護課、子育て支援課、児童青少年課、保育課の6課については繁忙期のみ臨時開庁となっている。

平成24年度の実績は土曜日に開庁日が50日、年間1万1,748件、1日平均235件。日曜日の開庁日が51日、年間8,959件、1日平均176件であり、開庁日の合計は101日、年間2万707件、1日平均205件となっており、相談等は生活困窮、介護、年金関連が年間120件と多い。

現在、業務の担当者は職員358名のうち42名が担当。管理職の部長や課長のほかは嘱託や臨時職員であり、1日平均15名程度で対応している。

必要経費については、正職員は代休を利用して本給の中で処理されていますが、臨時や嘱託職員の人件費や光熱費などで年間約600万円の経費が必要とされています。

10年間実施しているが、平成19年からのコンビニ収納により年間で約1億円の収納額は減少傾向である。羽村市の生産年齢人口は3万7,072人で全体の64.9%と非常に高く、工業、商業の就労者が大多数であり、土日の開庁は市民の要望と需要も高く市民サービスの向上が第一義であるが、費用対効果においても一定の成果を得ている。

なお、多摩地域では羽村市と立川市の2市が土・日、土曜日のみが10市、日曜日のみが11市において休日の窓口開庁業務を導入しています。

続きまして平成25年11月15日（金曜日）午前10時から11時45分。
出席議員 中嶋新、上村英司、中村隆一、千野秀一、坂本静、岡野淳、原堅志
視察研修先 東京都東村山市
研修テーマ 公共施設の最適化に向けた取り組みについて
研修の概要

東村山市の公共施設の現状は208施設、延べ床面積の合計が約25万3千平方メートル、

市民1人当たりの延べ床面積は1.65平方メートルである。

主な課題と更新問題は、高度経済成長期の築30年以上の施設が全体の64%もあり、一斉に更新時期を迎えるが厳しい財政状況と少子高齢化による税収減が予想され、施設整備に向けた財源確保に困難性が生じることが推察されている。

大規模修繕や建て替えにかかる将来費用としては、30年間の累計額が900億円以上と試算されており、年額30億円に対しての収入は20億円程度と年額10億円の財源不足が生じる状況である。

東村山市の公共施設再生計画の進め方は、平成22年に市の総合計画で公共施設の最適化に向けた取り組みが決定され、市長の特命を受けた2名を施設再生計画担当に専任した。

平成24年には庁内検討会を立ち上げ、周辺市町の見学や公共施設のマネジメントについて講習を受けながら公共施設白書を作成した。市民と一緒に考えるため、市民アンケート(2,500人)を実施するなど、課題とともに市民に公開し同時に庁内の共通認識も形成していった。

平成25年度には再生計画基本方針を策定するための外部組織として、公共施設再生計画検討協議会(公募市民2名、建築・設計に携わる市民3名、学識経験者2名)と内部組織である公共施設再生計画庁内検討会議(副市長、各部の次長8名)により基本方針を検討している。さらに12月に基本方針(案)を市民に説明し、平成26年1月にパブリックコメントを実施した上で3月に基本方針を公表する予定である。また平成26年度以降は再生基本計画を策定して、事業をさらに推進する計画である。

以上で、委員会の視察研修報告を終わります。

○議長(渡邊英子君)

次に文教厚生常任委員長 福井俊克君、報告をお願いいたします。

福井俊克君。

○文教厚生常任委員長(福井俊克君)

それでは、文教厚生常任委員会から行政視察研修報告を申し上げます。

平成25年11月29日

北杜市議会議長 渡邊英子様

文教厚生常任委員会委員長 福井俊克

文教厚生常任委員会行政視察研修報告書

当常任委員会では行政視察研修を行ったので、次のとおり報告いたします。

日 時 平成25年11月14日(木曜日) 午後3時15分から午後5時

出席委員 渡邊英子、保坂多枝子、野中真理子、輿水良照、齊藤功文、福井俊克

視察研修先 東京都羽村市でございます。

視察研修テーマ 子育て・市立保育園の民営化でございます。

視察研修概要でございますが、羽村市子ども家庭部保育課長から市立保育園の民営化について説明を受けました。

その概要につきましては羽村市は市立保育園が4園あり、多様化する保育ニーズに対応するために2園を平成25年4月から民営化に移行、さらに26年には1園を民営化する予定であります。

保育園民営化の第1の目的は、民間保育園は国からの有利な施設整備補助金の対象になるこ

とから市の財政負担の軽減となる。また改築による施設環境整備と併せて、受入枠の拡大が図られる。

第2として保育ニーズに応えられる保育サービスの拡充であり、民間保育園の柔軟性や迅速性を生かした多様な保育ニーズに応えられる。

第3には民営化により生じる人材と財源の活用による総合的な子育て支援体制の充実であり、支援体制の強化と子育て支援事業を全般に効果的に振り分け、施策の充実を図る。

また羽村市保育園民営化ガイドラインにより、民営化の手法として施設および備品等は無償譲渡、土地は無償貸与とし、事業者の募集は社会福祉法人、公益社団法人等に限定して公募、保護者も含めた移管法人選定委員会を設置し審査・決定を行う。

民営化移行後の市の責任と支援体制としては、保護者・事業者・市による三者懇談会を設置し、移管から3年以内に施設の改築を進めていく。さらには移管先事業者による第三者評価制度の受審・公表、市による保護者アンケートの実施と公表等、民営化事業の検証を行っているものでございます。

続きまして2日目でございますが、平成25年11月15日、午前10時から11時45分です。

東京都東村山市へ研修したものでございます。

出席委員 渡邊英子、保坂多枝子、野中真理子、齊藤功文

研修テーマ 公共施設の最適化に向けた取り組みであります。

研修概要につきましては、先ほどの総務常任委員長の報告と同様でございますので割愛させていただきます。

以上、文教厚生常任委員会の行政視察研修の報告とさせていただきます。

○議長（渡邊英子君）

次に経済環境常任委員長 相吉正一君、報告をお願いいたします。

相吉正一君。

○経済環境常任委員長（相吉正一君）

経済環境常任委員会研修報告を行います。

すみませんが9ページをご覧いただきたいと思います。順序が違っていました。

平成25年11月29日

北杜市議会議長 渡邊英子様

経済環境常任委員会委員長 相吉正一

行政視察研修報告書

当常任委員会では、行政視察研修を行ったので次のとおり報告いたします。

日時 平成25年11月14日（木曜日）午後3時15分から5時まで

出席委員 相吉正一、小野光一、加藤紀雄、中山宏樹、清水進、篠原眞清、秋山俊和

視察研修先 東京都羽村市

研修テーマ 産業振興 企業誘致、経済、雇用対策について

研修概要

北杜市と姉妹都市交流を行っている羽村市の産業振興について、企業誘致の現状や経済、雇用対策の視点で研修を行った。

産業としては、工業が盛んで自動車製造業を中心に事業所数130カ所、従業員数9、

434人、製品出荷額6,111億円。産業特性としてはものづくり企業が集積していて、製造品出荷額は都内第3位、1事業所当たりの製造出荷額は都内第2位（工業統計から）

羽村市の企業を支える支援体制として、3つの企業誘致促進制度がある。一定の要件を満たして新規創業、転入した企業に対し、固定資産税、都市計画税相当額を3年間交付する企業誘致奨励金制度。現在まで8社が対象になっている。うち1社は撤退。次に誘致奨励企業に対して、土地建物を提供した方に固定資産税、都市計画税相当額を1年間交付する企業誘致協力奨励金制度。平成23年に創設されたが、土地建物所有者に対する実績はなし。問い合わせはあるが、工場適地が狭く土地価格が高いため誘致が進まないのが現状。また企業誘致奨励企業の指定を受けた事業所が市民を新たに1年間、正規雇用した場合、1人につき5万円交付する雇用促進奨励金制度を設けている。

中小企業の経営支援策としては、企業活動支援員によるきめ細やかなサポート事業がある。中小企業診断士の資格を持つ企業活動支援員4人が市内企業、商工業者を巡回訪問し、個別経営診断を実施。平成24年度の実績は診断士4人で350社を訪問。その他人材育成支援、販路開拓支援、創業支援、設備導入支援、専門家の派遣事業としてエネルギー管理士の無料診断、社会保険労務士の無料相談などを行っている。

経済対策として、地域の商店街の活性化を図るため商工会と連携して、にぎわいの商品券事業に取り組んでいる。最初は1億円からはじめ、現在は2億2千万円規模になっている。地域活性化に経済効果は大である。

雇用対策については、国の基金を活用した雇用促進事業の実施やハローワークなどと共同して特色ある施策に取り組んでいる。市独自のつなぎ就労の機会の創出。雇用の急激な悪化に伴い、失業を余儀なくされた市民を臨時職員として採用、次の雇用が決まるまでの間、就労の機会を創出している。

また女性の再就職支援セミナーの開催、高校生のための合同企業説明会の開催、緊急就職フェアの開催、若年者合同就職面接会の開催など厳しい雇用情勢の中、休職者、特に失業者を対象として市内、近隣企業の人事担当者と直接面接できる合同就職説明会等を開催している。

翌日11月15日（金曜日）は東京都東村山市において、公共施設の最適化に向けた取り組みについての研修をしました。

研修内容は総務常任委員長報告のとおりでありますので省略させていただきます、研修報告いたします。

○議長（渡邊英子君）

次に監査委員から8月、9月および10月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、閉会中に開催された峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合議会 小尾直知君、報告をお願いいたします。

小尾直知議員。

○18番議員（小尾直知君）

峡北広域行政事務組合議会の報告をさせていただきます。

平成25年第2回定例会は11月8日に開催され、齊藤功文議員、輿水良照議員、加藤紀雄議員、相吉正一議員、清水進議員、野中真理子議員、篠原眞清議員、千野秀一議員、秋山俊和議員と私の10人が出席いたしました。

まず一般質問に秋山俊和議員が立ち、可燃ゴミ処理施設建設にあたり建設整備にかかる委員会、審議会などを設置する予定はあるのか。その委員構成、議会からの参加人数について、また過去に設置された委員会等の状況について質問を行いました。

次に組合議会定例会は3月と10月の年2回であるので、定例会の間隔が長く議会として組合の様子を把握できないことがある。定例会の回数を増やすことはできないのかとの質問を行いました。

次に、提出議案の概要について説明いたします。

条例案件1件、報告案件1件、認定案件4件、補正予算案件4件の10案件であります。

まず、峡北広域行政事務組合行政手続条例の制定についてであります。

この条例については、組合行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り併せて住民の権利、利益の保護に資することを目的にこの条例を制定するものであります。

次に、平成24年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計歳出予算に係る繰越明許費の繰越額の報告についてであります。

この報告については、消防救急無線デジタル化事業に係る繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条の第2項の規定により報告するものであります。

次に認定案件であります。平成24年度峡北広域行政事務組合一般会計ほか3会計の決算であります。歳入総額30億3,723万円余、歳出総額29億6,111万円余で歳入歳出差引残額7,611万8千円余であり、消防救急無線デジタル化事業の6億9,886万6千円が繰越明許費として翌年度へ繰り越しされました。

各会計財政調整基金合計は平成24年度末残高で3億6,878万円余であり、地方債の平成24年度末現在高は30億3,071万円余となっております。

次に補正予算であります。平成25年度の一般会計補正予算は109万7千円の追加、常備消防特別会計補正予算は1,886万4千円の減額、ゴミ処理特別会計補正予算は1,654万4千円の追加、し尿処理特別会計補正予算は560万1千円の追加であります。

いずれも平成24年度決算に伴う、歳計剰余金の財政調整基金への積み立てを中心とした補正予算であります。

なお、常備消防特別会計においては職員の異動および臨時特例に伴う人件費の減額、電気料金改正に伴う光熱水費、救急資機材等の備品購入費の増額が含まれております。

またゴミ処理特別会計においては、職員の異動および臨時特例に伴う人件費の減額、電気料金改正に伴う光熱水費、リサイクルプラザ緊急修理費の増額が含まれております。また、し尿処理特別会計においては、施設老朽化に伴う緊急修理費の増額が含まれております。

以上10議案、いずれも原案のとおり認定・可決されました。

これで、峡北広域行政事務組合議会の報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会から報告がございます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会 福井俊克君、報告をお願いいたします。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

それでは、山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告をさせていただきます。

平成25年第2回定例会は10月25日に開催され、私が出席いたしました。

提出された議案は認定案件2件、補正予算案件2件、人事案件2件であります。

まず認定第1号 平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については歳入総額5億8,888万4,462円、歳出総額5億7,092万1,795円で歳入歳出差引額は1,796万2,667円でありました。

歳入の主なものは構成市町村からの負担金5億40万5,088円、繰越金が2,104万7,148円であり、歳出の主なものは社会福祉費3億8,477万2,837円、総務管理費1億6,604万460円であります。監査委員の監査報告後、原案のとおり認定されました。

次に認定第2号 平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については歳入総額910億7,691万3,279円、歳出総額896億2,515万5,623円で歳入歳出差引額は14億5,175万7,656円でありました。

歳入の主なものは市町村支出金、国県支出金および支払基金交付金等であり、歳出の主なものは保険給付費880億1,957万5,934円が主なものであります。監査委員の監査報告後、原案のとおり認定されました。

次に議案第7号 平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)については歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ898万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,413万6千円とするものであり、原案のとおり可決されました。

次に議案第8号 平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億5,232万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ945億4,632万7千円とするものであり、原案のとおり可決されました。

次に同意第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについては、富士河口湖町長の渡邊凱保氏の選任について原案のとおり同意されました。

次に同意第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについては、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の近藤文男氏の選任について、原案のとおり同意されました。

以上で、山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。なお、議案および審議資料は議会事務局に備えてありますので、ご参照願います。

以上であります。

○議長(渡邊英子君)

大変ご苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長(渡邊英子君)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

16番議員 保坂多枝子君

17番議員 千野秀一君

18番議員 小尾直知君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（渡邊英子君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日12月4日から12月24日までの21日間といたしたいと思ます。
これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月24日までの21日間に決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第3 報告第12号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）から日程第47 議案第121号 花パークフィオーレ小淵沢の指定管理者の指定についてまでの45件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成25年第4回北杜市議会定例会の開会にあたり、市政の状況および提出いたしました案件につきましてその概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

師走を迎え、ふるさとの高山も雪景色となり、いよいよ本格的な冬の訪れとなりました。澄みきった夜空を見上げると、きれいな月、満天の星が輝き心を癒してくれます。まさに「月見里」で山梨、「星見里」で北杜、「ふるさと・ほくと」に生まれてよかった、暮らして幸せだと思ます。このありがたい自然の恵みを守り生かし、「小さくとも光輝く北杜市」をつくるべく前進してまいりたいと考えております。

去る11月1日には、市制施行9周年を迎えました。同日開催いたしました記念式典には、平出副知事をはじめとするご来賓や多くの市民の皆さまにご出席をいただき、意義ある式典を挙行することができました。

今年は市政功勞表彰をはじめとする85の個人、団体の方々を表彰させていただきました。また本年開催しました国民文化祭において、本市の主催事業等にご多大なるご貢献をいただきました皆さまに国民文化祭特別表彰を贈らせていただきました。

改めてそのご功績とご尽力に敬意を表するとともに、これからもご健勝で活躍されることを心からご祈念申し上げます。

式典終了後にはタレントの大桃美代子さんに「農業につなぐ地域コミュニティの未来」と題し、農業を通じた収穫の喜び、地域の人たちとの関わりについてご講演をいただきました。

これからはしっかりと北杜市の礎、力みなぎる北杜市を市民とともに築くべく、努力し

てまいります。

さて平成の大合併から約10年が経過して、普通交付税の特例措置が期限切れを迎えることから各自治体において財政面での危機感を唱えております。政府においては、自治体の安定的な財政運営を支援するため、地方交付税の算定方法見直しの検討が進められていると聞いております。この新たな財政支援措置に期待するところでありますが、新たな時代の新しいふるさをつくるべく、行財政改革をさらに進め後世に負を残さない、持続可能な市政運営を行ってまいりたいと考えております。

一方、国は先月26日に農林水産省地域活力創造本部において生産調整廃止に伴う戸別所得補償の交付金を来年度から半減させ、平成29年までの時限処置とすることを決定し、40年以上続いた米の減反政策、いわゆる米の生産調整を5年後の平成30年に廃止することを決定いたしました。同時に新たな食糧自給率向上に向けた取り組みとして麦、大豆、飼料用米等の戦略的作物への作付け支援策および、農業の多面的機能に着目した日本型直接支払制度の創設などが発表されております。

梨北米の産地である本市においても影響が心配されるところではありますが、今後、農家への影響について情報収集を行い、農家が混乱しないよう支援に努めてまいります。

今年は例年になく台風の上陸が相次ぎ、台風18号による記録的な豪雨で京都府、滋賀県、福井県においては全国で初めてとなる特別警報が発令されました。また台風26号により伊豆大島では大規模な土砂崩れが発生し、多数の死者や行方不明者を出す甚大な被害を受けました。お亡くなりになられた方々に衷心よりご冥福をお祈りいたします。

本市におきましても災害時の配備基準に従い、昼夜を通して台風被害の警戒に当たりました。橋梁、道路、農業施設等の損壊はありましたが、幸いにして大きな被害はなかったところであります。

今後も有事への備えを万全なものとするため、災害に対する取り組みを進めてまいりたいと考えております。

ところで、帝京第三高校サッカー部が先月行われた第92回全国高校サッカー選手権山梨大会において7年ぶり9度目の優勝を飾りました。この素晴らしい活躍を喜ぶとともに大きな拍手を送り、今月30日から行われる全国大会において、さらなるご活躍を期待するところであります。

さて紅葉の市内ではポール・ラッシュ祭、浅尾ダイコンまつり、八ヶ岳ロードレース、甲斐駒の里名水まつりをはじめ各地域で収穫祭、体育・文化行事など多くのイベントが開催され、市内外の皆さまに北杜の秋を満喫していただきました。

また「杜じゅう文化の輝き」をテーマに、さまざまな事業を展開してまいりました国民文化祭は先月10日の八ヶ岳・棒道ウォーク、23日の市内中学・高校生による吹奏楽コンサートを最後に閉幕しました。期間中は多くの市民の皆さまにご参加いただくとともに、香り高い北杜の文化を全国へ発信することができました。

今後とも北杜市の文化の厚みを誇りとし、さらに磨き大きくしたいと思います。開催にあたり、ご協力いただきました実行委員会、市民ボランティア、学校関係者などご尽力いただきました皆さまに心からお礼を申し上げます。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、国際交流についてであります。

韓国抱川市との交流は今年は姉妹結縁10周年を迎えたことから、さらなる友好を深めるため、両市において記念の盾を作成し交換しました。また10月には本市の文化交流団が抱川市の市民の日のイベント「抱川フェスティバル」において、たかねふるさと太鼓の演奏を披露し、抱川市からの交流団はポール・ラッシュ祭において韓国伝統舞踊を披露し、交流を深めました。

一方、国際姉妹地域であるアメリカケンタッキー州マディソン郡との交流では代表団・文化交流員が10月15日から12日間の日程で北杜市を訪れ、市内小中学校の視察や歓迎会等へ参加し、市民との友好を深めました。

今後もマディソン郡、抱川市ともに実りある交流であってほしいと願っております。

次に、固定資産家屋全棟調査についてであります。

今年度から平成27年度までの3カ年で進めております、固定資産家屋全棟調査につきましては現在、机上調査を進めているところであります。来年1月から順次、市内全域においてすべての家屋を対象に現地調査を開始します。現地では調査員が外観確認により、家屋課税台帳に登録されている事項と現況の家屋とを照合し、課税漏れ、滅失漏れの調査を行います。公正かつ適正な課税を行うため、家屋所有者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

次に、事業仕分けについてであります。

10月19日・20日の両日、12事業を対象に実施した事業仕分けにつきましては不要・凍結2事業、要改善10事業という判定結果をいただきました。事業仕分けに当たりましてコーディネーターや仕分け人から厳しいご意見やご指摘をいただき、また市民判定人をお願いした多くの市民の皆さまからも貴重なご意見を伺うことができました。

今後、事業内容の見直しや廃止等も含めた検討を進め、来年度予算に反映させたいと考えております。

なお、今回の仕分け結果や今後の検討結果につきましては広報紙、市ホームページで市民の皆さまにお知らせしてまいります。

次に、北杜市行財政改革大綱の策定についてであります。

第2次北杜市行財政改革大綱の実施期間が本年度末となっていることから、第3次の大綱(案)を作成し、8月に有識者による北杜市行政改革推進委員会へ諮問を行い、先月28日に答申をいただいたところであります。

第3次北杜市行財政改革大綱は、平成27年度から普通交付税が段階的に縮減されるため、財政の中・長期の見通しの作成を行い、健全な財政運営に努めることに加え、事務事業の見直しや多様化するニーズに対応するための人材育成などが盛り込まれたものであります。

今後はパブリックコメントを行い、年度内の策定を目指すところであります。

次に、大泉総合支所の移転についてであります。

大泉総合会館の改修工事が来年2月末の完成を予定していることから、支所につきましては来年3月24日から総合会館において業務を開始する予定であります。移転期間中は、市民の皆さまにご迷惑をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

次に、産科医療機関連携によるセミオープンシステムについてであります。

山梨県で行うセミオープンシステムの導入につきましては、8月に県から峡北地域における候補となる病院の推薦依頼がありました。市では塩川病院、甲陽病院の2病院、北杜市出産支援推進委員会のご意見とともに現在、妊娠中、または1年以内に出産された母親などを対象としたアンケート調査や現在システムを導入している病院の現状などを踏まえ、慎重に検討してま

いりました。

その結果、山梨大学医学部附属病院、市立甲府病院の2病院で受診する妊婦のみが対象であること。リスクの少ない、妊娠経過が順調と判断された妊婦のみが対象であること。週1回半日の健診では利用しにくいこと。急変時の対処に対応ができないこと等であることから、システム導入を辞退することといたしました。

今後も市民が安全に安心して出産が行える環境づくりのため、引き続き産科医師の確保に努めてまいります。

次に、民生委員・児童委員の改選についてであります。

今年は3年に一度行われる民生委員・児童委員の一斉改選の年であります。昨日、須玉ふれあい館において退任式と委嘱式を行い、新たに187名の皆さまに厚生労働大臣からの委嘱状の伝達交付を行ったところであります。退任された皆さまには、長年にわたり地域福祉の推進にご尽力をいただき、心から感謝を申し上げます。また、今回委嘱された皆さまには地域の中の身近な相談役として、ご活躍いただけますようお願いいたしました。

市といたしましても、委員の皆さまの活動を支援すると同時に連携して住民サービスのさらなる向上に努めてまいります。

次に、ほくとハッピーワークの運営状況についてであります。

昨年6月にハローワーク韮崎と連携して設置した北杜ハッピーワークにつきましては、本年度から就職相談員も増員され、多くの方の支援を行っております。

10月末現在の実績といたしましてはひとり親、生活保護受給者、40歳までの若年者など182名の相談を受け、54名が就業されております。

今後も就労と生活の一体的な相談、支援を行い、市民の生活基盤の安定を図ってまいります。また転職希望者や学生、Uターン・Iターン就職者を対象に平成19年度から開催しています就職ガイダンスにおきましては毎年、企業の人材確保および求職者の就職促進を図るため、市内企業が一堂に会し、地域企業の魅力を発信開催しております。

本年度は優秀な人材との出会い、採用活動コストの縮減、企業イメージの情報発信を強化ポイントに掲げ、今月22日と来年2月18日の2回と開催数を増やし実施いたします。実施にあたっては山日YBSグループと連携し、新聞やTVなどを活用した企業情報の発信によりガイダンス開催の周知を図ります。また就職者希望者が参加しやすい方法として休日に開催し、会場も甲府駅近くの県立図書館を予定しており、より効果的な事業実施に努めてまいります。

次に、環境教育についてであります。

本市の豊かな自然環境を次世代に伝えるため、環境学習プログラム体験や親子自然観察会など、本市の持つ自然のフィールドを最大限活用した環境教育事業の推進に取り組んでいるところであります。

先月30日に開催した子ども環境フェスタ・イン北杜には、昨年を上回る子どもたちのご参加をいただき、生き生きとした元気な顔が印象的で、環境問題に対する市民の皆さまの関心の深さを実感したところであります。

子ども環境標語コンテストには今年も市内の小学生から1,747点もの応募があり、「ぼくたちはきれいな地球のサポーター」や「山や川 自然を未来に つなげよう」など素晴らしい作品が数多く寄せられました。

またワークショップでは、太陽電池づくりや地域の間伐材を活用した工作教室などの

20ブースが出展され、保護者の皆さまからは「内容がさまざまで、ユニークで意義深い」との声をいただいております。

今後も工夫を重ね、次世代を担う子どもたちの環境教育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に山梨県環境整備センター、いわゆる明野産業廃棄物最終処分場についてであります。

県および県環境整備事業団ではセンターの存続について、さまざまな要因の検討を重ねてまいりました。その結果、知事は新たな廃棄物の受け入れを断念して施設を閉鎖すると表明したところであります。市といたしましては県の事業、施設であり、県の決断を尊重したいと思っております。

しかし産業界が必要な産廃処理を自県処理でという県の方針に添って、多くの関係者の努力のもと、このセンターは位置づけられました。当時の明野村を二分し二重・三重の苦しみを乗り越えて今日を迎えております。このような状況になり、不本意で誠に残念であります。

今後は閉鎖後における施設の管理のほか処分場跡地のあり方について、県および県環境整備事業団に対し、責任ある対応を求めてまいりたいと考えております。

次に、市道のトンネル点検結果についてであります。

昨年12月2日の笹子トンネルの天井板落下事故から1年が経過しました。痛ましい事故を教訓に国の補助事業を活用し、市道および林道6カ所のトンネルについて専門業者による詳細点検を実施したところであります。点検の結果、緊急な修繕が必要な箇所はないものの、一部軽微な修繕が必要な箇所はあるとの結果でありましたので、今年度中に修繕を行う予定であります。

今後も職員による通常点検に加え、定期的な専門業者による詳細点検を計画的に行い、安全・安心な道づくりに努めてまいります。

次に、小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業についてであります。

小淵沢合築駅舎改築につきましては基本構想をもとに本年度、実施設計を終える予定でありました。しかし設計内容等についてJR東日本と協議を重ねてきましたが、お互いの意見集約に不測の日数を要し、本年度中の完成が見込めなくなりました。駅前広場を含め、すべての実施設計の完了は来年7月末となります。設計後は関係機関等との手続きを進め、早期完成を目指してまいりたいと考えております。

次に、社会教育施設についてであります。

社会教育施設の管理運営につきましては、平成24年度から北杜市社会教育委員会議において施設調査および検討を重ねてまいりました。去る9月26日に、委員会としての答申をいただいたところであります。その結果、来年4月1日からの施設管理の一元化と利用状況を踏まえた休館日と利用時間、使用料等について統一的な管理運営を図ることとするため、今議会に条例の制定をお願いしたものであります。

今後も社会教育施設が市民の学習活動の場として、ますます活用されますようご理解をお願い申し上げます。

次に、梅之木遺跡の国史跡指定についてであります。

6月に文部科学大臣に国史跡指定申請を行った梅之木遺跡は先月15日、国の文化審議会において文部科学大臣への指定答申が行われ、来年1月には国史跡となる予定であります。

今後は国・県と協議しながら、梅之木遺跡保存整備基本構想に基づき保存整備を進めてまい

りますが、この指定により北杜市の歴史の深さがさらに増すことに期待するものであります。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告案件1件、条例案件7件、補正予算案件9件、指定管理者の指定案件28件および同意案件6件であります。

はじめに報告第12号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するものであります。

次に条例案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第78号 北杜市社会教育施設条例の制定についてであります。

社会教育施設について管理・運営を見直すため条例を制定するとともに、関係する条例について廃止、または所要の改正を行うものであります。

次に議案第79号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例についてであります。

市民バスの運行に関し運行路線を見直し、効率的な運行および利用率の向上を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第80号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態において派遣される職員の身分取り扱いについて、所要の改正を行うものであります。

次に議案第81号 北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例についてであります。

塩川病院介護老人保健施設しおかわ福寿の里における通所リハビリテーションにおいて、提供するサービスの利用料金を実態に即した金額とするため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第82号 北杜市保健センター条例及び北杜市長坂共同福祉施設条例の一部を改正する条例についてであります。

市内の福祉施設を効率的に活用することから施設の用途を見直す必要があるため、北杜市保健センター条例ほか1条例について、所要の改正を行うものであります。

次に議案第83号 北杜市須玉町森林総合利用施設条例等を廃止する条例についてであります。

市が管理・運営を行ってきた当該施設について老朽化が激しいことから整理を行い、施設管理費を削減するため、北杜市須玉町森林総合利用施設条例ほか3条例を廃止するものであります。

次に議案第84号 北杜市みのる白州館条例を廃止する条例については、施設の有効活用を図るため、条例を廃止するものであります。

続きまして補正予算案について、ご説明申し上げます。

はじめに議案第85号 平成25年度北杜市一般会計補正予算(第3号)についてであります。

台風18号により市内の農地および農業用施設に被害が発生したため、災害復旧に要する経費、小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業として駅舎の実施設設計に要する経費、子育て支援住宅整備事業として大泉総合支所の解体工事設計に要する経費などの内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は1億3,500万7千円となり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ286億2,228万2千円とするものであります。

次に議案第86号 平成25年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

であります。

過年度実績による国庫負担金等の精算に伴う返還金として538万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億73万2千円とするものであります。

次に議案第87号 平成25年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

市と国保連合会とで接続しています情報回線を高速回線へ移行するための工事費および基幹系システム改修費として、69万9千円を増額補正するものであります。

次に議案第88号 平成25年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）につきましては介護予防支援の一部を民間事業者へ委託するため、197万5千円を増額補正するものであります。

次に議案第89号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

水道施設の維持管理にかかる経費および消費税の確定により1,395万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億5,827万1千円とするものであります。

次に議案第90号 平成25年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）および議案第91号 平成25年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては汚水処理施設の維持管理にかかる経費として、560万円および100万円をそれぞれ増額補正するものであります。

次に議案第92号 平成25年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

災害時の応急医療・救護体制の強化を図るため、地域医療救護体制整備事業を活用し、医療救護に必要な人工呼吸器、エアーストレッチャーなどの資機材を整備したく828万円を増額補正するものであります。

次に議案第93号 平成25年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）についてであります。

県営中山間地域総合整備事業の上神取地区水路改修工事の地元分担金として、128万5千円を増額補正するものであります。

続きまして指定管理者の指定案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第94号 須玉町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてから議案第121号 花パークフィオーレ小淵沢の指定管理者の指定についてまでの28案件につきましては、当該施設において指定管理による施設運営を行うため公募等を行い、指定管理候補者選定委員会における候補者の選定結果を踏まえ、来年4月1日からのそれぞれの施設の指定管理者を指定するものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

市長の説明が終わりました。

ただいま、議題となっております45件のうち議案第79号から議案第84号までの6件は

所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第79号から議案第84号までの6件につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長(渡邊英子君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議題となっております報告第12号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)について、内容説明を順次担当部長に求めます。

坂本企画部長。

○企画部長(坂本正輝君)

報告第12号について、ご説明いたします。

損害賠償の額の決定に伴う専決処分の報告についてでございます。

提案理由ですが損害賠償額が決定したことに伴い、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

2ページをご覧ください。

専決第1号であります。専決の日付けは平成25年8月23日でありまして、公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定によるものでございます。

損害賠償の額 1万1,500円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市小淵沢町在住 男性

損害賠償の理由 平成25年7月17日、午後3時25分ごろ北杜市小淵沢町上笹尾3331番地174付近の市道箕輪・小淵沢線の信号機のない交差点において、職員の運転する公有自動車に右側より進入してきた相手方車両が衝突し、双方の車両が破損したため過失割合に応じて損害賠償を行うものでございます。

支払いの方法 相手方の指定した口座に市の自己責任額である1万1,500円が公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

○議長(渡邊英子君)

伏見建設部長。

○建設部長(伏見常雄君)

それでは、3ページをお開きください。

専決第2号の報告をいたします。

同じく地方自治法の規定によりまして、道路管理瑕疵に係る損害賠償の額が決定いたしましたので報告させていただきます。

専決日でございますが、平成25年10月17日でございます。

損害賠償の額 47万8,101円

損害賠償の相手方 東京都町田市所在 法人でございます。

損害賠償の理由 平成25年7月18日、午前11時ごろ、北杜市高根町清里3466番地125付近の市道清里5号線を走行中に、道路上のグレーチングが跳ね上がり、相手方車両の燃料タンクが損傷したため、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支払いの方法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

これにつきましても道路管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定による専決処分であります。

専決日でございますが、平成25年10月17日でございます。

損害賠償の額 7,818円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市高根町在住 男性でございます。

損害賠償の理由 平成25年9月4日、午前9時50分ごろ、北杜市白州町白須164番地付近の市道台ヶ原・白須2号線を走行中に、道路の穴に落ちたことにより相手方車両の左側前輪タイヤが損傷したため、過失割合に応じて損害賠償を行うものであります。

支払いの方法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

それでは、5ページをお願いしたいと思います。

専決第4号 施設の管理瑕疵に係る損害賠償でありまして、専決処分の日は平成25年10月29日でございます。

損害賠償の額 1万3,537円

損害賠償の相手方 長野県南佐久郡川上村在住 女性でございます。

損害賠償の理由 平成25年8月13日、午後3時30分ごろ、生涯学習センターこぶちさわ内軽運動場において、同センター所有の扇風機の作動していた羽根の部分が突然破損しまして、ジャズダンス教室に参加していた女性がその飛散したプラスチックで右手を損傷したため、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支払いの方法 相手方の指定した口座に市の自己責任額であります1万3,537円が公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われます。

なお、今後このようなことがないよう備品等の管理には万全を努めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

梶村高根総合支所長。

○高根総合支所長（梶村宗弘君）

それでは、6ページをお開きください。

専決第5号であります。

同じく地方自治法の規定によりまして、対物事故に係る損害賠償の額が決定いたしましたので報告させていただきます。

専決日は平成25年9月5日であります。

損害賠償の額 10万4,716円

損害賠償の相手方 山梨県韮崎市富士見町在住 男性です。

損害賠償の理由 平成25年7月31日、午前9時20分ごろ北杜市高根町村山北割3261番地の高根総合支所駐車場において職員が草刈り機を使用し除草作業をした際、草刈り機による跳ね石で相手方車両の後部ガラスを破損したため、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支払いの方法 相手方の指定した口座に対物賠償保険金として、全国市長会市民総合賠償補償保険から支払われるものでございます。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

以上で、報告第12号の報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

日程第48 同意第5号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件および日程第49 同意第6号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第5号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期が満了となることから新たに委員を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により北杜市明野町浅尾1136番地、清水繁子、昭和15年6月28日生まれの任命につきまして、議会の同意を求めるものであります。

同じく同意第6号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきましては北杜市長坂町長坂上条2077番地、堀内直美、昭和35年7月9日生まれの任命につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第5号および同意第6号の2件は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、同意第5号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから、同意第6号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第50 同意第7号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件から日程第52 同意第9号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第7号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員の任期満了に伴い新たに委員を選任する必要があるため、地方税法第423条第3項の規定により北杜市明野町上手3126番地、浅川高治、昭和16年1月8日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

同じく同意第8号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては北杜市小淵沢町6104番地、進藤政秀、昭和25年6月22日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

同じく同意第9号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市武川町山高2665番地、溝口宗一、昭和22年3月26日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第7号から同意第9号までの3件は質疑・討論を省略し採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、同意第7号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから、同意第8号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

これから、同意第9号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第53 同意第10号 前山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第10号 前山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員が死去したことに伴い新たに委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により北杜市須玉町東向2998番地3、篠原陽良、昭和21年11月25日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第10号は質疑・討論を省略し採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから同意第10号 前山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第54 請願第5号 山梨県に対して、「重度心身障害者医療費助成制度」の窓口無料の維持を求める意見書を提出することを求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

11番議員、清水進君。

○11番議員（清水進君）

請願第5号を朗読をもって提案させていただきます。

請願第5号

2013年11月21日

北杜市議会議長 渡邊英子殿

請願者

重度心身障害者医療費助成制度を守る会

山梨県甲府市丸の内2-9-28 6階 山梨民医連内

呼びかけ人代表

山梨県甲府市善光寺3-16-16

宇藤健司

山梨県笛吹市八代町北1617

北嶋恒男

山梨県笛吹市八代町増利674-1

土屋 始

山梨県南都留郡富士河口湖町船津4334-3

三浦雅子

紹介議員 清水 進

山梨県に対して、「重度心身障害者医療費助成制度」の窓口無料の維持を求める意見書を提出することを求める請願

重度心身障害者医療費助成制度における窓口無料化は、2008年子どもの医療費やひとり親世帯の医療費と同時に導入された全国に誇ることのできる山梨県の制度の1つです。しかし山梨県では2014年11月から現在の窓口無料を廃止し、自動還付方式に変更するとしています。自動還付方式では約3カ月経たないとお金が戻らないため、精神的にも、金銭的にも大きな負担が生じます。障害が重度になればなるほど働くこともできず経済的困難を抱えています。加えて、さまざまな手続きも家族に頼らざるを得ない状況です。

この見直しは最も困難を抱える低収入、無収入の障害者にさらなる負担を押し付けることとなります。自己負担が困難な方に県が貸付金制度を創設することが計画されていますが、月に1回と定められ、受診する2週間前に申請を行わなければならない、限度額も決まっています。急な疾患による受診や高度医療や長期に及ぶ入院の費用などを考えると、とても整っているとはいえません。しかも貸付金制度を利用することで、毎月役場へ出向く必要が生じます。また、実務を担当する市町村や医療機関における新たなシステム構築費や事務費用も増えることとなります。

医療費の上昇を抑えるためとして国が課す窓口無料に対するペナルティこそ廃止すべきであり、県は国に対してペナルティこそ障害者との共生や自立を促すことに反していると、より一層抗議すべきです。千葉県では9月議会で新たに2015年度から窓口無料を実施することを森田知事が表明しました。貴議会から県に対して制度の現行のままの維持を求めるよう意見書を提出することを求めます。以下、要請します。

要請事項

1. 山梨県に対し「重度心身障害者医療費助成制度」を現行のまま継続するよう意見書を提出すること。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま、議題となっております請願第5号は会議規則第131条第1項の規定により所管であります文教厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（渡邊英子君）

日程第55 請願第6号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の採択を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

18番議員、小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

請願第6号

朗読をもって請願に代えさせていただきます。

平成25年11月28日

北杜市議会議長 渡邊英子様

新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の採択を求める請願

請願者

山梨県新聞販売商業協同組合

山梨県甲府市丸の内3丁目4-8

理事長 赤坂征幸

山日会

山梨県甲府市北口2丁目6-10

会長 渡辺正志

山静信越産経会山梨県地区会

山梨県甲府市国母7丁目4-2

会長 丸山康夫

山梨県朝日会

山梨県甲府市朝日2丁目17-12

会長 古屋澄夫

山梨県日経会

山梨県甲州市塩山上於曾382

会長 古屋澄夫

山梨県毎日会

山梨県韮崎市水神2丁目10-20

会長 三枝久人

山梨県読売会

山梨県甲府市宝1丁目9-1

会長 藤本恭助

紹介議員 小尾直知

” 中山宏樹

” 相吉正一

新聞は、日本国内外で起きるさまざまなニュースや情報を正確に伝え、多角的な意見や評論を提供しています。民主主義社会の中で住民が正しい判断基準を持つためには、いろんなジャンルの情報が容易に入手できる環境が必要です。

近年は文字離れや活字離れによるリテラシー（読み書き能力、教養や常識）の低下が問題となっています。知的レベルや社会への関心が衰えれば、国力の低下や国際競争力の減退につながる恐れがあります。

現在、日本政府は景気回復に向けた経済政策を展開しています。来年4月以降に予定されている消費税増税もその1つです。

欧州各国では新聞や一定の要件を備えた出版物には、民主主義を支える公共財としてゼロ税率や軽減税率を適用し、消費者負担を軽くしています。

「知識には課税せず」「新聞には最低の税率を適用すべし」という認識は、欧米諸国でほぼ共通しています。

私たち新聞販売店は毎朝新聞を戸別配達し、多くの方に社会や政治に関心を持っていただくことで、国力の維持や向上に貢献していると自負しています。安定した購読料収入を得る中で戸別配達網という知的インフラを維持し続けていきたいと考えています。

一般家庭の所得が増える見込みがない中での消費税増税は、家計を圧迫し民主主義を支える基盤である新聞の購読中止を招くことを懸念しています。

消費税増税により、リテラシーの低下に拍車がかかり、社会的・経済的弱者にその傾向が強くなるようになれば社会的・経済的な格差は広がり、社会不安を招きます。

政府は課税品目に例外をつくることに慎重のようですが、品目ごとに複数税率が導入されている国は少なくありません。私たちは複数税率の導入と新聞への軽減税率の適用を強く願います。

以上のことから次の事項が実現するよう、地方自治法99条の規定により国に意見書を提出していただきたくお願いいたします。

1. 消費税増税にあたり、複数税率の導入と新聞への軽減税率適用を実現すること。

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財 務 大 臣

以上でございます。よろしくご審議の上、採択くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま、議題となっております請願第6号は会議規則第131条第1項の規定により所管であります総務常任委員会に付託いたします。

○議長（渡邊英子君）

日程第56 請願第7号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

13番議員、篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

請願第7号につきまして、朗読をもちまして趣旨説明に代えさせていただきます。

取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を求める請願

平成25年11月28日

北杜市議会議長 渡邊英子殿

請願者

山梨県甲府市中央1丁目8番7号

山梨県弁護士会 会長 東條正人

紹介議員 篠原眞清

” 保坂多枝子

” 小野光一

請願趣旨

1. 2009年（平成21年）5月に、市民が刑事裁判手続きに参加し、裁判官とともに被告人を裁く裁判員裁判が開始されました。この制度は、法律の専門家ではない市民が裁判員として裁判に参加することで、裁判に健全な市民感覚および社会常識を反映し、もってその内容を適正化することが期待されています。

裁判員である市民の意見を最大限反映し、裁判員裁判を円滑に実施するためには、裁判が市民にとって分かりやすいものである必要があります。裁判で供述調書の任意性や信用性が争われたような場合でも、裁判員がその判断に窮することのないよう適切な方策が講じられなければなりません。

2. このような見地から取調べの可視化（取調べの全過程の録画）は不可欠なものであります。

なぜなら取調べをすべて録画することで 暴行・脅迫・偽計・利益誘導などを使ったひどい取調べがなくなります。「認めないと出られないようにしてやる」、「家族も捕まえることになる」、「証拠がないのに「証拠があがっている」、共犯者が認めてないにもかかわらず「他の奴らは罪を認めている」などの嘘を用いた取調べ、「認めれば早く出してやる」、「認めれば執行猶予にしてやる」などの利益誘導は現在でも多々ありますが、このような取調

べがしづらくなります。

取調べで話した内容がそのまま正確に記録されます。現在の供述調書は取調官の作文だとよく言われております。あとで被告人からそんなこと言っていないというように主張されたりしますが、そういう争いがなくなります。

裁判で取調べ状況について判断することが容易になります。被告人と取調官のどちらが嘘を言っているのか明らかになります。

裁判員裁判の円滑な実現のためにも必要不可欠です。裁判員が、供述が被告人の任意になされたものであるのか、何らかの外部的要素（暴行、脅迫、利益誘導など）の影響によってなされたものかを容易に判断できるからです。また録画された映像から影響を与えられた外部的要素が明白とまで言えなくても、供述調書には表われていなかった自白内容の変遷や否認から自白に転ずる理由などもうかがい知れることとなり、裁判員の判断に資することは明らかだからです。

そしてこのような全面的録画は、決して被疑者被告人側の利益だけではなく、捜査機関側にとってもメリットがあります。すなわち全部を録画することで取調べが適正であることを示すことができること、取調官の上司が取調べ内容をチェックすることができること、取調べ技術の研究に活用することができ、その高度化につながるなどです。

具体的にどのように運用されるかについては、取調べのすべてを録画したあと、起訴後それを検察官がそれを証拠として提出する場合に、弁護人や被告人がそれらのDVDを見て検証することで、不当な取調べがなされていないかをチェックでき、裁判になったときに不当な取調べがあれば、それを裁判上主張できることとなります。

- 3．取調べの可視化は以上のように密室での取調べに伴って、発生しやすい捜査官の暴行・脅迫・利益誘導などによる自白強要を予防する効果が認められ、氷見事件や志布志事件、足利事件に代表されるように現在もあとを絶たない冤罪の防止にも不可欠なものであります。「無辜の民を罰してはならない」とは近代刑事法の一大原則です。

現在、検察庁では裁判員裁判対象事件などの一定事件につき、検察官の裁量により取調べの全部または一部の録画が行われており、また警察庁でも一部録画などの試行がなされていますが、捜査官が任意に行う一部分のみの録画では公正さを欠く恣意的な運用であるとの非難を免れない状況にあります。

すでに裁判員裁判が実施されて3年以上を経過していることに鑑みても、取調べの全過程の録画を速やかに開始し、取調べの可視化を実現しなければならないものであります。

- 4．以上のとおり、取調べの可視化は喫緊の課題として実現すべきものです。そして地方自治法99条によれば、普通地方公共団体の議会は当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。ここに「公益」とは社会公共の利益をいうとされ、仮に取調べの全面可視化が実現されなければ、北杜市民が一般に冤罪被害により処罰される可能性があり、これはまさに公益に関する事項であると考えられます。したがって、当会は貴議会に請願をする次第です。

私たちは北杜市議会において、地方自治法第99条の規定に基づき請願の趣旨による意見書を採択し、関係機関に提出していただきたく請願するものであります。

第2．請願項目

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣および法務大臣に対し、取調べの可視化（取調べの

全過程の録画)を速やかに実現させるために意見書を提出していただくようお願いいたします。
よろしくご審議の上、ご採択いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま、議題となっております請願第7号は会議規則第131条第1項の規定により所管であります総務常任委員会に付託いたします。

○議長(渡邊英子君)

日程第57 請願第8号 「特定秘密の保護に関する法律案」への反対意見提出の請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

11番議員、清水進君。

○11番議員(清水進君)

請願第8号を、朗読をもって提案させていただきます。

請願第8号

北杜市議会議長 渡邊英子様

2013年11月28日

「特定秘密の保護に関する法律案」への反対意見提出の請願書

請願者

北杜市小淵沢町上笹尾187-149

春木良昭

北杜市小淵沢町松向760-10

深沢 久

紹介議員 清水 進

” 小野光一

請願趣旨

今臨時国会で審議中の「特定秘密の保護に関する法律案」(以下「法案」)では、特定秘密の対象とされる情報の範囲が曖昧で不明確であるため、本来国民に公開されなくてはならない情報まで、指定者の恣意的な都合で特定秘密とされ、主権者の目に触れなくなってしまうことが強く懸念される。

これについては、日本弁護士連合会などの法律家団体、日本科学者会議や刑事法研究者などの学者団体、日本ペンクラブやアムネスティ日本などの市民団体、日本新聞協会や日本民間放送連盟などのジャーナリスト団体など数多くの団体が、憲法に謳われている基本的人権を侵害する可能性があるとして、法案の制定に対して反対の立場を明確にしている。また法案に関するパブリックコメントでも9万件の意見が2週間という短い募集期間に寄せられ、その8割が法案に反対するものだった。

地方自治体でも、福島県議会が放射性物質の拡散予測システムSPEEDIの情報が適切に公開されなかったため、一部の浪江町民がより放射線量の高い地域に避難したことが事後に明らかになったことを挙げ、「このような国民の生命と財産を守るために有益な情報が公共安全と秩序維持の目的のために「特定秘密」の対象に指定される可能性は極めて高い」と懸念する

意見書を発表している。

そもそも、この法案は地方自治体にとって重大な問題点をはらんでいる。すなわち法案6条では特定秘密を保有する行政機関の長が、他の行政機関に当該特定秘密を提供することができると定めているが、提供を受けることができる「行政機関」には地方自治法上の地方公共団体（地方自治体）は含まれていない等である。

その結果、地方自治体は政府から発生した事態や自衛隊の活動などについての「特定秘密」情報の提供を受けられないまま、住民の避難などを行わねばならないことになる。これでは責任を持った住民保護という地方自治体の責務を果たすことはできないし、地方自治体の自律的判断を奪うという、地方自治の観点から到底看過できない深刻な事態をもたらすこととなる。

今、重要なのは徹底した情報公開を推進することであり、刑罰による秘密保護と情報統制ではない。この法案は70カ国以上の専門家500人以上が2年以上かけてまとめ、2013年6月、南アフリカ・ツワネで発表した「ツワネ原則」(知る権利と秘密保護の調整)に反するものであり、世界の情報公開の流れに逆行すると言わざるを得ない。また「特定秘密」の対象が広がることによって、主権者たる国民の知る権利を担保する内部告発や取材活動を萎縮させる可能性を内包している。民主主義を成り立たせるものが情報アクセスの平等だとすれば、この法案の制定によって民主主義は大幅に後退せざるを得ないことは明白である。

よって国に対し特定秘密保護法案に対し廃案にすること、少なくとも拙速な審議はやめ、世論を踏まえて慎重な対応をするべきである。

請願項目

今臨時国会で審議されている「特定秘密の保護に関する法律案」には、請願趣旨で述べたとおりの重大な問題点がありますので、北杜市議会として国会と内閣に対し、廃案または慎重な審議を求める意見書を提出するよう請願いたします。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま、議題となっております請願第8号は会議規則第131条第1項の規定により所管であります総務常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は12月19日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後12時08分

平成 2 5 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 1 9 日

平成25年第4回北杜市議会定例会（2日目）

平成25年12月19日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

公明党 内田俊彦君
日本共産党 清水進君
北杜クラブ 千野秀一君
ほくと未来 上村英司君
明政クラブ 坂本静君
市民フォーラム 野中真理子君

2. 出席議員（22人）

1番 上村英司	2番 小野光一
3番 齊藤功文	4番 福井俊克
5番 輿水良照	6番 加藤紀雄
7番 原堅志	8番 岡野淳
9番 中山宏樹	10番 相吉正一
11番 清水進	12番 野中真理子
13番 篠原眞清	14番 坂本静
15番 中嶋新	16番 保坂多枝子
17番 千野秀一	18番 小尾直知
19番 渡邊英子	20番 内田俊彦
21番 中村隆一	22番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(38人)

市	長	白倉政司	副	市	長	堀内誠						
総務部	長	伊藤精二	企	画	部	長	坂本正輝					
市民部	長	伊藤勝美	福	祉	部	長	山田栄明					
生活環境部	長	由井秀樹	産	業	観	光	部	長	浅川一彦			
建設部	長	伏見常雄	教	育	長	藤森顕治						
教育次	長	大芝正和	会	計	管	理	者	平井光				
監査委員	事務局長	小尾善彦	農	業	委	員	会	事	務	局	長	中山健教
明野総合	支所長	五味正	須	玉	総	合	支	所	長	横森弘一		
高根総合	支所長	梶村宗弘	長	坂	総	合	支	所	長	田中幸男		
大泉総合	支所長	斉藤正一	小	淵	沢	総	合	支	所	長	長坂隆弘	
白州総合	支所長	進藤勝	武	川	総	合	支	所	長	神宮司浩		
建設部	次長	清水宏	政	策	秘	書	課	長	高橋一成			
総務課	長	赤羽久	企	画	課	長	篠原直樹					
財政課	長	斉藤毅	地	域	課	長	織田光一					
管財課	長	武井武文	介	護	支	援	課	長	中嶋登美子			
健康増進	課長	浅川正人	福	祉	課	長	中山雅史					
子育て支援	課長	茅野臣恵	環	境	課	長	野本信仁					
林政課	長	小尾民司	観	光	・	商	工	課	長	清水博樹		
まちづくり	推進課長	植松広	住	宅	課	長	早川昌三					

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局	長	坂本吉彦
議会書記		山内一寿
〃		田中伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、6会派すべてから会派代表質問の発言通告がありました。

ここで各会派の質問順序および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 公明党、30分。2番 日本共産党、30分。3番 北杜クラブ、75分。4番 ほくと未来、75分。5番 明政クラブ、45分。6番 市民フォーラム、45分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、20番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

改めまして、おはようございます。

公明党を代表いたしまして、代表質問を行わせていただきます。

私は常々思うわけですが、ものごとには、また歴史には原点、起点、目的があると思っていますところでございます。北杜市は平成16年に合併いたしまして、人と自然と文化が躍動する環境創造都市を目指して誕生したわけでございます。これがわが北杜市におきましては原点であると確信するところでございます。そして多くの起点がございました。非常に苦しい財政状況の中、今日まで合併協定書を基本にし総合計画をつくり、そしてどうしても舵取りをしなければならぬ苦しい状況の中、行政改革大綱、アクションプラン、事務事業評価、事業仕分け、これなどを施策として講じてまいりました。しかし、いまだ借金は減ったものの返さなければならない現実があるわけでございます。

私は今回、大項目といたしまして子育て支援策について質問させていただきます。その中で7つの観点から質問をさせていただき次第でございます。

北杜市は、県内ならびに全国の各自治体と比較しても子育て支援の政策的経費、ならびに事業内容とも充実していると考えているところでございます。大きな例を申しますと第2子以降保育料の無料化につきましては、これは保育料の無料化の部分のお金、そして併せて人的な職員の配置などを合わせますと、概算で約1億5千万円ぐらいかかっているというふうに言われているところでございます。子育てに対してはその他、ハッピーワークの就労支援や子育て支援課を設置いたしまして充実しているところではございますが、子は私たち北杜市にとっても、われわれの国にとっても大切な宝であります。しかし子どもの出生数は、北杜市において例年

200人から300人の間を推移し減少の一途を辿っているところでございます。

この子育て支援策がすぐに効果を生み、出生する子どもたちが増えることはたしかに難しいことであると思います。現在、子育て中の世帯を支援することは、生産人口の流出の歯止めと一人でも多くの子どもを産み育てる環境整備につながり、近い将来、必ず実を結ぶものと確信するものであります。

一家に一人でも子どもがいれば、やはりその子は希望であり宝であります。地域に子どもの声が聞こえれば、地域の人に頑張る勇気が出るわけでございます。

子育て支援はトータル的にパッケージでその事業効果を検討実施すべきであり、今後の支援策に期待するものであります。平成26年度は地方自治体に地方交付税の増額、もしくは税源配分の見直しなど、ある程度の増収が見込まれる可能性が消費税の引き上げに伴い考えられるところでございます。そこで7点について、質問をさせていただきます。

北杜市は助産師を臨時ではありますが雇用いたしまして、現在妊産婦ケアの充実を図っているところでございます。当初は産婦人科がほしい、子どもを産める場所がほしいという検討もしたところではございますが、それらは現実的な問題として医師不足や、またその効果に疑問が残り、残念ながらそれはできないのかもしれませんが、子どもを産んだあと、また子どもができたときにケアをしていくということは、お母さんたちにとってもそれはコミュニティの場でもありますし、大きな事業効果が見込まれると。そしてやがて、その産まれた子どもがまた北杜市に住み子どもを産んでくれたり、子どもを育てたりしてくれると非常にうれしい限りでございます。

以上の観点から妊産婦ケアの充実についていかがお考えか、伺うところでございます。

2番目でございます。これも医療にかかりますが、小児科を含めた医療の充実についてお問い合わせいたします。

やはり子どもはどうしても近いところにかかりつけの小児科医がいるということは、非常に心強いものだと思っているところでございます。市といたしましても補助金等を考えながらこれらについては対応しているところでございますが、さらに期待を込めて小児科を含めた医療の充実について伺うところでございます。

3点目についてでございます。

現在、国においては未就学児につきまして、制度的に子ども医療費の窓口を無料にしているところでございます。そして多くの自治体がこの枠を超えまして拡充をしている現実がございます。北杜市におきましても、平成21年度より子ども医療費窓口の無料につきましては、本来、未就学児童であるところを小学校3年生まで引き上げて現在に至っているところでございます。

これらにつきましては、残念なことに国は地方自治体が独自に対象年齢を引き上げることににつきまして療養費国庫負担金を減額し、俗に言うペナルティということを課しているわけでございます。平成24年でいいますと、北杜市におきましては2,380万6千円余り。これを県が半分みまして、その半分を北杜市が支出しているということでございますから1,190万3千円というふうになるわけでございます。

ハードルは高く、市議会としてもこれらについては多くの方が取り上げ、この問題についてはどうしてもやっていく方向だというふうに、議員の皆さんも執行部の皆さんもお互いに思っているところではございますが、今、われわれの北杜市の環境を考えますと交付税の減額は將

来、今よりも44億円くらいが減額されてしまうということは、どうしても支出を減らしていかなければならない。つまり、その収入財源部分が確立されていない限り、将来に禍根を残してしまう。逆に未来の子どもたちに負担や重荷を背負わせてしまう。そういったことが考えられるわけでございます。

そういった観点からやはり冒頭でも述べたとおり、平成26年度の現在、国は閣僚会議でも決定はしているところでございますが、具体的な数字は出ておりません。子育て支援策につきましても、地方自治体に対しまして、ある程度の収入が見込まれる。また交付税におきましてもおそらく昨年よりも、算定以上にいただけるというようなことが考えられる環境だと思っております。

そこで子ども医療費窓口無料化の拡充について、現在は小学校3年生まででございますが、対象年齢の引き上げについていかがお考えか。そしてまた、たしかにそれが苦しければ入院とか通院などのとき、高額医療者への軽減、または無料化の実施について何うところでございますが、これらについては非常にハードルが高いことは分かっております。どうしてもシステム改修や時期の問題や、いろんなことが出てくるのではないかと思っているところでございます。また高額医療者だけを対象にした場合は、これらについては事務的経費等のことも勘案しなければならないということも分かっておりますが、これらについて何うところでございます。

4番目といたしまして、国は放課後児童クラブを設置するにあたりましていくらかの補助金を出しているところでございます。これらの充実、税と一体改革の中でも議論されたこともございますが、社会保障という中で消費税の引き上げ時にも議論された問題でもあります。現在、放課後児童クラブは小学校3年生までが対象となっているわけでございますが、やはり働くお父さん、お母さん、そしてまた介護の方を抱えている家族にとって引き上げについては非常に、簡単に言うと時間的な支援につながるというふうに思っているところでございます。併せて児童館の充実についても伺います。

北杜市は数々の子育て支援策を実施しているところでございますが、子育て支援住宅を須玉、武川、そして大泉というふうに計画をし、須玉につきましてはすでに実施計画がそろそろできるころだと思っているところでございます。解体を今、しているところでございます。子どもを育てる世帯の住環境について伺います。これにつきましては子育て支援住宅をはじめ住環境の整備について、いかがお考えか何うところでございます。

6番目といたしまして、やはり子育て世代にとって必要なものはお父さん、お母さんが働ける場所の確保をしていかなければならないと考えているところでございます。北杜市は市長をはじめトップセールスをいたしまして多くの企業誘致にまい進し、その成果はホームページ等でも公表されているところでございます。私たちのこの緑と水と太陽の素晴らしい環境の中で、その環境を生かした企業誘致を真剣に取り組んでいるところでございます。

そこで子育て世代の雇用確保のために企業誘致の推進について、伺います。また併せて仮になります、三重県、当時北川知事が知事をしていたころは大手企業誘致のために多くの出資をいたしました。これは土地であり、またその周辺整備であったわけでございます。私たち北杜市にもし、本当に雇用が200人も300人も400人も、そしてその下請けが一次下請けであれ二次下請けであれ、多くの下請けさんがその企業から下請けを受けられるような優良企業からもしオファーがあったような場合については、これはわれわれ議会も考えなければいけないと思っておりますが、特例的な措置を講じていかなければ、なかなかこうい

た大きい誘致はできないと思っているところでございます。そこで大手優良企業の特例措置について伺うところでございます。

7番目に子育てをする世代は、やはり経済的にも、また時間的にも非常に厳しい環境にあるというように思っております。住宅を借りたいという人もいるかもしれません。そしてハッピーワークもあるんですが、就労的なこともやはり心配になる方もいるかもしれない。そして障害者のことや、また中には家族のことや、いろんなことを抱えているのが子育て世代だというふうに思っているところでございます。そこで子育て支援課をはじめとする庁内を横断的に行う相談業務の充実について、伺うところでございます。

以上7点、よろしく願いをいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

子育て支援策について、いくつかご質問をいただいております。

子ども医療費窓口無料の充実についてであります。

子ども医療費窓口無料化の拡大については、大きな恒久財源の確保が必要なことから事務事業評価や事業仕分けなどを含む行財政改革を実施する中で後世に負を残さない、持続可能な財政運営が可能かどうかの検討を進めているところであります。

一方で、来年4月からの消費税率の引き上げに関連した地方財政措置については現在、国において検討されているところであり、地方における増収額は現時点では不確定な状況となっております。

対象年齢の引き上げについては、行財政改革による財源確保や消費税率引き上げに伴う増収額の状況などを総合的に勘案し、来年度の当初予算編成において前向きに検討を進めてまいりたいと思います。

また、高額医療者の軽減等については他の福祉施策のバランスを勘案し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

子育て支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、妊産婦ケアの充実についてであります。

安心なお産の場の実現に向けては、平成23年度にお産の場づくり検討委員会からお産の場のあり方についての提言書が提出されました。また、昨年度には北杜市出産支援推進委員会を設立したところであります。

現在、市では妊産婦ケアの充実を図るため、助産師による保健指導事業を推進しており、この事業では助産師による妊婦と育児の相談、産後の沐浴・ベビーマッサージ・骨盤ケア・乳幼児の健康相談を行っております。

しかし、核家族化や少子化が深刻化する中で不安を持ちながらの出産や育児の知識も十分でない母親も多く、課題のある中で育児への負担を重く感じさせていることから第2子、第3子の出産は減少傾向になりつつあります。

今後、市の独自事業として、保健センターを拠点に母親の心身の疲れを癒すための支援、産後まもれない子どもの接し方の指導など、産後育児支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、小児科を含めた医療の充実についてであります。

現在、市民が安心して医療を受けられる体制づくりに取り組んでおりますが、全国的に地域における小児科、産婦人科などの診療科は特に医師不足が続いており、厳しい状況にあります。

このような状況の中で本年度より専門の小児科、産婦人科の開業医誘致を図る北杜市地域医療振興事業費補助金交付要綱を設けたことにより小児科クリニックが開設され、多くの子育て中の親子が利用し、成果が表われているところであり、引き続き促進に努めてまいります。

また、市立病院においては地域の中核病院となるよう救急医療体制の構築、ならびに高度な医療機器の整備等の充実に努めるとともに開業医に対し、高度な医療技術の提供や三次救急医療病院への紹介など、医療連携をさらに深めてまいります。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

子育て支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに放課後児童クラブの対象学年の引き上げ、児童館の充実についてであります。

本市では11カ所の放課後児童クラブを設置し、小学校3年生までの児童をお預かりしております。市内全体の児童総数は減少しているものの共働き世帯の増加など社会状況を反映し、入所希望児童が増加傾向にあります。また国では法改正を行い対象を平成27年度以降、小学校6年生までに引き上げていく方針を示しております。それらの状況を踏まえ、本市においては現在、小学校就学前と小学生の保護者のニーズ調査を行っている段階であります。

今後、対象年齢を拡大することについては指導員の確保、対象年齢が高学年に広がることによる指導方法の工夫、スペースの増設、財源などいくつかの課題がありますが、働く世帯への子育て支援として、検討してまいりたいと考えております。

児童館の充実については、現在、市内に5カ所の児童館を設置しておりますが、そのほか8地区に設置されている図書館においても、子どもたちの放課後の安全な居場所となっていることから、これら施設も活用していただきたいと思うところでもあります。

また地域の方々にさまざまな協力をいただきながら、子どもたちとともに学習やスポーツ、文化活動の取り組みとして放課後子ども教室「ほくとワクワク教室」も8カ所で開催しておりますので、このような事業を充実することで対応してまいりたいと考えております。

次に、住環境の整備についてであります。

市では子育て支援住宅の整備に向け取り組んでおりますが、住環境の整備については子育て支援、教育環境の整備、市内雇用の創出、地域住民との交流促進をはじめとし、地域の特性化を図っていくことが重要であることから今後、庁内関係課とともに有効な施策を検討してまい

りたいと考えております。

次に、庁内を横断的に行う相談業務の充実についてであります。

本市において母子相談、子育て相談、DVや児童虐待に関する相談、女性の悩みごと相談等、子育てに関する相談は子育て支援課内に家庭児童相談室を設け、家庭児童相談員と保健師の2名を配置し、相談者への対応や家庭訪問を行っている状況にあります。

また本年度からほくとハッピーワークを常設し、市とハローワークが一体となって福祉的就労支援や職業相談を実施しております。

今後は、庁内を横断的に行う相談窓口の充実と窓口サービスの向上を推進するため、庁内において、より一層の連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

企業誘致の推進、大手優良企業誘致の特例措置についてであります。

子育て世代の雇用確保には働く場所の確保が重要であり、市では県の産業集積推進課ややまなし産業支援機構と情報を密接に取り、企業誘致に取り組んでおります。

また、北杜市企業等振興支援条例に基づく固定資産税の免除や北杜市産業立地事業助成金により、設備投資経費の一部助成策を実施しております。しかし昨今の経済状況の中で、農業系企業の進出はあるものの工業系企業の進出は厳しい状況が続いております。このため、来年度に向け県等との連携を強化し、新規投資を計画している企業情報の取得等、情報収集に努め積極的な誘致活動を実施するとともに優良企業に対する誘致支援策の拡充について検討し、雇用の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

内田俊彦君の再質問を許します。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

再質問を行わせていただきます。

まずはじめに1番目の妊産婦ケアの充実についてでございますが、現在も助産師さんを1名雇用いたしまして、妊産婦ケアに努めていただいているところであると認識しているところでございます。来年度もさらなる充実を図るということでございますから、今まで以上に、どうしてもお産の場は断念したわけでございますから、そちらに力を入れていくというお考えだという答弁でございます。それらにつきまして、では具体的にどのように進めていくのか、お伺いをするところでございます。

2番目につきまして、小児科を含めた医療の充実でございますが、これは平成25年度より開業医の皆さんに、簡単に言うと補助金交付要綱をつくりまして人的な雇用の部分についての、たしか交付金を出していると思っております。そしておそらく、今、12月ですから成果が挙がっているところであると思っております。現在、それらについてどういう状況になっているのか伺うことと、現在ほかにも申請等の届け出がありましたらご紹介をしていただきたい。

3番目でございます。子ども医療費窓口無料化の拡充、対象年齢の引き上げでございますが、

先ほど市長より過去にはない前向きな答弁がございました。平成20年にやはり、この質問をいたしました。そのときに小学3年生までということで、21年から実施でございました。それ以降、なかなか実際、恒久的な財源がどうしても見つからない。また今後交付税が44億円減ったときに、実質単年度収支と比較いたしますと、それでもまだ、今の状況を非常に頑張っ
て削減してきているわけでございます。いくつかの事務事業についてもシーリングをかけて常に詰めてきたのが今の状況だと思っております。これからまだ、それらを実質単年度収支と比較してみましても、14億円どうしても削減しなければ北杜市が成り立っていかない環境にあるわけでございます。ですから、そういった状況もわれわれも認識をしていたところでございまして、これはやはり来年度、おそらく財源確保がされているように私は確信するところでございます。市長にお伺いいたします。これらについて、先ほどの答弁の中でもありましたが、もう一度確認としてお伺いするところでございます。

また、これらについてはどうしても事務的な経費、また事務的なタイムラグがあります。それはなぜかと言うと、今、小学校3年生まででございますから、例えば小学校6年生とか、皆さんが今、言われているとおり中学校3年生とかあるんですが、いずれ対象年齢を引き上げるときには、どうしてもそのソフト面において改修をしていかなければならない現実がありまして、それらについては、では実際、実施するようなことになると思うんですが、なった場合はどのくらいの期間でそれらが実現するか、伺うところでございます。

4番目でございます。放課後児童クラブについては、先ほど答弁がありました。平成27年から小学校6年生までと、これは国の指針でございます。しかし今、実は放課後児童クラブは答弁でもありましたが、本当に人気が高くて引き上げをするとすると相当どうしても施設の問題、人員の問題をなんとかしていかなければならない現実があると思っております。先ほど調査をしながらそれらに対応していくということでございますが、試算はまだされていないでしょうか、伺います。

そして子育て支援住宅についてでございますが、これらについては計画がある程度、市長の所信表明の中でも私どもに伝えられているところであり、須玉支所の跡地にはもう計画がされているところでございます。やはりそれらの住環境は今、例えば北杜市以外のところに住んでいる方が私たちの北杜市に、こっちに実家があるんだけどもたまたまよそにいる。そういったことで、私は非常に流出するのに歯止めをかけられる住宅政策だというふうに思っているところでございます。ですからこれらについては今、計画の中で非常に苦慮しながら住宅の建設に向かっていると思います。須玉の1期、2期、3期というふうな考え方でいけば、おそらく最初に造った住宅がどうしても1つの基本になっていくと思っているところでございます。これらの住環境についていかが予定しているか、伺うところでございます。

6番目でございますが、企業誘致については北杜市の喫緊の課題だというふうに思っているところでございます。

北杜市はいろんな面で優遇措置をしているところでございます。先ほど答弁があったとおりだというふうに思っています。しかし生産人口の若い世代の方がお勤めをするには、どうしてもある程度の収入がある企業が進出してきませんと、なかなかこの地域に子育て世代の若者、また子どもたちが増えていくようには思えません。特例というのは、私は特別に何か要綱をつくったりとか、そういったこと以前にどうしてもこういったことは、いろいろな、例えば先ほどお話がありました山梨県と連携する、産業支援機構と連携するというようなお話がありまし

たが、どうしても、山梨県も産業支援機構も自治体にとって公平にやらなければならないわけ
でございます。なかなか特定のところに力を入れるというのは難しい環境にあるのではないで
しょうか。そういたしますとどうしても知り合いですとか、いろいろな北杜市の、魅力的なも
のを出していかなければ、なかなか難しいと思っております。

ですから、どうしても私の言う特例措置というのは特定のA社が来たいといったときにどう
するかという問題だと思えます。来てくれるならここまでは、いろいろなものを市でもやりま
しょうという提案もしていかなければならない現実があるのではないかと思っているところで
ございます。

山梨の産業支援機構、先ほど設備投資などに交付金があると言いましたが、ものづくりの交
付金につきましては、実績的には関東で見ても山梨の支援機構は順列が低いほうにあります。
ということはなかなか、山梨の支援機構に期待をしても現実には難しいものが待っていると思
っています。群馬では関東の中で一番、このものづくりの交付金に支援機構が手を挙げて積極的
にやっていたそうでございます。ですから、どうしてもこれらについては市がいろいろリサー
チをしながら、与えられるのではなくこちらから提供をして、そしてそれらを一緒にやってい
くという姿勢が、連携といっても向こうから来るばかりの情報の連携ではなくて、こちらから
勇んでいくという連携を考えていかなければならないと思っているところでございます。それ
らについて伺うところでございます。

以上6点、よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

内田議員の再質問にお答えさせていただきます。

私が言うまでもないわけですが、子ども医療費の窓口無料化は国が先ほど言いましたと
おり未就学者、全県下の平均的なものは小学校6年生であり中学校3年生であることも私ども
も承知しておるわけであります。しかし、これもまた言うまでもなく財政事情も北杜市は県下
の中で大変厳しいという現実がありました。市民にもご理解をいただきながら、財政の健全化
も順調に進んでいるというふうにも思っております。

そんな状況であるわけでありますけども、私は私なりに、やっぱり社会保障や福祉行政は先
行きはよくないと思います。月並みでありますけども、あまりにも人口構成が悪いから、その
へんの行政の決断は人口構成と重ねてみなければならぬわけでありますから、大変にいいこ
とだから即議案というわけにもいかないことも確かだと思います。でも財政の健全化と同じよ
うに、少子化は北杜市の最大課題であるということも私ども行政は強調しているわけでありま
して、少しでも子育て支援をしたいという思いが大であるということも確かであります。

そんなこんな思いで議会からのご指摘等々もある中で、できるものならば26年度から、
4月1日からこれを実現できるように研究してみたいと。行財政の仕組み上、10月にずれ込
むこともあるのかもしれませんが、基本的には26年度の、4月からという思いでスタン
バイに入っているという意味で、前向きにという表現にさせていただきました。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

内田俊彦議員の再質問、3点お伺いしました。

最初に妊産婦ケアの充実についての具体的な考え方ということでございます。

先ほども答弁をさせていただきましたけれども、今後、保健センターを拠点にしまして親子が施設を訪問して、短い時間ですけれども子どもさんを預けることによってお母さんの心身の疲れを取って、また子どもさんとの接し方を指導する日帰りの支援、デイ的な支援を考えております。そこで今後、県との支援策も出てくるわけでございますけれども、県も同様なセンターを計画するとも聞いておりますけれども、そこも連携を図って安心して子どもを育てる環境づくりをこれからも支援してまいりたいと考えております。

現在も出産後のお母さん等の育児不安とか、お母さんの孤立化的なことについての相談は従来も保健師によって訪問指導とか健康相談を行っておりますけれども、今後もこの取り組みを継続しながら妊産婦さんへの相談的な支援体制も充実を図ってまいりたいと考えております。

次に開業医の開業によりまして、今の小児科等の状況ということでございますけれども、10月に長坂町に子どもクリニックさんが開業していただきました。その甲斐がありまして、地域では子育て世代のお母さん等にとりましては、医療機関が増えたことによって安心して子どもを育てる環境が整えられたと考えておりますけれども、甲陽病院さんとの距離が近いせいもございまして、甲陽病院のほうは若干、患者さんが減少傾向にありますけれども、今後開業医と甲陽病院と医療連携をさらに図って子どもを育てやすい環境づくりに、さらにまい進してまいりたいと考えております。

最後に補助事業によって開業医、新設の小児科、産婦人科等の開業医の新設があるかどうかということでございますけれども、今のところございません。先ほどの1件、小児科クリニックの開業のみでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

内田議員の再質問にお答えをいたします。

まず最初に子ども医療費の関係でございます。

先ほど市長が答弁いたしましたとおり、当初予算にということなんですけれども、すぐに対象年齢の引き上げができるということではありませんので、前段階として先ほど議員ご指摘のとおりシステムの改修に時間がかかります。そしてそれらの期間等を見ながら、また財政課とも相談をした中で中途になる場合であれば、その中途からの年度内の扶助費、それから審査支払手数料等々も発生いたしますので、それらも含めまして予算計上等を検討していきたいと考えております。

それから放課後児童クラブのことでございますけれども、子ども・子育て支援新制度の中で小学校3年生から拡大するという方針が示されておりますので、その方針に従って今、ニーズ調査を行っております。そのニーズがどのくらいあるかということを含めて、施設面であるとか人的なもの、経費的なもの等をこれから検討していくということで、まだ先ほど言われました

ように試算はしてございませんけども準備に入っているということでございますので、ニーズ調査を分析しながら対応してまいりたいと思います。

それから子育て支援住宅でございます。これにつきましても、最初、須玉に建設いたしますものがベースになるということは間違いのないと思います。したがって、これにつきましても子育て支援住宅の整備にかかる調査を実施しておりますので、それらをできるだけハード面、あるいはソフト面に反映しながら検討していくということになるろうかと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

内田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

優遇措置というものはございますけども、企業がないと子育て世代が増えないと。こちらから攻める連携を考えていないかというふうな内容だと思っております。

当然、産業支援機構も活用するということでありますけども、それだけではなかなか誘致につながっていかないということでございます。このため来年度、企業情報、こういったものの取得について、民間の調査会社こういったところも少し活用してみたいというふうを考えてございます。それからまた民間からの情報提供を促すような施策といったものを考えていくということでもあります。

いずれにいたしましても、大手企業が参入するということで、おおぜいの雇用が生まれるというような状況になるのであれば、現制度にこだわらずに新たな特例も当然視野に入れた中で全庁を挙げて誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、11番議員、清水進君。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

日本共産党を代表し、質問をいたします。

今、市長、福祉部長は来年度、年齢を拡大し子どもの医療費窓口無料を行うことを検討することを表明いたしました。子育て中の若いお母さん方や地域の方々が、子育て支援の一番の施策として県内他自治体で中学3年生まで医療費の無料化を行っており、この北杜市でもぜひ実施してほしいと運動をはじめ約2年間の活動で1万筆を超える署名を集め、市長、市幹部の皆さんと何回も懇談を重ね、病気の治療は早期発見・早期治療が重症化を防ぎ、お金の心配なく安心して医療機関に受診できる制度にすることが何よりも大切だと訴えてきた声が届きました。

私たちは今後も中学3年生までの医療費窓口無料化の実現が必要だと求めてまいります。

さて、自民公明政権は臨時国会において秘密保護法案の採決を強行いたしました。この法案は日本国憲法の基本原理にことごとく反する違憲立法です。

第1に、国民の知る権利を蹂躪するこの法が憲法の基本原理である国民主権を踏みこみにじております。

第2に、国民から見ると何が秘密かも秘密です。秘密を漏らした人、秘密を知ろうとした人だけでなく共謀した人、教唆 そそのかした人、扇動 煽った人も処罰の対象とされます。秘密保護法違反で裁判になっても秘密は開示されず、何によって裁かれているのかも分からないまま重罪とされます。秘密を扱う人には適正評価として、家族を含めプライバシーが洗いざらい調査されます。再び日本が基本的人権が蹂躪される暗黒社会への道を開いていきます。

第3に、日本国憲法の平和主義に反します。なぜ秘密保護法か、政府は米軍と情報を共有するためといいます。国民の目と耳と口を塞ぎ海外で戦争をする国をつくる、ここにこそこの秘密法の狙いがあり、憲法9条改定への手続きであり、国民を嘘で欺き侵略戦争への道を進んだ暗い時代を再現するものであります。希代の悪法は一日も早く撤廃するため、日本共産党は国民多数との協働を強めていくことを表明し、撤廃に向けて全力を尽くしてまいります。

また社会保障改革プログラム法は、消費税増税と社会保障改悪を一体で推進するために医療、介護、年金、子育ての制度改悪を日程に書き込んだ法案です。社会保障の国の責務を国民の自助、自立の環境整備と位置づけた法案は国民に負担増と給付減を次々と迫っています。消費税率8%にするとし、来年4月より70歳から74歳の医療費窓口負担が段階的に2割にアップします。再来年度からは一定所得以上の介護保険医療の利用料の2倍化など介護保険の大改悪を強行する計画です。年金額の本格的減額も行う構えです。

これらの負担増、給付減は総額3兆円にのぼります。消費税増税で社会保障の充実に充てると政府が説明していた2.8兆円を上回る規模です。消費税増税で大きな負担増を強いられた上に社会保障でも犠牲を求めることは、この政治は納得できるものではありません。

そしてまず第1に北杜市の生活保護行政について、以下質問を行います。

生活保護法は、国の責任で国民に保障しなければいけない健康で文化的な最低生活の基準であります。生活保護法は憲法25条の基本理念に基づいて、国が国民に最低限度の生活を保障するとしています。

11月15日、山梨日日新聞に生活保護申請者の親族に扶養できるかどうかを確認する文書で、親族の扶養が必要だと誤解を招く記述をしていたことが分かったと報道されました。これは厚生労働省が11月8日、扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認される恐れのある表現となっていたと認め、可及的速やかに改善を図るよう求める事務連絡を全国の自治体に出しました。民間会社がこの通知書、調査書を作成し、この企業を利用している自治体が全国で519自治体、山梨県内では4自治体であります。内容の検討なしに使用してきたことが今回問題となって明らかになりました。以下、伺います。

1. 人権を蹂躪する調査、違法な調査であったことの認識がありましたか。
2. 厚生労働省の通知を受け取るまで改善を行わなかったことは、市福祉事務所としてなぜこの問題が発生したのか検証を行っておりますか。
3. 今後の改善はどのように行いますか、伺います。

第2に生活保護基準引き下げを他の制度に連動させないための、市長が認める減免制度の充

実を求めることを伺います。

生活保護基準引き下げは、生活保護利用者だけの問題に留まりません。税制改正で住民税非課税限度額の引き下げは生活保護、住民税非課税限度額を利用要件にしている制度では、利用できなくなる市民が生まれます。

別紙、北海道帯広市では影響を受ける制度が51事業であり、2,306人に影響を与え制度が利用できなくなると報道しています。影響を受ける事業は介護保険料賦課税、就学援助費支給事業、災害共済給付事業、個人住民税の賦課などの制度です。

生活保護費やそれよりさらに低い住民税非課税限度額を基準としている制度は、最も生活が困難な市民への行政サービスを保障する制度であり、インフレ政策と消費税増税で市民生活の困難さが増しているときに、これ以上の負担を求めるべきではありません。国に対して財源手当を求めると同時に市としての対応も重要だと考え、以下伺います。

1. 影響を受ける事業、利用できなくなる人数を明らかにすること。
2. 国はできる限り、その影響が及ばないように対応することを基本的な考え方としていますが、財源が明らかではありません。国に財源手当を求めます。
3. 生活保護引き下げを他の制度に連動させないため、条例の市長が認めるものを適用し、要綱・規則を改正して影響が出ないように対応を求めます。

そして第3に、介護保険を利用しやすい介護サービスが提供されているか伺います。

介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業は前回の法改正で導入されました。総合事業は要支援者一人ひとりについて判定し、総合事業の対象とされた要支援者は介護給付を停止され、使えるサービスは市が行う事業に限定されます。市により要支援者と判定された方はそれまで利用していたヘルパーによる食事の調理や清掃、洗濯等の援助が受けられなくなり、業者の配食やボランティアの見守り、ゴミ出しに変わることとなります。この総合事業、2012年12月時点で実施自治体は全国で27自治体であり、利用者数は676人であり、13年度も実施自治体は44自治体に過ぎない状況であります。

まずボランティアに専門家の代替、公的介護保険サービスの代替を求めること自体が誤りです。訪問看護を担うホームヘルパーが行う援助は単なる家事の代行ではありません。利用者との関係を築きながら、生活援助を行う中で心身の状況や生活環境に応じて働きかけ、生活の意欲を引き出す専門職であります。軽度といっても認知症の初期症状や体の不自由さ、疾病などさまざまな生活の困難を抱えている中で、ヘルパーなどの専門職の援助を受けることでなんとか在宅での生活が維持できます。在宅訪問でサービス請求をしている方々は、市内での高齢者の実態として深刻な状態にあるとの声を寄せています。それは介護保険が利用できない、しづらい、認定が厳しいとの声です。

90歳近い、認知症で徘徊の行動がみられる親を一人息子は仕事のため朝7時には家を出て夜7時過ぎでないと帰宅できません。日中デイサービスに行きますが、本人は夕方5時には自宅に帰ってまいります。デイの方が施設して帰りますが、息子が帰ってくる前に雪の降る中、外に出てしまい警察の方と一緒に探し保護し、その後施設に入所しています。こうした事件が起こらないと施設入所など必要なサービスが受けられない。また自宅で療養している一人暮らしの方、自分で箸を使って食事が食べられるから、この方は市の認定では自立と判断されています。こうした実態がある中、公平な審査が行われているのか疑問だ、市内での老後が心配との声も寄せられています。

今後、後期高齢者、認知症の高齢者、老老介護世帯、高齢者の一人暮らしは増加いたします。介護保険の認定調査員はますます重要な役割を担うこととなります。働きやすい労働環境を提供し、専門職として位置づけるべきです。以下、質問をいたします。

1. 要支援者1、2の人数。総合事業を利用している人数は、また、総合事業より介護保険制度のサービスに戻していくことは検討していますか。
2. 軽度の認知症が疑われる場合、認定調査員の特記事項は判定に大きな影響を与えますが十分調査された内容となっていますか。
3. 今後の介護保険改定ではデイサービス、訪問介護を市町村事業への移行させる検討がされている、こうした報道があります。介護の社会化の後退ではないか、市の見解を併せて伺います。

第4に、誰もが住みたくなる北杜市となるよう公共交通の確立を求め、伺います。

高齢化も進み、高齢者の交通事故件数が増加しています。また高齢のため、運転免許証を返納する方もあります。安心して買い物・医療機関への受診、年金の引きおろしなど金融機関へ出かける、生活を続けていく上で公共交通は欠かせません。誰もが安心して出かける足の確保は自治体の責任ではないでしょうか。

平成24年2月作成された地域福祉計画の市長の言葉は「市民と行政とが協働して地域づくりに取り組むことにより、誰もが安心して暮らせる住民参加と支え合いの福祉のまちづくりを目指したものです」と語っています。この計画の中で市の暮らしやすさの評価では、道路や交通機関等の使いやすさはマイナス0.45、買い物など利便性マイナス0.33、病院など医療関係施設はマイナス0.30、このマイナス3点が市民の不満と感じていることだと記述しています。これらの不安の生活のしづらさの軽減策について、今後市は検討していくとして1. 買い物、配食、見守りなど生活支援サービスの実施、2. 移動販売等に関する情報収集と提供、3. 福祉有償運送やボランティアによる通院のための移動支援、4. 公共交通の確保、5. 緊急通報システム携帯電話型ふれあいペンダントの導入の5点を平成24年度より28年度までの計画として挙げられています。しかし4の公共交通では、24年度末でデマンドバスが廃止になっており、後退しておりませんか。

北杜市は地域的に広く病院、駅や郵便局、商店街の利用もそれぞれ旧町村単位で生活圏が形成されており、市の中での生活しづらさは高齢化が進むほど公共交通への願いが高まってまいります。市として市民の要望に応えるようバスを運行し、利用者の増加を果たしていかなければなりません。高齢者が体力的に限界を感じ運転免許証を返納しても、その後も安心して高齢者が自立した生活を助けるためにも伺います。

1. 市民バス、病院バスの利用者増加を果たす目的で市民の利用要望を聞き出す調査を民生委員の皆さん、ヘルパーさん、ケアマネの方々や地域自治会の皆さんの力を借りて聞き出すことを求めます。
2. 医療機関である北巨摩医師会、歯科医師会やそして商工会、商店との連携協力体制についての話し合いは、これまでもたれていますか。
3. 具体的に自助、共助への行政としての支援策の検討はされていますか。

以上3点についての見解を求めます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えします。

公共交通の確立について、いくつかご質問をいただいております。

自助・共助への支援策についてであります。

8町村が合併した北杜市は広大な面積を有し、集落も点在しているなど公共交通の整備には路線網の構築や財政面でも厳しい条件がそろっており、公助には限界があるものと考えております。

市といたしましては幹線については市民バスを運行し、その他の支線については自助、共助で対応をお願いしているところであります。自助、共助に対しては先進事例などを参考に、本市の地域性に合った施策等を検討し、支援してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

公共交通の確立について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市民バス・病院バスへの市民の声の聞き取りについてであります。

公共交通に対する市民からの要望については日ごろから行政区、あるいは個人からも寄せられている状況にあります。また昨年、デマンドバス実証運行の利用者に対するアンケートを電話による聞き取り方法で実施しております。

次に、医師会や商工会との連携体制についてであります。

高齢者のバス利用の目的については、通院と買い物が大きな割合を占めております。2つの市立病院では、合併前から無料送迎バスを運行している状況にあります。

病院の送迎バスの運行に関しては、運行ルートの決定について医師会と協議した経過がありますので、今後、新たなルートでの運行を行う場合等は、医師会のご理解をいただくことが必要であると考えております。

また市民バス等の運行に関して、商工会等から運行に対する要望や意見は出ておりませんが、商店と交通弱者との関係については、別の観点からの検討も必要であると考えているところであります。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

利用しやすい介護サービスの提供について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、介護予防・日常生活支援総合事業の導入についてであります。

要支援1、要支援2と認定されている人数は本年10月末現在で333人です。この中で現在、総合事業を利用されている方はおりません。総合事業を開始したことにより、介護保険サービスと日常生活支援事業と組み合わせて、利用者の視点に立った柔軟な対応ができる状況にあり、また選択は本人の意向により行われるものであります。このような状況の中、従

来の制度に戻していく認識はしておりません。

次に、軽度認知症の認定調査についてであります。

現在、認定調査については、一定の研修を終えた調査員が市からの委託を受けて正確な調査を行うよう努めております。また特記事項の記載については、調査員全員が選択の根拠とより頻回に見られる状況や日ごろの状況について具体的に調査し、丁寧かつ慎重に記入をしており、十分な調査をしております。

次に、今後の介護保険制度の改正についてであります。

制度の改正については、厚生労働省社会保障審議会で検討中でありますので、今後、国の動向に注視して対応してまいります。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

生活保護、家族への扶養調査について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、違法な調査の認識についてであります。

生活保護法による扶養照会書で、一部誤解を招く表現があったことについては11月21日の全員協議会でご報告したとおりであります。この扶養義務調査は、全国の福祉事務所が実施しており、保護者が扶養義務者から金銭的な支援が受けられるかどうかということに主眼が向けられますが、精神的な支援が受けられるかどうかを確認する大切な調査でありますので、決して人権を蹂躪する違法な調査ではありません。

次に、問題発生の検証についてであります。

生活保護法では、民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、それが生活保護を受けるための要件であるという認識は一切持っておりません。しかし一方では、扶養義務者にはできる範囲での金銭的や精神的な扶養等は行ってもらいたいということも大切なことでもあります。今回は「前提」という文言を使用し誤解を招く表現になっていたため、文書の表現を修正いたしました。

次に今後の改善策についてであります。すでにシステムを改善し対応しております。

次に、市長の認める減免制度の充実についてであります。

政府は来年度の税制改正において、個人住民税の非課税限度額の引き下げについては据え置くこととしましたので、改正による影響を受ける制度はないと承知しております。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時25分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

清水進君の再質問を許します。

○11番議員（清水進君）

それでは3点、お伺いをいたします。

国会で日本共産党の高橋千鶴子議員は、生活保護法改悪による申請締め出しは許さないと質問し、田村大臣は運用を変えないと明言し、社会・援護局長は口頭の申請も認める、書類がなくても申請時点を保護開始とする。申請者が親族の名前を書かなくても申請を認めると答弁を行いました。本市でも社会・援護局長の答弁のとおり今後の運用を求めますが見解を求めます。

次に認知症の方について、お伺いをいたします。

「毎日がアルツハイマー」の監督、関口祐加さんは「イギリスでは認知症は高度な技術が必要とされ、介護職員がプライドを持って働いている。介護が金儲けの対象にされることを一番憂慮する」と、そうした話をされています。認知症の初期は専門家の看護が必要ですが、本当に必要な認定になっていないとの声を聞きます。認定についてのことを再度お伺いいたします。

公共交通について、お伺いをいたします。

地域公共交通会議で示された来年度の市民バスの変更点は2件であります。バス路線から離れた地域に住む市民は、依然として公共交通を利用することができません。やはり町や地域単位で市民の足をどのように確保していくのかを論議し、方針を立てていくことが必要です。調査をし、要望を聞き出し実行することを求めます。

以上、見解を求めます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

日本共産党、清水進議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

生活保護の申請の件でございます。

生活保護法で民法に定められた扶養義務者による扶養は、生活保護に優先して行われるということでございますので、生活保護は一番最終の手段ということで、いわゆる直系の血族であるとか兄弟、姉妹は扶養の義務があるということですので、扶養していただける分についてはそれを差し引いて生活保護費を支給するというのが原則でございますので、それに則って粛々と事務を進めるということになるかと思っております。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

認知症についての、調査員の調査内容等の取り組みでございますけども、先ほども答弁しましたけども、認定調査については調査員が一定の研修を終えまして正確な調査を行うように努めています。また特記事項についても具体的に調査しまして丁寧かつ慎重に記入しており、十分な調査をしております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

清水進議員の、公共交通に対する再質問にお答えいたします。

地域交通会議に2点の変更をかけまして、今議会にも路線バスの変更の条例をあげさせていただいております。これらも地域の皆さんの要望によって変更としたものでありまして、まだまだ、先ほども答弁で申し上げましたように、地域がかなり広大で点在していると。人も森の中にいっぱい点在しているようなところもあります。公共交通は乗せることが目的ではなくてバスは手段でありまして、そこからどこへ行って何をするかということがすごく重要なことになってくると思います。それを調査し町単位、地域単位とおっしゃいましたけども、そういった中で巡回バス等を拡大していく中でできるだけ多くの地域の要望にはこたえていきたい、順次そういう要望に対してのバス路線みたいなものの検討をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

清水進君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、17番議員、千野秀一君。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

会派北杜クラブを代表して、いくつかの質問をさせていただきます。

まず最初に、子育て支援の充実についてお伺いします。

日本の人口は北杜市誕生の年、2004年でありまして1億7,778万人ということでこのときをピークにして翌2005年、2万人の減少がありました。以来、本年2013年の11月まで9年間に約50万人もの急激な人口減を示しています。しかしすでに0歳児から14歳までの子ども人口は第2次ベビーブームを境に34年も前から減りはじめ、少子化が始まっていました。そして15歳から65歳の労働人口も17年前を境に減少してきています。裏返してみれば高齢化の始まりでありました。

一方、北杜市の人口を見ても小淵沢町が加わった平成18年、5万109人の5万人都市でありましたが7年後の今年、4万8,878人と実に1,220人も減ってきています。

人口を増やす施策は8つの杜づくりそのものであります。その推進にほかありませんが、市の活力の向上を考えたときには、若い元気な労働力の確保は欠かせません。しかし若者にしてみますと環境のよい場所で子育てもしたい、そして職場は住宅に近いところがいいというふうに望んでおります。市の施策として企業誘致による職場の確保と税収アップを図っていくのは当然であります。そのためには質の良い労働力があることが誘致の大きな条件でもあり、加えて持続性も必要と考えます。

先日、山日新聞に「北杜で農業 企業ぞくぞく」と他の自治体から見れば誠に羨ましい限りというような記事が載っておりました。企業誘致の高い評価であると喜ばしくも思っておりま

す。しかし、これをますます推進していくためには、まず市内に子育て定住人口を増やしていく施策のより充実が重要と考えます。本市では、すでに特色ある数多くの子育て支援策を行っていますが、それらに加えベビーズヴァンスタウンなどを生かした定住に向けての子育て支援住宅の整備と併せ、以下の支援策も必要ではないかと考え質問をいたします。

1つ、子育て家庭の新築・増改築等に魅力感のある、費用の10%から15%ほどの大型の補助をする考えを提案します。

また、これに伴い一定期間の固定資産税の免除も同時に行います。

3番目、上下水道の加入金も大きな負担となります。これも免除をする。このような魅力感のある施策の実施はいかがでしょうか。

次に学校の統廃合について、お伺いします。

児童生徒の教育環境の充実を図るため、平成21年3月の答申を受けて、平成24年4月、増富小が須玉小に統合され、平成25年4月、長坂小が誕生いたしました。高根小3校と8つの中学校は今年度中に統合計画を示すこととなっています。

平成22年6月の市長の所信では高根3校は長坂小開校の2年後、平成27年の開校を目指し、中学校は3校と答申はあるが教育指導・生徒指導・部活動等に支障をきたしていることから早急に適正化を進めなければならないと認識していると述べました。

日本の子どもは十分な教育を受ける権利を持ち、大人はそれを受けさせる義務があるとするならば、合併前からの課題として、その支障は速やかに解消しなければなりません。そこで以下、伺います。

この統合計画の進捗について、どのようになっているかをお示してください。

次に先ほども述べました支障の現状について。部活の現状、部活動の指導者の確保、教師の加配などの現状についてお伺いします。

3番目、統合までの間、合同部活などの考え方と対応策について伺います。

次に、市有財産の整備について伺います。

全国の自治体で公共施設のあり方が問われています。そしてそれに伴い公共の空き施設が大きな課題となってきています。企業誘致などの活用は、瞬時の対応が決め手となることもあるといわれています。日野春小学校、小泉小学校の現状を見たとき即活用するために以下、伺います。

数多い市有地、市有財産の権利、登記などの台帳整備はどうなっていますか。

2. 今後、売却あるいは替え地等の可能性が想定される施設・物件について先行的整備の考え方はありますか。

次に今後の交付税について、お伺いします。

国は先般、合併後の自治体の行財政について支所の重要を鑑み支所数に応じた交付税の加算をすると報じました。これについて、お伺いします。

1. 想定される加算の規模は。

2. 合併特例による段階的削減との関係は。

3. 今後の財政への影響は。

最後になります。3つの国史跡の活用について、お伺いします。

市内ではちょうど30年前に指定された金生遺跡、そしてこれも20年前に指定された谷戸城址に次いで、県下で50番目となる梅之木遺跡が指定の見通しとなりました。縄文時代とい

うのは1万3千年前から3千年前までの約1万年の時代であります。縄文王国といわれている山梨の遺跡は約4500年前から3千年前のものだそうです。今年の夏、7月から10月の間、東京国立博物館で開催されました全国の縄文土器展では数多くの北杜の名品の中から須玉町津金の御所前遺跡から出された、大変珍しい出産を表した顔面取っ手付き土器と金生遺跡の精巧で美しい土器の2つがパンフレットの表紙を飾っていました。今ではこれらの土器を見るために全国から市の考古資料館を訪れる人がいるとのこと。

そしてこのたび、全国でも稀な150軒もの環状集落の梅之木遺跡の指定に向け、市ではすでに「みんなでつくる縄文のムラ」と題して、その整備計画と管理運営を示していますが、これらすべてが日本の縄文銀座、北杜市のお宝であり、まず市民がその理解を深める必要があると思います。そこで以下、伺います。

1. 金生遺跡、谷戸城址の維持・管理の考え方と予算づけは十分でしょうか。
2. 広大な梅之木遺跡の整備後の維持・管理についての方策を教えてください。
3. 3つの史跡の教育的、あるいは観光的連携活用について、どのような考えがあるかを伺います。

以上、質問を終わります。ご答弁をよろしくお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

今後の交付税について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、想定される加算の規模についてであります。

本年6月の地方制度調査会の答申において、市町村合併に伴う行政区域の広域化を踏まえた財政措置を講じる必要性が指摘されたことや地方団体からの意見などを踏まえて、現在、国において合併の特例措置終了後の普通交付税の算定方法見直しが行われているところであります。

見直しの方向性としましては、支所に要する経費を交付税算定に反映させることや人口密度等の違いにより、経費の割り増しを行うことなどが検討されております。この見直しは複数年度に分けて実施することが想定されており、現在、来年度分の制度設計が行われているところであります。そのため、支所に要する経費が本市の交付税にどの程度の規模で算入されるかについては、明らかになっていない状況になっております。

次に、合併特例による段階的削減との関係についてであります。

今回行われております検討は、合併後10年を超えた年度から合併の特例措置を5年間で段階的に縮減する制度を変更するものではなく、特例措置がすべてなくなった時点における普通交付税の算定方法を見直すものであり、見直し後におきましても合併の特例措置は5年間にわたって段階的に縮減していくものであります。

次に、今後の財政への影響についてであります。

現在行われております見直しは、合併の特例措置終了に伴う最終的な普通交付税の縮減額が従来の試算額よりも圧縮される効果があるものと想定されます。

今後につきましては、算定方法見直し後に本市への影響額の分析を行い、財政の中長期見直しに反映してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

学校の統廃合について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、計画の進捗状況についてであります。

市では平成21年3月に北杜市小中学校適正規模等審議会からの答申を受け、平成22年5月に北杜市小中学校適正配置実施計画を策定し、計画に基づいて昨年度に増富小学校を須玉小学校へ統合し、今年度長坂地区4小学校を統合し長坂小学校を開校しました。

現在、教育委員会では、高根地区の小学校および市内8中学校の統合計画案の検討を進めているところでありますが、来年2月までには統合計画案をまとめ、来年度以降は統合計画案を保護者、地域住民等に説明を行うとともに意見交換や意見聴取などを行いながら統合計画を策定し、次世代を担う子どもたちの教育環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、部活動の現状と指導者の確保についてであります。

部活動はスポーツや文化に親しむことにより体力の向上、責任感や連帯感の涵養など中学校教育において大きな役割を担っており、市内9中学校においても積極的に活動が行われております。しかしながら生徒数の減少により、活動している部活動の種類や数は学校間で大きく異なっている状況にあります。

例えば、生徒数が比較的多い高根中学校や長坂中学校においては10を超える部がありますが、生徒数が100人以下の白州中学校や武川中学校においては4つの部となっております。また、多くの部員数を要する野球部とサッカー部が両方ある学校は市内9中学校中4校のみとなっているのが現状であります。指導については教職員が当たっていますが、必要に応じて地域の方々などに外部講師として指導をいただいております。

次に、教職員の加配の現状についてであります。

教職員の配置につきましては、公立義務教育諸学校の学級編成および教職員定数の標準に関する法律で学校規模に応じた教職員数が定められております。また、学級編成や特別支援など特定の事由がある場合は基準に沿って、国や山梨県より特別加配や非常勤講師の加配措置があります。

本年度における本市の小中学校の加配状況は、学級編成の改善を図るための加配や日本語指導、通級指導、特別支援学級指導、きめ細やかな指導を目的とした加配など小学校に12人、中学校に4人の計16人が措置されているほか、非常勤講師として小中学校に42人が加配されております。このほか特別支援を要する児童生徒が普通学級に在籍する場合など、きめ細やかな指導を支援するため、市の単独補助教員を小学校に22人、中学校に9人の計31人を配置しているところであります。

次に統合までの間、合同部活動などの考えと対策についてであります。

本年度、部員不足を理由に明野、泉、小淵沢の3中学校の野球部が合同チームを編成し合同練習を行い、新人戦大会へ参加したという事例があります。しかしながら練習場所への移動方法、連帯感の形成など課題も多かったと聞いております。

また、文化部門である吹奏楽部では、国民文化祭の北杜市記念事業として市内中・高校生に

よる合同演奏会を11月に開催したところであり、市内8中学校の吹奏楽部員130人余りが一堂に会して演奏を行い、多くの方々から賞賛が送られておりました。

今後はこうした事例も参考にして、学校の意見なども伺いながら学校間の交流に取り組んでいく必要があると考えております。

次に3つの国史跡の活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、金生遺跡と谷戸城跡の維持・管理の考え方と予算付けについてであります。

金生遺跡は昭和58年に、谷戸城跡は平成5年に国史跡に指定され、市の貴重な財産でもありますが、維持管理に要する経費は市の負担となっているところであります。

厳しい財政状況ではありますが、必要な予算を確保した中で敷地の除草作業および便益施設の管理委託、また地域の各住民団体の皆さまに多大なご協力をいただいて清掃などの管理を行っております。

なお、金生遺跡については面積も広くないため、復元住居もおおむね良好な管理状況であります。しかし、広大な面積の谷戸城跡は赤松など多数の樹木が植生しており、松くい虫防除および腐朽木処理などに努めておりますが、近年その被害も増加傾向にあり防除と伐採に苦慮している現状にあります。

こうした状況に対処するため、今後は地域ボランティアや観光協会等とも連携しながら管理に努めるとともに関係機関と協議し、樹種転換なども検討してまいります。

次に、梅之木遺跡の史跡整備後の維持・管理についてであります。

梅之木遺跡の整備については、昨年11月に策定しました梅之木遺跡保存整備基本構想に基づき、複数年かけて学校関係者や市民参加による整備を行ってまいります。また、体験型観光としての遺跡復元など、観光事業も取り入れながらの整備を計画しております。

このことから整備後の管理運営につきましても、学校関係者や市民との協働を基盤にしながら、体験型観光事業も取り入れた中での運営を検討してまいりたいと考えております。

次に、3つの史跡の教育的・観光的連携活用についてであります。

このたび、梅之木遺跡が新たに国史跡として指定され、縄文時代に栄えた八ヶ岳南麓の金生遺跡、中世の谷戸城跡と合わせ市内の国史跡は3カ所となりました。この貴重な郷土の歴史と魅力をより身近に感じ、学んでいただけるよう各種講座等の展開や市内の児童・生徒向けの学習支援事業を実施する計画であります。来年度は、梅之木遺跡に関する案内資料の作成と遺跡紹介のための企画展を計画しております。また観光の連携活用については、史跡に関しての多様な紹介を行うとともに、市内に有する各資源とリンクしながら縄文文化の宝庫も北杜市の特色でもありますので、これを観光においても生かしていけるよう観光関係者や民間文化施設等とも連携していきたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

市有財産の整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市有地の台帳整備についてであります。

公有財産のうち普通財産については、旧町村の公有財産台帳を引き継ぎ管理している状況にあります。一方で、新地方公会計推進の側面から重要とされている固定資産の台帳整備につい

ては、現在、国においてガイドライン作成に向けた記載内容などの具体的な整備方法の検討が進められており、今後これら国の動向を注視し、新たな公有財産台帳の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市有財産の先行的整備についてであります。

行政財産として目的を終え、用途廃止した普通財産については財源確保や維持管理経費の削減を図るため、売却などが可能なものから順次、処分を行っております。建物の解体など最低限の条件整備は処分に必要であると考えておりますが、企業誘致などへの先行的な整備については、昨今の需要状況から見ると難しい状況にあると考えております。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

千野秀一議員の、北社クラブの代表質問にお答えいたします。

子育て支援の充実についてであります。

市では、少子化対策として子育て支援の充実と子育て世代に魅力あるまちづくりを柱に保育料の第2子以降の無料化、ほくとハッピーワークの常設、放課後児童クラブの低額な利用料や出産祝金の支給などの就労および経済的支援や安心して子どもを産み育てる社会づくりを推進するためファミリー・サポート・センターの運営、つどいの広場、子育て支援センターの運営等を行ってまいりました。

また結婚や出産、子育てといった定住の動機づけに効果が期待できる時期に定住促進施策を展開することが有効と考え、本年度から子育て支援住宅の整備に取り組んでおります。これらの事業を進めるとともに、多くの若い世代の定住促進を図るためには新築・増改築の費用への補助制度、固定資産税・上下水道加入金の免除などさまざまな取り組みが必要であると考えております。

今後、庁内関係課等の職員で構成する定住促進庁内検討会などにおいて、具体的な施策について検討を進めてまいります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

千野秀一君の再質問を許します。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

いくつか質問がありましたので、1つずつ再質問させていただきます。

まず最初に学校統廃合のことにつきましては、先ほど説明がありましたように合併統合に向けて市民の意見を聞きながら計画を進めていくというそういう段取り、2月に発表されたあと

ですね、進めについては、そのへんの最終的なタイムスケジュールのことが先ほど答弁の中でなかったんですが、そのへんの予定があれば教えていただきたいと思います。

またもう1つ、中学校の統合につきましては各町に1校しかない学校がという話になるわけでありまして、当然、住民とすれば大変深い関心を持っているところでもありますので、その計画の進めについては、十分に住民の意見を聞く機会を持っていただきたいと思うんですけども、そのへんの進め方についてもお伺いをいたします。

もう1つ、子どもの教育について支障を来しているという形の中で、われわれちょっと見た中では先ほど部活の問題なんですけども、生徒の減少によって十分な部活動ができていないという現状を見て、北杜の子どもとして同じようにスポーツを楽しむ機会を平等にしていかなければならない、それは大人の責任だと思うんですよ。そういう意味からしますと混成チームも当然必要でしょうけども、そこの中で移動の手段が難しいですとか、あるいはなかなか連帯感がすぐに醸成できないこともあるということでもありますけども、ただ中学校等の統合という話が、最終的に統合に至るまではまだまだだいぶ時間がかかると思うんですよ。その期間中に、子どもの数は年ごとに減っていくという状況を見たときに、早め早めにそういうふうな形の、統合までの間のなんらかの方策というものを考えていかなければ、子どもたちにそういう不公平感を味あわせることになってしまうということです。なんらかの手法をとにかく頭を捻って知恵を出していただいて、子どもたちに不公平感がないような施策をお願いしたいと思います。

先ほど吹奏楽では各学校の混成でやった経験があるということでもありますけども、ぜひそのへんのところからいいヒントを出していただいて、本当に何年も先になると思うんですよ。中学校の完全な統合というのは、その間、実は部活が何もできなかったということがあってはまったくいけないと思いますので、そのへんの取り組みについてのお考えを再度お願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

北杜クラブの、千野議員の学校の統合に関する再質問にお答えしたいと思います。

はじめに統合のスケジュールでございますけども、先ほど答弁をさせていただいたとおり2月の定例教育委員会におきまして、教育委員会としての統合計画案を策定したいと考えております。

その後、4月以降、保護者ですとか各学校のPTAの総会ですとか区長会とか、そういうところで説明会を開きまして、いろんな皆様のご意見を伺いながら、その意見を踏まえた中で統合計画を策定しまして統合を進めていきたいと考えております。

2番目の中学校の統合の進め方も、これは先ほど説明しましたのは高根地区の小学校、それから8中学校の統合もまったく同じ考え方でございまして、基本的には教育委員会としては統合の計画案を出すこと、それを叩き台にして、いわゆる市民の合意、保護者の合意、それから地域の合意が得られたところで統合計画を策定しまして、それに向かって今度は実際に校舎の整備ですとか通学路の問題ですとか、周辺の道路整備なんかを全庁体制で計画的に進めていくというふうな流れでございます。

3点目の部活動が支障を来しているというご指摘もございますけども、学校生活において

一番大切なのは、教育委員会としましてはある程度の規模、特に中学校におきましては、ある程度の規模の中で子どもたちが切磋琢磨をするというのは、社会に出て行くための準備行為として非常に重要だというふうに考えております。その1つが体育部であろうと文化部であろうと、部活動が1つの1年生から3年生までが同じ種目とか、趣味に向かって同じものをするという、ひとつの世代を超えた活動になるわけですけども、これに支障を来している状況もございまして、先ほど国民文化祭の合同演奏なんかもございましたけども、夏休みを使って同じ、例えば野球部が合同練習をするとか、サッカー部が合同練習をするとかという形で生徒が交流できるようなそういうことを教育委員会としても計画をしまして、学校と協議をした中で進めていきたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

もうひとつちょっと理解ができなかったんですけども、申し訳ありません。統合のスケジュールですけども、2月に統合計画の案を提示して、それについて皆さんにお諮りをしていくと、そういうことですよ。最終に諮っていくんですけども、その案から「案」という字を消す時期は別に決まっていらないわけでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

千野議員の再々質問にお答えしたいと思います。

統合計画案がいつ計画になるかといいますと、これはいわゆる合意が得られた時点で、それが1年で合意が得られればその後の統合計画としますし、いろんな地域事情、平成19年のときにもいろんなご意見があったということは承知をしておりますので、そこで住民のコンセンサスが得られた時点で統合計画としていきたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

もう1つ、次のテーマへいきます。

市有財産の整備についての話で、先ほどの答弁の中でかなり理解が進みました。ただ、今現在、大きな公共施設の市有財産を普通財産に移して、そして違った目的に使う、例えば企業誘致というふうな話の答弁があったと思うんですけども、なかなかそういう需要がないからという、そんな答弁でありましたけども、ただ日野春小学校ですとか小泉小学校のああいう事例をみるときに、スムーズに次の目的に使えるようなそういう施策を、そのための準備を進めていてもらいたい、そういうことなんですけどもそのへんのご見解をもう一度お願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

千野議員の再質問にお答えいたします。

先ほど普通財産に変えて、需要がないということもありますし、需要が多様化しているというのも1つにはあるということで、一概に更地だけにしてしまうと、そこに建てたものが使えなかったとか、いろんな多様する需要に応えるためには、きたときの条件というのが、いろんなパターンがあるということで、一概に手をつけられないと、そんなような意味で答弁させていただきました。

たしかに小泉小学校の跡地みたいな、底地に少し問題があるようなものは極力、行政財産であっても、その権利関係とはきちっと整理して、今あるうちに整理して市の名義のものは市のものにするというような、そういうふうにならざるを得ないというふうな体制を整えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

最後になりますけども、3つの史跡のことについてお伺いします。具体的に。

金生遺跡と谷戸城址が大泉にあるということで、とかく行く機会もあったりして目に留まっているところなんですけども、先ほど答弁にありましたけども、史跡の指定を受けて土については国の史跡ということらしいんですけども、立ち木については市のほうである程度、管理をしなければならないという、そういう状況のような話でありましたね。それについて、例えば樹種転換というようなことも先ほど言葉が出たわけでありまして、谷戸城址、お城という形から見て今現在はかなり古い松と杉の木なんかかなり植えてあったりして、一番上の一の郭というところに登っても、当時お城であるならば360度、敵が攻めてこないか見えるようなそういう木の構造だったのではないかと思われるんですけども、今そういう形ではなくて景色もあまり見えないというかそんな格好になっているものですから、樹種転換をするということも、またひとついいのかなというふうに思います。

できればさっき言ったようにまわりの景観が、まわりの景色がすべて360度、大パノラマの場所だけに、そういうふうな整備も考えていく必要があるのではないかというふうに思いますけども、そのへんの見解をお願いいたします。

もう一つ、これは梅之木の遺跡のほうですけども、すでに市とすれば活用の方法についてもさっき具体的に述べていただきましたけども、本当に観光にも資するような形としてのテーマパーク的な整備ということのお考えがあるのかどうかもお伺いいたします。

もう一つ、先ほど冒頭の質問の中で申し上げましたけども、須玉町の津金の遺跡から出た顔面取っ手付き土器というのを皆さん知っているかどうか分かりませんが、お産の苦悩を表したような土器なんです。これは大変珍しいということで、本当に考古学を志す人からしてみると、せめて本物を一度見てみたいという形でこの北杜市の考古資料館のほうに見に来ているというそんな話であります。ぜひぜひ、市民の皆さんにもこういう素晴らしいものがあるということを知っていただきたいなと思うんです。そういう意味で提案なんですけども、北杜市の市役所のロビーあたりにそういうふうなものを展示していただいて、つづさに四方八方から、裏にまわってぐるぐるまわりから見られるような、そんな展示の方法をぜひ

していただいて、梅之木遺跡の史跡と合わせてこういう史跡が北杜にあるんだ、宝があるんだということもそういう意識の醸成をぜひぜひしてもらいたい。提案なんですけども、そんなことに対するお考えがありましたら、よろしくお願ひいたします。

もう1つなんですけども、今月の23日の日が冬至だと思ふんですけども、北杜市の一番先に史跡になった金生遺跡のあの場所から冬至の日に、甲斐駒の一番てっぺんに太陽が沈むという、そういう現象がある。そういう場所だからこそ、あそこに金生遺跡をつくったという、そういう4500年くらい前の縄文人が、あの地にそういう宗教的な思いを込めて遺跡をつくったということも現実としてあるわけで、そんなこともぜひ市民の皆さん知っていただいて、史跡の意味みたいなものをぜひぜひ知らせていってもらいたいなとそんなふうに思いますが、そのへんの取り組みも含めてご答弁をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

千野秀一議員の再質問にお答えをしたいと思います。

国史跡の活用についてということで、1点目の谷戸城の整備でございますけども、谷戸城の地域にはこちらでカウントをしたところ約2千本の樹木がございまして、そのうち550本ぐらいいが赤松、あとは桜ですとかヒノキ、杉、その他広葉樹になっているところでございます。

先ほど答弁でもございましたけども、松くい虫の被害も出てきているわけなんですけども、この赤松の550本のうち18本にあたる部分につきましては、この史跡構成の一部になっているということで、毎年この18本の松につきましては松くい防除剤を注入して保存を図っているところがございまして、その他の松につきましては、やはり倒木ですとか松くい等の被害、なかなか防除しきれないということもございまして、先ほどご答弁させていただいたように樹種転換等も文化財審議会等で検討をしていながら、取り組んでいきたいと考えております。

またこの谷戸城につきましては、大泉町時代から9つの団体が協力していただいて、周辺のゴミ拾いとか折れた松の管理なんかをご協力いただいて、現在、管理をしているということでございます。

それから2点目の梅之木遺跡の整備後につきまして、テーマパーク的な考え方はあるかということなんですけども、全国的にこういうテーマパーク的に整備をして、現在はほとんど活用できていないという反省点もございまして、先に整備の基本構想では基本的には市民参加や観光的な、今、観光イベントの中でも遺跡の復元を体験してみようという、いわゆる滞在体験型の観光というのも1つのビジネスとして成立しているというのもございまして、そういった形での整備をして、継続的に使っていただけるようなそういう梅之木遺跡にしていきたいと考えております。

それから3点目のお産の関係の、いわゆる北杜市には縄文文化の宝庫、八ヶ岳のほうの富士見原村も含めまして、いわゆる縄文の宝庫というのも1つの北杜市の大きな特色であるということは承知をしております、広報等でも順次スペースを見つけまして周知をしているところでございますけども、市役所のロビーでの展示というのも資料館の運営協議会等で検討をしていただいて、やはりそこでただ展示するのではなく、しっかり学芸員がいて説明をしないとなかなか理解できないということもございましてちょっと検討してみたいと考えております。

それから最後の4点目の冬至の時期に、金生遺跡から見ると甲斐駒の山頂にたしかに陽が沈むの見えるというのは、資料館運営協議会なり文化財審議会の中でもやはりテーマとして出されました。たしかに金生遺跡のところから、信仰性ということも推測されるんじゃないかという表現を文化財審議会の中では意見が出ましたけども、これらも含めましてそういうところから甲斐駒を見るとそういう風景が見えるんだということは1つの観光資源でもありますので、PRを含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

千野秀一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

中山宏樹君の関連質問を許します。

○9番議員（中山宏樹君）

部活動について、関連質問をさせていただきます。

先ほど教育長が小淵沢と泉と明野と一緒に野球チームをつくったと言われました。小淵沢と明野と、両端のところまでやらないと1チームつくれない、非常に悲しい時代になったなと思うんですけども、これは新人戦という1、2年生だけのことかと思いますが、また1年生が入ってくれば、また多少事情は変わってくるのかなと思います。

野球は北杜市に北杜ボーイズというクラブチームがあり、サッカーはヴァンフォーレ八ヶ岳というクラブチームがあります。そのクラブチームと部活動との兼ね合いはどう考えていますか、まず1点お伺いいたします。

それからただいま、小淵沢と明野という非常に両端のチームと一緒に合同練習をするということになりますと輸送関係も非常に難しくなってくるのではないかと思います。この輸送方法の手段はどのようにするか。部活を持っている先生は休みもなく、非常に大変と聞いていますが、このこともちょっとお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

それでは、中山宏樹議員の関連質問にお答えしたいと思います。

たしかに現在、部活動での部員の数が減っておりまして野球をするには9人必要なんですけども、1年生から、新人戦ですとほとんど9人に満たないということで合同チームを作成、編成せざるを得ないという形で先ほど答弁させていただいたような形になりました。

その中には先ほどご指摘のようにクラブチーム、サッカーですとか野球もそれぞれクラブチームが北杜市内にはいくつかあるんですけども、基本的にはこういうクラブチームに入っている方は部活動、部員としては入るんですけども、部活動を途中で中断するなり、そこに行かずに実際にはクラブチームのほうで、いわゆるその上を目指して頑張っているということが実態として出てきております。

それから合同チームでの移動方法等でございますけども、基本的には学校の要望によりましてスクールバス等を利用して要請があれば移動するということなんですけども、通常の日放課後の移動というのはちょっと限界がございますので、合同練習というのは、基本的には土曜

日とか日曜日を使った形での合同練習になっているというふうに聞いております。

それから3点目の部活動を指導するにあたって先生方のということですが、基本的には部活動手当というのが制度としては県のほうにございます。基本的に土曜日とか日曜日で4時間以上、部活動に関係した場合には県のほうから手当が支給をされますけども、県も厳しい財政状況でございますので、予算の範囲内で支給をするということが実態だと聞いております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、1番議員、上村英司君。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

会派ほくと未来を代表して、質問させていただきます。

ほくと未来は新人議員5人で「議会に新風を」との志のもと結成し1年が経ちました。議員としての目標へ向けて、市民の皆さまの負託に応えるため日々積極的に活動してまいりました。議会と行政はほどよい緊張感・敬意を保ち、市政の推進にあたっては目標に向かって車の両輪として連携が必要であると思っております。今後も北杜市の発展のため、最大限の努力を傾注していきたいと考えております。

今年は未曾有の豪雨や台風、竜巻が日本列島を襲いました。お亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表したいと思っております。

昨今は異常気象により、何時北杜市も台風などの災害に見舞われるか分からない状況にあると言っても過言ではないと思っております。市民への啓蒙を含め、日ごろからの万全の備えをしていくことが大切であると考えております。

また笹子トンネルの天井板崩落事故から丸1年が経ちました。犠牲になられた9人の方々に改めて哀悼の意を表したいと思っております。

北杜市においても国や県の管轄を含めて、多くの橋梁やトンネルを抱えております。高度成長期に造られたインフラや公共施設の多くが更新の時期にきております。二度と同じ過ちが起きないように徹底した管理、点検をお願いするところでございます。

北杜市は合併し9年に入っております。その間、白倉市長のリーダーシップのもと厳しい財政状況を改善する努力を重ねてきた結果、平成24年度決算にもその成果は随所に表れてきております。これまでの市長をはじめ職員の方々の努力と、また同時に市民の皆さまが財政再建に理解を示し、我慢と努力をしていただいた結果であると思っております。敬意を表するところでございます。

さて、本市の今後の状況を考えますと少子高齢化の影響により医療費や介護費の増大、農業後継者の欠如による農村の荒廃、また地域コミュニティが維持できないところまで及ぶことが予想されます。将来の北杜市を担う若者が一層、定住しやすい環境を早急に整えていかなければならないと考えております。

全庁を挙げて若者の定住促進策を計画し推進されていると思いますが、今までにも増して斬新的な発想とスピード感が求められております。計画に即して早期に実行に移すことが大変重要であると考えております。まず可能なものから迅速、かつ果敢に改革を実行していくことが求められております。

また北杜市は、伝統的に受け継いできた日本人らしい他人を思いやるおもてなしの心がまだまだたくさん残る地域だと思っております。思いやりの心を育て、将来につないでいけるのは子どもときからの教育が重要であると思っております。すでに北杜市では特徴ある教育として原っぱ教育に取り組んでおります。一層の充実とスキルアップを期待するものであります。

先人から引き継いだ、この大切な北杜市の美しい農村風景や景観はもとより人々の心が通い合うふるさとの存続のため、厳しい社会状況下ではありますが今こそ行政と議会が一致団結し、住民の皆さまと連携を一層強化し、全力を挙げて難局に取り組んでいかなければいけないと思っております。

今日は、市政全般5項目について質問させていただきます。

まず1項目めは行財政改革について、市長に質問いたします。

平成23年度から25年度の3年間で計画されました、第2次北杜市行政改革大綱の実施期間が本年度で満了いたします。第2次の大綱では財政の健全化、施策の再構築と市民との協働、市役所の構造改革とスリム化を基本目標に掲げ、第2次アクションプランとして行動計画を3年間、実施してきております。

第2次大綱で掲げた行動目標を検証し、達成している事業と達成できていない事業を精査し、平成27年度からの地方交付税の縮減を踏まえ、現在計画・検討されている第3次北杜市行財政改革大綱のもと、次の3年間もより一層厳しい行財政運営が求められます。

合併以来の9年間は財政の健全化が優先し、硬直的な行政になっている部分もあると思っております。第3次大綱におきましては夢も潜在能力もたくさんある北杜市ですから、職員の皆さまの思いきった発想や提案を実現し、活力ある行政、活力ある北杜市にしていかなければいけないと思っております。

以下、第2次北杜市行政改革大綱の振り返りと第3次北杜市行財政改革大綱の目指すべき方向、また重点施策についてお伺いいたします。

1. 第2次北杜市行政改革大綱の総括について、お聞きいたします。
2. 現在、計画されております第3次北杜市行財政改革大綱の目指すべき目標についてお聞きいたします。
3. 第2次北杜市行政改革大綱において、最重点目標であります財政健全化の取り組みについて、お伺いいたします。
4. 平成27年度から合併による地方交付税の特例措置が終了し、普通交付税が平成27年度は約4億5千万円、平成28年度は約13億4千万円と段階的に縮減いたしますが、今後の長期財政計画の見通しについて、お伺いいたします。
5. 市債残高は合併以来、着実に減少しておりますが依然として高い状況でございます。市債発行額の抑制状況と今後も減少できるのか、予測を伺います。
6. 総人件費は他の類似団体に比べて高くなっている状況であります。人件費の抑制状況について、お伺いいたします。
7. 今後のイベントへの補助金の見直しの基本的な考え方をお聞きいたします。

8. 行政への市民参加は本当に大切だと考えております。そのためにも適切な情報を市民の皆さまにタイムリーに提供していくことが大事だと思っております。ホームページ等による行政の情報発信の充実はどのように実施していくのか、お聞きいたします。

続きまして2項目め、市職員の育成についてお伺いいたします。

国からの権限移譲もあり、市が取り扱う事案が複雑化・専門化しております。まちづくりや医療や介護、環境などの分野では法律に詳しい職員がますます必要になってくることが予想されます。また地方分権に伴い、地方自治体が自主運営していく上では財務に詳しい職員が求められております。また北杜市の状況を考えたときには観光に詳しく、魅力的な商品を開発できるような専門知識を持つ職員の養成も急務であると思っております。現在、北杜市では3年程度で配置を変えておりますが、今後の職員の育成方法を伺います。

1. 法律や財務など専門知識を持つ職員を育成していく考えはございますか。
2. 職員の研修制度は、どのようになっておりますか。また職員を企業や国や山梨県、姉妹都市に派遣している実績と成果について、お聞きいたします。
3. 職員の柔軟な発想やひらめきを生かして、市民の生活の向上を図る制度が職員の提案制度であります。北杜市においては、職員の提案制度の現状と成果はどのようになっておりますか。また、職員の皆さまへの広報はどのように行っておりますか。
4. 山梨県や他市での職員の不祥事が多発しております。チェックできる機能があることが未然に防ぐ一番の方策だと思いますが、取り組みを伺います。また市民に率先する北杜市の職員という倫理感を醸成していかなければいけないと思っておりますが、見解をお伺いいたします。

3項目めといたしまして、学校教育について質問させていただきます。

小学校においては平成23年度、中学におきましては平成24年度より新指導要領がスタートし、生きる力を育むという理念のもと知識や技能の習得とともに思考力、判断力、表現力などの育成を行っております。現場の先生方におかれましては、生徒が学習内容を確実に身につけることができるよう指導方法や指導体制を工夫・改善し、個々の生徒に応じた指導の充実に努められており、日々のご努力に対して敬意を表したいと思っております。

しかし授業内容充実に加え体力や学力向上への取り組み、グローバル化に対応する外国語活動、道徳教育の推進など学校が取り組むべき指導内容が増加しているにもかかわらず、授業数がさほど増えていないことが課題であると考えております。

教育は国家百年の計というように、学校だけでなく家庭や地域で取り組むべき最も重要なテーマではありますが、今回は特に学校教育について質問させていただきます。

1. 授業時間が限られる中、基本的な読み書きをはじめ外国語や道徳の授業など授業内容が多くなり、学校の授業時間内で消化しきれないことが予想されます。学校ではさまざまな工夫をしていると思っておりますが、北杜市の取り組みについてお伺いいたします。
2. 北杜市では原っぱ教育を掲げ、各学校の特色を生かした授業を行っております。合併して9年経つこともあり、ふるさと北杜をつくるため、また北杜市で育つ子どもたちが統一した価値観を醸成するため、市全体として子どもが学べる共通のことを考えるべきだと感じます。ご見解を伺います。
3. 学力や体力向上のために放課後を活用するという答弁がこれまでの議会でもされております。現状の取り組みについて、お伺いいたします。

4．文部科学省が行っている体力、運動能力調査によりますと子どもの体力、運動能力は昭和60年ごろから現在まで低下傾向が続いております。北杜市においても体力の低下が著しいとのことでありますが、現状をお聞きいたします。また今回、山梨県の体力向上のモデル校となりました武川小学校、白州小学校の取り組みはどのようなものでしょうか、お伺いいたします。

5．文部科学省が小学校3年生から外国語活動を行うことを検討していることが報道されております。北杜市においては、いざ実施するということに向けて授業時間の確保、指導者人数の確保、指導者の養成、研修などの環境整備が整っているでしょうか、見解をお伺いいたします。

続きまして4項目め、総合支所のあり方と市民との協働についてお伺いいたします。

合併した市町村で行政が市民から遠くならないためにも、支所が今後も必要であるという議論があり、国でも支所を地方交付税の算定に加えるなど、支所の機能を見直す動きが高まっております。また同時に面積が広大で人口の少ない北杜市におきましては市民との協働、また共助が大切であると思っております。以下5点について、質問させていただきます。

1．国でも支所の機能を見直す動きがあります。支所は市民に身近な行政として、また地域コミュニティの中心だと多くの市民が考えているからだと思います。今後、本庁と総合支所の関係や位置、支所の機能を将来的にどのように考えておりますか。見解をお伺いいたします。

2．面積が広大な北杜市におきましては、行政区が重要な役割を果たしております。加入率が減少しているということもお聞きしますが、加入状況と今後の加入促進策についてお伺いいたします。

3．行政が今まで担っていた役割を市民やNPOの皆さまに担っていただくことは、大変重要だと思っております。そのためには、協働したい市民やNPOを育成していくことが求められております。取り組みについて伺います。

4．政策を立案する上で、パブリックコメントを求めることが第2次アクションプランに謳われております。政策を立案する過程で、市民の皆さまの意見を最大限取り入れていくことは開かれた行政にとって、とても大事だと思っております。パブリックコメントがたくさん寄せられるようにするため、募集するにあたりまして市民への周知の仕方はどのようなになっているでしょうか。またパブリックコメントの実績についてもお伺いいたします。

5．市長への手紙の状況は、どのようになっているでしょうか。また市民への広報および内容の公開は考えているでしょうか、見解をお伺いいたします。

5項目め、地域産業の活性化と産学官の共同事業の連携についてお伺いいたします。

地域産業の活性化は市民の生活基盤の安定、特に子育て世代が安心して働け、子育てするためにも大変重要であります。また市民サービスの向上や行政効率の向上のため、大学や民間企業の人材やノウハウを有効に活用することは大変重要であります。地域産業の活性化策と行政と大学や民間企業との連携について、お伺いいたします。

1．地元企業においても、事業を拡大するにあたりまして上下水道がしっかり管理された企業団地や立地整備の要望がございます。また他県から企業が来る場合も安価で広い敷地を提供できることが不可欠となっております。北杜市の企業立地整備への取り組みについて、お伺いいたします。

2. 市内の企業も専門的な知識を持つ研究者、技術者をほしがっております。市内の企業に就職したあとも、例えば大学などについて再研修できるように支援するなど研究者や技術者を育成することを考えてはいかがでしょうか。また専門知識を持った研究者や技術者が北杜市に来るような方策を何か考えていらっしゃいますか、見解をお伺いいたします。
 3. 就職ガイダンスの実績と成果は、どのようになっているでしょうか。
 4. 姉妹都市連携において「羽一杜プロジェクト」で羽村市との産業の連携が動き始めました。この成功例を生かして、他の姉妹都市とも積極的に連携を図っていくことは市内の産業の活性化につながると考えております。積極的に推進するべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。
 5. 産学官の協働事業ということで大学、JAF、郵便局などと連携をしております。現在の成果をどのように考えておりますか。また、これから提案をどのように生かしていくのか、見解をお伺いいたします。
 6. 産学官の協働事業を行うにあたりまして、大学や企業と北杜市との費用負担の割合はどのように決めていらっしゃるでしょうか。見解をお伺いいたします。
- 以上5項目について、ご答弁をよろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

上村英司議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

行財政改革について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、第2次北杜市行政改革大綱の重点目標であった財政健全化の成果についてであります。

第2次行政改革アクションプランにおきましては、財政健全化推進の具体的な取り組みとして、実質公債費比率を18%未満とすることを掲げ財政健全化に努めてまいりました。その結果、平成23年度決算において17.5%となり、翌年度決算においてはさらに2ポイント改善して15.5%となるなど目標を達成できたところであります。また将来負担比率についても大幅に改善しており、財政健全化に向けた取り組みの成果は着実に表われてきております。

次に地方交付税縮減を踏まえた、今後の長期財政計画についてであります。

本市の財政健全化計画については、財政健全化の進捗状況などを踏まえた改定を第3次行財政改革大綱の策定に合わせて行うこととしており、また財政見通しと行財政改革については相互に深く関連していることから一体的に運用することとしております。

そのため財政の中・長期見通しを行財政改革大綱の一部として位置づけるとともに毎年ローリングを行うことで、アクションプラン実行の道しるべとして活用してまいりたいと考えております。

次に総合支所のあり方と市民との協働について、いくつかご質問をいただいております。

総合支所の機能等についてであります。

平成の大合併により誕生した自治体が、普通交付税の特例措置を受けられる期間が終了する時期を迎える中で、国では普通交付税算定方法の見直しを進めている状況にあります。この中で支所の設置を算定項目に加えることについては、実際の設置の有無にかかわらず交付が検討

されているとの報道もあることから、この措置は国が支所の機能を評価し、見直しているというよりも大きくなった合併自治体への配慮ではないかと考えております。

行財政改革に伴う職員の定員適正化計画により合併後、職員数を大幅に削減していることから職員を増員した支所機能の拡充は困難であります。当面、現在の支所機能は維持してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長等が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

上村英司議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

学校教育について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、授業内容の増加に伴う取り組みについてであります。

新学習指導要領は小学校が平成23年度から、また中学校は昨年度から適用され、各教科等における言語活動の充実や理数教育・外国語教育・伝統や文化に関する教育・体験活動・道徳教育の充実など、教育内容の見直しがされたところであります。特に小学校においては5年生と6年生に外国語活動が導入されたほか、各教科の指導内容が増加しました。また中学校においては国語・社会・数学・理科などの授業時数の増加や、保健体育では武道やダンスが必修となりました。一方、小学校では1・2年生で週2時間、3年生から6年生で週1時間の授業時間が増加し、中学校においては各学年で週1時間の授業時間が増加されたところであります。

教育内容の改善や授業時数が増加することにより、子どもたちへの影響や教師への負担増なども心配されるところでありますが、教育課程や指導方法の工夫・改善、会議の精選など学校運営の見直しにより対応をしているところであります。

次に、市全体として子どもが学ぶ共通項目についてであります。

原っぱ教育は北杜市の自然や歴史、文化遺産、施設および人材が持つ教育的資源を活用し、不屈な精神と大志を持った人材の育成を目標に、各学校の創意工夫により取り組みが行われてきました。この間、各学校に設置されました太陽光発電施設の余剰売電収入を活用して原っぱ教育創生事業を創設し、原っぱ教育の推進へ向けた取り組みを支援してきたところであります。

現在、教育委員会では来年度へ向け、原っぱ教育推進の視点を明確にする中で取り組み項目の焦点化を図り、各学校が共通して取り組む内容と独自性を持って取り組む内容を示すことなどにより、さらなる原っぱ教育の充実を図るため検討を進めているところであります。

次に、学力や体力向上のための取り組みについてであります。

学力の向上については、小学校では始業前や放課後に読書や漢字練習、必要に応じた個別指導等が行われています。さらに、夏休みなどを利用した1週間程度の学習相談や指導が実施されております。中学校におきましては、始業前に自主学習時間を設けるなどの工夫や長期休業を利用した補習や講座が行われているほか、必要に応じて個別指導なども行われています。

一方、体力の向上につきましては、小学校では始業前や業間体育において一輪車乗りや縄跳び、持久走などが行われており、中学校においては部活動のほか駅伝大会出場へ向けた練習や放課後などを利用して体力向上のための縄跳びや持久走が行われております。

次に、体力低下の現状とモデル校での取り組みについてであります。

昨年度に行われました山梨県新体力テスト・健康実態調査によれば、本市の児童生徒の状況

は男女ともに全国平均を若干下回るものの山梨県平均を各学年、男女ともおおむね上回っている状況にあります。

全国平均および山梨県平均を下回っていた平成17年度と比較しますと、北杜市スポーツ推進委員などのご協力もあり改善が図られ、原っぱ教育の取り組み成果が表われているものと考えているところであります。

また、白州小学校および武川小学校がモデル校に指定された地域を活用した学校まるごと子どもの体力向上推進事業は、文部科学省より山梨県が委託を受けて実施している事業で地域のさまざまな個人、団体等が有する人材資源を効果的に活用するなど総合的な取り組みを行い子どもの体力の向上、規則正しい生活習慣や運動習慣づくりを図ろうとするものであります。

両校におきましては、朝の体力づくりの時間などに遊び感覚のレクリエーションや多様な運動を取り入れた元気アップ・タイムの取り組みなどが行われております。

次に、小学校3年生からの外国語の授業化に向けての体制整備についてであります。

国では平成32年度までに小学校5年生から今、実施している外国語活動を正式な教科にするとともに現在の外国語活動を小学校3・4年生から実施する方針を示しました。現在、市では国際化社会に対応すべく8人の外国語指導助手を配置し、小中学校において学級担当とともに外国語の指導に当たっているところであります。

小学校における英語の正式教科化は、指導できる教員の確保や指導内容など課題も多いことから、その実施が懸念されているところであります。

本市といたしましても、指導者の育成や確保など体制整備が大きな課題であることから国の動向を注視しながら対応してまいります。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

上村英司議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

総人件費の抑制状況についてであります。

総人件費の抑制については第2次北杜市職員定員適正化計画に基づき、計画的に職員の削減を行い、人件費の抑制に努めております。しかし、平成22年度の実績額を基準にした平成23年度から本年度までの3年間の削減見込み額は3億100万円余りという状況であり、平均年齢の上昇や退職勧奨年齢を58歳から59歳に引き上げたこと、共済組合の負担率の引き上げ等に伴い、第2次行政改革アクションプランに定める効果額6億800万円余りの目標達成には至っておりません。

今後は今までの状況を精査するとともに、事務事業の見直しや組織機構の改革によるスリム化を図り、より一層の人件費の抑制に努めてまいります。

次に市職員の育成について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、専門知識を持つ職員の育成についてであります。

近年、行政が取り扱う事案、特に訴訟事務などはますます複雑かつ専門化してきているのが実情であり、これらに対応するため訴訟事務担当には5日間の法令実務研修へ泊り込みで派遣するなど各担当業務での職員研修制度を活用し、人材育成に努めているところであります。

今後、ますます専門知識を持つ職員は必要となることは認識しておりますので、専門職の雇用や職員研修などを含め、人材育成の方策等を検討してまいります。

次に、職員の研修制度等についてであります。

職員研修制度については北杜市人材育成基本方針に基づき、研修所などが主催する各階層研修、あるいは担当業務内容の知識習得のための専門研修などに積極的に参加させております。研修への参加の状況は昨年度は233名、本年度は地域力創造アドバイザーを設置したことに伴う研修や市と研修所とで合同で開催した出張研修など開催したことにより、現在まで360名が受講し、職員自身のスキルアップ、意識改革を図っているところであります。

また職員の派遣実績と成果については本年度は厚生労働省に1名、山梨県へ2名、後期高齢者医療広域連合へ1名、峡北広域行政事務組合へ2名、峡北地域広域水道企業団へ1名および韓国抱川市へ1名など積極的な人事交流を行っており、派遣された職員の意識改革と資質の向上に加え、派遣先との連携強化、終了後は配属先の職場環境の活性化などが図られております。

今後も国、県への派遣や企業との交流も検討する中で積極的な派遣・交流等を行ってまいりたいと考えております。

次に、職員の提案制度についてであります。

職員提案制度の提案する内容としては市政に関する企画・改善等に関するものとし、実現可能な具体的かつ建設的なものとしており、提案制度創設以来、これまでに24件の提案があり、審査の上、来庁者にやさしい庁舎づくりとして各課の表札を見やすくした提案、環境に配慮した電気自動車の急速充電スタンドの設置の提案など5件の提案を採用し、実施している状況にあります。

なお、提案制度の職員への周知につきましては、部長会議やグループウエアなどを通じて徹底を図っているところでございます。

次に、北杜市の職員としてモラルの醸成の取り組みについてであります。

公務員として法令、例規の遵守は当然のことではありますが、市では全体の奉仕者としての心構えとして、独自に北杜市職員倫理マニュアルを作成しております。このマニュアルには職員の倫理行動規範、倫理行動基準、実効性の確保などが示されておりますので、改めてこのマニュアルの検証を行うとともにコンプライアンスの周知、徹底と職員としての規範意識の高揚に努めてまいります。

次に総合支所のあり方と市民との協働について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、行政区への加入状況と加入促進策についてであります。

本年10月1日現在、住民基本台帳登録世帯数2万711世帯に対し、行政区事務取扱交付金対象世帯数は1万4,875世帯であり、市全体の行政区加入率は72%となっております。集合住宅や単身世帯の増加に加え自治意識の希薄化、地域活動への無関心、役職や地域のお付き合いの煩わしさなどを理由に行政区への加入が進まないのが現状であります。

現在、本市では受付窓口において行政情報の提供方法や地域住民との交流のメリットなどをお伝えし、行政区への加入をお願いしております。

今後は行政区への活動費・事務費の助成、祭りなどコミュニティ活性化を目的とした事業への助成、活動拠点である公民館等の整備支援、災害等発生時の助け合いなど行政区へ加入した際のメリット等を積極的にPRし、行政区の果たす役割の重要性を理解していただけるよう加入促進に努めてまいります。加えて、各行政区にも加入しやすい環境整備に努めていただくよう働きかけてまいりたいと考えております。

次に、市と協働する市民やNPOをどのように育成していくかであります。

現在、市内に主たる事務所が置かれているNPO法人は43法人であり、さまざまな分野で活動しており、また法人格は持たなくとも地域の有志で結成した団体が活発に活動している事例も数多くみられているところであります。

市としましては、このようなNPO法人や団体などと広く問題意識や価値観を共有しながら、より実効性のあるプロジェクトを実施するとともに、今後とも講演会などを通じて地域をデザインできる人材や地域のマンパワーを活用できる人材の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に地域産業の活性化と産学官の協働事業の連携について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、産学官の協働事業についてであります。

本市では昨年度までの早稲田大学、山梨大学、東京藝術大学、東京工業大学、中日本高速道路株式会社八王子支社との協定に加え、今年度新たに日本自動車連盟山梨支部と連携協定を締結し、観光・教育・産業・環境などさまざまな分野において連携を図りながら地域の活性化に取り組んでおります。

早稲田大学とは平成20年度に連携協定を締結後、須玉町増富地区を皮切りに市内を研究フィールドに、地域活性化の方策について協働して研究に取り組んでまいりました。その他、大学教授による講演会や各種講座、大学交響楽団によるコンサートの開催、太陽熱エネルギーの研究、長坂小学校の校歌作曲、JR小淵沢合築駅舎整備、大豆醗酵飲料の共同開発、日本自動車連盟が発行する情報誌の活用等、多分野にわたり成果を挙げている状況であります。

市といたしましても北杜市を大学や企業のフィールドとして提供することで、学生などの新しい視点・アイデアを企業の資本力・実行力により具現化し、地域の活性化を実現できるメリットがあるため、今後もさまざまな分野において大学・企業・団体等との協働事業を推進してまいります。

また、連携協定に基づく提案については、所管課および実施主体となる団体等と協議しながら可能なものから実施してまいります。

次に、協働事業での大学や企業との費用負担の状況についてであります。

大学や企業との協働事業では包括的な取り組みが必要なことから、市では連携の総合的な窓口を地域課とし、個々の事業については各所管課において実施することとしております。

費用負担については協働事業の内容により一様ではありませんが、市側の負担としては講師謝礼、宿泊・移動経費、会場・施設等のフィールド提供や市民への広報活動であります。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

上村英司議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

行財政改革について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、第2次行政改革大綱の総括についてであります。

平成23年度から本年度までの3年間の期間とした第2次行政改革大綱において、86項目について行政改革アクションプランとして取り組んでまいりました。3年間の成果は60項目について目標を達成できる見込みであり、主な成果としては実質公債費比率の引き下げ、経常経費の削減、公共施設の統廃合や施設の複合化等が挙げられます。

次に、第3次行財政改革大綱の目標についてであります。

第3次行財政改革大綱については財政の健全化、施策の再構築と市民との協働、市役所の構造改革とスリム化の3点を引き続き改革の基本目標として掲げ、来年度から平成28年度までの3年間の取り組みとしてまいります。

次に、市債発行額の抑制状況と今後の予測についてであります。

臨時財政対策債を除く市債の発行額を、各年度の元金償還額の範囲内とすることを目標に市債発行額の抑制に取り組んできたところであります。その結果、平成17年度末には1,009億円であった全会計の市債残高は昨年度末では809億円でまで減少しており、一定の成果が表われております。

今後につきましても、この方針を堅持するとともに臨時財政対策債についても可能な限り発行抑制を行い、財政の中・長期見通しでは市債残高のさらなる削減を予定しているものであります。

次に、各種イベントへの補助金の見直しについてであります。

各種イベントへの補助金については、第2次行政改革アクションプランにおいて平成22年度対比10%の削減を指標として取り組みを進めてまいりました。

補助金の削減については、第3次行財政改革アクションプランにおいても継続して取り組むこととしておりますが、補助金全体の整理統合のため、新たに仮称、補助金等評価検討会を設置し、補助金の見直しに努めてまいりたいと考えております。

次に、パブリックコメントについてであります。

パブリックコメントについては市民との協働による市政の実現を図るため、第1次行財政改革アクションプランから継続して取り組んでおります。市民の皆さまへの周知方法といたしましては、広報紙および市ホームページを活用しております。

なお、平成23年度からのパブリックコメントの実績といたしましては実施数が10件、ご意見47件、このうち政策に反映されたものは21件となっております。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

上村英司議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

地域産業の活性化と産学官の協働事業の連携について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、企業立地整備への取り組みについてであります。

市では企業誘致を図る上で用地確保は重要であることから、市内3カ所を企業立地重点促進区域に指定して用地確保を図ったところであります。しかし工業団地として造成し、活用するまでには多くの時間を要することも事実でありますので、これらの用地を事前に整備し、企業誘致に備えることは、昨今の需要状況を見るとなかなか難しいと考えております。

このため、これらの用地と併せて企業ニーズに迅速に対応できるよう、市有地や用途廃止した公共施設跡地の有効活用策、またさらに新たな用地の確保について検討してまいります。

次に、研究者・技術者の育成等についてであります。

研究者・技術者の確保については多くの企業が抱える課題であり、北杜市企業交流会からも要望が寄せられております。この中で工業専門学校を設置等、具体的な要望については市単独

での実現は難しい課題でもあります。このため、今後も研究者・技術者の育成確保については市と連携する大学等への人材育成事業の委託等、企業の要望に応える人材の育成や招致について検討してまいります。

次に、就職ガイダンスの実績と成果についてであります。

就職ガイダンスについては、市内企業等のご協力により平成19年から開催し、昨年までの延べ参加企業は127社、参加求職者は732名となっております。ガイダンスの開催による参加企業のメリットとしては、市による企業のPRと魅力の情報発信および多様な人材の発掘の場として、求職者にはさまざまな企業との面談による選択肢の拡大などが成果として挙げることができるものと考えております。

こうしたことからガイダンスの開催は企業、求職者にとって有益であり、今後も双方の要望を把握し拡充してまいります。

次に、姉妹・友好都市との積極的な産業連携についてであります。

姉妹都市である東京都羽村市との産業連携については、北杜市商工会と羽村市商工会の連携事業「羽一杜プロジェクト」として、北杜市産の農産物等を活用して羽村市で商品化、生産・販売するなどの10のプロジェクト事業を計画し、活発な活動を行っているところであります。

今後、他の姉妹・友好都市の意向を確認し、農業や商工業での連携の可能性を模索してまいります。

○議長（渡邊英子君）

高橋政策秘書課長。

○政策秘書課長（高橋一成君）

上村英司議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

ホームページ等による情報発信の充実についてであります。

市からの情報は広報ほくと、北杜市ケーブルテレビ、ホームページ、行政区への回覧等で発信しております。

市のホームページについては、各課で担当職員を選任して最新の情報を発信しているところであり、保守管理業者とも連携し、迅速で分かりやすい情報提供に努めております。

次に、市長への手紙の状況についてであります。

平成18年度から市長への手紙制度を実施し、市ホームページで紹介するとともに用紙を本庁や各総合支所の窓口に設置しております。手紙は郵送や電子メール・ファックスなどで受け付け、近年の状況は昨年度が175件、本年度は11月末現在で68件となっております。

これらの意見・質問に対しては、住所や氏名等が記載されているものについて回答をしている状況であります。

また内容については現在公開しておりませんが、今後、方法について検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は2時55分といたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時55分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

上村英司君の再質問を許します。

○1番議員（上村英司君）

行財政改革について、1点再質問をさせていただきます。

市債残高の抑制についてでございますけども、市債残高に占める4割は上下水道などのインフラ整備によるものでございます。水道管などの老朽化によって不測の市債の発行が発生するようなことも懸念されるわけでございますけども、今後インフラの老朽化に対する見解を1点お伺いさせていただきます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

上村英司議員の再質問にお答えいたします。

市債残高に占める上下水道のインフラ整備、市債が発生する、そういう懸念があるということですが、第3次行財政改革のアクションプランの案、今、作成しておりますが、それにおいては市債の発行の抑制につきましては、第2次アクションプランに引き続き取り組むということになっておりまして、この目標につきましては上下水道を含む特別会計におきましても一般会計と同様に取り組むというふうになっておりまして、施設の老朽化を要因とする市債の発行につきましても、各年度の元利償還額の範囲内とするということを目指しているものでございます。したがって、市債発行抑制の原則を堅持しつつ計画的に老朽化対策を進めていくものであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

続きまして市職員の育成について、1点再質問させていただきます。

特にシステム関係の入札などは非常に高額になっておりまして、業者の言われるままに契約すると非常に高いものになってしまうと思っておりますけども、金額が大きい契約だけにシステム関係の専門知識を持つ職員を早急に育てていかなければいけないと思うわけでございますけれども、そのあたりの対応について1点お伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

上村英司議員の再質問にお答えをさせていただきます。

市職員の育成について、1点いただいております。システムの導入等にあたっての職員の育成ということだと思います。

たしかにこれからの行政事務は電子行政が主体となりまして、それらに関する専門的な知識の習得については、必要不可欠であるということは認識をしているところでございます。

現在、各部局におきましてシステム導入にあたりましては、各担当においての市の環境に適した機種や仕様などの調査研究をするとともに、専門の業者等への聞き取りなども行いまして提案型のプロポーザルで実施をしているところであります。

今後、ますますシステム等の需要は増加することが予想されますので、専門知識習得のための研修会には積極的に参加させるなど、あらゆる機会を通じまして対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

続きまして、学校教育について3点ご質問させていただきます。

環境創造都市を謳う北杜市におきましては、子どもたちへの環境教育も大変大事であると思っております。環境教育を原っぱ教育の基幹として位置づけて取り入れていくことを検討してはいかがでしょうか、ご見解をお伺いしたいと思っております。

あと続きまして提案でございますけれども、北杜市は食育に力を入れてやっておりますけれども、最近食育とともに花育というのが注目されております。花育というのは花を教材に生命や個性について子どもに考えてもらう活動でございます。花も動物と同じように生きていることを実感してもらうことで、命の大切さを訴えたり、他人への思いを察することにもつながる体験型教育の要素を盛り込んでおります。ぜひともこの花育を教育に取り入れていただくことを検討してはいかがかと思っておりますけれども、ご見解を伺いたいと思っております。

続きまして3点目でございますけれども、英語教育について再質問をさせていただきます。

世界共通語でございます英語教育につきましては官民、力を入れて取り組んでいかなければいけないほど、日本は世界から引き離されているといっても過言ではないと思っております。そういう状況を教育委員会のほうではどのように考えているのか。

以上3点、お聞きいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

上村英司議員の再質問にお答えしたいと思います。

はじめに環境教育を取り入れていく考えはあるかということですが、本市の豊かな自然や人材、文化施設など子どもたちの教育に資する地域の資源を十分に活用した原体験や実体験を重視した理念として、原っぱ教育を現在でも推進をしております。このことから、例えば学校林を活用した体験事業や川の水質調査、それからオオムラサキの有視界調査、太陽光発電や水力発電施設などの研修、見学といえますが、それなどの環境教育をテーマにした取り

組みも現在、小中学校等で行われておりますので、今後も引き続き北杜市の特色でもございますので、各学校で積極的に原っぱ教育等の取り組みを指導してまいりたいと考えております。

それから2点目の花育を検討してみる考えはあるかということですが、これも先ほどの環境教育と同様に花を育てる取り組みについては、各学校で工夫を重ねて現在でも積極的に取り組んでいるところです。また市内でも花を育てている企業やJAなどから花の苗や堆肥などの提供をいただくとともに花の植え付けや育成に農業ファームなどのサポートをいただいて、現在でも小中学校で実施をしております。

今後も、先ほども何回か申し上げておりますけども、原っぱ教育の中で積極的に取り組んでいけるよう学校等を指導してまいりたいと考えております。

それから最後に3点目ですが、英語の教育に関する現状認識ということだと思いますけども、教育委員会ではこういったグローバル化への対応として英語教育の重要性は非常に感じております。しかしながら英語ばかりではなく、他の教科も同様に、現在あります学習指導要領に沿って学習に取り組む、基本的には小中学校は基礎学力の向上というのが非常に重要であると考えておりますので、そんな考え方で英語教育についても取り組んでいきたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

外国語活動について、再々質問をさせていただきます。

全国、約1,600校で特例校制度を利用して生活の時間や総合の時間を組み換えて現在英語教育や外国語活動に取り組んでおります。また過疎地に若者を呼び込む施策としても活用している地域もあるということでございます。

例えば北杜市でもモデル校などを決めて、この特例校制度に取り組んでみるとか、そういうことも考えるべきだと思いますけども、見解をお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

上村英司議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

議員ご指摘の特例校制度ですが、制度的には教育課程特例校制度というのが平成20年度から認められたんですけども、この制度では学習指導要領によらない教育課程を編成ができるという制度でございます。先ほど、ちょっと答弁をさせていただきましたけども、英語教育の重要性は感じているものの、現在の学習指導要領において小学校に英語の導入がされてまだ3年間しか経っておりませんので、その成果も見ながら、特例校制度につきましては指導者の確保ですとか、授業時間を増やさなければいけない。それから指導内容も検討しなければいけないというふうな課題もございますので、校長会などの意見も聞きながら教育委員会において今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

総合支所のあり方と市民との協働について、1点再質問させていただきます。

行政区や地域の活動の関わりの深いことに体育協会や文化協会の活動がございませう。体育協会や文化協会の自主運営がいよいよ平成26年度からということで迫ってまいりました。昨年、ほくと未来の代表質問で質問しておりますが、自主運営に向けてスムーズな移行ができるのか、現在の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

上村議員の再質問にお答えをしたいと思います。

現在、体育協会、文化協会の自立自主運営に向けて取り組んでおりますけれども、それぞれ会長が中心になって各地区の会長会議などを頻繁に行って、現在組織体制の見直しや運営しやすい規約等の改正などの事務処理の改善を行っているところです。

また今年度は体協、文化協会とも今後継続して、専門に事務を行っていく人材を市が現在直接雇用しまして、生涯学習課の担当職員と連携してその事務にあたっているところでございませう。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

再々質問させていただきます。

体育協会、文化協会がスムーズに自主運営できるように、例えば広く空いた総合支所の場所を活用するとか、そんなことも考えられると思いますけれども、そのあたりを1点お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

上村議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

たしかに体育協会、文化協会がスムーズに自主運営に移行するためには、施設等の一部管理的な委託を受ける施設管理と事務体制を確立する必要があると考えておりまして、平成26年度からは市が、現在のところですけども事務従事者を雇用しまして体制を整えけるとともに、目標でありますけれども、27年度からは施設の一部管理委託などを行いながら自立化できるような体制を整えていきたいと考えております。これは教育委員会サイドでできる問題ではございませうので、詳細な事項につきましては支所ですとか関係部局と協議をして進めてまいりたいと考えております。

支所の活用ですけども、例えば体育協会からしてみると土日も使えるところが事務所として

いいというご意見もございますので、それらの意見を踏まえながら社会教育施設の一部を事務所的に使うような形も考えていきたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

地域産業の活性化と産学官の協働事業の連携について、3点ご質問させていただきます。

地元の企業でも外国に工場を持つ企業が増えております。例えば人的交流によって外国人観光客を増やすなど、企業と観光を結びつけるような動きができれば北杜市の発展にもつながるのではないかと考えております。ご見解をお伺いいたします。

2点目としまして、北杜市では多くの市有地を抱えております。市有地を積極的に活用して企業を呼び込むために立地を整備していくことが大事だと思っております。市有地を使うことについての見解をお伺いいたします。

また3点目といたしまして産学官の連携についてでございますけれども、地域活性化などの長期にわたる取り組みにつきましては、やはり企業の面も考慮しながら連携をしないと、提案はしていただけたけれども、費用がないからなかなか事業が進まないということも予想されるわけでございますけれども、そういう提案が無駄になるようなことがないのかどうか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

そしてもう1点、地域がこの連携によって活性化したですとか元気になったとか、そういう具体的な取り組みがあれば教えていただければと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

上村英司議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私のほうから2点、回答させていただきたいと思っております。

まず1点目でございます。海外に工場を持つ企業と観光を結びつける動きというふうな内容だと思っておりますが、今のところそういった動きということはしてはございませんが、海外に工場を持つ企業というところは市内にもまだ何社かございます。そうしたことで企業の負担にならないというふうな範囲においては、どのような連携ができるのかは、また各企業とも相談をしてみたいと考えているところでございます。

次に市有地を活用して、企業立地に活用すべきという内容だと思っておりますけれども、市有地の活用につきましては企業の要望、それから地元の理解も含めて総合的に判断しながら、可能な限り活用を図ってまいりたいと考えているところでございます。よろしくお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

上村議員の再質問を2点いただいております。

最初、地域活性化などの長期にわたる取り組みに対する費用面での考慮ということでございます。

産学官連携事業等を通じて地域活性化に取り組む場合、さまざまなケースが想定されまして一概には言えないわけですが、将来的には行政等からの支援を必要とせず地域みずからなんらかの形で自立し、継続できるような取り組みが理想であるというふうには考えております。ただ現実的には初期段階におきましては国や県、あるいは市などの地域活性化事業等を導入しながら実施していく必要もあるのかなと考えております。

それからあと1点、提案等によって地域が活性化した取り組みはということですが、取り組みによって、形として地域が活性化したという事例は多くはないわけですが、住民の地域づくりに対する意識改革が図られまして、クレソンですとかヤーコンなどの農産物の生産拡大や地産地消の拡大につながった取り組みが、いくつかの地域で見られるということですが。また大豆加工飲料などの特産品の開発事業や園児児童等の農業体験を通じた教育ファーム事業などの取り組みにつきましては、現在も継続して行っているところがございます。

加えて連携協定に基づく著名な大学講師の招致等によりまして、市民がいながらにして一流に触れる機会の拡大にもつながっており、市の文化芸術などの振興にも大きな役割を果たしているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

最後に再々質問を1点、お聞きいたします。

産学官の連携についてでございますけれども、国民文化祭で小湍沢で田んぼの稲絵アートを実施しました。稲絵アートをやっていることが地元の方や観光客に分かるように、例えば小海線の中で放送するですとか速度を落とすとか、そういうJRとの連携をしていくと非常に稲絵アートをやっているなというのが分かって、また稲絵アートが生きるのかなというふうに思っております。そうした取り組みは今後できないのか、そのあたりを最後にお聞きいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

上村英司議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

稲絵アートについてでありますけれども、昨年と今年、国民文化祭ということもございまして稲絵アートを実施しました。この稲絵アートをPRするためにチラシなどを作成して、小海線の駅に設置をするとともに、観光課と連携させていただきまして中央線の八王子駅などでの北杜市の観光キャンペーンにも参加をして、積極的に広報活動を展開してまいりました。またJR長野支社で毎月発行しておりますイベント冊子の「小海線ニュース」というのがあるんですけども、こちらにも掲載をして広報活動に努めてきたわけですが、なかなか駅員にまで伝わっていないという反省点もございました。したがって、来年度以降も観光課と連携をしながら実施をしていく予定でございますけれども、JR長野支社にも働きかけをしまして小海線での車内放送やビューポイント、見えるポイントで減速をしていただけないかということで働

きかけをしまいいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

福井俊克君の関連質問を許します。

○4番議員（福井俊克君）

時間がだいぶまだあるようですので、1、2点関連質問をしたいと思います。

まず職員の育成についてということであります。

職員の研修制度につきましては、るるお話があったわけでありますけども、以前、研修を終えた職員がその後の異動で研修目的と違うところに異動した事例がありました。スペシャリストを目指す研修という目的であるのにもかかわらず、ほかの場所に行ったということもございしますが、このへんはなかなか異動の問題ですから、人事の問題ですから難しいとは思いますが、そのへんは県から要請された研修として捉えているのか。あるいはスペシャリストを目指す研修として行かせているのか、このへんの見解を求めます。

それから現在は県の職員の研修については、市町村課とかあるいは中部建設事務所、あるいは中北建設部などがほとんどであったかと思えます。これからの研修というものにつきましては行政のキーワード、例えばこれからの問題になっています少子化問題、あるいは高齢化問題、あるいは防災対策、このようなどころへの関係機関の研修も考えているかどうか、このへんも伺いたいと思います。

それからもう1点、国では介護保険法の改正が予定されております。主な内容につきましては、要支援者向けのサービスについては市町村が行うサービスに移行するというようなことであります。これは移行されるサービスの受け皿を市町村がみずからの判断で事業を開発して推進するということでもあります。それに伴いまして職員の育成、ならびに職員の増員等、必要になると思われますが、そのへんの見解をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

福井議員の関連質問にお答えをさせていただきます。

最初に、人事交流や派遣につきましてはの考え方ということでございます。

国や県などとの人事交流や派遣につきましては、派遣先のどの部署が交流等を希望しているかを調査・確認した上で職員に対して希望を募っているところでございます。

希望する職員につきましては自身のスキルアップや意識改革のため、また中にはスペシャリストとしての絶好の機会と捉えまして、積極的に参加をしていただいております。決して派遣先の都合ではなく、人材育成を目的とした研修であるというふうに認識をしているところでございます。

それから交流派遣終了後は習得した知識や経験、また人間関係などを業務に生かすために関係業務には最低2、3年は配置をいたしております。職員の意識改革が図れるなど職場の活性

化につながっているというふうに考えております。

今後も市にとって特に必要と思われるような業務につきましては積極的に、また幅広く行っていきたいと考えております。

それから、介護保険法の改正に伴う職員の育成・増員ということでございます。

制度改正に対応した職員の育成ということにつきましてはこれまでと同様、関係業務の専門研修への積極的な参加について周知徹底を行ってまいります。

また職員の増員でありますけども、職員定員適正化計画を十分考慮しながら関係の専門職であります社会福祉士や保健師などは計画的に採用してまいりたいと考えております。平成26年度にも社会福祉士と保健師の採用を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、14番議員、坂本静君。

坂本静君。

○14番議員（坂本静君）

明政クラブを代表して質問いたします。

昨年、衆議院議員選挙において自民党が圧勝し、安倍政権が誕生して1年が経過しました。アベノミクス効果により一部の大企業においては景気の回復傾向にあり、全国的に緩やかな景気の回復の兆しが見られます。県内でも機械工業を中心に持ち直してきているものの、全体としてはまだまだ低調な状況にあります。また来年4月には、消費税の増税による景気の減速が大変心配されるところであります。

一方、対外的には尖閣諸島を含む東シナ海上空に中国が航空識別権を設定したことにより緊張した日中関係、また韓国との竹島を巡る領有権問題や北朝鮮でNO.2が失脚したことによる政情不安など、外国上の諸問題が山積みされております。

市においては合併特例債期限などが間近に迫る中で少子高齢化が急速に進み、扶助費などの義務的経費が増え、厳しい行財政運営が余儀なくされているが、市民に対してしっかりとした説明責任が求められている。そうした中で当面の諸課題などについて以下、いくつか伺います。

多少、重複するところもありますが通告に従い質問をさせていただきます。よろしくご答弁をお願いいたします。

最初に、行財政改革の推進について伺います。

まもなく合併から10年となり、区切りを迎え自助、共助、公助にさらに厳しいすみ分けが求められる時代となりますが、これに対応するには行政と市民が多種多様な情報を共有し、また交換しながら役割分担を明確にし、ともにその責任を果たして行財政改革を推進していくことが重要であると考えます。以下、いくつかお伺いします。

交付税の合併特例措置が期限となり、まもなく終了し、その後は激減緩和措置として旧町村数に応じて交付措置がされるとしているが、北杜市にはどの程度見込まれますか。

10月に実施された事業仕分けで不要・凍結された事業はいつ廃止にしますか。また今後、内部の事務事業を見直し、第三者機関を設け推進する考えはありますか。

北杜市の総合計画、財政健全化計画と公共施設白書との整合性をどう進めていきますか。

また先日、全員協議会で説明された第3次行財政改革大綱(案)の基本方針と現在の進捗状況について伺います。

次に昭和40年代から50年代にかけて日本は高度経済成長期があり、全国的に数多くの公共施設の整備をしてきました。北杜市も同様でありました。付け加えて平成の合併があり、特に北杜市は全国でも稀に見る多数の8町村が合併したため、不要と思われる施設も多く見られ、また施設の老朽化も進んでいます。

今後、建物や設備の大規模修繕や建て替えが集中的に発生し、市にとって大きな財政負担が懸念されます。そこで北杜市の公共施設の再生計画策定に向けての取り組みについて伺います。

公共施設で、現在活用されていない施設数と今後の基本的な方針について伺います。

また、公共施設の統廃合の推進と進捗状況は。

そして統合により活用されていない施設の状況は。

また、平成26年3月に作成される公共施設白書をどう生かしていくか。推進していくための専門部署の強化の考えはありますか。

また、公共施設再生計画の基本方針と基本方針策定への取り組みについて伺います。

次に、地域医療について伺います。

前回、会派の代表質問でセミオープンシステムについて質問した際、アンケートの結果をもって判断するとのことでしたが、事業を断念する決定をされました。これまでの経緯と内容、今後の予定、断ったことによる市への影響はどうあるのか。また産婦人科を誘致してほしいとの声が多いが、どうしていきますか。

甲陽病院付近に小児科医がオープンして子育て世代の親にとっては安心できる環境が整い、小児科医が開設した意義は大きいと思いますが、一方、甲陽病院では以前どおり小児科を開設しているが、甲陽病院小児科を利用する利用者との関わりはどのようになっているのでしょうか。甲陽病院では常勤の内科医を確保することも以前からの懸案であり、現在の進捗状況を伺います。

また各病院が連携して診療科目が設置されることにより診療が充実し、有効に活用することができます。今後、市立2病院の合理化や経営の負担を考えていく上で、いろいろな工夫が必要であると考えますが、病院改革プランとの整合性と今後の方針について伺います。

最後に、明野産廃処分場の撤退にかかる利活用について伺います。

横内知事は11月27日に明野処分場の閉鎖を表明したが、市としては今後どう対応していくのか以下、伺います。

県知事より明野処分場から撤退する旨の正式通知はありましたか。またあったとすれば、その内容をお伺いします。

また今後、処分場跡地をどう活用していくのか。市としての基本的な考えについて、お伺いします。

そして賃貸借契約をしている財産区との協議は、どう進めていくのかも伺います。

以上、明政クラブを代表して質問を終わります。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

行財政改革の推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、事業仕分けの結果に対する事業の見直しについてであります。

本年度実施した事業仕分けについては、12事業中2事業が不要・凍結の判定をいただきましたが、事業仕分けの結果がそのまま施策に反映されるものではありません。事業仕分けの結果については、所管課において事業の廃止や内容の見直しを行い、可能な限り新年度予算に反映できるよう検討することとしております。

また、事務事業の見直しに外部の意見を取り入れることについては、第3次行財政改革アクションプランにおいて、新たに外部による事務事業評価制度を検討したいと考えております。

次に総合計画、財政健全化計画、公共施設白書の整合性、関連性についてであります。

総合計画は、まちづくりの将来像である人と自然と文化が躍動する環境創造都市を実現するための、8つの個性が光るネットワーク都市、自然と暮らしが調和する環境共生都市、水と緑と太陽を生かした交流産業都市、地域で育む生活文化都市の4つの都市像を示し、まちづくり推進のための最上位計画として位置づけられております。

総合計画を着実に推進していくためには財政の健全化を図り、将来にわたり持続可能な財政運営が求められます。このため市では財政健全化計画を策定し、長期的な展望に立った財政運営に努めております。

一方、公共施設マネジメント白書については、市の公共施設の維持管理費や更新費用を明らかにし、本市の大きな課題である施設の統廃合や更新のための基礎資料として位置づけ、現在、作成を行っているところであります。

財政健全化計画と公共施設マネジメント白書は、総合計画の着実な推進を図るために必要な方策と位置づけております。

次に、第3次行財政改革大綱の基本方針と進捗状況についてであります。

第3次行財政改革大綱については8月に北杜市行政改革推進委員会に諮問を行い、4回目の開催となる11月28日に答申をいただいたところであります。これと前後し9回の行政改革推進本部会議を開き、原案の作成および修正を繰り返し、原案を決定しております。

第3次行財政改革大綱については、第2次行政改革大綱の3つの改革の基本目標である財政の健全化、施策の再構築と市民との協働、市役所の構造改革とスリム化の3点を引き続き改革の基本目標として掲げ、来年度から3年間の取り組みとしてまいります。これからの予定といたしましては来年1月にパブリックコメントを実施し、年度内には策定してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

交付税における合併特例措置終了後の措置についてであります。

現在、国において、合併の特例措置終了後の普通交付税の算定方法見直しが行われているところでありますが、これは本年6月の地方制度調査会の答申において、市町村合併に伴う行政区域の広域化を踏まえた財政措置を講じる必要性が指摘されたことや地方団体からの意見を受けたことなどによるものであります。

見直しの方向性としましては、支所に要する経費を交付税算定に反映させることや人口密度等の違いにより、経費の割り増しを行うことなどが検討されております。

この見直しは複数年度に分けて実施することが想定されており、現在、来年度分の制度設計が行われているところであります。そのため、旧市町村数に応じて必要とされる経費が本市の交付税にどの程度算入されるかについては、現在明らかになっていないものであります。

次に公共施設の今後の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現在活用されていない公共施設についてであります。

公共施設の整理統合は、全庁的に積極的に取り組むべき重要な課題であることから、活用されなくなった公共施設は用途廃止し、普通財産としております。現在、活用していない公共施設はないと考えておりますが、利用率の低い公共施設については積極的に整理統合を進めていくこととしております。

次に、施設の統廃合の状況についてであります。

本市では合併後、保健センター、学校給食センター、須玉地区の保育園、学童保育施設、須玉、武川、白州の総合支所等、多くの施設の統廃合と施設の複合化を進めてまいりました。

今後も大泉、小淵沢の総合支所等の統合や施設の複合化を予定していますが、維持管理費や更新費用を勘案すると公共施設のさらなる統廃合が必要であると考えております。

次に、統合により活用されていない施設の状況についてであります。

現在、統合により活用してない施設は、旧小泉小学校と旧明野学校給食センターの2施設あり、そのうち旧小泉小学校については課題の整理が終了後、公募により貸し付けする予定であります。また旧明野学校給食センターにつきましては、建設後30年以上経過しており老朽化も著しいことから解体する予定としております。

次に、公共施設マネジメント白書についてであります。

現在、作成を進めている公共施設マネジメント白書については今後、見込まれる維持管理費や更新費用の全体量を明らかにすることにより、施設の統廃合のための客観的なデータとして活用することを目的としております。さらに今回の白書の対象外としている道路・橋梁、上下水道施設等にかかる経費を合わせ、今後の財政見通しの中でどれだけの施設を維持できるのかを市民の皆さまにお知らせしていかなければならないと考えております。

なお、専門部署の強化につきましては今後、検討してまいります。

次に、統廃合の基本方針策定への取り組みについてであります。

第3次行財政改革アクションプランにおいても、全庁をあげて引き続き施設の有効活用と整理統合に取り組むこととしておりますが、各課レベルでの検討については、限界もあることから公共施設マネジメント白書の成果をもとに平成28年度までに仮称、公共施設再配置基本方針を定める予定であります。

○議長（渡邊英子君）

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

地域医療について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、セミオープンシステムについてであります。

県で行うセミオープンシステムの導入については、本年8月に峡北地域における候補となる病院の推薦依頼がありました。市では塩川病院、甲陽病院の2病院、北杜市出産支援推進委員会のご意見とともに現在妊娠中、または1年以内に出産された母親など148名を対象としたアンケート調査や現在システムを導入している先行の塩山市民病院の現状を踏まえ、慎重に検討してまいりました。

その結果、山梨大学医学部付属病院、市立甲府病院の2病院で分娩する妊婦のみが対象であること。リスクの少ない、妊婦経過が順調と判断された妊婦のみが対象であること。週1回、半日の検診では利用しにくいこと。2病院以外で妊婦検診を受けている妊婦は、急変時の対応に対応ができないこと。先行病院での実績を検証し、問題・課題などが解決していないことなどからシステム導入を辞退することといたしました。

なお、辞退したことによる影響はないものと捉えております。

今後も市民が安全に安心して出産が行える環境づくりのために保健師・助産師による妊婦・育児相談事業などの充実を図り、小児科・産婦人科の開業誘致を図る北杜市地域医療振興事業費補助金を活用し、引き続き産婦人科の確保に努めてまいります。

次に、民間小児科医と甲陽病院小児科の関わりについてであります。

市内に専門の小児科医院が本年10月に開設され、午前・午後および土曜日も診察していることから、午前だけの診察である甲陽病院の小児科患者数は1日平均7.2人と以前の半数までとなり厳しい状況にあります。しかし高度な診療については、開業医と甲陽病院が医療連携を図りながら実施しております。このことは、地域医療振興とともに子育て世代の親にとって医療機関が増えたことにより、安心して子どもを育てやすい環境が整えられたものと考えております。

次に、甲陽病院の常勤内科医師確保についてであります。

平成21年12月に常勤医師が退職されて4年目となりますが、その間、山梨県や山梨大学医学部の医局および医療関係機関への働きかけを積極的に行ってまいりました。しかし現在、医師確保に至っていない状況にあり、引き続き最善の努力を行ってまいります。

次に、病院改革プランについてであります。

市立2病院では病院改革プランにおいて経営効率化にかかる計画の中で事業規模、形態の見直しをすることの具体的取り組みや実施時期を設定し、目標達成に取り組んでおります。

今後の方針としては、当面は地域の中核病院である市立病院の特性を生かした合理的な診療を行うこととし、その中で経営形態のあり方などを視野に入れて慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

坂本静議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

明野産業廃棄物処分場について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、知事からの正式通知と内容についてであります。

本年12月3日付けで、市に対して漏水検知システムの異常検知における調査委員会による調査結果を踏まえる中で、新たな廃棄物の受け入れを断念し、施設の閉鎖を判断した旨の内容で知事より通知されたところであります。

内容は大きく3項目からなっており、1つ目としてこれまでの経緯や調査結果報告などの調査委員会による原因究明調査の概要について、2つ目として施工業者に対する要請内容および回答などの調査結果を踏まえた対応について、3つ目として環境整備センターのあり方や今後の維持管理など整備センターに関する今後の対応などの概要となっております。

次に、跡地活用についての基本的な考えについてであります。

実施主体である県および環境整備事業団は、土地所有者である地元財産区に対し速やかに閉鎖に至った経緯や埋立地の最終的な形状を十分に説明した上で、市と地元財産区等と相談していくとしております。

市としましては、跡地利用について地元財産区をはじめとする住民の皆さまのご意見や要望等を十分尊重した上で県および事業団に対し、誠意ある対応を求めてまいりたいと考えております。

次に、賃貸している財産区との協議の進め方についてであります。

県と締結されております地元財産区との賃貸借においては、管理棟敷地ならびに埋立地部分の用地について、平成28年5月までを期間とした契約となっております。市としましては、県と地元財産区における協議において、地元の意見が十分尊重されるよう対応してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

坂本静君の再質問を許します。

坂本静君。

○14番議員（坂本静君）

はじめに行財政改革の推進について、再質問いたします。

先ほどの答弁でもいただきましたけども、事業仕分けについて不要・凍結とされたものが2つありました。それ以外にも判定人、仕分け人の厳しい検証結果が出たものがいくつかあります。その中で広報広聴、また車両管理、そしてオオムラサキセンター管理、市民バスの運行の各事業につきましては、強く改善が求められたと受け取っております。先ほどの答弁ではそのまま事業に反映するものではない、そうであると思っておりますけども、これらについて今の市の見解を求めます。

そして事業仕分けは12のケースがモデルケースとなったわけですが、それ以外に行政として北杜市の中にある事業の中で、特に懸念されるものがあればその事業と、あるとすればその対策についてお伺いいたします。

行財政改革の推進についての2点目でございますけども、先日行われた全員協議会で第3次北杜市行財政改革大綱（案）が示されましたが、その中に改革を推進する重点項目として安全な市財政の確立、自主財源の確保と負担の公平化の充実、市民との協働による事業の展開と情報の共有化、事務事業の抜本的な見直しと民営委託の推進、そして経営改革への取り組みと活力ある組織づくりの推進、以上5つの項目が具体的に推進する重要項目であるという説明であ

りましたけれども、これに対して内容の説明をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

坂本静議員の再質問にお答えします。

行政改革の推進についてです。

まず1点目ですが、10月に実施された事業仕分けについて、市民判定人に厳しい意見をいただいたというところですが、この事業仕分けにつきましては外部からの視点で事業の検証を行うということで、事業のスリム化、効率化など行政運営を推進するための1つの手段として行っているものです。それで今回、今ご指摘のありました広報広聴、車両管理、オオムラサキセンター管理等ですけれども、市民アンケートなどニーズを調査すべき、これは広聴広報事業についてですけれども、車両管理については車種の構成について見直しが必要であるとか、オオムラサキセンターについては市外の方にもっとアピールをすることが必要ではないかということで、すぐにできるものではなく、順次この意見を聞きながら改善していくというふうに捉えておりますので、予算的に来年度の当初に反映できるものはできるだけ反映するようにしますが、順次改善していくものについては順次この意見を参考にしながらやっていきたいと、そんなふうに思っています。

そして12事業がモデルケースであったがということですが、昨年16事業、今年12事業やってきました。事務事業評価の中から事務事業評価の対象になっている事業が343事業あります。この中でヒアリングを行いまして、いろいろな事業、この事業はどんな問題点があるんだろうかということを経査して、その中で候補を挙げております。ですので、もし来年この事業があるとしたら、そういう精査した中でこの事業とこの事業というふうに候補を挙げて出して、対象事業として抜き出していくと、そんなふうなやり方でやっていきたいと思っております。

次に2番目の第3次北杜市行財政改革大綱（案）について、5つの項目の具体的な説明をということであります。

この5項目につきましては、まず第1項目が健全な市財政の確立ということで、取り組み項目の具体的なものを申し上げますと健全化判断比率の改善、経常経費の削減、市債発行の抑制、定員適正化計画の策定推進など、これには6項目掲げております。

次の2点目の自主財源の確保と負担の公平化の実現という項目には、取り組み項目といたしまして使用料・手数料・負担金等の見直し、収納率の向上、滞納整理の強化、定住促進に向けた取り組みなど7項目が載せてあります。

次に3つ目の市民との協働による事業の展開と情報の共有化につきましては、協力金制度の推進、補助金公募制度の推進など5項目が挙げております。

4つ目の事務事業の抜本的見直しと民営化、民間委託の推進につきましては事務事業外部評価制度の導入、民間委託の活用、公共事業費の段階的縮減など10項目が掲げてございます。

最後に5つ目として、経営改革への取り組みと活力ある組織づくりの推進につきましては具体的な取り組み項目として再任用嘱託職員の任用方法の見直し、資格取得支援制度の推進、マイナンバー制度への取り組み等、8項目が具体的な項目として数値目標を掲げながら取り組む

ようになっております。

これにつきましては、先ほど申し上げましたように1月にパブリックコメントにかけまして市のホームページ等でそれを公表していきますので、それをご覧いただきたいと思っています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○14番議員（坂本静君）

次に地域医療について、再質問をいたします。

10月に甲陽病院の近くに小児科医がオープンしました。子どもはケガや病気になりやすいために専門の小児科医が開業したということは、大変助かっていると思います。利用する患者も増えていると聞いております。

一方、すでに小児科医が開設されていた甲陽病院近くではなく、これは巷の声ということでございますけども、例えばこちらにある塩川病院の近くとか、地域にバランスよく開設されたらよかったねという声もありますが、これは皆さんの声ということでございます。

そんなわけで甲陽病院には今まで小児科があったわけでありまして、現在もあるということでその病院が開業されて以来、甲陽病院の患者数が減っておられるというお話もございました。そんな中で開業前と開業後、おおよそで結構ですがどのくらい、何%くらいの数が減っているのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

坂本静議員の再質問にお答えいたします。

甲陽病院の小児科の外来患者数さんが今回の民間の小児科医が開業して、その前後の患者数の状況ということでございますけども、今年度で申し上げますと平成25年4月から9月までの小児科の外来患者数さんは2,064人でございまして、1日平均患者数さんが16.5人という状況でございます。先ほども答弁を申し上げましたけども、10月と11月の外来患者数さんは303人ということで1日平均7.2人ということで、この関係からは減っているという状況でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○14番議員（坂本静君）

今の地域医療について、再々質問をさせていただきます。

今のお話を伺っても相当激減をされていると。まだ2カ月ほどでありますけども。そうなりますと甲陽病院については内科医、それから小児科もこのように患者が減ってきたということでございまして、これからの経営、運営というものが大変危惧されるという思いをいたすわけでございますけども、これらについて今後どのような対策を考えておられるのか、そのあたりもお伺いをしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

坂本静議員の再々質問について、お答えをしたいと思います。

病院経営ということございまして、経営状況等から収入が減ってくると。その対応等ということございませうけれども、病院経営でございますので当面は医業費用、支出になりますけれども、その抑制に極力努めてまいりたいというふうを考えています。

また当面の対応でございますけれども、常勤の内科医師の確保に向けて今後も引き続き最大限の努力をして結果的に収入の増につなげていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○14番議員（坂本静君）

次に公共施設の今後の取り組みについて、再質問をさせていただきます。

公共施設の統廃合を推進するというところで、現在、市としても力点を置いているところでありますし、重要な課題だと思っております。その中で今日、午前の答弁にもあったと思っておりますが、高根町の小学校の統合はもう目の先にぶら下がっていると。それから以前より取り沙汰されている各温泉施設の統廃合ですね、これらについて現在の進捗状況、そして新たな進展があったのかどうか、このあたりをお伺いしたいと思います。

それから先ほど統廃合によって利用されていない公共施設はないという見解でございましたけれども、私のお伺いしたいのは先ほども出ました小泉小学校ですね、若干問題があってこれは利用がされない、普通財産にも今なれないというようなことございませうが、そのほかにこの春、統合した秋田、小泉、日野春、長坂、これが長坂小学校となりました。そこにありました放課後児童クラブの現況と今後の方針について、お伺いをしたいと思います。

また公共施設の再生計画ということございませうが、これを推進していくために先ほども伺ったわけですが、専門部署の強化をどのようにしていくのか。そのためには専従の職員の組織の確立が考えられますが、そのあたりはいかがか。

また将来、市民、学識経験者も含めて研究をする組織を立ち上げて検討していくような考えがあるかどうか、そのあたりもお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

坂本静議員の再質問にお答えします。

公共施設の統廃合の状況ということですが、施設としての再利用みたいなものについては今、公共施設のマネジメント白書の中で施設の洗い出しをしております。その中で検討していくと。高根小学校および各温泉施設等につきましては、それぞれの部局で検討を今、行っているというところでございます。

2番目の小泉小学校、日野春小学校、秋田小学校の放課後児童クラブの状況ですけれども、小泉小学校と日野春小学校の放課後児童クラブにつきましては、保育所の付帯施設として使っております。それと秋田小学校の放課後児童クラブについては、市の普通財産として書庫の置き場等に使っております。

それと3番目の推進していくための専門部署の強化ですけれども、現在のところその専従の職員というところまでの考えは持っておりません。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

坂本静君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

相吉正一君の関連質問を許します。

○10番議員（相吉正一君）

代表質問の関連質問をさせていただきます。

最初に行財政改革の推進について、2点関連質問をします。

普通交付税の段階的な縮減は平成27年、あと1年3カ月から始まりますけども、現時点での準備は万全か。また現時点で影響があるのか。今後さらに市民と情報を共有し、理解を深めながら行財政改革を推進していく必要があると思いますが、見解を伺います。

2点目ですが、第3次行財政改革大綱（案）で答申された内容の実現に向け、どのように努力していくのか伺います。また行財政改革への取り組みを職員一人ひとりの共通認識を高めるため、第3次行革大綱（案）について行政内部での職員研修を実施する必要があると思いますが、その考えがあるかどうか伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

相吉議員の関連質問にお答えいたします。

普通交付税の段階的な縮減が予定されているんですけども、準備は万全かということでございます。市といたしましては第1次行政改革大綱から始まりまして、今度行っている第3次の行財政改革大綱アクションプラン等、すべてこの交付税が段階的に縮減されることを見据えた中での改革、それがあから今から備えていかなければいけないというのが大前提で行っております。ですから、そのための準備ですので議員おっしゃる現時点での影響があるかないかという、それは今やっている事業には影響があると言わざるを得ないということです。それがあからために、その改革をやっていかなければならないということで定めております。

2番目の第3次行財政改革大綱で答申された内容の実現に向けて、どういうふうに取り組んでいくのかということですが、アクションプランに具体的な目標数値がありまして各所属部局でそれに向けて日々努力していくということになるかと思います。

それで職員一人ひとりの共通認識を高めるために職員の研修は必要かということですが、これまでも9回にわたって、このアクションプラン、大綱等を定めるときに行財政改革の本部員会議というものが、各部局長、支所長、全部、その都度、その大綱を配っておりますので、そ

れを職員が必ず見ているはずですが、そういう中で意識を高めてもらっているものと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

今の答弁も分かるわけですが、部長会議、課長以上は承知しているかもしれません。行政改革の大綱の中身ですね。具体的にあと1年ちょっとから、27年から始まります。そのへんを、やっぱり職員みんなが同じ気持ち、もちろん議会も市民も、そういう意味で質問させていただきました。そのへんをもう一度、答弁をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

大綱、今からパブリックコメントをかけまして、その大綱が決まった折には職員全員に配布して意識づけをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

次に、公共施設の今後の取り組みについての関連質問をさせていただきます。

今回、議会でも先進地の視察研修をしてきました。そして公共施設白書、マネジメントですが、作成まではみんなできるわけですよ。それから再生計画策定、基本方針に向けて大変だということで質問させていただきます。

神奈川県のアノ市では公共施設の活用について、市役所の敷地内にコンビニを誘致して15年間の定期借地権で契約金額は約1億円、1年間で約1,200万円入るそうです。そして24時間、コンビニは営業していますから住民票も24時間受け取ることができると。そして図書館で借りた本も返却できる等、これは官民の連携のモデルケースであると思います。このことは大変参考になりますし、今後本市でも検討していくべき事項だと思っておりますが、見解を伺います。

また公共施設の統廃合が進む中で、やはり公共施設を廃止する場合には地元や地域委員会の意見も聞いた中で市民と情報を共有し、最終的に判断することが必要であると思っておりますが、その点についても伺います。

もう1点ですが、先ほど秋田放課後児童クラブの跡地については書庫として利用するということですが、放課後児童クラブの跡地については現在、普通財産で管財課が管理していると思っておりますが、特定非営利活動法人である市内の福祉団体が利用活用したいということで、すでに市と何回か協議を重ねているようですが、福祉政策としては大変重要であると思っておりますが、関係福祉部局とも協議する中で前向きに検討できないか伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

まず最初に神奈川県秦野市の例を言っていたいたんですが、事例としては大変そういうところもあるのかなと思うところでありますが、たしか秦野市というのは面積が北杜市の6分の1、北杜市は600平方キロメートルあるんですけども、秦野市は103平方キロメートルです。そこにご存じのように北杜市は4万8千人です。秦野市は17万人です。そういうところの事例でそこにコンビニを置いて、これだけの収益が北杜市にあがるとは思えません。ですので、そういう地域性みたいなものをよく考えながらそういう良いところ悪いところを考慮して考えていきたいというふうに思っております。

2番目の公共施設の統廃合を推進していく場合は地元で相談しろということですが、コンセンサスを得て廃止にしていくというのは当然のことでありまして、そこを経て議会の皆さんにご了解を得るような形の中で廃止していくと、そんなふうな形になっているものと思います。

最後に秋田小学校の放課後児童クラブの跡地というか跡施設でありますけども、福祉団体から再三使わせてほしいという要望があることは承知しており、それと何回か協議を重ねております。ただ、そこについては市で使わなければならないことがいくつか想定されておりまして、ほかの団体に貸してしまうと非常に不都合であるという結論に市として達しました。それで何度かお断りはしたんですがなかなかご理解をいただけない中で、本当にお困りだということと今、そのところにはこういうところではどうだということ、福祉課と管財課とで一緒になって探して代案を提示しているところでもあります。感性的にはそこを検討していただけるのかなと。要は秋田のそこでもいいんじゃないかと。どうしてもそこでもいいんじゃないかということで、再度考え直してくれということを書いて、まだ返事はいただけていないんですが、そういう状況にありますのでご了解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

今の答弁はよく分かりますけれども、やはり秋田放課後児童クラブについては、私もちょっと現地を見てきました。秋田小学校も見てきました。将来的には書庫、例えば支所の書類等の保管庫になると思うんですが、例えば文書の保存期限というのもありますね、ある程度。そういうのをやっぱりコンパクトにすれば、そういう空いた施設、そして福祉団体ですから、過去、町村の経緯のときから連携して、福祉行政としてしなければいけないことを代行している面もありますので、今後また空き施設、出てくると思うので前向きに検討していただきたいと思っております。

そして先ほどの秦野市のケースは、私はそういうケースを今後の事例として、北杜市はいっぱい公共施設があると思うんですよ。統廃合を進めていく上で、そういう今度は営業力もやっぱり高めていかなければ、この厳しい財政状況は打開できないと私は考えていますので、そういう意味で提案的な感覚、一概に秦野市だからコンビニというそういう発想ではございません。

そういうことも検討しながら空き施設を有効活用していただきたいということです。

○議長（渡邊英子君）

答弁は。

○10番議員（相吉正一君）

答弁はよろしいですが、最後に明野の産廃処分場の撤退にかかる利活用について関連質問をさせていただきます。

横内知事は県議会の最終日、12月13日だと思いますが明野の処分場について謝罪はしましたが業者に責任があるということで検証はしないとしています。県に対する市としての見解を伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

相吉議員の関連質問にお答えをいたします。

今回の処分場閉鎖におきましては県内の産業界、ならびに環境施策の推進に多大な影響を与えたということを考えますと、その責任は大変重いなというふうに考えているところでもございます。

実施主体による山梨県および環境整備事業団は、みずからその責任を真摯に受け止め、今後における安全対策など誠意ある対応による責任を明確化すべきだというふうに考えております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君の関連質問を許します。

○16番議員（保坂多枝子君）

地域医療について、3点ほどお伺いいたします。

まず1点目ですが、このセミオープンシステムのことなんですが、セミオープンシステムを打診されて検討するにあたりまして、設備だとかお医者さまの報酬等、ランニングコストをどのくらい見込んでいたのかという点が1点です。

それから甲陽病院についてですが最近、看護師さんの退職が多いのでしょうか、看護師さんが不足しているというふうなお話を聞いております。その現状についてお聞きします。

それからもう1点ですね、甲陽病院の病床ですが、たしか2階からが入院患者の専用の施設となっているように記憶しているところなんですが、この2階、3階、4階とある中で4階を閉鎖して実質的には病床が減少しているというふうな感じなんですが、その現状についてお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

保坂多枝子議員の関連質問にお答えいたします。

最初にセミオープンシステムについてのランニングコストでございますけども、当初、設置するにあたりましては専門の診療器具、またそれに対する資機材、また施設を改修しなければ

ならない場合は当然しなければならぬということをごさいますて、今ちょっとその経費等について資料を持ち合わせておりませんけども、またあとで調べますけども、そのような経費がかかる。その2分の1を県のほうで補助してもらおうと。それ以外の、例えば医師が派遣された場合はその人件費についてはすべて市町村持ちだと、病院持ちだということをごさいました。

次に甲陽病院の看護師さんの退職が多いということをごさいますけども、その現状をごさいますけども、定年退職者を含めまして看護師の異動状況をごさいますけども、正規の職員、また臨時職員等の退職がありました。このことについてはその都度、運営に支障がないように広報し、またハローワークへの募集や看護学校への採用情報の提供を行った中で退職人数分については補充しております。

それから甲陽病院の4階病棟と3階病棟の集約と申しますが、その措置等についてごさいますけども、病院の経営上、看護職員の人件費の抑制ということもごさいます。また看護の需要に見合う柔軟な要員の配置をするという病院等の方針もごさいますて、10月1日から3階病棟と4階の病棟を集約と申しますが、統合しまして1病棟体制としたものをごさいますけども、病床数そのものを根本的に減少させるというものではごさいません。今回の措置によって、入院患者さんのサービスの的には支障がないように、病院としても行っているところでごさいます。

以上をごさいます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

地域医療についての再々質問をさせていただきます。

セミオープンシステムにつきましては、安心して出産できる場所がほしいと多くの人が望んでいるわけなんですけど、今回のこのことにつきましては対象者が2病院ということもあって絞られてしまう。そしてリスクのある妊婦は受診ができない。そして費用、先ほど詳しいコストとかが出てはいないんですけど、先ほどの答弁の中でも費用に対する効果が見込めないというふうに聞こえました。そして受診の時間が短すぎるというふうな理由があって、もっと多くの人が利用できるような、利用しやすいようなシステムではなかったので導入はできなかったというふうな理解を私はしておりますが、その認識でよろしいのか伺いたいと思います。

それからもう1点ですが、9月の決算委員会の中でも報告があったと思うんですけど、甲陽病院の外来患者数、外来に来ていただいている患者の方はあんまり変化をしていないようですが、この病床の利用率がそれに比べて低いというのはどういうことからなるのでしょうか。

以上2点について、お伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

保坂多枝子議員の再々の関連質問をごさいますけども、最初にセミオープンシステムについて断念に至った状況等をごさいますけども、今、議員さんがおっしゃったとおりをごさいますて、これも先ほどの答弁のとおりをごさいます。やはり利用しやすい体制でなければならぬ

ということは言うまでもございませんので、先ほどの答弁、ならびに議員さんのご認識のとおりでよろしいかと思ます。

それから次に甲陽病院の病床利用率の低下ということでその理由でございますけども、地域医療というのは特に近年ですけども、高齢者の患者さんが非常に多くございまして、また高齢者の方々につきましては、慢性の疾患を抱えている患者さんが非常に多いということで、その患者さんの症状のためには、常勤の内科医師がいないと入院する患者さんの受け入れができないという状況でございまして、そのために病床利用率が低くなっているという状況でございます。引き続きこの状況につきましても最善の努力をする中で、医師の確保をこれからも図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

ランニングコストについては、のちほどきちっと報告してください。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は4時40分といたします。

休憩 午後 4時27分

再開 午後 4時40分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は会議規則第9条第2項の規定により、あらかじめ延長いたします。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

先ほどの保坂多枝子議員の関連質問についての答弁漏れといいますが、内容等についてご説明を申し上げます。

セミオープンシステムで今回、必要とする機器については試算では合計で2,830万円ということになります。その内訳としましては経膈超音波診断装置1台、これは500万円ということです。そして経腹超音波診断装置1台、これは2千万円以上です。あと分娩監視装置1台、これが100万円。内診台1台50万円。診察台1台150万円。診療に必要な医療器具1式ということで30万円かかるということで、合計で2,830万円ということになります。またこの経費につきましては今回、県から2分の1の補助があるという話を聞いております。また、これ以外に先ほども申し上げましたけども、医師また助産師等の年間報酬としまして350万円の費用がかかるということでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

次に、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、12番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

朝、雪かきで汗を流された方も多く、長時間の質疑でお疲れと思いますが本日の最後、市民フォーラムの代表質問を行います。

今回の最初の質問は「一流の田舎まち北杜市とは」にいたしました。市長がこれまでこの議場で、また市民が集まるさまざまな場で何度も使われてきた言葉です。この質問を通じて北杜市の現状と課題、目指す姿について伺いたいと思います。

江戸時代の終わり、幕末から明治初期に日本を訪れた多くの外国人が日本の農村風景やまちなみの美しさに驚嘆して多くの著述を残しています。鉛筆で描いたように美しい農地や常緑樹の生け垣の美しさなどが称えられています。当時の日本人に景観という概念があったとは思いませんが、美しい国をつくってきたのだと思います。

一方、世界文化遺産に登録された富士山の景観に対しては、さまざまな指摘がなされています。山梨日日新聞の連載記事でも標識や案内板のバラツキ、登山道売店の形状や色の統一感の欠如、神聖な雰囲気やを阻害する湖畔の建物などが問題視されていました。世界遺産となり世界基準での景観保護が求められています。世界に通用する、これこそが一流ということと思い例に挙げさせていただきました。

「一流の田舎まち北杜市とは」という質問をするにあたって、私たちもその答えを考えたわけですが、美しい景観、それを支える地域の力、そして市民が担い手である裾野の広い文化、これらの要素が一流の田舎まちには欠かせないと考えております。

このことを踏まえ、今定例会代表質問の大項目の1は景観、2は地域の力という視点でまちづくり、3番目には地域の文化活動の拠点ともなっている図書館事業を取り上げました。そのほかは国の動向をにらみ子ども・子育て支援、議案に関連した指定管理者制度が大項目です。

景観について、北杜市では市民参加による景観研究会での活発な議論と提言を踏まえ、策定委員会で素案がまとめられ、県内でも早い段階で景観計画が策定されたことに敬意を表するものです。

また土地にはそれぞれ所有者がいて異なる価値感や美意識を持っており、強い規制がない中で景観行政を進める困難さにも理解を示すものです。

しかし世界基準の景観保護は、北杜市にもぜひにも必要なことと思います。今回の質問で取り上げる具体例は屋外広告など景観行政のほんの一部分ではありますが、景観計画全体の取り組みを市民の皆さんと一緒に地道に取り組みなければならないと思っております。

前段が長くなりましたが、質問は以下のとおりです。

まず市長の言う一流の田舎まち北杜市の具体的内容は、また何をもって一流とするのでしょうか。

景観計画に沿った山岳、眺望、自然景観を守るための具体的な取り組みと成果は、

サイン計画の取り組み状況は、

屋外広告物について県が指導を強化していますが、北杜市の現状と対策は、

特にのぼり旗についての指導は、

景観形成に向けた課題に豊かな森を守ることがあります。現実には森林の減少、荒廃、松くい虫の被害が広がっています。景観形成の面から、これらのことにどのような対策がとられているのでしょうか。

2点目は、まちづくりについてです。

北杜市まちづくり計画にある地区まちづくり市民委員会が発足した地域はありますか。また市長が指定した地区の状況は。

まちづくりを推進するために市民の要望や意見を聞くこと、専門家等外部の目を生かすことが有効です。その体制づくりは、また、まちづくりのための市民活動を市としてどのようにバックアップしているのでしょうか。

元気と活力あるまちづくりのために設置された地域力創造アドバイザーの提言や、それに基づいた市の取り組みは。

課題や現状を踏まえ、今後の行政区のあり方をどのように考えていますか。

市民フォーラムとしては高齢化による地域活動の担い手不足、行政区への加入・非加入も含めて移住してきた人と地元との関係等が現状での主な問題と考えています。また現状の区は行政区、自治会、旧来からの相互扶助組織がその違いを特に意識されることなく、一体として運営されています。市として現状をどのように分析し、行政区の今後をどのように考えているのか伺いたいと思います。

現在、市では公共施設白書を作成中です。公共施設の統廃合は、まちづくりにとっての大テーマです。公共施設再配置についての市の方針とスケジュール、また市民への周知や計画への市民参加について考えを伺います。

3番目は、図書館事業についてです。

事業仕分けを受けて、管理経費の見直しをどのように考えていますか。

図書館利用者数をどのようにカウントしているのでしょうか。

通常の開館時間のほかに夏休み期間など特別開館時間を設定する考えはありますか。

本年2月にほくと子ども読書の杜プラン、第2次北杜市子ども読書活動推進計画が策定されましたが、取り組み状況と課題は。

図書室が整備された小中学校に比べて、市内保育園の蔵書等は充実しているとは言い難い状況です。子どもの読書活動を推進する上で、図書館と保育園の連携強化への具体策は。

図書館の主催や共催の講演会等のイベントに多くの市民が参加しています。図書館法の規定に基づき北杜市図書館条例施行規則に記されたお話し会、読書会、講演会、映画会、鑑賞会、資料展示会および支援、文化交流活動の場の提供と支援が各図書館で積極的に行われていますが、事業仕分けでは市からそれらのことはほとんど言及されませんでした。図書館イベントについて、どのように評価をしているのか伺います。

4番目のテーマは、子ども・子育て支援についてです。

北杜市子ども・子育て会議（第1回）が11月27日に開催され、北杜市でも国の子ども・子育て支援新制度に向けた取り組みが始まりました。国の新制度を踏まえ、それぞれの地域の実情に合わせた子ども・子育て支援を打ち出していくことがますます重要になるという認識のもとで伺います。

新制度を踏まえ北杜市の子ども・子育て支援はどのように変わるのか。保育園のあり方などを例に現段階での市の考えを伺います。

教育、保育、子育て支援の利用見込みを市が算出し、国に報告するために子育て支援ニーズ調査が行われますが、市としてはこの調査を子ども・子育て支援にどのように生かしていくのでしょうか。

ニーズ調査の結果を待つまでもなく、多くの市民が求めている事業に中学3年生までの医療

費無料化がありますが、市の方針は。

平成24年度に北杜市子育て支援住宅整備にかかる調査が行われましたが、自由解答欄に多くの意見や要望が寄せられています。これらをどのように分析しているのでしょうか。子どもが安心して遊べる環境を求める声などへの具体策は。

子ども・子育て支援の充実が求められる中、実際には保育園バスの廃止等サービスが低下するものもあります。これらのことについて十分な説明がなされ、保護者の理解は得られたのでしょうか。また今後の保育園児の移動手段はどうするのでしょうか。

安心・安全な子どもの居場所づくりが子ども・子育て支援の要とも言えますが、生涯学習センターこぶちさわ改修工事の際の子どもたちの居場所をどのように考えているのでしょうか。

最後に、指定管理者制度についてです。

今定例会では28施設の指定管理者の指定が議案となっており、今後2施設の追加募集も行われる予定です。これらのことを踏まえて、指定管理者制度の運用全般について改めて市の考えを伺います。

指定管理者を募集するか否か、また募集の条件等をどのように決めるのでしょうか。

今回の指定管理者の指定について、選定委員会で議論となったことにはどのようなことがありますか。新規業者や指定管理者が変更になった施設については、特に詳しく伺いたいと思います。

指定管理者制度の運用について、管財課と施設担当課の職務分担はどのようになっているのでしょうか。決算や定期的な報告書に対して、合同のチェック体制はありますか。

指定管理料はどのように決めるのでしょうか。今回の指定管理者の指定と追加募集の施設、また使用料の値上げがあった北の杜聖苑について、市の方針を伺いたいと思います。

自主事業の内容把握や適正であるかの判断、またそのことを踏まえた改善の指導等はどの部署が、どのような権限に基づいて行っているのでしょうか。

最後に指定管理料が発生する施設の広告費、減価償却費等について市はどのような方針を持ちチェックしているのでしょうか。

例ですが指定管理料が約2,300万円の施設で広告宣伝費約1,100万円、減価償却費約450万円というところがありますが、このような会計処理が本来の指定管理者制度のあり方として適正と考えているかどうかを含めて伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えします。

一流の田舎まち北杜市について、いくつかご質問をいただいております。

一流の田舎まち北杜市の具体的内容についてであります。

北杜市は八ヶ岳、南アルプス、奥秩父の山々など日本を代表する山岳景観に囲まれた豊かな日照時間、3つの名水百選に代表される豊富な水資源など、この上ない自然環境に恵まれた地域であります。これらの資源を活用した太陽光発電や小水力発電事業など、官民一体のクリーンエネルギーへの取り組み、日本のトップランナーとして環境に積極的に取り組んでいます。

また、本市は貴重な史跡や平山郁夫シルクロード美術館、金田一春彦記念図書館など全国で

も有数の優れた芸術・文化施設に恵まれております。恵まれた自然の中で、歴史と伝統の上に文化の香りのする、まさに杜のまちであります。

さらには田舎の持つ絆・隣人愛、心豊かで住む人が誇りを持てるようなふるさと。若者がやる気と希望が持てるふるさとをつくること。都市をつくるのではなく、むしろ都市を利用し連携する。心や足が自然と向かうような北杜市をつくる。これが、ふるさと北杜市を描くイメージ一流の田舎まちであります。

次にまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、まちづくりを推進するための体制づくりについてであります。

元気と活力あるまちづくりの推進を図るためには多くの課題があり、地域の皆さまと一体に推進する必要があるものと考えております。

現在、行政区からの陳情書、市長への手紙で市民からの要望や意見をいただいているところであります。

要望等の内容については幅広いため、事業ごとにそれぞれの部署において対応をしておりますが、複数の部署にまたがる場合は調整を行い対応しているところであります。

まちづくりのための市民活動については地域活性化につながることから、地域を可能な範囲でバックアップしてまいりたいと考えております。

次に、地域力創造アドバイザーについてであります。

本年度から設置した地域力創造アドバイザーには、市政における課題である新しいコミュニティの形成、子育て支援、少子化対策など8事業について相談し、先進地の事例や昨今の国の状況など、今後の取り組みに助言をいただいている状況にあります。

具体的には温泉施設の活用や料金の改定に伴う算出根拠の考え方について助言をいただき、温泉施設の見直しに反映したほか、観光振興や農業振興への助言により来年度から市役所内に地域おこし協力隊を配置し、まちづくりや地域の活性化をより一層推進させる取り組みを実施する予定であります。

今後もアドバイザーからの助言を参考に、元気と活力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと思います。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

図書館事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、事業仕分けを受けての管理経費の見直しについてであります。

平成22年11月の北杜市立図書館適正配置等検討委員会からの提言に基づき、平成23年2月に今後の北杜市立図書館のあり方を策定し、厳しい財政状況の中で経費削減に努めながら8図書館を存続することとしたところであります。

これまでに、金田一春彦記念図書館の夜間の利用者が少ないことから閉館時間の変更や自動貸し出し返却機を廃止するとともに、約200名の図書館ボランティアなどのご協力をいただきながらのイベント開催などにより、経費の削減に努めてまいりました。

また現在、図書館協議会において開館日や開館時間などについて検討していただくとともに

市民の皆さま等からの寄附金や寄贈本のご協力をお願いするなど、経費の見直しを行う予定であります。

次に、図書館の利用者数についてであります。

8館のうち金田一春彦記念図書館とライブラリーはくしゅうは入館者数カウンターにより、他の6館は図書などの貸し出し人数で集計しております。

次に、特別開館時間の設定についてであります。

子育て支援や子どもの居場所づくりは図書館の役割の1つでもあることから、夏休み等において利用しやすい時間の設定も必要であると考えますが、経費の課題もありますので今後図書館協議会の中で検討してまいります。

次に、ほくと子ども読書の杜プランの取り組みと課題についてであります。

プランでは家庭、地域、学校および図書館等における子どもの読書活動の推進を図ることとしております。

家庭や地域での読書を推進するためのブックスタート事業やお話し会などのイベントを開催するほか、保育園でのお話し会や学校での朝の読書などでは、要望により図書館職員を派遣しております。また今年度、8館と学校図書館とのネットワークシステムが整備されましたので連携による読書活動の推進も図ってまいります。

今後もいかによい本を子どもたちに出会わせるかを考えながら、ボランティアのご協力をいただく中で、お話し会など各館での事業も充実してまいりたいと考えております。

なお、セカンドブックおよびサードブックでの親子アンケート調査を実施した結果、図書館に出かける機会が少ないなどの課題があります。このため、イベントなどの周知の徹底や実施内容を工夫することなど利用しやすい環境づくりを行うため、子ども読書活動推進計画策定委員会や図書館協議会のご意見をいただきながら、子どもたちの読書環境を整えてまいりたいと考えております。

次に、図書館と保育園の連携強化への具体策についてであります。

ほくと子ども読書の杜プランにおいても、保育園における読書活動の推進が定められておりますので、学校図書館との連携で実施しているおすすめ本のリスト「保育園版読書マラソン」を保育園に配布するとともに保育園に絵本などの貸し出しを行い、職員やボランティアによる保育園での読み聞かせなどを今後も継続的に実施してまいります。

次に、事業仕分けにおける図書館イベントの評価についてであります。

8館では子育て支援などの市民ボランティアや図書館ボランティアなどのご協力により、子ども向けのお話し会や大人向けの朗読会など年間100を超えるイベントを実施しており、市民に定着し評価をいただいているところであります。このようなイベントは、市民の交流や本との触れ合いの場所として大きな役割を担っていることから、複合施設内での図書館の役割は重要であると考えております。

イベントを実施するに当たりましては職員数には限りがあるため、ボランティアの皆さまのご協力なくしては実施できず、図書館運営になくしてはならない存在と認識しており、大変感謝しているところであります。

今後もイベントを通じて市民のニーズに合った図書館となるよう、ボランティア等のご協力をいただく中で、図書館協議会において検討いただきながら運営してまいります。

次に、生涯学習センターこぶちさわ改修工事についてであります。

生涯学習センターこぶちさわは小淵沢小学校が近いことから、放課後児童クラブの子どものほか多くの児童が集まり、図書館を中心に子どもたちの居場所として利用されております。このようなことから、来年度の改修にあたりましては子どもたちが安心して過ごせるスペースとしてライトプラザ内に冷暖房設備があり、子どもたちの様子を見守ることができる子ども談話室を設け、安全な子どもたちの居場所を確保したいと考えております。また、雨の日でも放課後児童クラブの子どもたちが、安心してセンターを利用できるよう別棟の放課後児童クラブとセンターに渡り廊下を設置する計画であります。改修工事期間中、放課後児童クラブについては、防護柵の設置などにより子どもたちの安全に配慮してまいります。

なお、週1回ほど開催しております放課後子ども教室については工事完了までの間、小淵沢小学校体育館で実施することとしております。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えをいたします。

今後の行政区のあり方についてであります。

少子高齢化に伴う地域活動の担い手不足は、多くの行政区においても深刻な問題であります。本年10月1日現在の北杜市全体の行政区加入率は72%であり、一昨年と比較すると約2%低下している状況にあります。

行政区についての捉え方は歴史的・地域的な背景もあり、本市においては行政区と自治会は同様であると考えております。

最近では、周囲に集落がない山林の中などで生活を営んでいる世帯など地理的条件も相まって相互扶助のコミュニティを形成できないケースも増加しており、既存の行政区ではなく広報紙の配布やゴミステーションの利用のみを目的として、数世帯で構成された組織も存在しております。

しかし行政区とは本来、地域住民が自主的・自発的に参画し地域の融和を図りながら、身近な課題を住民みずから解決していくための組織であり、災害時における情報伝達や安否確認など地域での共助は大変重要であると考えております。

今後も行政区未加入の方々に対し行政区の活動や地域の実情をご理解願ひ、積極的に加入していただけるよう引き続きご案内していくとともに、行政区側にも転入世帯への声かけ加入促進に努めていただくようお願いしてまいります。

地域の抱える問題の解決には地元住民の強い意志と柔軟なアイデアが必要不可欠であり、今後も行政区を中心に住みよい地域をつくるため、行政区活動を積極的に支援してまいります。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えします。

公共施設再配置についてであります。

第3次行財政改革アクションプランにおいて、公共施設マネジメント白書の成果をもとに平成28年度までに仮称、公共施設再配置基本方針を定める予定であります。

市民との協働はアクションプランにおいても改革の基本目標に掲げておりますので、市民の

皆さまの声が反映されたものにしたいと考えております。

なお、具体的な市民参加の方法については今後検討してまいります。

次に指定管理者制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、指定管理者の募集についてであります。

指定管理者制度は、公の施設を管理するための1つの手段であります。指定管理者制度を導入するか否かの判断は、当該施設が民間能力の活用により公共サービスの向上や経費の節減等が見込まれる場合、施設所管課と管財課とで協議を行い、総合的に判断することといたしております。

また募集条件等については、管財課が作成した標準的な募集要項の様式をもとに施設所管課がその施設の特异性等を踏まえて定めております。

次に、選定委員会での議論の内容についてであります。

指定管理者候補者選定委員会では主に提案された事業計画の妥当性、実現可能性についての議論がなされた状況であります。また新規業者や指定管理者が変更となった施設においては、申請者がすでに行っている類似施設の管理運営実績と事業計画の実現可能性についての質問、意見が出されたところであります。

次に、指定管理者制度の運用における管財課と施設担当課の職務分担についてであります。

管財課においては指定管理者制度の導入にあたっての総合的な調整業務等、また施設所管課においては、施設の管理および処分等についての業務をそれぞれ相互連携を図りながら分担しております。

なお、指定管理者からの報告書に対する合同のチェック体制については、管財課に提出された報告書を施設所管課へも合議することにより、それぞれの立場でチェックし、必要な指導助言を行っているところであります。

次に、指定管理料の設定方法についてであります。

指定管理料の額は募集時の収支計画や過去の収支実績をもとに、市との協議により決定するものであります。

なお、基本協定書の締結の際、決定した指定管理料については指定期間中の変更は原則として行わないこととしております。

また北の杜聖苑については、本年10月からの料金改定の内容が本年度分の協定締結を協議する段階において想定されておりましたので、過去の利用状況に基づき利用料金収入見込み額を算定し、指定管理料を決定したところであります。

次に、自主事業の内容把握や改善指導を行う部署およびその権限についてであります。

指定管理者が行う自主事業については、承認申請時に提出された自主事業計画書の内容をもとに施設所管課によりその施設の設置目的に合致し、かつ施設の管理を妨げないものであるかを判断するものとしております。

また、これら自主事業に対する指定管理者への指導等については、市と指定管理者の間において締結した協定に基づき、施設所管課と管財課が連携して行うこととしております。

次に施設の広告費、減価償却費に対する市の方針についてであります。

施設の管理・運営において利用者の増加と施設の有効活用のため、指定管理者が管理運営上必要とする、ある一定規模の広告宣伝費は認められるべきであると考えております。

また施設の改修については、指定管理者の管理運営上必要であると認められる場合にはこれ

を承認することとしております。こうした場合には、これら改修に要した経費の減価償却費相当額は収支決算に計上されるべきであると考えておりますが、この経費を理由に指定管理料の増額はいたしておりません。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子ども・子育て支援新制度についてであります。

子ども・子育て支援新制度は、すべての子ども・子育て家庭を対象に支援していくという理念の下につくられております。

実施主体である市は5年間の計画を策定し実行していくことになっており、計画策定にあたってニーズ調査を行っているところであります。その調査を分析した中で、市民および北杜市子ども・子育て会議のご意見を伺いながら、北杜市のすべての子ども・子育て家庭を支援していきたいと考えております。

次に、子育て支援ニーズ調査についてであります。

市はニーズ調査の結果を踏まえ、地域の実情を反映した事業計画を策定し、それに基づいた施設整備やサービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、中学3年生までの医療費無料化についてであります。

子ども医療費窓口無料化の拡大については、行財政改革による財源確保などを総合的に勘案し、来年度の当初予算編成において、制度の見直しについて前向きに検討してまいりたいと考えております。

次に、北杜市子育て支援住宅整備にかかる調査についてであります。

本年度から進めております子育て支援住宅の整備にあたり、昨年度に市営住宅入居者、子育て支援事業参加者等を対象に、住まいに関するアンケート調査を実施したところであります。そのアンケート調査の自由回答欄には、安心して遊ばせることができる広場やキッズルームの設置、エレベーターの設置、保育園・小中学校へ徒歩で通いやすい場所、市外者の入居、低廉な家賃設定等、多くのご意見・ご要望が寄せられました。これらのご意見等を参考に住宅の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、保育園バスの廃止についてであります。

現在、長坂、小泉、日野春、白州、武川の5つの保育園において特段の費用負担を求めず保育園バスを運行しております。本年12月現在の園児数1,064人に対し、保育園バスの利用園児は71人であり、他の園児の送迎は保護者が行っている状況にあります。このような状況を鑑み、公平性の観点から第2次行政改革アクションプランの中で位置付け、庁内検討会で検討してまいりました。園児の送迎は保護者が行うことが原則であり、平成27年度末を目途に運行を廃止する方向で現在検討しており、今後は保護者に周知および説明を行い、全園統一した運営を図ってまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えします。

森林の減少、荒廃、松くい虫被害の対策についてであります。

北杜市の森林は、市街地や集落周辺から自然公園等に指定された標高の高い地域までほぼ全域的に広がっております。森林は水源涵養や国土保全、生物多様性保全など極めて重要な機能を有しており、景観形成の面から見ても欠かせない大切なものであります。

市では、この大切な森林を守るために松くい虫防除事業や北杜市里山整備事業などを実施し、森林の荒廃防止に努めております。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

一流の田舎まち北杜市について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに山岳、眺望、自然環境を守るための具体的な取り組みと成果についてであります。

北杜市景観計画を基準として北杜市景観条例を制定し、一定規模以上の建築等を行うものには届け出を義務づけております。また景観形成基準では、市内を山岳高原景観形成地域と田園集落景観形成地域に区分し、それぞれの地域ごとに配置・外観・形態意匠・色彩等について定めており、これにより北杜市の美しい風景・景観が守られており、成果を挙げているものと考えております。

次に、サイン計画の取り組み状況についてであります。

北杜市サイン計画については、昨年6月にガイドラインをまとめた指針編を作成したところであり、現在、公共サインの実態調査を行っており、今後、実施計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、屋外広告物の現状と対策についてであります。

山梨県屋外広告物条例に関する事務については、平成22年度から一部の事務が市に委譲され、申請に基づき許可事務を進めている状況にあります。

県から委譲された段階で約3,400件が是正対象広告物となっておりますが、内容は県条例で定める基準に適合していないものと基準には適合しているが、設置申請が行われていないものがあります。現在、県から引き継いだ台帳の確認作業と併せて是正指導に取り組んでおります。

また、シルバー人材センターに屋外広告物パトロールを委託しており、現況の把握と違法広告物に対する啓発・指導を行っているところであります。

次に、のぼり旗の指導についてであります。

山梨県屋外広告物条例ではのぼり旗は簡易な広告物となり、許可地域内では申請することにより掲出が可能となっております。

なお、冠婚葬祭や集会・行事・催しもの等で7日以内の表示・掲出をする場合には申請の手続きは必要ありません。

現在、交通の妨げになるもの、汚損が激しいものに関してはパトロール等を通じ、指導を行っているところであります。

次にまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、まちづくり計画に基づく市民委員会の発足状況についてであります。

北杜市まちづくり条例第8条では地区住民等は目的を共有する一定の区域において、地区まちづくり市民委員会を組織することができることと規定しております。しかし現在、地区まちづくり市民委員会が発足した地域はない状況であります。

次に、市長が指定した地区の状況についてであります。

北杜市まちづくり条例第13条では重点的な土地利用の調整、また総合的なまちづくりが必要と認められる地区について、市長はまちづくり調整地区の指定をすることができることと規定しております。現在の状況は、指定している地区はございません。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

それでは一流の田舎まち北杜市とはというところで、景観計画に基づき質問をいたします。

サイン計画についてですけれども、ガイドラインというのは強制力を持たないもので、23年度に5回にわたって開催されたサイン計画策定委員会での議事録を拝見しましたけれども、大変活発な議論がなされ、コンサルの方たちのところに、やっぱり自分たちの意見をきちっと伝える、それからコンサルが出してきた意見、自分たちのコメントと違うではないかということまで、すごく議論が活発になされているのを拝見しました。その中で、このガイドラインの指針はつくられたとのことですが、実施計画からさらにはこの条例化のところまで言われていると思いますが、その今後の予定、スケジュール等を伺えればと思います。

またのぼり旗についてですけれども、規制は面積の基準とかがあると思いますが、実際に見て、やはりあまり美しくないなと思うものがかなり見受けられて、市民の方からも例えば宿泊できますみたいなのぼり旗が大変みすぼらしいというようなご意見をいただいています。例えば民間への指導というのは大変難しいと思いますが、指定管理者も含めた市の公共施設に対して指導がどうなっているかということをお伺いしたいと思います。

また豊かな杜を守ること、景観に沿って1つの例として小淵沢財産区がこのたび始めました松くい虫の予防対策について挙げたいと思うんですけれども、この小淵沢財産区の赤松林というのは、本当に350年の歴史、江戸時代、1600年代から始まって村の東西から植林を進めて30年かけて落ち合ったところがスパティオの向かいの、揉合神社という歴史的な景観も含めた美しい松林、ここに対して帯状の広い面について、今度予防対策がとられるということで始まったと思うんですが、それに対しての市の援助がどうなっているかを伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

それでは野中真理子議員の再質問について、お答えをしたいと思います。

まず1点目でございますが、のぼり旗の規制、または公共施設に立っているのぼり旗についての指導等、どうしているかというのがまず1点目でございますが、現在のぼり旗につきましては当然、立てること自体は可能なわけでございますが、もう期限が切れているもの、また交

通上、景観上、支障があるものにつきましては週1回、シルバー人材センターの2名の方に、通年ではございますが景観の関係についてのパトロールをしていただいております。その情報を受け、撤去をお願いしているという状況でございます。

それからもう1点、公共施設ののぼり旗、また立て看板等もあるわけでございますが、これにつきましては届け出等の申請はないわけでございますが、当然そのパトロールが現場のほうを週一度確認し、また建設部におきましても道路管理上、巡回等もしておりますので併せて指導・撤去するよう指示をしまいたいというように思っておりますし、また撤去している状況でございます。

ガイドラインにつきましてはの条例化でございますが、現在、条例化に向けての準備等も進めてきているところでございますが、具体的なスケジュールを現時点でこうですという段階にまではまだ至っておりませんので、また具体的にスケジュール等が出た段階で議員の方々にもご説明をしまいたいというように思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

今年度、松くい虫の予防対策ということで小淵沢財産区が予算額としては約100万円ということをお伺っております。そうした中で財産区の赤松を予防するという取り組みを行い始めたということでございます。当然、こちらに関しては財産区という性格上、当然ご自分たちが持つておられる財産を保護するという目的のために予防に乗り出したというふうな意味合いもございます。そうしたことも含めて、現在のところ市の援助ということは今年度考えていないところでございますが、今後広がりを見せる、そういったところも考える中で今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

すみません、松くい虫の対策ですけども、今回この財産区の林が予防されるわけですけども、このように帯状の広い面積の予防を始めたということは今まで過去にあるんでしょうか。なんか、そういうことも評価した上で、必ずしもまったく私的なものではない、景観上、非常に大事なものであるということで市がどう考えているか、伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

野中議員の再々質問にお答えいたします。

たしかに今までの対策というものにつきましては、松くい虫に関しては防除というような対策はなかなか講じているような状況にはないというところであります。やはり今回の広い範囲

での対応を小淵沢財産区がしていただいたということは、画期的な部分ということで考えております。

今後、例えば個人の当然、所有地、また山なりは財産になりますので、今のところ市では予防に対する補助対応ができるような制度というものはございませんし、補助金の中でも対応するものは今のところないという状況であります。

そうした中で今後、所有地、私有財産であるということを考えれば、里山整備事業の中に例えばそういったメニューを加えて、所有者の方にもある程度の負担をいただく中で対応していければいいのかなということも考えているところでございます。よろしく願います。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

次はまちづくりの項目に移りますが、これは景観と密接に関連していると思っております。結局は人が動かなければ景観を守れないということで、ここを特に強調したいと思うんですけども、今回の質問をするにあたって大変参考になった本に「一流の田舎まち 二流の都会づくりをやめたまち」という本があります。この本の中では町の名前は伏せられているわけですけども、北杜市の神代桜とともに日本三大桜のある町ということで市長も講演会等で交流があった町の話だと思います。ここではやはり長期計画に基づいた、例えばメインストリートの景観について、長い時間をかけて町民の方とか、それから町の職員、そして首長、一緒になって長い年月をかけてつくり上げていく様子が書かれています。またその中で、特に景観のときにここでポイントかなと思ったところは、まちづくりをするときに実際は町民の方たちが動くわけですけども、その前にやっぱり町が設計者や工務店主に住宅研究会のようなものをつくることを促しているわけです。町がそれを促したことによって、そこが核となってまちづくりが進んでいく。また例えばこの町では、福祉会館とか高齢者住宅が大変使いやすいと評判のものが造られるわけですけども、利用者の方たちの意見を徹底的に聞いて、その方たちはユニバーサルデザインということを目指したわけではないんですけども、結果的にそういうものになったという事例が書いてあります。やはりこの市民の要望や意見を徹底的に聞くこと。また専門家の外部の目を生かすことということが大事だと思うんですけども、やはり今のままの行政区からの要請とか、それから市長への手紙という体制だけでは大変弱いと思うので、その共助や自助、動き出すためのバックアップづくりを市がどう考えているかということ伺いたいと思います。

また、公共施設の再配置計画についても市民に本当に身近なものでして、市民と行政が意見をやりとりするのは大変、時間がかかるものだと思います。例えば市民からの要望を受け付けていると、どんどん要望がかさんで膨らんでいきます。そこをやはり、これはこうではないかというのを圧縮して、また市民に返し、市民にも考えていただいて、またよりよいものをつくっていく、そういうキャッチボールをしていくことが大事だと思うんですけども、そのためには長い時間を要するので、例えば公共施設の再配置計画についても、その市民参加のシステムをどうつくっていくか、どれだけの時間をかけるかというのは今から考えていかなければならないことだと思いますので、そのへんをどう考えていらっしゃるか、伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

野中真理子議員の再質問に対してお答えいたします。

まず1点目でございますが、景観のまちづくりからした市民の皆さまからのご意見を今後どういうように広く承った中で、景観とまちづくりに生かしていくかというご質問だったと思うわけでございますが、現在につきましても市の中に景観、また環境について活発に活動されている団体もございます。そういう方々が、私が4月に来てから相当、私のほうにもいろいろ相談、または情報を出していただいていると。また市内の景観等についてのご意見を賜ってきている状況でございますが、また今後、機会を設けながら広く景観、環境についてのご意見を賜る方法につきましても考えてまいりたいと、こんなように思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

市民と行政が親密にその施策に対してキャッチボールしろと、公共施設の再配置の計画をつくるにあたって、そういうふうな手法をとったらどうかということですが、とかく今、私たちが考えているのは総論賛成で各論反対というふうになりがちだと。計画は行政がつくってみても、いざその実施段階になるとそこには施設を使っている方々がいる。そういうことで、非常に行政と使っている人たち、施設利用者との軋轢みたいなものがあってなかなか進まないというのが先進地というか、このマネジメントをやったあとの課題だとは思っています。

議員おっしゃるように市民と行政がキャッチボールをしながら、よりよい再配置計画をつくっていくのが理想だと思っております。その理想になるように、なるべく早くそういった体制づくりみたいなものができたらいいかなと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

今の公共施設再配置計画についてですけども、総論賛成各論反対になることも分かって、だからこそ市民とのやりとりが必要なのではないかと。例えば先進地の秦野市の事例ですけども、地区からの公開質問状に対して丁寧な回答がホームページ上で、そのやりとりが公開されているわけです。そういうことも含めてじっくりと考えていただきたいと思いますので、いま一度、市民とのやりとりについての考えを伺いたいのと、あと行政区についてですけども、今のご答弁では行政区イコール自治会という、たしかに今はそういうふうに通じていますけども、実際というか深く考えていくと、やはり上から、ある意味では市という上からの行政区と、湧き上がるべき自治会というのは、ものが違うのではないかと私たちは考えているんですが、そのへんをどう考えているか、いま一度ご答弁を願いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

公共施設の再配置のお話ですけれども、また奇しくも秦野市が出てきたわけなんですけども、あの狭い秦野市でもかなり苦慮されているということで、面積が6倍ある北杜市に至ってはど
うなってしまうんだらうというような感覚を受けております。それだけに市民とはキャッチ
ボールをしてもらいたいというご指示だと思しますので、いろんな場所、地域、先進地を見な
がら参考にしていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

野中議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

行政区の活動については、自治会の活動と同様という答弁をさせていただきました。こういっ
た活動につきましては、従来からの伝統ですとか慣習に基づきまして地域コミュニティが図ら
れているという、もともとの集落というものの活動が今風に言って自治会というような捉え方
を私どもはしておるわけですが、その自治会という括りについて、行政側のいろんな行政情報
を伝達していただくとか、行政の補助機関として実施をしていただいているという、その括り
についても行政区という呼び名で認識をしているということでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

それでは図書館事業について、再質問をいたします。

子どもの読書の杜プランにも大変関連する、その図書館と保育園の連携強化についてですけ
ども、子ども・子育て支援新制度、保育園というものに対しても学校教育という概念が入って
くるのではないかと思います。そういうことも含めて図書活動というのはますます重要になっ
ていくのではないかと思いますし、また現在の図書館の利用者数を爆発的に増やす1つの手段
として、保育園児に例えば図書館を利用してもらうとか、それから貸し出し数を増やすにし
ても図書館の本を団体貸し出しして図書館を使ってもらう、そういうことによって保育園の図書
室として整備をしなくても、今の図書館を使って十分にいろんなことができるのではないかと
思いますので、そのへんのお考えを伺いたしたいと思います。

また図書館のイベントについてですけれども、私はこのことについて財政的な面からも優れた
ものではないかと思っています。例えば明野図書館の例ですけれども、図書館の事業費としては
たぶん数万円、それに地域委員会からのお金や明野図書館ファンクラブというボランティア団
体がチケットを販売しながらイベントをやる。たぶん図書館経費としては数万円の単位で
800人以上のいろんな参加者が来ている。これからいろんな財政が厳しくなっていく中で文
化活動をどうやっていくかという大変大きな参考になると思ひますので、そこも含めて図書館

イベントについての評価を伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

野中真理子議員の再質問にお答えをしたいと思います。

1点目の保育園との連携ということだと思いますけども、たしかに図書館の利用を増やすということの1つの大きな要因としては、保育園児と本との触れ合いというのが非常に重要なというふうに思っております。

現在8図書館ございますけども、学校の近くにあるとか放課後児童クラブが複合施設の中として一緒にあるというような施設につきましては、やはり休館日が土曜日とか日曜日になっているというような状況もあります。したがって8図書館が存続をしていくという意味につきましても、やはり子育て支援も含めまして保育園児の利用というのは図っていくべきだと考えております。

ただ、保育園児が一人で来るとことは不可能でございますので、まずはブックスタートですとか、そういう事業を使って保護者に本に親しんでいただく機会をつくっていく。あるいは保育園に、各図書館でいろんなイベントをしていますけども、そういった保護者に対してイベントのPRをしていくということで利用を図っていきたいというふうに考えております。

それから2点目のボランティア等によるイベントの開催というのは、先ほど答弁でも申し上げましたけども、やはり図書館の職員の人数にも限りがありますので、現在約200名いらっしゃいます図書館ボランティア、あるいはそれ以外に読み聞かせ等の市民ボランティア等が、複合施設ということもございますので、かなり図書館に関連することでいろんな事業をやっていただいております。したがって、今後もそういったボランティアの方々のご協力をいただきながら図書館のイベントや複合施設、社会教育施設が主になっておりますので、生涯学習課等も連携をしながらイベントの共同開催をしていくということも必要ではないかなと考えておりますので、今後もいろんなところと連携をしながらやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

図書館についてですけども、小淵沢図書館の休業日というのは土曜日になっています。それはなぜかという、月曜日はセンターがお休みなので、子どもたちが月曜日もいられるようにということで、子育て支援の一環としてそういうようになった経緯があります。これは事業仕分けでも指摘されていたことですけども、そういうこととか、あと夏休み期間の特別開館時間、要するに前もって早く開けて、勉強したいという子どもたちの要請に応えてほしい、これらの強い要望がありますけども、そのあたりをいま一度ご答弁願いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

野中真理子議員の再々質問にお答えしたいと思います。

たしかに図書館、複合施設の場合は特に、あるいは学校の近くにある場合は特に子どもたちの放課後の居場所、または夏休み等でも学校のプールの帰りに図書館に寄って行くということで、図書館の利用というのは施設ごとにより大きく異なるという現状がございます。したがって、先ほど質問にもありましたように特別開館時間ですか、これにつきましても現在、図書館協議会の中でほとんどの図書館が9時半からという形、長坂の図書館につきましてはやはり駅前にあって、駅の待ち合的な図書館の利用というのが多いということで9時からになっておりますけれども、これにつきましても平日はちょっと時間を遅らせて10時からにするとか、あるいは夕方、閉館がほとんどが5時というふうになっておりますけれども、これを放課後児童クラブが閉館する6時までやるとかというふうな形で、特別開館時間についても併せて図書館協議会の中で子ども読書活動推進計画の策定委員会の委員さんのご意見も伺いながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

続いて子ども・子育て支援についてですが、まず計画をこれからつくる、今ニーズ調査中だということですが、すでに現状で分かっていることに保育園の入園というのは、就労など保育に欠けるという要件がありましたけれども、実際にはもう3歳児以上は全入という形をとって、今までも市立の保育園というか、ほとんど公立の保育園に皆さん行くので、そういう書類などはいらないのではないかと。ですから今回の新制度に向けて、当然そういうことが市としては考えられていいのではないかと思うんですけども、ニーズ調査以前に市として考えられていることがあれば、現段階で伺いたいということでこの質問をさせていただきました。

またニーズ調査ですけども、今までも中学3年生までの医療費無料化については、署名とかがあって私たちは必要だということをおっしゃってくださったのに叶えていただけなかったということで、ニーズ調査についてもこれを書いておっしゃることを言われる保護者の方たちもいらっしゃるので、ぜひこのニーズ調査の結果を生かしていただきたい。医療費無料化については、いきなり中3までできるのか、それとも小学校6年生までの段階的なものを経るのか、そういうことも分かりましたら教えていただきたいと思います。

また子育て支援住宅についてですけども、子どもが安心して遊べる環境というのは現在の、例えば雇用促進住宅や今ある市営住宅についての入居者の方たちが思っていることだと思いますので、このへんをどうお考えか。

また子育て支援住宅には、何しろ低廉な入居費であってほしいというご意見が多かったと思います。そうした中で、今回考えられているのはやはり5万円というそれなりの値段、そのへんをどうお考えであるか。

また学習センターこぶちさわの改修工事の期間、要するにでき上がったときにものすごくいいものを造っていただくのは本当にありがたいんですが、その改修工事の6カ月間の期間に子どもの居場所をどうするかということについて伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

野中真理子議員の再質問にお答えしたいと思います。

ニーズ調査をする前に、前の段階でどういうふうに考えているかということでございますけれども、今回の子ども・子育て支援制度につきましては質の高い幼児期の学校教育、それから保育の総合的な提供ということですので、すべての3歳以上児が入っているということを差し引いてもそれを幼稚園、いわゆる幼保で一緒というふうな形の中で今回、制度の中に盛り込まれておりますので、その前の段階で市としての考えということにつきましてはちょっと難しい問題かなというふうに思います。

それからニーズ調査によらなくても、中3までの医療費は段階的に行っていくのかどうかということでございますけれども、それにつきましては市長の答弁にありましたように財政的な措置がまだ不透明な部分がありますので、それを見据えた中で今後決定していくということになるかと思えます。

それから子育て支援住宅の子どもが遊べる環境というものは、従前の住宅にも求められているんじゃないかということでございますけれども、今回、整備を予定しています子育て支援住宅につきましては、より子育てに特化したということでございますので、差別化は当然していくということで、より子育てにやさしい住宅というものを目指していきたいと思えます。

その提供につきましては、先ほど5万円という話が出ましたけれども、できるだけ低廉な価格で設定したいとは考えておりますけれども、財政事情等もありますので今後考慮していくということになると思えます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

野中真理子議員の再質問にお答えをしたいと思います。

生涯学習センターこぶちさわの改修中の子どもたちの居場所ということのご質問だと思えますけれども、答弁でも申し上げましたけれども、放課後児童クラブについては、基本的には防護柵等を設置して通常に開館をしたいと考えております。

そのほかの放課後子ども教室等につきましては小淵沢小学校のご協力を得まして、体育館等で実施をしたいと考えております。それ以外に放課後児童クラブの対象にならないような児童も現在、生涯学習センターこぶちさわのほうで親の迎えを待っているというような状況もございますので、このへんにつきましては放課後児童クラブのほうの所管課、ならびに学校と協議をしながら居場所づくりを確保していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

子育て支援住宅に関わることでございますけども、寄せられた自由回答欄の中に安心して遊べる環境、それは今の市営住宅に入っていらっしゃる方が危険だし、そういう場所がほしいということ強く要望された結果だと思うんです、あの内容は、それに対して市はどのように答えるかということ伺いたと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

野中真理子議員の再々質問にお答えしたいと思います。

議員さんが今言われましたように、自由回答欄にさまざまな要望が寄せられております。当然、そのさまざまな要望にすべてこたえるということは不可能でございますので、財政的なもの、それから場所的なもの等を取捨選択しまして、できる限り自由回答欄に寄せられた意見を反映して整備していくということを基本としております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

それでは指定管理者制度について、再質問をいたします。

管財課と施設担当課の職務分担ということですけども、例えば減価償却費、ここに挙げました450万円についても、会計的なものはたぶん管財課がみている。ただし、どういうものに使われて何ができている、それがどういうものかというのは、所管は担当課になるのではないかと思うんですけども、そのへんがどのように実際にはチェックをされているのか、そこを具体的に伺いたと思います。

それとまたここで広告宣伝費1,100万円、減価償却費450万円というのを出ささせていただきました。これは例えば指定管理料をまったく取っていない自主事業の中でもものをつくり、こういう減価償却費が盛られてくる。そういうところは別に何を言うわけではありません。ただ指定管理料というものをとった中で、その指定管理料をもらわずに市へ納入している施設が、例えば広告宣伝費550万円しか使っていない施設、だけでも指定管理料をこれだけもらっている施設が1,100万円もの広告宣伝費を使っている。この事実について、どう市が考えているかですし、減価償却費の考え方というものがどうなのか改めてお聞きしたいと思います。

たぶん広告宣伝費というのは、市でもそうだと思うんですけども、何か圧縮するときというのは、ここを圧縮できるものではないかと考えておりますので、そこも含めてお答え願いたと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

野中議員の指定管理に対する再質問にお答えいたします。

まず指定管理者への指導、管財課と所管課との分担ですけれども、運用についての指導は管財課、そして施設のハード面や条例設置などの整合性等についての指導は所管課ということで、ただしその最初の協定書をつくる前の全部の内容については、どちらがどうというのではなくて両方で、その趣旨の計画書を見て判断をしております。

それで減価償却費のことでありますけれども、今言われたように指定管理料が2,300万円の施設で広告料が1,100万円というふうな、こういう言い方ですとなんか2,300万円のうち1,100万円を広告費に使っているような感じがするんですが、実際この施設は1億7千万円の事業をやっております。膨大な敷地にかなり大きな施設が造ってあって、そこで指定管理者として運営していくには、よほどの努力とノウハウが必要だと私は考えております。その中で、そこに来ってもらうためにはこのくらいの広告宣伝費が必要だという提案をされてきたものであると、それを認めるということになります。そしてまた、減価償却費につきましても毎年、管理備品等を使うということで、その経理の中で減価償却費としてあげてきているもので、450万円というある年度のところがほんと大きく上がったにしても、それはその施設の管理備品が上がったということで、それに対して総体の指定管理料がその分あるから上がったというわけではなくて、指定管理はそのままになっているはずであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

指定管理制度についてですけれども、1億5千万円の全体の費用で1,100万円と言っていましたけれども、先ほどの550万円の宣伝費を使っているところは売り上げというか、7億円の施設で550万円ですよ。そういうところも含めて、やはり苦しい市の財政の中で指定管理者の協力も得て指定管理料を圧縮していかなければいけないのではないか、そういう考えをもってチェックすべきところ、言えるところは言っていかなければいけないのではないかとというのがもともとの私どもの考えです。そうした中でやはり考えてみるところ広告宣伝費の1,100万円や、それから減価償却費が盛られていますけれども、このもの自体はその業者さんのものですよね。市の施設にはならないものですよね。そういうことも含めて、どう考えているかということ伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

野中議員の再々質問にお答えいたします。

その施設の施設によって、事情なりすべて違う要件を持っております。それですべて個々にヒアリングをして指定管理者に指定しているという経過があります。ですので、どこがいくら宣伝費をかけたからいくらになったというものはその施設の持つ特性であって、比べるというわけにはなかなかいかないというふうに考えております。

そしてそのものが市に帰属するかどうかですが、施設のために備品として備え付けたものは市に帰属するものと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

野中真理子君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

篠原眞清君の関連質問を許します。

○13番議員（篠原眞清君）

指定管理制度について、2点お尋ねをしたいと思います。

まず今回28施設の指定管理の指定が議案としても提出されておりますが、今回の募集の中で従前とちょっと違った部分が出てきているんですが、従前一括で管理していた施設を分割して指定管理の公募を行っているという施設がありますが、今回そういう方式を取ったその実情、理由を指定管理の本来の目的である民間を活用して従前のサービスの質を高めるという1つの目的、それからもう1つは経費削減という、この2つの大きな目的に基づいて指定管理制度を活用しているわけでありますが、その観点で今回その2つの施設を、従前一体で管理していたものを分けた、その理由についてご説明をいただきたいと思います。

それからもう1点は今、野中議員が質問をしております、その指定管理の減価償却費等についての考え方の部分で再度、関連質問をさせていただきたいと思いますが、減価償却費、今回のケースでいいますとこの450万円、減価償却費に計上されておりますが、これはあくまでも市の施設であれば計上されるものではないですね。業者が設置したもので減価償却費が計上されてきているというふうに当然捉えて、それが当たり前だと思っております。そうすると、この450万円というのはもし計上しなければ、この業者の利益が450万円増えるんです。利益が増えます。そうするとその分、指定管理料を減らせる可能性というのがあるわけです。ことはそういう問題なんです。収支報告書に業者がさまざまなものを載せてきておりますけども、本来指定管理としてカウントしていいもの、悪いものを明確に市の財政課なり担当課が、この場合で言えば管財課ですね、管財課が明確に統一基準を持って示さないというケースが出てきてしまうというふうに私たちは捉えています。業者の経営状況によってうんぬんの問題ではないと思うんです。減価償却費を計上するような設備を業者がそこへ備えていることを認めるのかどうかという問題だと思うんです。市の施設であれば減価償却費の計上というのはないと思います。ですからその点をしっかりと、チェックする側が基準を示しておくことによって一律の対応ができ、さらにはこのケースでいえば指定管理料を少しでも減らすことが可能になる。本来指定管理で求める経費の削減に見合う指定管理の運用になるではないかということでありまして、その点について、お尋ねします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

篠原眞清議員の、指定管理についての関連質問にお答えいたします。

本来1つでやるべきものを2つに分けた理由ということですが、私どもが考えるのは本来2つであってはいけません。要するに、具体的に言いますと温泉施設の管理とデイサービスの管理のことをおっしゃっていると思うんですが、その2つの管理は基本的には別のものだと思っております。そして今回、もう1つ分けた理由は、市内にある10の温泉施設を考える場合、

そこを分けたほうがいいという判断のもとで分けたというのが実態でございます。

次に450万円の減価償却費ですが、たしかにこれがなければその分は業者が儲かったかもしれない。ただしそれは減価償却費としてあがってきて、その施設を運営するために必要な備品として設置したものとあわせてきたものであって、それを市としてそれは妥当である。その施設を運営するためにそれは必要であるということを認めたということですので、それはそれで経費の直接的な節減にはならないんですけども、実際この企業はだんだん年々収入が増えていっております。上げていっております、実績を。そういう意味で認めることが妥当ではないかと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

減価償却に対して統一の基準を設定すべきではないかという答弁がされていません。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

先ほども申し上げましたように各施設、それぞれ違う施設であります。それぞれに個性があって、やっていること、目的も違ってまいりますので、統一した基準を設けるといことは難しいものと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

温泉施設だけでなく、それ以外にも従前、一緒に管理したものを別に分けた施設がありますので、決して温泉だけのことを私は申し上げているつもりはありません。

先ほども言いましたように、目的からして温泉とデイサービスというものが、たしか泉施設といえまじく別ですよ。しかし指定管理に今まで出しているわけですから、十分に機能を果たしているという前提の中で、市は一括で出していたと思うんですよ。所管が違ったとしても、それはその構造のことも含めて、そのほうが経費も削減できるし、なんら支障もないということを出していたと思うんですよ。だったら今までなぜ出したんですか、一括で。という問われ方をされることとなりますよ、今のご答弁だと。というふうに私は思います。その点。それからそれ以外のもう1カ所のところもあると思います。この考え方ももう一度、教えてください。

そして減価償却費に関しては、こここそ明確にしないではいけないと思うんですね。自主事業なり事業者がより利益を上げるため、運営をよりスムーズにするため、サービスを上げるためにやりたいということで認めることを、そのことをしてはいけないということは私、言うつもりはありません。しかしそれは業者の判断でやられることですから、市の施設として認めるわけにはいかないものではないでしょうか。それは業者が設置するものでしょう。それは業者が払って、業者の所有物とするわけでしょう。市の所有物になるわけではないでしょう。それを曖昧にしたら、あらゆるところが、さまざまなものをこの市の施設の中へ持ち込みますよ。それに対する統一的な考え方というのは、当然あって然るべきではないですか。良い悪い。そうしておかないと収拾がつかなくなるのではないのでしょうか。そういう意味で質問をさせてい

ただきました。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

篠原眞清議員の再々質問にお答えいたします。

もともと一緒にして指定管理をさせていたと。今回の場合も、同じところにしていただければこういう問題は起こらなかったということなんですが、その指定管理をしていたところがそれができないということで指定管理に手を挙げなかったということです。ということは自分たちは、具体的に言うとデイサービス事業だけでほかのほうはやれないという判断をしたということと私は認識しております。

2番目の減価償却費ですけれども、統一した、その収支計算書が上がってきたところでのチェックという形で、それがどこのものになるかというのはもちろん厳しくチェックして、当然、市のものになるものに対しては減価償却費をあげてもいいものと思います。ただ、議員がおっしゃるように統一的なそのチェックですね、どういうものに使うかというチェックはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は12月20日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 6時12分

平成 2 5 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 2 0 日

平成25年第4回北杜市議会定例会（3日目）

平成25年12月20日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 一般質問

21番	中村隆一君
3番	齊藤功文君
2番	小野光一君
15番	中嶋 新君
16番	保坂多枝子君
10番	相吉正一君
13番	篠原眞清君

2. 出席議員（22人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
5番	輿水良照	6番	加藤紀雄
7番	原 堅志	8番	岡野 淳
9番	中山宏樹	10番	相吉正一
11番	清水 進	12番	野中真理子
13番	篠原眞清	14番	坂本 静
15番	中嶋 新	16番	保坂多枝子
17番	千野秀一	18番	小尾直知
19番	渡邊英子	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（37人）

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	伊藤精二	企画部長	坂本正輝
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	山田栄明
生活環境部長	由井秀樹	産業観光部長	浅川一彦
建設部長	伏見常雄	教育長	藤森顕治
教育次長	大芝正和	会計管理者	平井光
監査委員事務局長	小尾善彦	農業委員会事務局長	中山健教
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	田中幸男
大泉総合支所長	斉藤正一	小淵沢総合支所長	長坂隆弘
白州総合支所長	進藤勝	武川総合支所長	神宮司浩
建設部次長	清水宏	政策秘書課長	高橋一成
総務課長	赤羽久	企画課長	篠原直樹
財政課長	斉藤毅	地域課長	織田光一
子育て支援課長	茅野臣恵	環境課長	野本信仁
林政課長	小尾民司	観光・商工課長	清水博樹
まちづくり推進課長	植松広	教育総務課長	井出良司
生涯学習課長	丸茂和彦	学術課長	中嶋文雄
図書館長	小林弘		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	山内一寿
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は7人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順序および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に日本共産党、14分。次に無会派の齊藤功文議員、15分。次に無会派の小野光一議員、15分。次に北杜クラブ、54分。次に明政クラブ、18分。最後に市民フォーラム、13分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますが、議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

日本共産党、21番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

白倉市長に3項目、質問いたします。

質問の第1は、非正規職員（臨時職員）の待遇改善を求めることについてです。

日本の雇用や労働は1980年代以降、大きく劣化してきました。正規雇用には代わって非正規雇用が拡大して、1970年代には労働者全体の90%を超えていた正規雇用が60%にまで急減して不安定、劣悪な労働条件の非正規雇用が40%に迫っています。この期間にOECD諸国の中で、労働者の賃金が低下し続けている国は日本だけです。しかも正規労働者を含めて労働者全体が一方では長時間・過密労働による過労死・うつ病の増加、他方では雇い止め、解雇による失業、半失業の脅威にさらされ、将来の生活の見通しがつかなくなっています。

多くの職場では以前のような余裕がなくなり、いじめ、ハラスメントも横行しています。日本の雇用社会が大きく劣化し、子どもの世代を考えたとき、その未来に多くの人が不安を感じるまでになっています。

私たちのまち、北杜市について何点かお伺いします。

1. 以下の各職種の職員総数とそのうち臨時職員は何人か。また男女別の数は、その賃金はどうか。特別賃金、ボーナスはどうか。通勤手当、保険等はどうか。任用期間は6カ月と聞くがどうなのか。

保育士。 給食調理員。 図書館司書。 学童保育指導員。 一般事務職。 教員について。

2. 各職種について、ずっと臨時職員のままなのか。正職員になれる道は開かれているか。その結果、正職員に登用された人は各職種で何人か。
3. 各職種について任用期間6カ月とし、最も多く更新したのは何回か。
4. 市の判断で非正規職員であっても正規職員と同じように働いてきた人には、期末手当や退職手当など各種手当を支給できるようにすることはできないか。
5. 任用回数に応じて仕事に対する意欲、責任感を感じずるような賃金、特別賃金の配慮が必要なのではないか。

質問の第2は、教育の諸課題について教育委員会の見解を求めることです。

2006年の教育基本法改定を受ける形で学習指導要領が改訂され、移行措置期間を経て本年度からすべての小・中・高校で全面实施されています。

至上命題のごとく授業時間の確保が強調され、学力向上策と称して土曜授業や補習・講習を自主的に行う学校が増えてきています。

以下、教育の当面する諸課題4点について教育委員会の見解を伺います。

1. 教員の長時間労働の解消に向けて。健康障害のリスクが高まるとされる時間外労働の過労死ラインは月80時間です。市内の小中学校に勤務する教員の勤務実態調査の結果はどうか。また長時間労働を防止・軽減する手立てについて見解を伺います。
2. 全国学力テストの学校別結果の公表について。文部科学省は11月29日、来年度の全国学力テスト(学力・学習状況調査)の実施要領を公表しました。学力テストの学校別結果公表は点数競争をさらに激しくし、教育を一層学力テスト対策偏重で歪め、豊かな学力の形成を妨げる恐れがあります。学力テストの学校別結果公表はランキングがはっきりして教育を歪めるのでやめるべきと考えますが、見解を伺います。
3. 教育委員会制度について。教育委員会は戦前の軍国主義教育の反省に立ち、首長の権限の集中を防止するための地方自治の仕組みとしてつくられたものです。教育委員会は現行のように首長から独立すべきものと考えますが、見解を伺います。
4. 道徳の教科化について。文部科学省の有識者会議が、このほど小中学校の道徳の時間を正式な教科に格上げするべきだとの案を示し、検定教科書の導入や評価の実施が現実味を帯びてきています。道徳観は人間の価値観そのもの、教師それぞれによって道徳観は違う。子どもの内面に入り、心を評価するのは不可能、してはいけないと私は思いますので道徳の教科化に反対しますが、市教委の見解を伺います。

質問の第3はセラヴィ・リゾート泉郷、長坂町小荒間、稲久保地区の家庭ゴミ回収および道路維持管理についてほかです。

そもそも本件が問題になったきっかけは、株式会社セラヴィ・リゾート泉郷が赤字を理由に管理費の年額を、3倍もの大幅値上げを通告してきたことにあります。Aさんの場合は2011年3月管理費年額2万9,400円だったものが、翌年の2012年3月管理費年額9万4,500円。これは3倍にもなる、こういう値上げを通告してきたと。

裁判になる前は泉郷が設置したゴミステーションを利用していましたが、管理費問題および管理規約について裁判になっているので自治会(市も認めている)独自でゴミステーションを設置し、有料で回収業者にゴミ回収を依頼しています。月平均2万円強、自治会に加入している世帯で均等割にして支払っています。居住者は北杜市民として県民税、市民税、固定資産税、その他の税金についても一般市民と同じく諸税を納めています。以下3点について質問します。

1. 一般市民と同じように家庭ゴミ等の回収および道路の維持管理についても市の責任で行うべきではありませんか。
2. 大泉総合支所の解体に伴い、ゴミステーションは新たにどこになるでしょうか。
3. 南アルプス市が今年資源ゴミ回収センターを整備したことによって、資源ゴミ回収が1割以上増えたといえます。北杜市でもこれを参考に実践できないでしょうか。

市民の立場に立った答弁を期待して、質問を終わります。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

資源ゴミ回収センターについてであります。

資源循環型社会への転換が強く求められる中、資源物の適正処理はゴミの発生・排出の抑制とともに重要な課題とされております。

現在、本市の資源ゴミの回収については資源化率も高く、資源物の収集体制は適切に機能されており、新たな回収センターの建設は必要ないものと考えております。このことは市民の皆さまのご理解とご協力の成果であり、今後も広報紙や市ホームページ等で周知を図りながら、よりよい回収ができるような体制づくりにさらに努めてまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

21番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

教育の諸課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、教員の長時間労働の解消に向けてであります。

新聞等で報道された全日本教職員組合による勤務実態調査は、全国で5,880人の教職員を対象に調査が行われたもので、本市の調査結果や状況については把握しておりませんが、山梨県教職員組合が実施した教育白書によれば退校時刻は勤務時間終了後2時間前後が、また家庭に持ち帰る仕事量は1時間から2時間が最も多くなっております。土曜・日曜の出勤については小学校ではときどきと答える教職員が多く、学校事務や教材研究、会議資料作成などが主な内容であります。また、中学校においてはほとんど毎週と答える教職員が多く、部活動等への対応によるものと回答がされております。

本市においては各学校に図書館司書、業務員を配置するとともに本年度は31人の市単補助教員を配置し、児童生徒への指導の充実を図るとともに教職員の業務軽減に努めているところであります。

また校長会において、学校ごとに定時退校日を設けるなど職場環境の改善と教職員の体調管理に努めるよう指示しているところであります。

次に、全国学力・学習状況調査の学校別結果の公表についてであります。

文部科学省が示した来年度の実施要領では、教育委員会等において調査結果を公表する場合、公表内容・方法等は、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断する。個々

の学校名を明らかにした結果の公表を行う場合は、学校とも事前に十分相談するなどの配慮を行うこととしております。

また、文部科学省がこれからの学校施設づくりで適正としている学校規模は、小中学校とも1学校12クラスから18クラスであることから、本市では長坂小学校と小淵沢小学校の2校を除くすべての小中学校が小規模校であり、児童生徒一人の結果が学校単位の結果に大きく影響することなどから、結果の公表については県や他市とも情報交換を行いながら慎重を期す必要があると考えております。

次に、教育委員会制度についてであります。

中央教育審議会は地方教育行政の最終権限を教育委員会から首長に移行し、首長を執行機関とする一方、従来どおり教育委員会に残すべきだとの案を支持する強い意見もあったことを併記し、12月13日に文部科学大臣に答申したところであります。

今後、来年の通常国会において関係法の改正案が審議される予定であることから、市教育委員会ではその動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、道徳の教科化についてであります。

文部科学省の有識者会議である道徳教育の充実に関する懇談会は、道徳教育の現状として他教科に比べて軽んじられ、実際には他の教科に振り替えられているなどの課題を指摘し、現在は正式教科でない小中学校の道徳の時間を数値評価を行わない特別な教科に格上げし、検定教科書の使用を求める報告書案を公表しました。

原っぱ教育を提唱する本市の学校教育において、目指す子ども像である「夢を持ち、未来を切り拓く、心身ともにたくましい、ほくと子ども」の実現において、豊かな心を涵養する道徳は重要な教育の一つであると考えておりますが、道徳の教科化については特定の価値観を教えることにつながりかねないなど慎重な意見も出ていることから、今後の動向を注視するとともに今、学校で行われている道徳教育のさらなる充実に努めてまいります。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

21番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

臨時職員等の待遇改善について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに臨時職員等の人数、賃金などの状況についてであります。

臨時職員の人件数等についてであります。保育士は総数158名、そのうち臨時職員80名で男女比は男性1名、女性79名。給食調理員は75名、そのうち臨時職員63名で男女比はすべて女性であります。小中学校を含む図書館司書は45名、そのうち臨時職員40名で男性2名、女性38名。学童保育指導員は30名ですべて臨時職員であり、男性1名、女性29名であります。一般事務職は464名、うち臨時職員は53名で男性11名、女性42名。教員は83名、うち臨時職員49名で男性14名、女性35名という状況であります。

賃金については、正職員の行政職給料表を基準に算定しております。特別賃金については勤務期間が2カ月を超え、6月1日および12月1日の基準日に在籍している臨時職員に対し、算定した基本賃金の10日分を支給しており、通勤手当・時間外手当については正職員と同じ基準で支給しております。保険等についても社会保険、厚生年金および雇用保険に加入しており、任用期間は基本的には6カ月であります。

次に、臨時職員の正職員への登用についてであります。

毎年、職員定員適正化計画に基づき、職員採用試験を実施しております。その受験資格には年齢、学歴等の要件を示しており、その要件を満たしていれば受験することは可能で、本年度は行政職2名、保育士3名が臨時職員から正職員へ採用となっております。

次に最も長い任用期間についてであります。本年4月1日現在で最長は8年5カ月の任用期間となっております。

次に各種手当の支給についてであります。通勤手当、時間外手当、特別賃金を支給しております。

次に仕事に対する意欲、責任感についての配慮についてであります。

職員定員適正化計画により職員の削減を行っているところであり、今後、組織機構の見直しを行う中で、臨時職員の雇用の必要性なども考慮した上で処遇等については検討しなければならないと考えております。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

21番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

長坂町小荒間、稲久保地区の家庭ゴミの回収および道路維持管理についてであります。

この地区は、合併前の長坂町と開発者が開発事業の協定を交わしている開発地であります。この協定書の中では、開発者および分譲地購入者がじん芥の処理をする場合は処理施設等を設け、環境衛生に万全を期し関係法令等に定めるところにより処理すること。町の担当課および地区と十分協議し具体的指示を受けること。開発者が責任を持って対応することと規定しております。また開発事業における道路については、開発者が良好な状態で管理しなければならないとあります。市では当該地区はこの協定書に基づき、開発者の責任において適正に管理するものと認識しております。

○議長（渡邊英子君）

齊藤大泉総合支所長。

○大泉総合支所長（齊藤正一君）

21番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

大泉総合支所のゴミステーションについてであります。

現在、行政区未加入者および別荘のゴミについては、大泉総合支所の物置等を利用し回収を行っております。

総合支所の解体に伴う回収場所については、大泉総合会館屋内ゲートボール場の南側にあるプレハブの倉庫を解体し、新たにゴミステーションを設置した中で対応してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許します。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

まず臨時職員の件について、質問をいたします。

自治体の仕事は住民の福祉、暮らし、教育の向上に尽くすことです。臨時職員が正職員と同じように働いて市政が、市民サービスが成り立っているのではないかと思いますけれども、市長は臨時職員の働きをどう評価しているのでしょうか。

2点目は毎月、臨時職員には就業状況調査を提出させていると聞きますけれども、どんな内容のものを出しているのか。またそれをどう活用しているのか、この2点についてまず質問します。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

中村議員の再質問にお答えをさせていただきます。2点、いただいております。

まず1点目、臨時職員の仕事をどう評価しているかということでございます。

基本的には市役所の業務につきましては、正規の職員が従事をするということが当然でありますけれども、業務量が多いと、また職員も減らしていかなければならないという中で臨時職員を雇用しているということでございます。したがって、あくまでも臨時職員の業務というのは正職員の補完、補助的な業務ということで考えてございます。

それから臨時職員に対する就業状況調査の提出でございます。

内容につきましては毎日の出勤、退勤の状況等を報告していただいております、それを今後の任用の更新等に活用しているというところでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

再々質問をちょっとさせていただきますけれども、就業状況調査を活用して任用の更新に役立っていると、こういうことですが、まったく1年目の人と何回も更新をした人での待遇がまったく同じというのは、ここで働いている人たちの声としては、やっぱりそこに経験、仕事の熟練、そういうものを加味したそういう賃金が必要ではないかと、ボーナスが必要ではないかと、こういうことですのでこの点について今度の予算で盛っていく意思があるかないか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

中村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

就業状況調査につきましては、先ほど答弁をさせていただいたように次回の任用の更新ですとか、また新規の任用というところで評価をさせていただいているところでございます。

臨時職員の任用につきましては基本的な考え方は、任用をして更新については6カ月後、1回。それから6カ月経った1年後につきましては、いったん切れたという形でございます、あくまでも新規の任用ということになります。ですから任用・更新、任用・更新を繰り返している

というような状況でございます。ですから1年後、たしかに経験等については当然評価をしなければならぬわけでございますが、それは1年後の新たな任用において評価をしているということでございます、その待遇についてはなんら新しい方と変わらないというふうに考えております。したがって、その給与といいますが、賃金等の処遇の改善については来年度の予算では特に考えてございません。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

2項目めのところで再質問をさせていただきます。

戦前は徳育として行われた修身、これは天皇主権と侵略戦争を進めるための修身を中心とした教育編成、指導体制をつくり、一般の国民は天皇の臣民、家来ですね、それをつくる役割を果たしてきました。戦後はその反省に立って特定の授業時間で徳を教えるのではなく、教育活動の全体を通じて行うことになりました。

今度、安倍内閣が非常にこの道徳教育道徳教育といまして、検定教科書の導入、国が一定の方向性を持って基準を決めていくと。恣意的に内容を選別、統制されることになって憲法思想信条の自由に反するものではないかと。しかも安倍内閣が狙っているのは、ときに命を投げ打って守るべきと、美しい国と、そういう愛国心教育、復興的な価値観を植え付けることです。この道徳の教科化は、憲法に背く押し付けになるのではないかと危惧します。見解を求めます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

中村隆一議員の再質問にお答えをしたいと思います。

道徳教育についてでございますけども、道徳というのは基本的に教育委員会の考え方としては学校教育だけではなくて、家庭や地域で総合的に行われるものだというふうに考えておりますので、学校におきましても道徳教育を、例えば地域に授業を公開するとか地元の人材を使って道徳教育を現在も行っておりますので、これを継続していくことが必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

残り時間51秒です。

○21番議員（中村隆一君）

それでは3項目めのところで、再質問をさせていただきます。

先ほどの市の答弁では開発者が責任を持ってゴミの処理、道路を維持管理すると、こういう答弁でしたけども、今ここに住んでいる人たちは自分たちで税金を納めたり、ゴミの処理をし

ているわけです。そういう点で、市の責任でこの人たちのためにゴミ、清掃、道路の維持管理をすべきではないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

中村隆一議員の再質問について、お答えいたします。

現在、開発者の中の在住者のゴミ、また道路につきましては市の責任で対応していただきたいというご質問でございますが、この開発につきましては各エリアごとに協定書を結んでおります。その協定書の中に道路、ゴミ等の管理については開発者が行うというように謳われております。そのようなことから市はゴミの回収、道路の管理等をしていないという状況でございますのでよろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで21番議員、中村隆一君の一般質問を終わります。

次に3番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

私は11月4日、都留市で開催された県主催の第6回山梨農業農村シンポジウムにおいて、県農政アドバイザーの菅原文太さんと東大名誉教授の養老孟司さんとの対談を聞くことができました。北杜市より参加された農家の方より北杜市では今は70代、80代が中心となり農業を営んでいるが、これから5年も経てばこの地域はどうなるかさっぱり分からない。行政でもこうした現実を直視して、さまざまな分野において施策を図らなければならないと、この方は熱く話されました。

こうした現実の中、また少子高齢化が進む中、私はみんなが住んで誇れるまち北杜市を目指し、以下大きく3項目を質問いたします。

質問の第1は、誇れる子育てのまちを目指す取り組みについてであります。

白倉市長は、市のホームページの市長のあいさつの中で子育て支援等の充実のための施策について、安心して子どもを産み、すこやかに育てる環境づくりを進めると述べられております。

1.そこで平成22年12月策定の北杜市保育園充実プランの今日までの進捗状況について、お伺いいたします。

2.次に平成22年5月策定の北杜市立小中学校適正配置実施計画の今日までの進捗状況について、お伺いいたします。

3.次に子どもの放課後の居場所についてであります。市内には学童保育、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、わくわく教室、児童館、つどいの広場、市立図書館など児童生徒のために各施設を設置し、運営しています。そこで各施設の指導員等の配置状況を定員、利用児童人数、指導員数をもって示していただきたいと思えます。

4. 市内11名の医師を中心に平成24年2月22日付けで出された請願第2号 中学3年生まで医療費助成の改善を求める請願は同3月議会において全会一致で採択され、今日で1年9カ月が過ぎようとしています。そうした中で中学3年生までの窓口医療費無料化実現に向けて、多くの市民からの要請が出されています。市の現在の取り組みはどのような状況になっているか、お伺いいたします。

第2は、誇れる自然資源・社会資源を生かした地域活性化の取り組みについてであります。

明治、大正の時代、多様な才能を文筆の世界に振るった大町桂月が大正13年、大泉村谷戸登山口から八ヶ岳登山をした折に詠んだ「麓からいただきまでも富士の嶺を背負いて上る八ヶ岳かな」の歌碑が昭和7年に天女山中腹の登山道脇に甲斐八ヶ岳会初代会長 坂本増次郎らによって建立されています。この時代にも日本の文人たちは、この八ヶ岳の地を訪れています。

1. 年間観光客の入り込み状況について、市と県全体の推移についてお伺いいたします。

2. 市内における観光施設、観光案内板等の管理状況についてお伺いいたします。

また、今年は富士山が世界文化遺産に登録された年であります。今後、国内はもとより海外からも多くの観光客が訪れるかと思えます。

そこで3. これからの北杜市PR、観光振興に生かす取り組みの目玉として、市内から望む富士山百景の選定を公募を通じて実施することは時宜を得ていると思えますが、市長のご所見をお伺いいたします。

4. 次に市立の美術館、資料館、図書館、ホール等の社会教育関係施設の市民の利用状況の推移について、お伺いいたします。またこうした施設を活用した地域活性化策の先例があればお示ください。

第3は、各種行政委員会・審議会等の委員の女性登用等についてであります。

北杜市の各種行政委員会・審議会等の委員における女性登用の実態について、お伺いいたします。県、他市町村との比較も含めて。

また政府は第3次男女共同参画基本計画、平成22年12月17日、閣議決定の中の第6分野、活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進の項目の中で、平成25年度末までに女性が一人もいない農業委員会をゼロにすることを成果目標に掲げています。そこで来年7月に改選期となる市農業委員への女性の登用に向けた農業委員会の推進策について、ご所見をお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

誇れる子育てのまちを目指す取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

北杜市保育園充実プランの進捗状況についてであります。

保育園充実プランは市内の公立保育園において、よりよい保育を継続的に実施するために4本の柱で施策を推進しております。

1つ目の柱の保育園の適正規模、適正配置の推進については本年度、高根地区および長坂地区での分園化を実施しており、今後の少子化の動向を見極めつつ統廃合を検討してまいります。

2つ目の柱の保育園の機能強化については、保育園就園前の子どもとその保護者が集い、交流する場である子育て支援センターの機能を強化するため、須玉保育園の実施日を週3日から週5日に増加いたしました。

なお、保護者の土日祝日の勤務など多様な就労状況による保育ニーズや軽度の病気の預かりについてはファミリーサポートセンターをご利用いただき、好評をいただいているところであります。

3つ目の柱の保育の質の確保・向上については、本市においては低年齢の入園率や障害を持つ園児が増加する中で、慢性的な保育士不足の状況にあることから平成23年10月から保育園人材バンクを設置し、保育士の確保に努めております。

また平成23年度から子育て支援課に保育指導監を配置し、子育て支援課と保育園の連携の推進、保育士の研修等の充実、待遇改善など資質の向上に努めております。

4つ目の柱の保育料の適正化については、全国的にも特色ある子育て事業である第2子以降の保育料を無料化し、子育て世帯の経済的負担の軽減や就労支援を行ってまいりました。

なお本年度中に中間評価を行い、平成27年度を目途に審議会を立ち上げ、平成28年度以降の保育園のあり方を検討していくこととしております。

次に誇れる自然資源・社会資源を生かした地域活性化の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

施設を活用した地域活性化策の先例についてであります。

市が管理・運営を行う施設については市民の文化の発展、福祉の向上や観光振興などさまざまな目的をもっており、特に地域活性化のためには人材の育成は重要でありますので、社会教育施設を活用して学校教育や生涯学習を実施していくことも必要と考えております。

なお、先例としましては、資料館等の運営について地域住民で組織したNPO法人による指定管理者および受託事業での運営により、住民参加型により多彩な地域テーマを工夫した企画展を開催するとともに、観光案内などの複合機能を行っている取り組みなどがあります。

すべての施設において目的にあった活用を図り、人と人との交流の場として地域の活性化を推進してまいります。

その他につきましては、教育長および担当部局長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

北杜市立小中学校適正配置実施計画の進捗状況についてであります。

市では北杜市小中学校適正配置実施計画に基づいて増富小学校を須玉小学校へ統合し、長坂地区においては今年度4小学校の統合を行いました。

現在、教育委員会において、高根地区の小学校および市内8中学校の統合計画案の検討を進めているところでありますが、2月までには統合計画案をまとめ、来年度以降に保護者等に説明を行うとともに意見交換や意見聴取などを行いながら、統合計画を策定してまいります。

次に、社会教育関係施設などの利用状況の推移についてであります。

囲碁美術館、郷土資料館関係5施設、8図書館、3つのホール、地区公民館としての須玉ふれあい館など6施設の計23施設が社会教育施設として市民等に利用されています。利用状況

は3カ年ほぼ横ばいの状況でありまして、囲碁美術館は市民の観覧は年間50人ほどでありませんが、囲碁対局室の市民利用は約3千人であります。

市内、市外の区別はしておりませんが郷土資料館関係では約2万5千人、8図書館は約26万人、3つのホールでは2万8千人、須玉ふれあい館などの地区公民館では8万9千人ほどで毎年合計で40万5千人ほどの利用があります。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

各種行政委員会、審議会等の委員における女性の登用についてであります。

本年4月1日現在で地方自治法第180条の5に基づき設置する委員会につきましては、教育委員会など6つの委員会において委員66名中2名で3.0%、地方自治法第202条の3に基づき設置する審議会等につきましては、市町村防災会議など9つの審議会等において委員181名中52名で28.7%となっている状況にあります。

なお県平均では委員会が5.8%、審議会等で21.2%となっております。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

誇れる子育てのまちを目指す取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子どもの放課後の居場所についてであります。

放課後児童クラブ11施設の定員は505人、10月末現在の利用児童数は451人、指導員数は30人です。放課後子ども教室は、ほくとワクワク教室として市内8カ所で行っており、児童の定員は特に決めはなく参加したい児童を受け入れて実施しております。

10月末現在の開催回数112回、参加児童延べ人数4,394人、スタッフの延べ人数は847人となっております。

児童館については市内5カ所に設置し、定員はなく10月末現在の利用児童延べ人数は1万1,776人、指導員は各施設2人です。つどいの広場については市内5カ所に設置し定員はなく、登録親子数344組、指導員は各施設に2人です。

市立図書館については、10月末現在の8館の図書貸し出し利用児童数は6,870人です。

次に、子ども医療費窓口無料化の取り組みについてであります。

子ども医療費窓口無料化については大きな恒久財源の確保が必要なことから、事務事業評価や事業仕分けなどを含む行財政改革を実施する中で後世に負を残さない、持続可能な財政運営が可能かどうかの検討を進めているところであります。

今後においても行政改革による財源確保などを総合的に勘案し、制度の見直しについて前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

誇れる自然資源・社会資源を生かした地域活性化の取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、年間観光客の入り込み状況の推移についてであります。

観光入り込み客については、山梨県が実施している山梨県観光入り込み客統計調査に基づき確認を行っております。

北杜市、山梨県ともにNHK大河ドラマ「風林火山」が放映された平成19年度をピークに、本市では平成20年度に前年比7.6%の大幅な減少となったものの、以降平成22年度まではなだらかな減少が続いておりました。

平成23年度は東日本大震災の影響もあり、北杜市で前年比5.1%減、山梨県は8.3%減となっております。しかし、昨年度は笹子トンネルの天井板崩落事故の影響を受けたものの前年比北杜市で111.7%の367万人、山梨県も116.1%の2,735万人の回復となり、震災前の平成22年度を大幅に上回る入り込み客を記録しております。

本年度についてはまだ集計できておりませんが、アベノミクス効果を期待したいところであります。

次に市内における観光施設、観光案内看板等の管理状況についてであります。

主要な観光施設については指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用して適正な管理に努めておるところであります。また指定管理者制度を導入していないトイレ等の観光施設、ならびに観光案内看板等については地元の方々のご協力をいただき、観光客が利用しやすいよう管理をお願いしているところであります。

次に、富士山百景の実施についてであります。

富士山の眺望ポイントとしては国土交通省関東整備局で選定した関東の富士見百景があり、美しい景観の啓蒙や眺望景観の保全、まちづくりの活用を目的に北杜市内から清里・清泉寮ほか4景10カ所が選ばれております。

市といたしましては、選定された富士見百景とともに本市の景観の魅力を選定した北杜24景を活用し、魅力ある景観を観光資源として発信してまいりますので、富士山百景の公募については考えておりません。

○議長（渡邊英子君）

中山農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中山健教君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

農業委員会への女性の登用についてであります。

本市の農業委員は、公職選挙法による委員40名と選任による委員7名の計47名が選出されております。

選任されている委員については議会からの推薦が4名、団体からの推薦が3名であり、団体の推薦は農業協同組合推薦の理事が1名、農業共済組合推薦の理事が1名、土地改良区推薦の理事が1名となっております。

農業委員の女性登用については、本年6月に山梨県農業会議から近年、農業就業人口の半数を女性が占めている。農業・農村の活性化に向けて全国各地で女性が活躍しているなど、女性

農業委員登用にに向けた依頼がありました。

農業委員会としては、女性ならではの感性と視点を生かした活動展開により、農業委員会活動全体の幅が広がり、地域農業のよき相談相手としての厚い信頼を受けるなど農村の振興に熱意を持って取り組む行動力のある女性の登用に期待するところであります。

今後、農業委員の推薦については、議会ならびに各関係団体のご理解をいただきたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

まず第1項目を再質問いたします。

少子化対策に成果を挙げている長野県下條村の特徴ある大きな3つの政策をご紹介しますが、1．若者向けの村営住宅の建設。2．子どもの医療費の無料化。これは平成22年度から高校生まで拡大しております。3．保育料の引き下げ、国基準の半分以下などが挙げられます。北杜市においても少子化対策は喫緊の課題であります。子どもの医療費無料化、すなわち中学3年生までの窓口医療費無料化は先ほどの財政負担の課題もある中ですが、白倉市政の重要施策として位置づけ推進するお考えはないか、再度お伺いいたします。

また中学3年生までと小学6年生までの窓口医療費無料化を実施した場合の今後1年間の市負担額はどのくらいか、併せて伺います。

ちなみに第2子以降保育料無料化の対象児の数、実保護者数、年間無料となった実績額を伺います。

2つ目、最近の学校関係ですが、計画の中にも児童生徒数の関係がございますけれども、泉小中学校の朝の通学には、市民バス1台では対応できない状況だと聞いております。実情を詳しく説明願いたいと思います。

また教室関係、現在、建設中の給食食堂とか北部給食センターの調理能力等には、今後影響がないのか併せて伺います。

3つ目、子どもの放課後の居場所についてであります。

各施設での定員と幼児童人数、従事している職員数に若干アンバランスのある施設もあると聞いています。今後も安心・安全な居場所として、保護者の皆さまの期待に応えられるよう、これからの施設運営についてご所見を伺います。

また12月12日付け、山日新聞には次のような記事がありました。「放課後児童クラブ（学童保育）の運営基準に関する報告書をまとめた」。「専任職員を2人以上配置し、最低1人は保育士や教員の資格を持ち、研修を受けた人を当てるべきだとした。厚労省は来年3月までに省令で基準を制定し、新たな子育て支援制度のスタートに合わせて平成27年度から運用を始める」というような記事が出ていました。そこで現在の市内学童保育に従事している職員の資格保有状況、保育士または教員についての内容について伺います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

齊藤功文君に伝えます。

細かい数字は通告してありませんので、出ない場合にはまたのちほどということによろしいですか。

(はい。の声)

では、答弁を求めます。

山田福祉部長。

○福祉部長(山田栄明君)

齊藤功文議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず中3までの医療費窓口無料化の件でございますけども、昨日答弁いたしましたとおり財政の内容等がまだ確定しておりませんので、そちらを勘案しながら来年度予算作成までには結論を出しながら対応していくということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それからその対象児の人数ということでございますけども、現在、小学校3年生までということですけども、小学校3年生までが今現在2,470人余でございます。それでも小学校6年生、あるいは中学校3年生ということもあるわけですけども、小学校6年生までの場合ですと1,140名余が増えるというふうな考えでございます。

それから子どもの居場所の職員の配置でございますけども、先ほど数字については申し述べたとおりなんですけども、現在のところはそれぞれ先ほど申し述べた人数等で十分足りていると考えております。

また1人以上は資格者が必要だということでございますけども、法的に整備された中であれば、そういった配置を当然していくというふうに考えております。

それから子ども医療費の拡大に伴う金額ですけども、平成25年度の当初予算で現在、小学校3年生まででございますけども、医療費の助成として当初予算では8千万円、盛ってございます。そしてこれについては、前々からちょっと話をしていますけども、1学年増えることによって約1千万円ということでございますので、それぞれの小学校6年生、あるいは中学校3年生ということであれば、それぞれ3千万円なり6千万円というものが見込まれるということでございます。そのほかに審査支払手数料等々が上積みされてくるということもございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長(渡邊英子君)

大芝教育次長。

○教育次長(大芝正和君)

齊藤功文議員の再質問にお答えをしたいと思います。

泉小中学校のバス利用ということですけども、現在、泉小中につきましては市民バスをスクールバスの代わりとして利用しているわけですけども、最近になりまして転校等により、この市民バスを利用している地域、大泉地区の北部になるわけですけども、ここの児童数が増えたことによりまして、市民バスに乗り切れないという部分が発生しました。緊急的に10月からですけども、市民バスを補完するという意味で臨時のバスを登校時だけですけども、運行しまして登校に対応しているところです。

以上です。

○議長(渡邊英子君)

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

答弁漏れで申し訳ありません。

給食センターの能力的には、あと教室等につきましても来年ちょっとクラス数が若干、この転入によって増えるという状況もございますけども、これもすべて学校側と協議をしまして一部改修をして普通教室等を、以前、生徒数の減少によって普通教室をほかの教室に転用した部分がございますので、それをもとに戻すというふうな形で、施設的には学校とすべて協議をして一部修繕というか、改修する部分がございますけども増築等の必要はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

通告内の答弁での再質問ということをお願いいたします。

○3番議員（齊藤功文君）

。

。

。

。

。

○議長（渡邊英子君）

齊藤功文君。再質問の内容の中の細かいことは、通告に全然入っておりません。大きな通告の中で、そのように細かいことをたくさん述べられても答弁としては通告外ということになってしまいますが。

○3番議員（齊藤功文君）

。

○議長（渡邊英子君）

それ以外の細かい内容にずいぶん触れております。通告の中で、答弁がきちっとできるような質問をお願いいたします。

それから、ゆっくりお願いいたします。

○3番議員（齊藤功文君）

○議長（渡邊英子君）

通告外です。

○3番議員（齊藤功文君）

では、そういうことで・・・。

○議長（渡邊英子君）

ちょっと待ってください。

再質問の内容で通告外のところがありますので、暫時休憩いたします。

整理してください。

議運の委員長。

○17番議員（千野秀一君）

議運を開きたいと思いますから、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

議運を開きます。

暫時休憩いたします。

議運が終わるまで、30分までといたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時30分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

暫時休憩をいたします。

45分まで休憩といたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時45分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

ただいまの一般質問の中で通告外のことがありましたので、以上をもちまして再質問を終わらせていただきます。どうも失礼しました。

○議長（渡邊英子君）

齊藤功文君、先ほどの再質問については取り消しということによろしいですか。

○3番議員（齊藤功文君）

取り消しということで、よろしく願いします。失礼しました。

○議長（渡邊英子君）

以上で質問を・・・。

秋山俊和議員。

○22番議員（秋山俊和君）

やはりこれだけ議会が、時間が経過したわけですから、その質問の仕方等について議運で十分協議したわけですから、議会運営委員長の説明があり、なおかつ齊藤功文議員さんが陳謝するなり、そういったものがみられないとこのまま黙っているわけにはまいりません。

○議長（渡邊英子君）

それでは、議会運営委員長の説明を求めます。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

ただいま2回にわたりまして、緊急の議運を開きました。

齊藤功文議員の質問について、議長のほうから最初に通告外というふうな指摘をされました。にもかかわらず、そのあとも通告外の質問をされたということの中で緊急に議運を開きました。そして結果、通告外だということの議運の一致の中で、齊藤議員に再度来ていただきまして説明をいたしました。そして第2項目について、いくつか通告外ということの説明をした上で、第2項目についての、先ほどの質問についてはすべて取り消しをするということでご合意をいただきました。

そのあとほかの質問についてもあるわけでありまして、その後の再質問はしないということでご理解をいただきましたので、報告をいたします。

そして最後にぜひ、こういうふうに時間も経過させてしまったということの中でお詫びを申し上げるということでご合意をいたしました。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

ただいまの運営委員長の報告のとおりでありまして、誠にちょっと認識不足の点もありまして再質問が通告外ということでございましたので、次回からは通告することをよく明記して質問させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

齊藤議員に通告いたします。

先ほど、こういうふうに時間をだいぶ取らせてしまったことについてしっかり陳謝をするということでありましたので、「申し訳ありませんでした」という簡単なことではなく、皆さんにぜひ正式なお言葉をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

誠に時間を取らせていただきまして、失礼いたしました。今後こういうことのないように、通告をして質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで3番議員、齊藤功文君の一般質問を終わります。

次に2番議員、小野光一君。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

環境創造都市を標榜する北杜市に問います。

6月定例会の一般質問で、私は市の森林行政に対しまして森林と関連産業連携で連絡組織の構築をとということで、提案の形で質問させていただきました。北杜の森林はサルやシカやイノシシのすみかではなく、市民にとって大切な地域の資源であります。森林関連事業者や里山を守る活動を続けている方々は、生活環境の保全や森林資源の利用など地味ではありますがしっかりと地についた活動をしています。人材育成とそれらの方々のつながりを構築していくことは持続可能な環境とエネルギー政策など、市にとって重要なテーマであると確信しています。6月のお答えでは、関連組織の構築は可能で組織化支援を検討すると理解していますが、その後、組織化支援をすることはどのように進んでいるのでしょうか。

次に山日新聞の報道で多くの市民の方々も知っておられると思いますが、小淵沢町上笹尾地区に約1,700キロワット規模のメガソーラー施設をA社、ちなみに非上場でございますが年商2,200億円以上の企業なんですけども、そのA社が自社所有の山林にメガソーラーを建設する計画を発表し、9月3日、地元上笹尾、篠原地区への説明会を行っています。

この太陽光施設の規模は約3万4,500平方メートル、1万440坪にも及ぶ森林の75%、約2万6千平方メートルの森林をすべて伐採し、パネルを設置するという大規模なものです。本来、ソーラー発電の設置には建物の屋根、荒れ野や未了地を有効に活用されることを想定して自然エネルギーの有効利用が目的であると思います。このA社の事例は、優良な森林を大規模伐採して計画されています。

本質問に添付いたしました写真、2枚目のほうを見ていただきたいと思います。4枚ある左側の上のほうがこの写真でございますが、これは八ヶ岳を背にして撮ってあります。左側の濃い緑のほうは八ヶ岳薬用植物園でございます。道路を挟み、右側のうっそうとした林が当該の森林ですが、樹齢40年を超える松林でございます。下草刈りとか間伐を行えば素晴らしい森になると思います。

企業の社会的責任活動として、よくCSR活動といいますが、このCSRは今の時代、常識でございます。特に大きな企業になるほど、社会的インフラの恩恵を多大に受けております。その見返りとして企業はCSR活動という社会に奉仕をすべきと思っています。A社のこの行為はあまりにも自己中心的に偏り、金儲けのために環境を破壊する行為と私には映ります。

森林が環境に果たす役割は、私たちに多大な恩恵を与えてくれるのは言うまでもありませんが、すべてがそうとは言えませんが今、本来の目的を忘れたソーラー発電がバブルの様相になっています。クリーンエネルギーならば森林を伐採してソーラーパネルを設置することは何よりもまして優先することなんでしょうか。この事態はまさしく想定外の出来事ですが、また気づかされた問題でもあります。

現在の法令では1万平方メートル、約3千坪以上の森林伐採は県への届け出、許可が必要です。それ以下は知事の許可さえ必要なく、通常の届け出で森林伐採跡地にソーラーパネル設置

が可能です。これを見過ごすことはできません。市が知らないまま、北杜市の豊かな森林が次々と伐採され、植林されるならまだしも太陽光パネルだらけになっていた、そんな状況が目につくかぶ実態と思います。

ところが18日、一昨日のことですが県は伐採許可申請に許可を出した模様です。本市においては今から何ができるか、早急に対策を講じていただきたいと思うところです。本当に残念なことです。ぜひ何よりもましてこの暴挙より森林や景観を保護する策を市長のご慧眼をもって策定し、行動していただきたいと思います。

以上、質問いたします。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小野光一議員のご質問にお答えいたします。

環境創造都市を標榜する北杜市について、いくつかご質問をいただいております。

森林や景観を保護する対策についてであります。

山林の開発にあたっては、森林法により地域森林計画の対象になる民有林で面積が1ヘクタールを超える開発行為は林地開発制度が適用されます。今回の小淵沢町上笹尾地内における太陽光発電施設の建設については災害防止対策等、県の指導が行われます。

面積が1ヘクタール以下のものについては、伐採届け出制度により伐採届け出が必要となり、市では届け出の際、地域住民や関係機関との連携などの指導を行っております。

豊かな森林や景観を保護するため、今後は県が表明した富士北麓地域での太陽光発電施設の届け出制度や先進事例などを調査・研究し、有効な対策を早急に検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

2番、小野光一議員のご質問にお答えいたします。

林業と関連産業連携での連絡組織化支援についてであります。

現在、林業事業者や関連団体の動向を注視しておりますが、市内の林業事業者については経営規模が小さく自営的な事業者が大半を占めており、組織的な連携に対する具体的な動きがない状況であります。

こうしたことから現在、組織化を目指す上で中心的な役割を果たす峡北森林組合と関係団体への調査方法等について調整を図っている段階であり、年度内にはアンケート調査などを実施し、連絡組織化支援の検討を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

小野光一君の再質問を許します。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

再質問させてください。

本市においては大規模であっても、中規模、小規模であっても太陽光発電が至るところに目につきます。生産性の低い土地、荒地ですとか宅地はまだしも森林の伐採の申請のみで太陽光パネルが設置できるという現状、何も規制することができず野放しとなっているということが問題です。また管理の行き届かない急斜面への設置なんかもあります。安全を確保できない場合や周辺の景観に強い影響を及ぼす場合があります。そういうことも鑑みまして、地域の合意を図るべきと思いますが、市長には今お答えしていただいたと思いますが、すみません、再度お伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

小野議員の再質問にお答えいたします。

大規模開発に伴うものについて、今現在の森林法の中では住民の同意というものが必須にはなっていないという状況ではございます。ただ当然、市のほうにも大規模開発の場合、意見を求められるということがございますので、そうした中で県のほうには強力にその地元の合意を得るような方策をとってほしいというふうなご意見もつけて、県に意見は出しております。そうしたところを企業側も判断しながら、今後、地元との対応をしていただけるものと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで2番議員、小野光一君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は1時半といたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時30分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に北杜クラブ、15番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

生涯スポーツの推進について、質問いたします。

一昨日、北杜市も初雪といたしますが、降雪がありました。いよいよ冬の到来ということでございます。また来年には冬季のオリンピックがソチで開催されます。日本選手の活躍が期待されるところでございます。また、この本市におきましては特に冬季スポーツには親しみ、また

競技することに恵まれた環境だと考えております。特に本市の生涯スポーツに関する環境はスキー場、またはスケート場など冬季スポーツの施設を有するなど四季を通じてスポーツを楽しめる、他市に誇れる環境にあると考えております。また本市の教育行政の場では、不屈の精神と大志を持った人材の育成を基本教育目標に掲げ、原っぱ教育を推進されております。

まず生涯スポーツのスタート時点ともいえる学校教育の場では小中学校で統一された、たくましい北杜っ子育成事業を、また各小中学校の独自事業として地域的な特色を生かした部活動を奨励し取り組んでおられることは承知しております。

その中で、そこで本市の環境をさらに有効に活用しました冬季スポーツの振興をとおして、生涯スポーツの推進を図ることはこの北杜市民の健康増進、また地域の活性化にもつながることと考え、以下の点について伺います。

最初に昨日の北杜クラブ代表質問の答弁にもありましたように、各中学校の部数が少子化に伴い少ない学校で4部というようなことを伺っておりますが、この学校における冬季のスポーツ部の設置状況と、また活動の状況をお伺いしたいと思います。もちろん私も承知しておりますけれども、冬季のスケート、またスキーには例年、国体にも出場選手を輩出しており、また全国でも上位に入賞するなど、北杜市としては素晴らしい結果も残しておるようではありますが、学校の部の設置をお伺いします。

続きまして、2番目としまして学校における冬季スポーツの行事としてどのようなものが開催されているか、お聞きします。私、経験で過去には中学校においてスキー教室をして、全校生徒を対象に授業を実施しておりましたけれども、現在の学校行事における冬季スポーツの状況をお伺いします。

3番目としまして現在、生涯スポーツ推進における冬季スポーツ事業の開催状況ですが、過日、広報ほくと12月号にも掲載がありました市の生涯学習課において今回もスケート教室等を実施されております。また市の芸術文化スポーツ振興基金を活用した事業としまして、オリンピックのメダリストによるスケート教室や全国における中学スケート大会の観戦の研修会を企画実施されるということを見ております。実に地域の特色を生かした充実した内容ですが、この点についてもお聞きします。

また最後になりますけれども、4番目としまして北杜市スケート大会の今後、開催の状況についてお聞きします。私の知るところによると昨年、第1回という形の中で体育協会の専門部を中心に北杜市スケート大会が開催されたようです。夕方からの約3時間程度の大会だと記憶しておりますが、また本年度といえますか、来年1月13日にさらに開催がされるとお聞きしておりますが、こういった開催の状況、また今後このスケート大会、市民に対する振興、奨励等についてお聞きいたします。

以上で質問を終わります。ご答弁、よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

15番、中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

生涯スポーツの推進について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、学校における冬季スポーツ部の設置および活動状況についてであります。

本市においては、地域特性を生かしてスケート部およびスキー部が冬季期間に設置され、活動を行っております。

小学校では泉小学校と小淵沢小学校の2校にスケートクラブが設置され、県立八ヶ岳スケートセンターを練習会場にし、峡北スケート大会や山梨県大会などへ参加しております。

中学校においてはスケート部が泉中学校と小淵沢中学校の2校に、スキー部が高根中学校と泉中学校の2校に設置されております。スケート部においては小学校と同様に八ヶ岳スケートセンターにおいて練習を重ね、峡北スケート大会や山梨県中学校総合体育大会などに参加するとともに県代表として全国大会にも参加し、好成績を収めているところであります。またスキー部については地域のスキークラブに所属し、練習を重ねて各種大会へ参加をしております。

次に、学校における冬季スポーツ行事の開催状況についてであります。

市内の小中学校においては、スケート教室およびスキー教室が校外学習として実施されております。

小学校では、スケート教室が低学年を中心に八ヶ岳スケートセンターや小瀬スポーツ公園アイスアリーナなどで、高学年においてはスキー教室を清里スキー場や近隣のスキー場において実施しております。

中学校では高根・泉・小淵沢の3校において、スキーまたはスケート教室が実施されているところであります。

また冬季は運動不足になりがちであることから縄跳びや持久走などを取り入れ、体力づくりに努めている学校や、運動部などにおいては体力づくりのために駅伝大会へ参加する学校もあります。

次に、生涯スポーツ推進における冬季スポーツ事業の開催状況についてであります。

平成23年6月にスポーツ基本法が公布され、新しい時代におけるスポーツの基本理念が示されました。これを受け本市では、スポーツ推進委員や関係団体と連携する中で、市民一人ひとりが自発的に健康な身体づくりへの意識を高め、日常生活の中で気軽に楽しく運動できる環境づくりに努めております。

体力が低下する冬場におけるスポーツの推進におきましては、八ヶ岳スケートセンターを活用して、親子や初心者を対象にしたスケート教室を教育委員会で3回実施し、市民団体の総合型地域スポーツクラブでも6回実施していただいております。

また芸術文化スポーツ振興基金を活用し、トップアスリートを招いて指導を受ける機会を提供するとともに、希望する子どもたちに長野県で行われる全国中学校スケート大会の観戦を計画しております。

このほか、市体育協会主催の北杜市体育祭り冬季大会や教育センター主催の親子スキー教室を開催し、市民の体力向上と冬場のスポーツの推進に努めているところであります。

次に、北杜市スケート大会の開催状況についてであります。

今年1月に開催されました第60回峡北スケート大会は、長野県富士見町の境小学校と本郷スケートクラブの参加もあり、総勢205名の参加者で例年になく盛り上がりとなりました。大会では男子500メートルなど5種目で大会新記録が生まれ、特に中学男子2千メートルリレーの記録は、山梨県中学生の新記録でありました。この大会に出場した選手の中には、全国中学校スケート大会で入賞するなど活躍する選手も多く、本市のスケート振興にはなくてはならない大会となっております。

来年1月7日開催予定の第61回の大会も、前回同様に富士見町にも参加を呼びかけ、競い合う中で子どもたちに交流の輪が広がることを期待しております。

また、今年1月に市体育協会主催で初めて開催しました北杜市体育祭り冬季大会スケートの部には市内8支部体協から約70名が参加し、10種目のスピードスケートで競い合いました。

スケートを通じての市民の交流にもなったことから参加者からも好評を得ましたので、第2回目を体育協会と連携する中で来年1月13日に開催することとし、多くの参加者を募って市民の体力向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

中嶋新君の再質問を許します。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

再質問をさせていただきます。

最初に1項目めの学校の冬季のスポーツ、スキー、スケート部の設置ですけども、もちろんこれは伝統的なものもあります。4カ町村、特に小淵沢と今現在、泉小学校が特にスケートに関しましては中学校ともどもあると。また高根においてはスキー部の設置があるということです。少子化でなかなか、これはもちろん本人、または保護者、まわりの協力があって、はじめて部も成り立つとっておりますけども、こういった北杜市ということの中で、もちろん教育委員会の中ではそういった学校の体育について推奨等はなされておるとは思いますけども、中学校にかかわらず素質がある子、北杜市の子どもということになりますけども、そういった子は先ほどちょっと紹介もありましたけども、クラブ等で活躍というか、活動をなさっているということだそうなんですけども、どうですか、ほかの小中学校においてもそういった選手、または育成といえますか、機会のある、そういった啓発の点についてはどのようにお考えか、もう一度お聞きします。

また最後になりますけども、最後の北杜市スケート大会、これは体育協会が主催して第1回目を開催したという中で、今年度その後、広報紙等で周知をする方法もあろうかと思っておりますけども、あと開催まで1カ月もないわけでございますけども、さらに推進していくという考え方を持って取り組んではいかがかと思っております。もちろん、そこに行って優秀な選手等のすべりを見るのが一番、やっぱり市民にとっては刺激にもなりますし、そういった中で体育協会が、専門部が中心で主催しているわけですけども、そういった広げていくような方策を何か考えていらっしゃるでしょうか。

それからまた先ほど紹介をいただいたようにスキー部、特に関東・全国大会となりますと市の補助支援、助成というか補助規定もあろうかと思っておりますけども、それについてもご紹介いただきたいと思っております。

以上3点、お願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

中嶋新議員の再質問にお答えをしたいと思います。

1点目のスキー、スケート部、現在、中学校では泉中学校と小淵沢中学校に設置をされていますけども、誠に残念ながら少子化、あるいはこの冬の厳しい環境の中でスケートなりスキーをやるということで、非常に部員数も減少しております、泉中学校でも現在のところはスケート部3名、小淵沢中学校でも5名というふうな状況になっております、やはりやる人口はかなり減っているのかなというふうに思います。

他の学校につきましても、ぜひこういった冬季の厳しい環境の中でスポーツに取り組むということが北杜市の目指している原っぱ教育のたくましい子どもをつくるということにもつながるということなので、ぜひ呼びかけてほしいという意味合いもございまして、生涯学習課のほうでスキーなりスケート教室、親子のスケート教室なんかを開催しまして、関心を持っていただくという形で、現在そういう形での呼びかけを行っているところです。

それから2番目の北杜市の体育まつりのPR方法ですけども、過去に特に北杜市はスケートが盛んでございまして、いわゆる国際大会にも参加をしたような選手もございまして、したがって、いろんな人間関係の中でかなり広がってきておりますので、体育協会のスケート部からそういうOBの方に呼びかけなんかをしながら徐々に参加者を増やしていきたいと。この大会をやることによって、記録を争うということではなくて、こういったスケートを通じて、昔を思い出したり、市民との交流になっていくのではないかとというふうに考えております。

それから3点目のスケートやスキーの全国大会への補助ということですけども、これも学校は学校での補助金制度もございまして、生涯学習の部分でも全国大会への補助というのは規定にしたがって対象にはなっておりますけども、誠に残念ながら現在のところ実績はないというふうな状況でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで15番議員、中嶋新君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、16番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

保育園の現状と寄贈品の管理と活用について、2点質問いたします。多少重複するところもあるかと思いますが、通告に従って質問いたします。

はじめに、保育園の現状について伺います。

少子化により入園児が減少し、地域と密接に結びついた保育園のあり方について見直しがされました。町内に保育園が複数ある高根町・長坂町の保育園に分園方式が取り入れられ、高根町ではさくら保育園がしらかば保育園の分園となり、しらかば保育園に園長、さくら保育園に副園長が置かれました。また長坂町では長坂保育園が本園で園長がおり、ほかの秋田、小泉、日野春保育園はそれぞれ分園となり副園長がいます。

分園方式になってから1年が経過しました。現状では園自体の事業は、ほとんどそのまま継続されていますが、新方式の中で円滑な運営が求められています。今からの保育園の見直しも考えなければならないときになって、本園と分園の連携や事務分掌の確立が大切だと考えますが現状はどうなっていますか。

また第2子以降の保育料無料化が導入され、少子化対策として全国に先駆けた施策を行って

います。しかし一方では第2子以降が無料化になってから、未満児の入園者が増加していると聞いています。保育料の無料化を始めてから今年で3年になります。入園児の年齢が低いほど保育室の確保と職員が必要になります。職員は臨時職員が多く、重要な役目を担うこともあるように聞いています。正規職員を増やすなど、職員の体制を整えることも大切だと考えます。正規職員と臨時職員の数および第2子以降無料化による市の負担は、導入前と比較してどのくらいになりますか。

次に、寄贈品の管理と活用について伺います。

合併以前の各町村の支所や公共施設には、市民や縁のある人たちから絵画など数多くの作品が寄贈され飾られていました。合併してからは支所機能の縮小や施設の統廃合などが行われ、展示する場所が少なくなっているのが現状だと思います。寄贈品にもいろいろな種類があり、形状もまちまちで、かなりの数があると思います。

こうした作品の価値を落とさずに保管し、管理していくことは大変な作業ではないかと思えます。現在どのくらいの数があり、保管方法などの現状はどうなっているのか伺います。

また、こうした寄贈品を保管するばかりでなく、なんらかの形で活用をしていくことも必要ではないかと考えます。活用方法として、例えば資料館や図書館などの一画を利用してスペースを設け、寄贈品を交代に展示するような機会をつくることは考えられますか。

寄贈品の多くは地域に根付いた住民の文化であり、寄贈者の思いがこもったものであります。寄贈品の展示をすることにより寄贈者の思いも伝わり、その方の友人や関係者が見学することや北杜市の文化として広報することにより、市内外の集客につながるのではないかと考えます。また会場として施設の一部を開放し、利用することによって利用率の低い施設の有効活用ができるかと考えますが、見解を伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

保育園の現状について、いくつかご質問をいただいております。

本年度から導入した分園の運営については本園の園長が分園の管理を行い、分園には経験豊富な職員を副園長として配置しております。園長が分園も管理していることにより、本園を不在にすることがあることから、来年度から本園にも副園長を配置し安定した保育運営を図っていきたいと考えております。

事務分掌については本園、分園も同様の保育運営を行う必要があることから、大きく変わった部分はありませんが、土曜日の保育については利用人数が少ないため分園では行わず、本園で実施しております。また親子遠足、卒園式等の行事は本園と分園の園児の交流が図れるよう合同で実施しております。

これからも子どもたちのすこやかな成長につながる、より充実した保育園運営の実現に向け、取り組んでまいります。

その他については、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

16番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

寄贈品の管理と活用についてであります。

市には絵画を中心に書や置物等、さまざまな作品などが寄贈されております。市に寄贈していただきました絵画や書などは223点ほどあり、本庁舎や支所庁舎、ホールなど市の施設に展示しております。

また作品は、合併以前からさまざまな場面で寄贈者の思いをいただいたものであり、大変貴重なものでありますので、今後も展示方法等を検討してまいりたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

山田福祉部長。

○福祉部長（山田栄明君）

16番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

保育園の正規職員と臨時職員の数についてであります。

第2子以降の保育料無料化を行う以前の平成20年度の職員数は、保育士が育児休暇者等7人を含む77人、臨時保育士60人、臨時栄養士1人、調理員10人、臨時調理員19人です。本年12月1日現在の職員数は保育士が育児休暇者等10人を含む78人、臨時保育士80人、栄養士1人、臨時栄養士1人、調理員5人、臨時調理員26人です。

現在は臨時職員が正規職員を上回る状況ですが、すべての保育園の保育士等を対象とする専門研修および発達障害など、心身に障害を持つ園児の保育についての研修等へ参加させることで保育士等の資質の向上に努めております。

次に、第2子以降の保育料の無料化による市の負担についてであります。

昨年度の第2子以降の保育料の無料化による軽減額については、おおむね1億円です。また人件費から見た状況によると、無料化を行う以前の平成20年度と平成24年度の人件費を比較するとおおむね6千万円ほど増額となっております。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

では保育園の現状について、お伺いいたします。

小さな子どもを預かるのは非常に神経を使い、また体力を使います。この小さい時期、幼児期は人間形成にとって最も大切な時期だといわれています。先ほど午前中の質問の中にも今回、正規職員の登用が3名、そして臨時職員は正職員の補助という役目を持つというふうなお話がありましたが、この第2子以降が無料化になってから非常に未満児が増加しているというふう聞いています。また小さい子どもを預かるのには、臨時職員が正規職員と同じような職責を負うような場合があります。市の財政を考えますと、難しいことも多々あるかと思いますが、この保育園の職員の雇用を安定し、優秀な人材を確保するためには正規職員を増やすことも重要だと考えますが、この点について伺います。

それから寄贈品の管理と活用について、お伺いいたします。

先ほど、今から展示をとということをおっしゃっていただいたんですが、この台帳などはついているのでしょうか。私がちょっと聞き漏らしたんでしょうか。そうは言っても年月が経つものですから、どこからどういうふうにいただいたとか、何点あるとかという管理も必要ではないかと思います。その台帳などを整備していらっしゃるのかどうかお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤精二君）

保坂議員の再質問にお答えをいたします。

最初の質問でございますが、保育園の正規職員の増員の考え方ということでございます。

保育士も含めまして正規職員につきましては、職員定員適正化計画に基づき管理をしているところございまして、行革のアクションプラン等によりまして今後さらなる削減を求められているという状況でございます。こういったことから、保育士の正規職員の増員につきましては、組織機構ですとか事務事業などの総合的な見直しの中でまた検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

市では3年ほど前に全部の支所も含めた施設に寄贈品の、どういうものがあるかというものを全部調べまして、寄附台帳というものをつくって、どなたからいつ寄附されたものか、何かというもの、そしてどこに今、展示されているかというものまで全部整理しました台帳が整備されております。それによって223点というものが出てきております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

保育園の職員につきましては、ぜひ前向きにご検討をいただきたいと思います。

それから寄贈品のことでございますが、台帳などを整備していただいて、しっかり管理をされているということもよく分かりました。

それでこの寄贈品の展示についてなんです、絵画等が多いというふうに思います。その展示の仕方なんです、この本庁の中にも絵画が飾られています。その周囲に、例えば隣とか下のほうにポスターと一緒に貼られているようなところもありまして、お気付きだったでしょうか、そのポスターも破れていたり、ちょっとずれていたりというものがあります。なんかとりあえず貼っておけばいいというふうな感じもすることもありまして、整然と並べられたポスターだとか、展示物があるとこの市の姿勢がしっかりしているんだなというふうに感じるということもあります。玄関なんか特に雑然と置かれているよりは、きれいにきちんとされてい

ると入った印象がとてもいいというふうを感じるどころです。

今、いただいている寄贈品なのですが、美術品ですよね、そんなものは形そのものや、それからその中に込められた感情とか感動などを表しているものでありまして、飾られている会場、それから場所、それから展示の仕方でその作品の雰囲気はすっかり変わってしまうんですね。作品の展示をする場合には、そのスペースも関係すると思います。狭いところにたくさん貼らなければいけないとか、ゆったり飾れるとかということもあるかと思いますが、その作品が生きる、価値が見い出せるような配慮がほしいと思いますがそのことについての見解を伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

保坂多枝子議員の再々質問にお答えいたします。

たしかに正面玄関、入ったところには絵画が飾ってありまして、その絵画だけではないんですけども、その横にたくさんのポスターがペタペタと貼られております。狭いプレハブの庁舎ということもあって、なかなかそういう広告するスペースがないから、職員も一生懸命目立つようにと思って目立つところに貼っているようなんですけども、たしかにおっしゃられるように芸術作品の持つ空間というものは必要なものだと思います。

これからポスターの掲示場所については、掲示するスペースを決めて掲出して、また絵画等についてはちゃんと、その芸術性を視認した上で掲出していきたいと思いますので、これからそういうふうに表示していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで16番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、10番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

通告により、2点を質問させていただきます。

最初に、中小企業の支援について伺います。

アベノミクス効果により景気が回復基調にあるとはいえ、一部の大企業だけでまだまだ中小企業までは景気回復の兆しはないと思います。長く厳しい景気低迷が続く中で、市内の中小企業においても業種によっては廃業、休業、撤退などを考えている企業もあると聞いています。

こうした中で、いち早くから中小企業の経営支援などに積極的に対策を講じているのが本市と姉妹都市を締結している東京都羽村市です。本市においても商工会や企業交流会などと連携して、早急に取り組む必要があると考えています。県内では半導体関連企業など大手企業の撤退が相次いでいます。市内においても生産受注量や発注量が減って、今後に変な危機感を持ち苦慮している企業があります。

こうした状況の中で市内の中小企業の実態を把握して、企業が求めている支援をするため今、何が 필요한のか、またどんな支援ができるのか、市内から企業が廃業、休業、撤退をしないような取り組みが求められています。

例えば専門家である中小企業診断士を各企業に派遣して経営相談、経営診断、金融相談などができる、きめ細やかな支援策を講じる必要があると思いますが見解を伺います。

次に、青年就農給付金制度の活用について伺います。

平成24年度から国の補助金交付事業で明日の農業を担う農業後継者などを育成するため、新規就農者への支援策として、一定の要件を満たしている若者等を対象にした青年就農給付金制度が創設されました。

厳しい雇用情勢の中、今、農業に情熱と意欲を持ち農業後継者として各地域で頑張っている若者がたくさん出てきています。農業が基幹産業である本市において、この制度を大いに活用すべきと考えますが、この制度の現状と今後の取り組みについて以下伺います。

1点目として、青年就農給付金制度の概要とこの制度の活用実績について。

2点目として、今後の青年就農給付金制度活用への取り組みについて。

3点目ですが、市内の農業法人等を含め担い手の高齢化が進んでいます。この制度を活用して、若者等の就農者との連携を図ることで後継者問題を解消できないかどうか、以上3点を伺い私の質問を終わります。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

中小企業の支援についてであります。

市内企業の訪問を行う中では、アベノミクス効果はまだまだ実感できないのが現実であります。また市内企業が抱える課題は人材確保等々多岐にわたり、専門的な知識がないと対応できないのも事実であり、企業にきめ細かな支援策を講じるためには、専門家による企業相談や診断が重要であると考えております。

このようなことから、本市においても企業の課題に対応したアドバイスが行える中小企業診断士等の派遣事業や労働相談、金融相談に対応できる体制整備の実施について、前向きに検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

10番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

青年就農給付金制度の活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、青年就農給付金制度の概要と活用実績についてであります。

この制度は国により昨年度創設され、県事業である農業技術および経営ノウハウの習得等を目的とし、研修主体の就農希望者を支援する準備型と市が事業主体になり新規就農者に対して5年間支援する経営開始型の2種類があります。

経営開始型は45歳未満で就農した新規就農者に対して年間150万円、最長5カ年の給付を行い、昨年度実績では25名に対し3,300万円の給付を行っております。今年度は昨年度実績に15名を加え、上期分として3,075万円の給付を行っております。

次に、今後の制度の活用についてであります。

来年度に向け市では継続受給者に加え新規就農希望者に対し県普及センター、農業振興公社等の関係機関と連携を図りながら、青年就農給付金の対象者の把握と制度の普及に努めてまいります。

また、新たな給付対象者には中心となる経営体として地域の農業集落の意見を踏まえ、地域の後継者に位置づけるとともに、より多くの就農希望者が市内で農業経営の夢を叶えていただくため、窓口相談から研修、就農、定着段階まで就農希望者等の習熟度に沿った支援を行い、一層の給付者拡大に向け推進してまいります。

次に、制度を活用した後継者問題の解消についてであります。

市内に定住する新規就農給付金対象者と既存担い手組織等と連携させ、そのノウハウを習得させるとともに、地域営農の核として育成させることにより農地を集積し地域農業の維持管理ができる体制を整えてまいります。

また市内の農業大学校や市内14の農業法人、農業士等50名が準備型研修機関に指定されており、現在8名の研修生を受け入れております。

これらの機関で養成された研修生を、労働力の確保を希望する法人等と意向をマッチングさせ、市内に定住する新規就農者を増やすことで地域農業の後継者の確保に努めてまいります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

最初に中小企業の支援について、先ほど市長から前向きに取り組むとの答弁をいただき、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

そうした中で、2点だけ再質問をさせていただきます。

市内の中小企業社数、これは小規模企業社数も含めませんが、3年前に比較して134の事業所が減っています。原因は廃業等だと思われませんが、市では中小企業の厳しい実態を把握しているのかどうか、商工会や金融機関まかせにしていないのかどうか、そのへんについて1点お聞きします。

また2点目としてこの時期、年末には資金繰り、資金調達を求める中小企業が多いと思われませんが現状はどうか、2点伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。2点いただいております。

まず最初の点でございますが、市内の中小企業の実態把握、また中小企業への指導といえますか、そういう内容だというふうに思います。

市では定期的に誘致企業などに訪問しております。その際、要望事項等を聞き取りながら実態の把握に努めているというふうな状況でございます。

一方、いろいろな企業相談、また労務企業診断などはなかなか専門性が非常に高いというこ

とから、市では相談、対応について商工会に事業委託を行っているという状況です。また県の中小企業サポートセンターでも当然、そういった対応もしているという状況でありますので、そういうものを使っているというふうな内容です。

しかしながら市においても身近なアドバイス、またそういったものの実施、それから企業の情報収集というものをきめ細かく行う必要があるというふうには考えてございますので、先ほど市長が答弁したような内容の中で、来年度以降、中小企業診断士の派遣等について独自に実施できるような方向を検討していきたいというふうに考えているところです。

次に中小企業の小規模企業の資金繰り、資金調達、そういったものだと思いますが、その現状というところだと思います。

資金繰りの現状と申しますか、市の支援策という形になると思うんですが、支援としては昨年度、小規模企業社の利子補給、この制度が市にございます。その利子補給の制度で交付した件数が584件、金額にして1,883万円の補助を行っているという状況であります。また業況が悪化している場合のセーフティネットの補償制度というものが、国の制度ですけどもございます。そちらのほうの認定件数が現在までで38件というふうな状況になってございます。そうしたことで対応しているという状況ではございますけども、なかなか実態把握というところまで必ずしも進んではいないわけではありますけども、こうしたセーフティネットの件数を見ますと、ちょうどリーマンショックが一番激しかったころの状況と比較をすることで考えてみますと、その業況が悪化している事業の申請が平成22年当時、200件以上あったものが、先ほど申したように昨年は38件まで減少しているというふうな状況であります。こうした状況から最悪の時期というのは、ある程度脱しているというふうに感じられるところではあります。ですが引き続き商工会とも連携しながら、今後も実態の把握に努めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

前向きな答弁をいただきました。中小企業はやはり市の産業振興に貢献していると思っております。ぜひ今、厳しい状況にありますので中小企業対策をしっかりとっていただきたい。ひいては市の税収、または雇用にもつながると思っておりますのでよろしく申し上げます。

次に青年就農給付金制度の活用について、再質問させていただきます。

平成25年度予算では30人余の給付対象者を見込んでいますが、来年度以降の対象者見込みと予算総額の見込み、どのくらい見込んでいるか、1点伺います。

2点目として、市外から新規就農者として農業に意欲を持って取り組む青年には大変いい制度であります。地元の若者が代々の農地を守るために就農した場合、どのような要件がそろえば給付対象となるのか伺います。また併せて、既存の農業後継者が給付対象になるような事例があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。2点いただきました。

まず1点目でございます。青年就農給付金の来年度以降の見込み、それから予算総額というふうな内容だと思います。まず来年度につきましては10名以上、給付対象者の増加を目指して取り組んでいきたいと考えております。またこれに伴う予算規模につきましては、先ほど申し上げた今年までの40名に加えて、さらに10名ということもありまして、見込みとしては約1億円程度になるものと考えております。

次に地元の若者が農家を継いで就農した場合の給付要件、またその事例というふうな内容だと思います。

この制度は、就農直後の営農に欠かせない機械等の初期投資に費用がかかることから離農者が多いという現状を踏まえ、喫緊の生活資金が不安定な意欲的な農家の支援と定着を図るため創設された制度ということになっております。

一方、親元就農の給付金要件といたしましては、新規就農者と同様ではあります。独立した就農条件として耕作地、機械、資材などの管理を含め個人の経営管理を行い、年齢要件、所得要件を満たせば対象になるというふうな内容になっております。

事例といたしましては親元に就農して耕作する際、親子間で農地の貸し借りを行った上、さらに農地を借り上げて将来の営農計画が承認をされるということが必要になってくるというような場合がございます。

いずれにしましても、親から独立した経営体としての営農形態が必要になるということでございます。そういうことから希望者には随時、相談に応じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

今、地元で農業に就農している若者がたくさん増えています。かなりハードルが高いと思いますので、そうした意味で支援できるような体制づくりをお願いしたい。

もう1つは、本市においては農業の高齢化が進んでいます。農業後継者問題は大きな課題だと思っています。これから農業後継者や新規就農者への支援を、市としてこれからどのように進めていくのか伺いまして、私の質問を終わります。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

相吉議員の再々質問にお答えいたします。

農業後継者問題、新規就農者への支援ということだと思います。

農業後継者については新規就農者の確保、それから先ほどから申し上げている青年就農給付金、給付者の定着、また地域おこし協力隊の推進、集落営農などさまざまな機会を通して地域農業の担い手および後継者を確保してまいりたいと考えてございます。

また新規就農者の支援としては市の農業公社、また農地調査員が相談を受けて農地の斡旋を行う、さらには県の就農支援センターの相談など、関係機関と特にきめ細かく対応して定着を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで10番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は2時40分といたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時40分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に市民フォーラム、13番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

本定例会、最後の質問となります。あとしばらくよろしくようお願い申し上げます。

今回の一般質問におきまして、2点につきまして市長のお考えをお尋ねさせていただきます。

まず1点目でございます。通称、明野処分場問題についてお尋ねをさせていただきます。

去る11月27日、山梨県の横内知事は明野処分場の閉鎖を表明いたしました。この決定に対して処分場の安全性を懸念する北杜市民は遅きに失した決定ではあるが、処分場閉鎖に安堵しているところでございます。

振り返ってみますと平成5年、山梨県は県内で発生する産業廃棄物を県内で最終処分する自県内処理を目的に、公共関与の産業廃棄物最終処分場を県内5圏域に1カ所ずつ設置する構想を決定いたしました。その第1号として平成6年9月、当時の明野村浅尾地区を選定いたしました。この間、候補地選定の不透明さや施設の安全性を巡り、地元を中心に大きな反対運動が起こるとともに賛否を巡り、明野村を二分する争いとなりました。施設は計画より大幅に遅れ、平成21年3月完成、5月操業開始となりましたが、計画から15年余を経過する中で廃棄物のリサイクルや企業による廃棄物の発生抑制が進むなど、廃棄物の環境が大きく変化したことにより廃棄物が来ない処分場になる一方、日本一安全な処分場の前宣伝に反して次から次へと事故が発生、地元に不安を与える施設となりました。

これらを踏まえると今般の閉鎖の決定は妥当な判断と考えますが、処分場建設に反対する住民が訴え続けた安全性に懸念がある施設、あるいはゴミが来ない処分場を無視して強引に設置された処分場は懸念されたとおりの結果となりました。

現在、廃棄物の持ち込みは停止されておりますが、事故が起きる前、持ち込まれている廃棄物の約80%は県外で発生した廃棄物と推測される状況にあるとともに、50億円を超えると試算される赤字額は日々増大し、県民の不信を高めております。

この事態を受け、計画が持ち上がってから約20年にわたり山梨県に翻弄され続けた北杜市

民は強い憤りの声を挙げるとともに、この計画を強引に押し進めた県をはじめとする関係者の責任の明確化と同様な失政が二度と行われないう、検証がなされるべきと訴えております。

これらを踏まえて、以下市長の見解をお伺いいたします。

1. 市長は所信の中で山梨県の閉鎖の決断を尊重する一方で不本意と表明されておりますが、改めてその真意を伺います。また県の産業廃棄物の自県内処理構想はゴミリサイクルの急速な進展により処分場開業前から破綻しており、県内に処分場を建設する必要がなかったとの指摘がありますが、市長のご見解をお伺いいたします。
2. 市長はこの問題に苦しんだ北杜市民に代わって、山梨県の責任を明確にさせるべきと考えますが、見解を伺います。
3. 山梨県ならびに事業団は、この処分場を建設施工に瑕疵がある欠陥処分場と位置づけ、施工業者に損害賠償を求める意向であります。だとするならば、すでに埋め立てられている飛散性のアスベストをはじめとする重金属を含む有害なゴミを欠陥処分場内に残したままで、地域の安全が確保されるのか見解を伺います。またこの観点で、この埋め立てゴミの全量撤去を県、事業団に要請すべきと考えますが市長の見解を伺います。

次に大きく2つ目の質問でございます。北杜市の自然環境・景観保全政策と新エネルギー推進策との整合性について、市長のお考えを伺います。

北杜市は、まちづくりの基本理念のトップに優れた自然環境と美しい風景を守り環境と共生したまちづくりを謳うとともに北杜市の美しい風景をふるさとへの愛着を育む財産、人を呼び寄せ、まちを活性化させる源泉、観光資源と位置づけ、北杜市景観計画の目標を先人から受け継いだ美しい風景資産を守り育てることとしております。

ところで北杜市はもう一方で、豊かな自然環境を活用して太陽光発電や小水力発電等の新エネルギーを推進する全国の自治体のトップランナーを目指しております。そのために新エネルギー関連企業の誘致にあたる市の外郭団体として、新エネルギー推進機構の設置を目指して準備を進めていると承知しております。しかしながら、それぞれの政策は共存共栄できる部分と相反する部分とがあり、特に大規模太陽光発電事業の取り扱いにおいて北杜市のスタンスが問われております。これらの観点で以下、質問をいたします。

1. 本年度設置を予定している北杜市新エネルギー推進機構準備委員会は設置されたのでしょうか。また、北杜市新エネルギー推進機構の役割と所掌事務等はどのように位置づけるのでしょうか。機構設置のスケジュールも含めて伺います。
2. 北杜市は機構が扱う太陽光発電事業の普及・促進が及ぼす北杜市まちづくり計画、北杜市景観計画への影響をどのように考えておられるのか。また、その対応をどのように考えておられますか、伺います。
3. 山梨県は11月4日、世界文化遺産の富士山麓で大規模太陽光発電が景観に与える影響を懸念し、富士山麓地域で一定規模以上の施設を新設する事業者に県への届け出を義務付ける方針を明らかにしております。ところで南アルプス、八ヶ岳、秩父連山と続く北杜の山岳景観や田園景観は富士山麓の景観に勝るとも劣らずと認識しており、北杜の景観保全も早急に必要と考えますが、見解を伺います。
4. 9月議会で、大規模太陽光発電事業の届け出制を条例化も含めて関係部課で検討すると市は答弁されました。上記の山梨県の対応を考慮すると北杜市も早急に結論を出す必要があると考えますが、いかがでしょうか。

以上、よろしくご答弁をお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

篠原眞清議員のご質問にお答えします。

明野処分場問題について、いくつかご質問をいただいております。

県内に、処分場を建設する必要性についてであります。

明野処分場の閉鎖に伴い、実施主体である県の考え方を尊重したところであります。しかしながら当時、産業界が必要な産廃処理を自県内処理でという県の方針に依って、峡北地域の旧市町村長をはじめとする多くの関係者の血のにじむような努力や、地元明野村を二分させるほどの苦渋の選択など二重三重の苦しみを乗り越えた関係者のご労苦に対し、県で示した責任の所在、自県内処理の原則に対する方向転換など、閉鎖の考え方に対して不本意としたものであります。

ゴミはできるだけ発生した都道府県内で処分するのが望ましいとする原則を根拠に、最終処分場は本県の産業施策と環境施策上、必要であり、そして明野町に建設されたものと認識しております。

今後、時代の変遷に伴い十分検討するべきとは考えますが、産業界にとって、また環境政策の上でも公共関与の最終処分場は必要であると感じております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

13番、篠原眞清議員のご質問にお答えいたします。

明野処分場問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、県の責任についてであります。

今回の処分場施設閉鎖の判断は、地元市民の苦しみを十分理解した上での判断として受け止めており、今後における安全対策も含め、実施主体である県および環境整備事業団みずからが責任を明確化し、誠意ある対応によりその責任を果たすべきと考えております。

次に、埋め立てられたゴミについてであります。

県は調査委員会の報告に基づき、処分場の安全性は確保されているものの施工上の瑕疵を認め、現状のままでは安定して継続的な搬入が保障されないことなどから、新たな廃棄物の受け入れを行わないとする閉鎖の判断をいたしました。

当該施設は、廃棄物処理法に基づき廃止に至るまでおおむね10年程度にわたり浸出水の処理、水質のモニタリング調査などを継続し、国で定める基準値以下の数値に安定するまでは施設を廃止することができないことから、埋め立てゴミをはじめとする安全対策など、安全性の確保について、しっかりとした説明と誠意ある対応を求めてまいりたいと考えております。

次に、北杜市新エネルギー推進機構についてであります。

エネルギー・環境問題は北杜市はもとより国内における最大の課題であり、これまでの市の取り組みに加え、新エネルギー推進のトップランナーとして今後さらに推進していく必要があ

ることから外部団体を設置し、再生可能エネルギーに関連する推進や取り組みを専門的に扱うことにより、普及・促進を加速させたいと考えているところであります。

現在、機構の設立に向け、その所掌事務や事業内容を定める必要性から、地域力創造アドバイザーや専門家の意見を伺うとともに有識者、民間事業者などからなる準備委員選考を行うなど委員会開催の準備を進めているところであります。

推進機構は北杜市地域新エネルギービジョンに基づき恵まれた地域特性を生かし、自然との調和のとれた新エネルギー施策のさらなる普及促進に積極的に取り組むことを趣旨とし、所掌事務等として新エネルギーの推進および普及に関すること、関連する企業などの誘致、土地の斡旋に関すること、情報収集、市施策にかかる推進および提言に関することなどを位置づけ、準備委員会にてご検討いただく中で、来年度当初に任意団体として設立を予定しているところであります。

○議長（渡邊英子君）

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

13番、篠原眞清議員のご質問にお答えいたします。

北杜市の自然環境・景観保全政策と新エネルギー推進策との整合性について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、太陽光発電事業のまちづくり計画・景観計画への影響についてであります。

北杜市まちづくり計画は、本市の有する優れた環境と美しい景観を守ることを基本に置き、具体的にまちづくりを進める指針として策定されております。また北杜市景観計画は北杜市らしい良好な景観づくりを総合的かつ計画的に推進するため、協働の指針として策定されております。

新エネルギーの推進については再生可能エネルギーの活用等、地球にやさしいエネルギー施策として、遊休地の有効利用としても太陽光発電を推進しているところでありますが、推進機構が扱う太陽光発電施設についてもまちづくり計画、景観計画に配慮したバランスのとれた新エネルギー施策の推進が必要であると考えております。

推進機構で取り組む事業内容・計画が定かでない現時点ではまちづくり計画、景観計画への影響については判断できる状況ではありませんが、今後、計画を見ながら関係部局と検討してまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電施設における景観保全策についてであります。

世界文化遺産の富士山麓地域で計画されている大規模太陽光発電施設について、県は条例改正を行い、一定規模以上の施設に対しては届け出を義務づける方針を表明しております。

北杜市の景観は、富士山麓の景観に引けを取らず誇らしいものがあります。再生可能エネルギーも景観計画も重要な課題でありますので共存しながら進めてまいりたいと考えております。

現在、太陽光発電施設の設置に際しては関係部局と連携を図り、現行の制度内での指導や周辺住民への説明等の助言を行い、トラブルのないよう進めております。

今後は富士山麓地域の各市町村や国・県の動向を注視し、まちづくり審議会や有識者等のご意見を参考に組み込んでまいりたいと考えております。

次に、大規模太陽光発電施設の届け出制度についてであります。

大規模太陽光発電事業については、再生可能エネルギーの活用という観点から市では太陽光

発電を推進しているところであります。しかしながら景観は市民共有の財産であることから、一定のルールづくりが必要であり、具体的な施策といたしまして、届け出制度の創設と庁内事務の明確化を図りたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

篠原眞清君の再質問を許します。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

再質問を行わせていただきます。

まず1点目、明野の処分場問題についてであります。3点にわたって再質問を行います。

1つ目の問題ですが、すでに経緯を含めても、それからこの間の結果としての事実を含めてもそうですが、報道などでも再々報道されておりますように、この処分場ができる以前に、ゴミの自県内というものについての必要性というのが薄れてしまっていたと。そのことがゴミが来ない最大の原因であると。今回、事故によることを原因としておりますが最大の原因はゴミが来ないことによる、赤字の大部分はゴミが来ないことによる問題点、それが最大であります。そのことは事前に指摘がされていることだったんですね。それらを踏まえて、先ほどの答弁で市長は相変わらず産業廃棄物の処分場が必要だと。自県内処理が必要だというふうに言っていますが、実態の数字をつかまえば、それは私は違うんじゃないかというふうに指摘をさせていただいております。

1つの例で、この北杜市の事業者から産業廃棄物の最終処理で困っているようなことが市役所へ相談等はあるんでしょうか。そのへんも含めて、そのへんの見解が私は違うと思いますが、お答えいただきたいと思っております。

それから2つ目の責任の明確化についてですが、先ほど部長のほうからその責任はあるという答弁があったかと思うんですが、私が質問している趣旨はそのことを山梨県事業団に明確に市として伝えていただく手立てが必要だと私は考えております。そのことについての見解を伺います。

それから今、現に埋まっているゴミについてであります。先ほどの部長のご答弁の中では法律に従って水処理を行って、おおむね10年ぐらいの水処理で閉鎖という流れということ。当然、県のほうが説明しておりますから、そういうのを受けていたと思っております。少なくとも漏水検知システムが壊れている問題のある施設、設備になってしまっております。さらにたとえ有害物の濃度が薄まったとしても閉鎖した以降も有害物は無害にはならないんです。重金属は無害化しません。ずっと、あの処分場に残るわけです。その安全をどうやって確保するんでしょうか。国の基準で閉鎖していいといっても、危険なゴミはなくなるわけではない、そのことを踏まえて私どもが心配する、その心配をクリアするためには埋まったものがなくなれば、あと経費もかけずに済むし、安全を心配する必要もまったくなくなる。そこのことをやはり地元として県へ伝えていくべきではないかというふうに考えます。その3点についてのお答えをいただきたいと思っております。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私が繰り返して申すまでもないと思いますけども、10年前といわず20年前といわず、いや今日もそうかもしれない。私たち山梨県は産業振興も図っていかねばならないこともたしかであります。そういう意味からすれば産業界にとって最終処分、言ってみればトイレなるものは絶対必要であることは過去も今もこれからも私は変わらないと思います。そういう意味で山梨県も自県内処理方式をとったと、こうすることで5圏域、峡北地域がいの一番にということ、先ほども答弁で申しましたとおり当時の市町村長をはじめ大変な決断をしたと、こういことだと思えます。たしかにリサイクルも進んだ、いろいろな産廃に対する思いも変わってきたから、比重は下がっているかもしれませんが、少なからずゼロということはない。必ずやこれからの山梨県にとっても最終処分場は必要であるという意味で、先ほど答弁させてもらったところであります。

もう1つ、これからの安全管理の問題ですけども、当然、公害防止協定の中にもそのへんは書いてあるわけでありますので、必要な措置を県は考えるだろうと。今後の県や事業団の対応を見守りたいとは思っています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

篠原議員の再質問にお答えをいたします。

責任の明確化ということでございましたけども、処分場の閉鎖や約55億円となる赤字につきましては北杜市の問題だけではなく、全県下的な問題であるというふうに考えております。県議会において責任の所在等が議論されているところでもございますし、県側におきましても、それに対して説明が必要だというふうにされておりますので、県において検証されるべきものと考えております。

あとゴミの処理でございますけども、漏水検知システムのご質問でございます。

県事業団におきましては、漏水検知システムは漏水があったときに確認できないようなシステムではないということございまして、全体的に安全性は保たれているということ。また三重の遮水構造であり、これまでと同様な、損傷で周囲に影響を与えることはないという説明をされているところでもあります。また先日安全管理委員会におきましても、何か変化が起きた場合は状況によって対策をとって、しっかりと安全管理をするということを約束されているところでもございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

再々質問をさせていただきます。

今のご答弁、要するにこの問題、明らかに市長がおっしゃるように推進する立場の方も、それから反対する立場の方にとってもつらい20年間であったということで、どちらがどうということはありませんが、地元が声を挙げなければ、この問題の責任の明確化に対して声を挙げ

なければ、ご案内のとおり県議会も追及する姿勢が出ておりません。県も一切、検証する気がありません。こんなことで、ここへ55億円という、これからかかるものを含めての県費の投入、あるいはそもそも論として、当初から赤字が予定されているようなものを堂々と黒字とって造ってくるような、こういうことに対して一番被害を、苦しんだ地元が声を挙げなければほかに挙げる人はいないと思うからこそ挙げるべきだという話をさせていただいています。その点について、再度ご答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほども答弁したわけでありますけども、この措置に対する県ならびに事業団の答えをまだ私ども聞いていませんので、いろいろな意味で検証はしていきたいと思っています。

ただ言ってみれば未永く、この水質の管理だとか、チェック等々は当然、私ども地元として安全性については厳しく見守っていききたいとは思っています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

2つ目のテーマに関して再質問させていただきます。

具体的な答弁の中で、条例等を含め届け出について検討していくというご答弁をいただきました。私が今、一番心配するのは富士北麓の関係で、関係町村すでに国へ区長さんが要請にしています。それからそれを受けて県も対応を今、検討を始めておりますが、県はすでにスケジュールで来年の2月の議会で条例を一部改正して、届け出制に切り変えていくということを表明しております。北杜市はもともとがご案内のとおり、太陽光発電における発電効率は20%も高いところでもあります。北麓にストップがかかる、やりにくくなると当然、さらにこちらのほうに流れてきます。北杜市もゆっくりしてはいられないという思いであります。そのことも含めて検討するスピードアップをお願いしたいという趣旨での質問でございます。環境を守るために、その必要ありと思っております。その点についてのご答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伏見建設部長。

○建設部長（伏見常雄君）

篠原眞清議員の再質問にお答えをいたします。

まず富士北麓の関係の手続きがスピードアップし、なおかつ県も条例化を2月に前向きに考えて検討していくということで、北杜市でも急いで制度のほうを整備していただきたいというご質問だったと思うわけでございます。

そこで現在、市のほうにおきましては届け出制度の創設と庁内の事務の明確化、先ほども答弁で一部ご説明した経緯がございますが、届け出の整備をしていきたいというように思ってお

ります。

それです、指導指針による太陽光発電設備の設置届を提出していただくという形を今後スピードを上げていきたいというようには思っておりますが、その中でまず地区の住民等の理解とご協力を得られるよう事前に根回し、お話し等もしてまいりたいと思っております。

また市の優れた自然環境とか美しい風景および個性ある風土を重視していかなければならないということございまして、当然、環境とも共存していくことを再度、詰めていくということもあると思います。また庁内におきましても、事務の明確化についてはっきり早急に行っていかなければならないところも出てきております。また関係各課の情報提供、当然、制度でいろいろ窓口がありますので、その情報提供も速やかにまとめると。その中で各課の指導事項をとりまとめて受理していくというような形になりますので、届け出制度の内容を早急に確認し整備を図っていききたいというようには考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

再々質問を行います。

富士に負けない、私たちも素晴らしい恵まれた自然環境を持っています。そのことを内外に発信し、景観を守り太陽光発電との整合性を明確にする意味合いにおいても今、検討しているということだけではなくて、そのことを明確に発信すべきだというふうに考えます。北杜は太陽光・・・時間がきましたのでそこまでにします。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで13番議員、篠原眞清君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は12月24日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時10分

平成 2 5 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 2 4 日

平成25年第4回北杜市議会定例会（4日目）

平成25年12月24日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議案第79号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第80号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第81号 北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する
条例について
- 日程第4 議案第82号 北杜市保健センター条例及び北杜市長坂共同福祉施設条例
の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第83号 北杜市須玉町森林総合利用施設条例等を廃止する条例につ
いて
- 日程第6 議案第84号 北杜市みのる白州館条例を廃止する条例について
- 日程第7 請願第5号 山梨県に対して、「重度心身障害者医療費助成制度」の窓口
無料の維持を求める意見書を提出することを求める請願
- 日程第8 請願第6号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の採択を求
める請願
- 日程第9 請願第7号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現
を求める請願
- 日程第10 請願第8号 「特定秘密の保護に関する法律案」への反対意見提出の請
願書
- 日程第11 議案第78号 北杜市社会教育施設条例の制定について
- 日程第12 議案第85号 平成25年度北杜市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第86号 平成25年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第
1号）
- 日程第14 議案第87号 平成25年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第88号 平成25年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第16 議案第89号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第
3号）
- 日程第17 議案第90号 平成25年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第91号 平成25年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第2号）

- 日程第19 議案第92号 平成25年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第93号 平成25年度北杜市明野財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第94号 須玉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第95号 高根町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第96号 小淵沢町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第97号 大泉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第98号 武川町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第99号 高根クラインガルテンの指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第100号 白州町鳥原平活性化施設の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第101号 須玉町農業体験農園施設(大正館)の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第102号 高根町花開所の郷・南清里フラワーパーク(南八ヶ岳花の森公園)の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第103号 高根町花開所の郷・南清里フラワーパーク(道の駅南きよさと)他1施設の指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第104号 須玉町おいしい学校の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第105号 北杜市地域食材提供施設の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第106号 北杜市大泉町特産品育成施設(そば処いずみ他1施設)の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第107号 武川町農産物直売センター他2施設の指定管理者の指定について
- 日程第35 議案第108号 津金学校の指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第109号 北杜市泉温泉健康センターの指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第110号 北杜市白州福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第111号 むかわの湯の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第112号 明野町家族健康旅行村「明野ふれあいの里」の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第113号 明野ふるさと太陽館の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第114号 清里駅前観光総合案内所の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第115号 三分一湧水館の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第116号 美し森観光案内所他1施設の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第117号 長坂駅前観光案内所の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第118号 みずがき湖ビジターセンターの指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第119号 尾白の森キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第120号 ヴィレッジ白州の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第121号 花パークフィオーレ小淵沢の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第122号 工事請負変更契約の締結について(大泉総合会館改修工事)
- 日程第50 発議第4号 消費税の複数税率の導入と新聞への軽減税率適用を求める意見書の提出について

日程第5 1 発議第5号 子育て支援策に関わる地方財源確保を求める意見書の提出
について

日程第5 2 閉会中の継続審査の件

2.出席議員（22人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
5番	輿水良照	6番	加藤紀雄
7番	原堅志	8番	岡野淳
9番	中山宏樹	10番	相吉正一
11番	清水進	12番	野中真理子
13番	篠原眞清	14番	坂本静
15番	中嶋新	16番	保坂多枝子
17番	千野秀一	18番	小尾直知
19番	渡邊英子	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3.欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(29人)

市長	白倉政司	副市長	堀内誠
総務部長	伊藤精二	企画部長	坂本正輝
市民部長	伊藤勝美	福祉部長	山田栄明
生活環境部長	由井秀樹	産業観光部長	浅川一彦
建設部長	伏見常雄	教育長	藤森顕治
教育次長	大芝正和	会計管理者	平井光
監査委員事務局長	小尾善彦	農業委員会事務局長	中山健教
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	田中幸男
大泉総合支所長	斉藤正一	小淵沢総合支所長	長坂隆弘
白州総合支所長	進藤勝	武川総合支所長	神宮司浩
建設部次長	清水宏	政策秘書課長	高橋一成
総務課長	赤羽久	企画課長	篠原直樹
財政課長	斉藤毅	管財課長	武井武文
生涯学習課長	丸茂和彦		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	山内一寿
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

市長から本定例会に追加する議案として1件が提出されました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 議案第79号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例についてから日程第10 請願第8号 特定秘密の保護に関する法律案の反対意見提出の請願書までの10件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から議案第79号、議案第80号および請願第6号から請願第8号までの5件について報告を求めます。

総務常任委員長、中嶋新君。

中嶋新君。

○総務常任委員長（中嶋新君）

委員長報告をいたします。

平成25年12月24日

北杜市議会議長 渡邊英子様

総務常任委員会委員長 中嶋新

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は12月4日の本会議において付託されました事件を、12月12日に議員協議会室において慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件

議案第79号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例について

議案第80号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について

請願第6号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の採択を求める請願

請願第7号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を求める請願

請願第8号 「特定秘密の保護に関する法律案」への反対意見提出の請願書

以上5件であります。

審査結果を申し上げます。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第79号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例についてであります。

「今後のバス路線再編の考えは」との質疑に対し「通院、買い物、温泉施設への利便を図るため、小型車両による細かな運行路線に再編する必要があるが収支が課題である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第80号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第6号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の採択を求める請願であります。

紹介議員から説明を受けた後、質疑を行い慎重な審査を行いました。

「軽減税率の適用を求めている新聞とは。また、欧州諸国で出版物が適用されるための一定要件とは何か」との質疑に対し「新聞の明細については、これから検討される。また一定要件とは、週刊誌のような三面記事を扱っている出版物は除かれると解釈する」との答弁がありました。

また「複数税率導入の意義は」との質疑に対し「新聞を含めた生活必需品に複数の税率を適用し、消費税増額の負担軽減を図るものである。このことにより低所得者対策、生活困窮者を救済する措置である」との答弁がありました。

質疑終結後、「複数税率の導入では逆進性の問題、中小企業の製品に消費税が転嫁できないという問題は解決できない。新聞だけ適用を受けても国民の負担は軽減されないので反対」。また「新聞だけではなく生活必需品に複数の税率を適用することで、低所得者や生活困窮者を救済するものであるので賛成」。また「新聞の範囲が明確にされていないので、時期として尚早であり、反対」。また「複数税率の導入を図る時期に来ていると考えるので賛成」などの討論があり、起立採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決定し、併せて委員長が発議者となって国へ意見書を提出することに決定いたしました。

次に請願第7号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の速やかな実現を求める請願であります。

紹介議員から説明を受けた後、質疑を行い、慎重な審査を行いました。

「世界一といわれる治安を守ってきた警察のあり方に影響しないのか」との質疑に対し「この請願は、日本の警察の捜査システムを否定するものではない。現実、えん罪は多く発生している。可視化はえん罪を防ぐための公益的な手段である」との答弁がありました。また「現在、国の法制審議会でも可視化の対象範囲について、議論されていることをどのように捉えているのか」との質疑に対し「可視化をすべきという意見、どこまでするのかという意見、例外を設けるべきなどの意見があり、意見集約が図られたのち、法律案が整備されると聞いている」との答弁がありました。また「裁判員制度の運用上、供述調書の任意性や信用性の面で裁判員が判断に窮するような事例はあったのか」との質疑に対し「判断に迷っているとみられるケースはあると思っている。しかし数的なデータは承知していない」との答弁がありました。また「被害者のプライバシーは保護されるのか」との質疑に対し「現在、一部試行においてもさまざまな対応が取られていると理解している」との答弁がありました。

質疑終結後、「この請願が求める全面的な可視化にはまだまだ課題が多く慎重に審査する必要がある」との意見が出され、全員異議なく継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に請願第 8 号「特定秘密の保護に関する法律案」への反対意見提出の請願書であります。

「法律案はすでに参議院本会議で可決され、法律として成立している。本請願は法律案に対するもので、願意の妥当性、実効性が伴わないものである。趣旨説明は本会議で行われているので趣旨説明、質疑・討論を省略して直ちに採決を求める」との意見が出されました。

趣旨説明、質疑・討論を省略し、起立採決の結果、賛成なしにより不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から議案第 8 1 号、議案第 8 2 号、議案第 8 4 号および請願第 5 号の 4 件について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、福井俊克君。

福井俊克君。

○文教厚生常任委員長（福井俊克君）

それでは、文教厚生常任委員会委員長報告を申し上げます。

平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日

北杜市議会議長 渡邊英子様

文教厚生常任委員会委員長 福井俊克

文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は 1 2 月 4 日の本会議において付託されました事件を、1 2 月 1 3 日に議員協議会室において慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件

議案第 8 1 号 北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について

議案第 8 2 号 北杜市保健センター条例及び北杜市長坂共同福祉施設条例の一部を改正する条例について

議案第 8 4 号 北杜市みのる白州館条例を廃止する条例について

請願第 5 号 山梨県に対して、「重度心身障害者医療費助成制度」の窓口無料の維持を求める意見書を提出することを求める請願

以上 4 件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第 8 1 号 北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第 8 2 号 北杜市保健センター条例及び北杜市長坂共同福祉施設条例の一部を改正

する条例についてであります。

「北杜市高根保健センターは北杜市保健センターとして休館日が週2日となり、利用時間も短縮される。併せてプールとトレーニングルームが廃止されることになり、年間の維持管理費はどのくらい削減されるのか」との質疑に対し「管理人の賃金、温水プールの燃料代、トレーニングルームの電気料など約300万円の削減になると推計している」との答弁がありました。また「北杜市小淵沢保健センターは子育ての拠点だけではなく、障害者の作業所や相談室として使用されてきたが、共同福祉施設に移行することで利用形態に変更はあるのか」との質疑に対し「これまでと同様、集いの広場事業、精神障害者支援事業、介護予防事業を継続して行っていく。利用形態に変更はない」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第84号 北杜市みのる白州館条例を廃止する条例についてであります。

「今後、建物の活用をどのように図っていくのか」との質疑に対し「これまでに打診を受けている2者の状況と市民からの提案等を踏まえ、公開のもと方針を定めたい。また寄附をしていただいた池田様の思いもあるので貸借形式で進めていきたい」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第5号 山梨県に対して、「重度心身障害者医療費助成制度」の窓口無料の維持を求める意見書を提出することを求める請願であります。

紹介議員から説明を受けた後、質疑を行い慎重な審査を行いました。

「窓口無料方式の廃止については、国のペナルティーによって国保会計に負担がかかり、重度心身障害者医療費の無料制度の存続が危ぶまれるので、北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を可決している。国に窓口無料方式に対するペナルティーの廃止を求める考えはあるのか」との質疑に対し「要請団体では、独自に政府交渉を行っていると聞いている」との答弁がありました。また「重度心身障害者の方々が申請・手続きをする負担や苦勞は十分に理解できる。また、不測の事態が起きやすい方々との認識もしている。自動還付方式や貸付制度をどのように捉えているのか」との質疑に対し「実質的には医療費は無料であるが還付されるまでの間、病院にかかれぬ不安感がある。また、貸付金では生活費だけで医療費までとなると不十分であるという思いがあり、窓口無料方式の継続を望むものである」との答弁がありました。

質疑終結後、「北杜市議会では、重度心身障害者医療費助成金の支給方法を窓口無料方式から自動還付方式に変更するための北杜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を可決しているので反対」との討論があり、起立採決の結果、賛成なしにより不採択すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から、議案第83号について報告を求めます。

経済環境常任委員長、相吉正一君。

相吉正一君。

○経済環境常任委員長（相吉正一君）

経済環境常任委員会委員長報告をいたします。

平成25年12月24日

北杜市議会議長 渡邊英子様

経済環境常任委員会委員長 相吉正一

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は12月4日の本会議において付託されました事件を、12月16日に議員協議会室において慎重に審査いたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件

議案第83号 北杜市須玉町森林総合利用施設条例等を廃止する条例についてであります。審査結果について報告いたします。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。議案第83号 北杜市須玉町森林総合利用施設条例等を廃止する条例についてであります。

「八ヶ岳登山歴史館は、冬場の登山者の駐車場として利用されている。施設が撤去されたあとの駐車場はどのようになるのか」との質疑に対し「駐車場は現在も県が管理しており、引き続き県営の駐車場として利用できるものと考えている」との答弁がありました。また「大泉レストハウス赤い橋は観光案内の需要が多いと聞く。今後、観光案内をどのように行っていくのか」との質疑に対し「今後は、美し森や大泉の観光案内所の管理方法と含めて検討していきたい」との答弁がありました。また「施設の閉鎖にあたり、地域の声をどのような方法で聞いたのか」との質疑に対し「施設の管理運営を行っているのは、地域の方々や地域で活躍する団体であるので、地域の声は吸い上げられていると考えている。今後は、地域委員会にも諮り対応していきたい」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（渡邊英子様）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから議案第79号 北杜市民バス条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第80号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第81号 北杜市立塩川病院介護老人保健施設条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第81号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第82号 北杜市保健センター条例及び北杜市長坂共同福祉施設条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第82号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第83号 北杜市須玉町森林総合利用施設条例等を廃止する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第83号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第84号 北杜市みのる白州館条例を廃止する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第84号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に請願第5号 山梨県に対して、「重度心身障害者医療費助成制度」の窓口無料の維持を求める意見書を提出することを求める請願について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、請願第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議あり。の声)

異議がありますので、この採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

したがって、原案について採決いたします。

請願第5号を採択することに賛成の方は起立願います。

(起 立 少 数)

起立少数です。

したがって、請願第5号は文教厚生常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

次に請願第6号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の採択を求める請願について討論を行います。

討論はありませんか。

中村隆一君。

原案に反対者の発言を許します。

○21番議員(中村隆一君)

請願第6号、この請願に反対の立場で討論をいたします。

安倍首相は10月1日、多くの国民の増税反対の願いを踏みにじり、来年4月からの消費税増税強行を判断しました。社会保障と税の一体改革関連法では、消費税増税はあくまでも社会保障制度の改革実現が前提とされています。

ところが現実には医療、介護、年金、生活保護が次々に切り捨てられ、国民に二重の負担増が押し付けられています。8%で8兆円、10%で13兆5千億円の消費税増税、1人当たり年11万円以上もの負担増です。今でも給料は増えず物価が上がり、社会保障が切り下げられています。

1989年の消費税導入から2013年までの消費税税収は累計264兆円、法人3税、法人税、法人事業税、法人住民税の減収の累計は246兆円ですから庶民から吸い上げたお金を大企業におもてなし、これが消費税の実態です。

2012年の総選挙で民主党は4年間上げないという公約を破って、消費税増税を打ち出し惨敗しました。民主・自民・公明の3党は消費税増税を密室で談合して決めました。軽減税率の導入など小手先の対策で増税を実施しようとしています。所得の低い人ほど負担が重くなる逆進性や中小企業は商品に消費税を転嫁できない転嫁問題など、根本問題を解決することはできません。しかも自民・公明・民主3党は大企業への成長戦略や大型公共事業の追加や復興特別法人税の廃止や投資減税など大企業向けのばらまきです。これらの政党が増税を目指す背景には財界の要求があります。消費税増税によって、消費税収が増えても景気悪化で税収全体が落ち込み、経済も財政も一層悪化し、国民や中小企業に耐え難い大きな打撃をもたらすことは1997年の3%から5%への消費税増税の例を挙げるまでもありません。何よりも新聞だけに消費税軽減税率が適用されても消費税が増税されれば、結局は国民の可処分所得が奪われ、景気もさらに落ち込み中小企業も打撃を受け、新聞の売り上げが落ち込むことは想像に固くありません。新聞社がこの間、消費税増税を煽り立ててきたのは明らかであり、新聞だけは軽減税率をとというのは身勝手極まりないとしか言いようがありません。

以上で討論を終わります。

○議長(渡邊英子君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

賛成の立場で討論をさせていただきます。

近年は文字離れによるリテラシーの低下が問題となっており、知的レベルや社会の関心が衰えれば国力の低下や国際競争力の減退につながる恐れがあります。逆進性の強い消費税の増税は経済的に苦しい人にしわ寄せが及ぶ新聞や書籍、食品などの生活必需品の税率を低く抑える軽減税率の導入が必要です。

欧州各国では一定の要件を備えた出版物には、民主主義を支える公共財としてゼロ税率や軽減税率を適用しています。消費者負担を軽くして知識には課税せず、新聞には最低の税率を適用すべしという認識は欧州各国ではほぼ共通しています。

よって、消費税の新聞への軽減税率適用を求める請願に賛成をいたします。

○議長（渡邊英子君）

原案に反対者の発言を許します。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の採択を求める請願に対して、反対の立場で意見を申し上げます。

一般紙ということであれば、この請願の趣旨には賛成することもやぶさかではありませんが、委員会での説明でも新聞とはなんだという部分で、その範囲が明確でないという説明がありました。つまり、いわゆる業界紙ですとか、あるいは政治団体、あるいは政党の機関紙的なもの、これらの新聞については特定の団体、あるいは特定の個人に対する情報の提供というふうにも受け取られます。一般紙であれば、これは広く国民に対する情報提供ということで理解できますけども、現段階ではこの新聞がどういうものであるかという判断が明確でない以上、この請願を今、採択というのは時期尚早ではないかと考えますので反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

請願第6号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の採択を求める請願につきまして賛成の立場で討論させていただきます。

まず消費税の増税につきましては、税と社会保障の一体改革の中で多くの政党がこれについてはやむなしという判断を下されたわけでございます。その理由につきましては、市におきましても扶助費が年々増加しておりますように、社会保障は常に右肩上がりになっている現状があります。その中で財源をどこに求めていくかという苦渋の選択の中、消費税の税率増の導入を図ったわけでございます。

理想と現実がございまして、いくら理想論をいっても現実とかけ離れた中、財源が確定しない中、そういった社会補償を今後維持していくのは非常に困難なわけでございます。そういった中で、消費税の増税に踏み切っているという状況が今の状況であると認識しているところでございます。

ここで、それでは本当に困窮している方々たちをどうしたら救済したらいいかというのが、

この請願の願意であるというふうに思っておるところでございます。つまり消費税の複数税率ということになりますと、これは新聞だけに複数税率、要するに税率の軽減を図るものではなくて、生活必需品を含めた、そういった本当に困窮する消費者の皆さまにどうやったならば税率を軽減して、また救済をしていけるかということが目的になっているというふうに思っているところでございます。

以上の理由から、本案件につきまして賛成をいたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結いたします。

これから、請願第6号を採決いたします。

この採決は起立により、行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、請願第6号は総務常任委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。次に請願第8号「特定秘密の保護に関する法律案」への反対意見提出の請願書について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、請願第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

今、請願第8号ですね。そこをはっきりしてください。7号か8号か。

○議長（渡邊英子君）

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○議長（渡邊英子君）

再開いたします。

請願第7号は継続審査になっておりますので、委員長の報告のとおりです。

今、議しているのは請願第8号です。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

請願第8号、原案に賛成する立場で討論を行います。

この特定秘密の保護に関する法律案への反対意見提出の請願は11月28日に提出され、国会でどのような結果が出るか分からないものでありました。皆さんご承知のように12月6日、参議院本会議で強行され成立しました。私はこの意見書の提出者の願意は日本国憲法に謳われている基本的人権が侵害される可能性があり、法の制定には反対してほしい、このことだと考えます。これまで北杜市の議会でも請願の趣旨を尊重する立場から意見書の提出を行ってきた経緯があります。廃案を求めること、すなわち成立したら撤廃を求めていると考えます。

よって、原案の趣旨に賛成する立場で態度を表明させていただきます。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に反対の発言を許します。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

まずもって、総務常任委員会の結論は不採択でございます。総務常任委員会の結論を尊重すべきでございます。そしてこれにつきましては、秘密保護法案に関する法律案の案については、簡単に言うと反対してくださいという請願でございました。つまりわれわれ、総務常任委員会が審議したときには、すでにこれにつきましては結論が出ていたものでございます。でありますから、これらについては総務常任委員会としては不採択すべきということになったわけでございます。

請願者の願意、またその願意が妥当であるか、そして実効性があるかを最終的な判断とするのが請願を審査するときの最重要項目であるというふうに私は考えているところでございます。すでに決定され、その実効性は0%という状況でございますから、当然これについては不採択すべきということであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

（なし）

これで、討論を終結します。

これから、請願第8号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

したがって、原案について採決いたします。

請願第8号を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

起立少数です。

したがって、請願第8号は総務常任委員長の報告のとおり不採択することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第11 議案第78号 北杜市社会教育施設条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

それでは議案第78号 北杜市社会教育施設条例の制定について説明をさせていただきます。

この条例は社会教育施設について、これまでの利用状況を踏まえながら社会教育委員会議からの答申をもとに各施設の設置目的、利用時間、使用料等を見直し、教育委員会による統一的に施設の管理・運営を図り、生涯学習のさらなる推進を図るため制定するものでございます。

条例の2ページをお願いしたいと思います。

この条例では、第1条では多目的な公共機能を備えた施設を設置する設置目的を定めております。第2条では、北杜市明野総合会館など10施設を社会教育施設として定めております。第3条では多目的な施設としての事業を。第4条では施設は教育委員会が管理すること。第5条では職員を。第6条、第7条では利用の許可、制限を。第8条では使用料を。第9条から第14条では使用料の免除、使用料の不還付、損害賠償、原状回復の義務、販売行為等の禁止、規則への委任をそれぞれ定めております。

施行日は平成26年4月1日であります。

なお、附則におきまして北杜市高根町農村環境改善センター条例、北杜市長坂町農村環境改善センター条例、北杜市いずみふれあい農業体験の家条例、北杜市小淵沢高齢者健康づくりの家条例、北杜市生涯学習センターこぶちさわ条例、北杜市甲斐駒センターせせらぎ条例を廃止するとともに北杜市公民館条例、北杜市はくしゅう館条例、北杜市須玉農村総合交流ターミナル条例、北杜市総合会館条例において管理などについて一部改正を行っております。

よろしくご審議の上、ご議決をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

この条例は26年の4月から施行ということで今、説明がありましたが、この条例が施行されるにあたりまして、市民の方に周知する時期、また方法について伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

市民への周知ですけれども、今回、ご議決をいただきましたならば市の広報とか、あと区長会とか利用団体には、すでにこういうふうになりそうですよということで説明をしてありますけれども、PRに努めていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

この条例は従前の社会教育施設を改めまして、利用時間、料金が変更になっているものがあります。利用する諸団体は大体4月から3月が会計年度になっていまして、もう来年、26年の1月くらいには予算とか、それから事業計画というものを立てる団体が多くなっています。非常に来年度の事業に対しての影響が大きいかと思しますので、特にこの条例改正というのは早い周知が必要だと考えます。再度、お考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

この社会教育施設条例ですけれども、10施設ございますけれども、市民の利用がほとんどでございます。利用している団体につきましても、ほとんどが市内で各種活動を行っている団体等でございますので、その団体等については速やかに周知をしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

今の条例の内容説明がありましたけれども、今回の改正によりまして使用料等について、地域のボランティア活動のためにボランティアがこうした社会教育施設を使用し、研修やまた発表の場として使う、そうした場合の使用料については減免対象になるのかどうか。また今までの文化協会や体育協会が使用する場合の使用料についても併せて伺いたいと思います。

また大泉総合会館の中に総合支所が3月に移転するわけですが、その移転との関連の中で総合会館との管理関係をちょっとお知らせ願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長（大芝正和君）

使用料でございますけれども、社会教育委員会議の中で利用がほとんど市民の利用ということもございまして、基本的には算定根拠を示しまして、その2分の1ということで定めさせていただきました。それから各種団体等につきましても、団体の内容によっては使用料を免除するというふうな形で取り扱っていきたくて考えております。

それから大泉総合会館につきましては、今度大泉の総合支所が入るということで、大泉総合支所の中の会議としては、当然のことながら支所が利用するという会議等でございますので、無料という取り扱いに当然なろうかと思ひますし、総合会館の管理につきましては、今までは専任の職員を教育委員会のほうで雇用しておりましたけれども、そのへんのところも今度は夜間ですとか、土日等の使用料について教育委員会で主に管理していくという形になりますので、職員の配置体制については今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第78号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第78号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第12 議案第85号 平成25年度北杜市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

議案第85号 平成25年度北杜市一般会計補正予算書（第3号）をご覧いただきたいと思っております。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,500万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を286億2,228万2千円とするものでございます。

5ページをお開きください。第2表 繰越明許費補正でございます。

まず追加といたしまして3款民生費、2項児童福祉費、子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築事業350万円でありますが、県の補助事業として実施する当該電子システムの構築事業につきまして、国からインターフェイスの使用が平成26年度にわたり順次示されることから繰越明許費を設定するものでございます。

次に8款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業（交安）4,172万6千

円ではありますが長坂上条1号線、歩道工事の電柱移設および渋沢長坂上条1号線歩道工事の用地交渉に不測の日数を要していることから繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款4項住宅費、定住促進住宅（子育て支援住宅）整備事業3,240万円ではありますが、設計業務に所要の日数を要することから、繰越明許費を設定するものでございます。

次に同款5項都市計画費、小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業5,650万円ではありますが、設計業務に所要の日数を要することから繰越明許費を設定するものでございます。

次に10款教育費、2項小学校費、明野小学校プール改修事業2,037万円ではありますが、冬季の施工では防水シートの管理が難しく年度内での事業完了が困難なため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に変更といたしまして3款民生費、2項児童福祉費、私立保育園緊急整備事業の1億206万円を1,940千円増額し、1億2,254千円とするものは県支出金の内示額の確定に伴い、繰越明許費を変更するものでございます。

次に3表 債務負担行為補正をご覧ください。

追加といたしまして、平成26年4月1日からの自主放送番組（週刊ほくとニュース）制作業務委託契約の締結に向け、プロポーザル方式の業者選定を平成25年度中に行うため、限度額を2,622万7千円とする債務負担行為を設定するものでございます。

6ページをお開きください。第4表 地方債補正でございます。

まず追加といたしまして、農地・農業用施設災害復旧費に災害復旧事業債を充当することとし、限度額を490万円とするものでございます。

次に変更といたしまして合併特例事業債を4,120万円増額し限度額を16億4,420万円に、臨時財政対策債を346万1千円減額し限度額を11億8,291万9千円とし、発行限度額の計を30億7,341万9千円とするものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

はじめに歳入でございます。

12款1項分担金1,624万6千円の増額は、県営土地改良事業および農地災害復旧事業の受益者分担金でございます。

14款1項国庫負担金354万円の増額は、障害者自立支援給付費負担金の増でございます。

2項国庫補助金2,698万6千円の増額は地域経済活性化・雇用創出臨時交付金、いわゆる地域の元気臨時交付金の増でございます。

15款1項県負担金546万円の増額は、障害者自立支援給付費負担金および社会教育費負担金の増によるものでございます。

2項県補助金2,450万9千円の増額は、活力ある水田農業支援事業費補助金が1,142万6千円、農地・農業用施設災害復旧費補助金が673万3千円などでございます。

20款5項雑入1,562万7千円の増額は、甲斐大泉温泉パノラマの湯の火災復旧修繕に対する全国自治協会建物災害共済金が1,554万6千円などでございます。

21款1項市債4,263万9千円の増額は合併特例事業債が4,120万円の増、臨時財政対策債が346万1千円の減、災害復旧事業債が490万円の増によるものでございます。

次に3ページの歳出でございます。

2款総務費、2項徴税费140万円の増額は市税賦課徴収費でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費 8 6 9 万 9 千円の増額は、更生医療公費負担の増加に伴う障害者自立支援費 7 0 8 万円などでございます。

2 項児童福祉費 3 6 9 万 4 千円の増額は、子ども・子育て支援新制度にかかる電子システムの構築に伴う児童福祉総務管理費 3 5 0 万円などでございます。

6 款農林水産業費、1 項農業費 3 , 4 7 1 万 9 千円の増額は集落営農団体に対する補助金などの水田農業構造改革対策事業費が 1 , 3 5 9 万 8 千円、県営土地改良事業費が 1 , 8 0 9 万 3 千円などでございます。

7 款 1 項商工費 1 , 2 1 0 万 2 千円の増額は甲斐大泉温泉パノラマの湯、火災復旧修繕を行う観光施設管理費でございます。

8 款土木費、4 項住宅費 3 2 4 万円の増額は子育て支援住宅の第 2 期整備に必要な大泉総合支所解体に向け、解体工事設計を行う住宅建築費でございます。

5 項都市計画費 5 , 5 5 0 万円の増額は、小淵沢駅合築駅舎の実施設計を行う街路整備事業費 5 , 6 5 0 万円などでございます。

9 款 1 項消防費 1 , 5 8 4 万 5 千円の減額は、峡北広域行政事務組合への負担金である常備消防費の減によるものでございます。

4 ページをお開きください。

1 0 款教育費、4 項社会教育費 4 6 1 万 3 千円の増額は、埋蔵文化財調査事業費 4 1 0 万 2 千円などでございます。

5 項保健体育費 9 5 1 万 8 千円の増額は、地域の元気臨時交付金を活用して市営グラウンドの維持管理機の整備を行う体育施設費でございます。

1 1 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費 1 , 7 3 3 万 3 千円の増額は台風 1 8 号の風雨による被害を復旧する農地農業用施設災害復旧費でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

齊藤功文君。

○3 番議員（齊藤功文君）

ただいま補正予算の内容の説明がございましたけども、8 月 8 日に発生したパノラマ温泉の火災に伴う修繕関係の計上があるわけですけれども、火災の原因はなんだったのかということがお分かりでしたら教えてください。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

ただいまの齊藤議員のご質問でございます。

火災の原因という点でございます。こちらにつきましては当初、警察のほうで、また消防署のほうで調査をしていたという状況がございましたけども、はっきりした原因という形で特定

をされてはございません。漏電なのか、それともタコ足配線なのかということは、いろいろ現場も見ながら確認をしていった経過は何っておりますけども、原因の特定には至っていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はございますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第85号は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第85号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時15分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13 議案第86号 平成25年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から

日程第15 議案第88号 平成25年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）

までの3件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤勝美君）

それでは議案第86号 平成25年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ538万8千円を追加しまして、予算の総額をそれぞれ62億73万2千円とするものでございます。

今回の補正は、平成24年度の国庫負担金および補助金の確定に伴う返還金が生じたため、補正するものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。第1表の歳入歳出予算補正でございます。

まず2ページの歳入でありますけども、10款1項の繰越金であります。538万8千円の増額補正でございます。

3ページの歳出であります。

11款1項償還金及び還付金、補正額538万8千円の増額でありますけども、平成24年度の国庫負担金および補助金の確定に伴う返還金でございます。

続きまして議案第87号 平成25年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ69万9千円を追加し、予算の総額をそれぞれ40億1,213万9千円とするものでございます。

今回の補正は国保連と保険者間の電送回路の高速化と介護保険料更新に伴うシステムの改修費として補正するものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず2ページの歳入でございますけども、7款1項一般会計繰入金であります。69万9千円の増額補正でございます。

3ページの歳出であります。

1款1項総務管理費、補正額23万3千円の増額は国保連と保険者との電送回線高速化に伴う工事費用および外部からの進入を防止するシステム料でございます。

同款2項徴収費、補正額46万6千円の増額は介護保険料報酬に伴うシステムの改修費でございます。

続きまして議案第88号 平成25年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

1ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ197万5千円を追加しまして、予算の総額をそれぞれ1,493万8千円とするものでございます。

今回の補正は、介護予防支援ケアプランの委託拡充のための補正でございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず2ページの歳入でありますけども、1款1項予防給付費収入33万4千円の増額です。給付の実績から見込んだ増額になります。

4款1項繰越金であります164万1千円の増額でございます。

3ページの歳出であります。

1款1項施設管理費197万5千円の増額は、介護予防支援ケアプランの委託拡充のための補正でございます。

以上3議案、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第86号から議案第88号までの3件は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号から議案第88号までの3件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第86号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第87号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第88号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第16 議案第89号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）から
日程第18 議案第91号 平成25年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
までの3件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

由井生活環境部長。

○生活環境部長（由井秀樹君）

議案第89号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,395万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億5,827万1千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

はじめに歳入でございますが、6款繰越金、1項繰越金でございます。新たに1,395万2千円を追加するものでございます。平成24年度からの繰越金でございます。

3ページの歳出をお願いいたします。

1款水道管理費のうち1項総務管理費769万2千円を追加するものでございます。これは平成24年度消費税額の確定により不足額が生じたため増額をお願いするものでございます。

次に2項施設管理費に626万円を追加するものでございます。これは水道施設維持に関わる電気料に不足額が生じるため、増額をお願いするものでございます。

以上が簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明でございます。

次に議案第90号 平成25年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ560万円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億5,409万5千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算の補正であります。

はじめに歳入でございますが6款繰入金、1項繰入金を100万円減額するものでございます。これは市債等の財源の組み替えでございます。

7款繰越金、1項繰越金でございますが、新たに560万円を追加するものでございます。

9款市債、1項市債でございますが100万円を追加するものでございます。これは繰入金等の財源の組み替えでございます。

3ページの歳出をお願いいたします。

1款総務費、1項総務費に560万円を追加するものでございます。これは下水道施設の電気料等に不足額が生じるため、同額をお願いするものでございます。

次に3款公債費、1項公債費でございますが、これは財源の組み替えによるものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表 地方債補正でございます。

下水道事業債でございますけども限度額5億5,480万円に100万円を追加し、5億5,580万円にするものでございます。

以上が下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明でございます。

続きまして議案第91号 平成25年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億4万3千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算の補正でございます。

はじめに歳入でございますが、7款繰越金、1項繰越金でございます。新たに230万円を追加するものでございます。

9款市債、1項市債でございますが130万円を減額するものでございます。これは繰越金等の財源の組み替えでございます。

3ページの歳出をお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費に100万円を追加するものでございます。これは農業集落排水施設の電気料等に不足額が生じるため、増額をお願いするものでございます。

2款事業費、1項事業費および3款公債費、1項公債費につきましては、財源の組み替えによるものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表 地方債補正でございます。

下水道事業債でございますが、限度額1億9,150万円から130万円を減額し1億9,020万円にするものでございます。

以上が農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明でございます。よろしくご審議のほどご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第89号から議案第91号までの3件は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第89号から議案第91号までの3件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第 89 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 89 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第 90 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 90 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第 91 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 91 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第 19 議案第 92 号 平成 25 年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

議案第 92 号 平成 25 年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第 2 号)について、ご説明申し上げます。

1 ページをご覧いただきたいと思います。

今回補正につきましては、平成 25 年度における地域医療救護体制整備事業費補助金の決定による補正でございます。828 万円を増額するものでございます。

まず第 2 条であります。平成 25 年度北杜市病院事業特別会計、第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入の第 1 款病院事業資本的収入、第 2 項補助金、補正予定額 828 万円の増額です。

支出の第 1 款病院事業資本的支出、第 2 項建設改良費、補正予定額 828 万円の増額です。事業内容としましては災害時の応急医療、救護体制の強化を図るため、地域医療救護体制整備事業を活用し、医療救護に必要な人工呼吸器やエアーストレッチャーなどの資機材を整備するものでございます。

以上で、病院事業特別会計の補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第92号は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第92号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第20 議案第93号 平成25年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容説明を担当支所長に求めます。

五味明野総合支所長。

○明野総合支所長（五味正君）

議案第93号 平成25年度北杜市明野財産区特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明させていただきます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ128万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,274万7千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、3款繰越金、1項朝神財産区繰越金を128万5千円増額させていただくものでございます。

次に歳出でございますが1款朝神財産区、1項管理費128万5千円の増額でございますが、これは県営事業水路改修工事の地元分担金確定に伴う補助金でございます。

以上でございますが、よろしくご審議の上ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第93号は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第93号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第21 議案第94 須玉町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてから日程第48 議案第121号 花パークフィオーレ小淵沢の指定管理者の指定についてまでの28件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

議案第94号 須玉町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてご説明いたします。

地方自治法第244条の2第3項および北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条第1項の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するもので、指定管理者の指定について地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称 須玉町デイサービスセンター

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県甲府市上石田1丁目7番14号

名称 株式会社やさしい手甲府

指 定 の 期 間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
続いて議案第95号、以下提案理由等を省略させていただきます。

公 の 施 設 の 名 称 高根町デイサービスセンター

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市高根町箕輪新町50番地
名称 社会福祉法人北杜市社会福祉協議会

指 定 の 期 間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

続きまして議案第96号 小淵沢町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 小淵沢町デイサービスセンター

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市高根町箕輪新町50番地
名称 社会福祉法人北杜市社会福祉協議会

指 定 の 期 間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

続いて議案第97号 大泉町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 大泉町デイサービスセンター

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市高根町箕輪新町50番地
名称 社会福祉法人北杜市社会福祉協議会

指 定 の 期 間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

続いて議案第98号 武川町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてであります。

公 の 施 設 の 名 称 武川町デイサービスセンター

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市高根町箕輪新町50番地
名称 社会福祉法人北杜市社会福祉協議会

指 定 の 期 間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

続いて議案第99号 高根クラインガルテンの指定管理者の指定についてです。

公 の 施 設 の 名 称 高根クラインガルテン

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市高根町蔵原1655番地
名称 高根クラインガルテン企業組合

指 定 の 期 間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

続いて議案第100号 白州町鳥原平活性化施設の指定管理者の指定について。

公 の 施 設 の 名 称 白州町鳥原平活性化施設

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市白州町鳥原2667番地
名称 ビューファーム鳥原平管理組合

指 定 の 期 間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

続きまして議案第101号 須玉町農業体験農園施設（大正館）の指定管理者の指定についてです。

公 の 施 設 の 名 称 須玉町農業体験農園施設（大正館）

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町下津金2961番地3
名称 須玉町津金地区農業体験農園施設管理委員会

指 定 の 期 間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

続きまして議案第102号 高根町花関所の郷・南清里フラワーパーク（南八ヶ岳花の森公園）の指定管理者の指定について。

公の施設の名称 高根町花開所の郷・南清里フラワーパーク（南八ヶ岳花の森公園）
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市高根町長澤760番地
名称 花開所の郷・南清里フラワーパーク企業組合
指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
議案第103号 高根町花開所の郷・南清里フラワーパーク（道の駅南きよさと）他1施設の指定管理者の指定についてです。

公の施設の名称 高根町花開所の郷・南清里フラワーパーク（道の駅南きよさと）
高根町林産物展示販売施設
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県中巨摩郡昭和町西条2799番地
名称 株式会社アルプス
指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
議案第104号 須玉町おいしい学校の指定管理者の指定について。

公の施設の名称 須玉町おいしい学校
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町下津金3058番地
名称 株式会社おいしい学校
指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
続きまして議案第105号 北杜市地域食材提供施設の指定管理者の指定について。

公の施設の名称 北杜市地域食材提供施設
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市高根町清里2890番地の1
名称 一般社団法人そば処清里管理運営組合
指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
議案第106号 北杜市大泉町特産品育成施設（そば処いずみ他1施設）の指定管理者の指定について。

公の施設の名称 そば処いずみ
そば打ち体験館
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市大泉町谷戸2815番地
名称 一般社団法人いずみそば組合
指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
続きまして議案第107号 武川町農産物直売センター他2施設の指定管理者の指定について。

公の施設の名称 武川町農産物直売センター
武川町農畜産物処理加工施設
武川町無人精米所・低温保冷库
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市武川町牧原780番地1
名称 株式会社オアシス
指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
議案第108号 津金学校の指定管理者の指定について。

公の施設の名称 津金学校

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町下津金2963番地
 名称 特定非営利活動法人文化資源活用協会
 指 定 の 期 間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
 続きまして議案第109号 北杜市泉温泉健康センターの指定管理者の指定について。
 公 の 施 設 の 名 称 北杜市泉温泉健康センター
 指定管理者となる団体の名称等 住所 静岡県静岡市葵区千代田7丁目1番29号
 名称 株式会社ユアーズ静岡
 指 定 の 期 間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
 議案第110号 北杜市白州福祉会館の指定管理者の指定について。
 公 の 施 設 の 名 称 北杜市白州福祉会館
 指定管理者となる団体の名称等 住所 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目10番1号
 名称 株式会社キッツウェルネス
 指 定 の 期 間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
 議案第111号 むかわの湯の指定管理者の指定について。
 公 の 施 設 の 名 称 むかわの湯
 指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県甲府市大和町3番35号
 名称 むかわの湯共同事業体
 指 定 の 期 間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
 議案第112号 明野町家族健康旅行村「明野ふれあいの里」の指定管理者の指定について。
 公 の 施 設 の 名 称 明野町家族健康旅行村「明野ふれあいの里」
 指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県南都留郡富士河口湖町西湖2068番地の1
 名称 株式会社フジヤマ・クオリティ
 指 定 の 期 間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
 議案第113号 明野ふるさと太陽館の指定管理者の指定について。
 公 の 施 設 の 名 称 明野ふるさと太陽館
 指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県笛吹市一宮町坪井1928番地
 名称 株式会社桔梗屋
 指 定 の 期 間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
 続きまして議案第114号 清里駅前観光総合案内所の指定管理者の指定について。
 公 の 施 設 の 名 称 清里駅前観光総合案内所
 指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市高根町清里3545番地
 名称 特定非営利活動法人清里観光振興会
 指 定 の 期 間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
 続きまして議案第115号 三分一湧水館の指定管理者の指定について。
 公 の 施 設 の 名 称 三分一湧水館
 指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県中巨摩郡昭和町西条2799番地
 名称 株式会社アルプス
 指 定 の 期 間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
 議案第116号 美し森観光案内所他1施設の指定管理者の指定について。

公の施設の名称 美し森観光案内所
甲斐大泉駅前観光案内所
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市大泉町谷戸8657番地
名称 有限会社八ヶ岳エネルギー

指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
続きまして議案第117号 長坂駅前観光案内所の指定管理者の指定について。

公の施設の名称 長坂駅前観光案内所
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市長坂町長坂上条2513番地10
名称 長坂町観光協議会

指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
続きまして議案第118号 みずがき湖ビジターセンターの指定管理者の指定について。

公の施設の名称 みずがき湖ビジターセンター
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町比志5989番地3
名称 フィトンチッド

指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
続きまして議案第119号 尾白の森キャンプ場の指定管理者の指定について。

公の施設の名称 尾白の森キャンプ場
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県中巨摩郡昭和町西条2799番地
名称 株式会社アルプス

指定の期間 平成26年4月1日から平成30年3月31日まで
続きまして議案第120号 ヴィレッジ白州の指定管理者の指定について。

公の施設の名称 ヴィレッジ白州
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市白州町下教来石659番地
名称 ヴィレッジ白州管理組合

指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
最後に議案第121号 花パークフィオーレ小淵沢の指定管理者の指定について。

公の施設の名称 花パークフィオーレ小淵沢
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町上笹尾1588番地36
名称 有限会社八ヶ岳ファーム

指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
以上、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

議長にお願いでございますが議案第97号 大泉デイサービスセンターの指定管理者の指定について、合わせて議案第109号 北杜市泉温泉健康センターの指定管理者の指定につきましては同一施設でございますので、合わせて質疑してよろしいでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

どうぞ、許可いたします。

○20番議員（内田俊彦君）

それでは同議案、2件につきまして質疑をさせていただきます。

まずもって、この施設はデイサービスセンターと温泉という2つの機能を持った施設が1つになっている施設でございます。温泉の利用者、そしてデイサービスの利用者は現状の中では入り口が違いますので、まったく利用者同士の問題は考えられないというふうに思っているところでございます。職員につきましては、正面玄関から入りますので職員同士、職員同士というか指定管理者の従業員同士が事務室等の利用をどうしても一緒にしなければならない現状も、もしやあるかもしれない。またそれに伴って事務室等の改修も今後、していかなければならない現実もあるかと思いますが、この問題についてどのようにお考えか伺うのと、この2社になるわけでございますが、1つは社会福祉協議会でございます。そしてもう1つは株式会社ユアーズ静岡でございますけども、これらの方たちの協議というのはどのような場所で行われるか伺うところでございます。

そしてこの温泉施設とデイサービスセンター、両方を見たときに今回の提案を見ますとデイサービスにつきましては管理料を出している。そして温泉施設については納入金をいただいているという施設であります。それを見ますと温泉の施設につきましては、納入金が20万4千円アップするわけでありまして、そしてデイサービスセンターのほうにつきましては84万9千円、指定管理料が減額していくということでございます。となると100万円以上が机上の上では減額されていくということでありまして、この施設を今までは1つの施設として社会福祉協議会が担っていたわけでございますが、これを2つに分けた要因というのは何か、伺うところでございます。

また今回は同一施設を2つに分けて指定管理するわけでございますが、そういたしますと今までと違う管理者が入ります。その中で施設の老朽化は承知している部分と承知していない部分がございます。それらについて備品も含めデイサービスセンター、そしてこの温泉施設がどのように、例えば修繕しなければならないとか、そういったことについてはあるのか。これらは指定管理に出すのであれば、きちっとしてから指定管理を出さなければいけないということになると思いますが、いかがお考えか伺うところでございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

内田議員のご質問にお答えいたします。

まず合築の施設であるということで、今までは1つの団体が管理しておりました。それで、ただ入り口については利用者からの要望がありまして、温泉を使う人たちの入り口とデイを使う人たちの入り口を分けて行っております。そしてその職員についても今、社会福祉協議会でやっているんですけども、風呂とデイとは独立した職員で別個に運営しているということを聞いております。

そして2つに分けた要因ですけども、現在、北杜市全体の温泉施設と、あとデイサービスセンターについて、施設のあり方や市の関与の仕方等について検討していく時期に入っていると

ということで、この3月に分けて検討したほうがよろしいだろうという結論を得まして、指定管理についてはデイサービスと温泉を分けさせていただいております。

そしてこれからの修繕ですけども、温泉側の管理等は温泉のほうでやるというふうになっておりまして、その施設の管理責任につきましては分担を協議書の中でしっかり謳って、これからここで決まった段階で、まだ候補者の段階なので、まだ直接、その施設の話はできていないんですけども、ここにご議決いただいた段階で双方協議をしながら不便のないように対応していきたいと思っています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

この施設におきましては、温泉につきましては非常に市外からのお客さんが多いというふう
に、たまにしか行きませんが私は認識をしております。日曜、祝祭日につきましても営業
をしておりまして、そしてデイサービスのほうと同じ、今、社会福祉協議会がやっていますか
ら、今までは問題なかったんですが非常に危惧するところでございます。

温泉施設として、社会福祉協議会はどちらかというと観光とか営業というふうには私は非常
にノウハウが少ないと考えているところでございます。この温泉施設は冒頭に申したとおり集
客、そして業者さんを考えますと、これからまだまだ市への納入金が増えるような施設に非常
に思えてなりません。またデイサービスのほうにつきましては、社会福祉協議会としてはどち
らかというと施設が減ってきたり、収益が非常に減ってくるような今後のことも考えられるよ
うな状況にあるところでございます。それらを踏まえた中で、先ほど今日の議決のあと、簡単
に言うとその業者に対してきちとした協議をしていくというお考えだと思いますけども、そ
れらについてしっかり、所管も今度は違うわけでございます。ですからきちとしていかなけ
ればならないと思います。そうしておかないと、取り決めをきちとしておかないと共有した
施設のところをどうしても使わなければならない団体が、お互いにどうしても相反する中で
お互いうまくいなくなる可能性がありますので、そこについていま一度、答弁をお願いいたし
ます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

内田議員のご質問にお答えします。

たしかにこの施設、2つに分けたことで納入金がアップしていることは確かであります。そ
れで社会福祉協議会がノウハウの面で今回、その温泉施設のほうには手を挙げなかったとい
うことですので、2つの、今からユアーズとの間でたしかに2つの管理に分かれるわけです
けども、そこらへんは最初の募集要項にもきっちり謳っておりますし、これからの協議書の中
にもこと細かに謳い込んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

ほかにございますか。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

大泉のデイサービスセンターと泉温泉健康センターは同じ建物で、今は社会福祉協議会の大泉支所が指定管理をしている施設だと。これを2つに分けてしまったと、そういうことでこれを2つに分けたということで施設の改善が必要になると思います。これは職員の通用口が同じであると、これを別々にする必要がある。セコムの解除・設定場所というのは職員の通用口と泉温泉の事務室にあります。そういうことでセキュリティも別々にする必要がある。そして泉温泉は水曜日にお休み、デイサービスは日曜日がお休み、カギの開閉はどうするのか。カギも別々にする必要があるではないかと。また泉温泉デイサービスの暖房、床暖房、スイッチは共同で温泉の機械室にある。暖房、床暖房はどうするのか。温泉は水曜日、デイサービスは日曜日が休みだと。このデイサービスは、地域のお年寄りが使う大事な施設です。ですから今日議決がされたら、これを改善するというので4月1日に間に合うのか、そのへんが心配になります。施設をいろいろ考えるとお金が非常にかかる、そういう心配があるわけですが、そのへんについてはどのように考えているのか。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

中村議員のご質問にお答えいたします。

細かいところまでご心配いただいて、ありがとうございます。現在でも利用者の、例えば通報システムですとか受信施設、火災の警報施設等はそれぞれの部署で受信することができますし、空調のスイッチも施設ごとにあるということなので、そういうものは支障がないような構造となっておりますと聞いております。ですのでそれほど莫大なというような、大きな改修費は予定しておりません。

今後はそれぞれの施設の指定管理者が相互に連携をとりながら、円滑に運営を行うように協議書で決めていきますので、4月1日には問題なく開業できると思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

ほかに質疑はございますか。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

今、議論になっております議案第97号、それから109号に関して質問させていただきたいと思います。

今、中村議員の質問に対して企画部長のほうから警報等のものについて、それぞれデイサービス、温泉施設、別々にあるから大丈夫だという答弁がございましたが、それは事実でしょうか。改めて、そこをもう一度確認いたします。

それから私が承知している範囲ではガス漏れの警報器、要するにこの施設は当然、1つの建屋の中にありますので、管理関係が1カ所で集中管理を行っている構造になっておりまして、ほとんど温泉の事務所の中で、その設備がそこに備わっているということを承知しております。例えばガス漏れの警報器、あるいはデイサービスのトイレで利用者が具合が悪かったときに呼び出すブザー、それから冷房が過重になった場合の動力負荷を知らせる警報、それから先ほど来お話しにも出ていますように、暖房の関係は両施設とも温泉機械室と事務所の両方のスイッチを入れないと稼働しない仕組みになっているというふうに承知しております。ということになりますと、これらはそれぞれ別に設けなくてはならない。ですからそういう修繕の必要が、改良の必要が出てくる。あるいは先ほどありましたセコムに関しても別途設けて、それを費用負担していかなくてはならないというふうに承知しておりますが、改めてその対応を明確にさせていただきたいと思えますし、それを行うための費用が今現在のどの程度かかるのか、のちの保守管理も含めてどの程度の費用がかかるのかを教えてください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川産業観光部長。

○産業観光部長（浅川一彦君）

ただいまの、篠原議員のご質問でございます。

種々、細かい対応についてご質問をいただいたという状況でございます。私どもも社会福祉協議会、そして現場のほうにも行って話を伺った際には社会福祉協議会の所長さんからはそこまで細かい点で心配しているということのご質問、それから意見はございませんでした。一応、先ほどから企画部のほうからも申し上げているとおり、今回の2つ、指定管理者が混在するという事になっておりますので、その募集要項、またその他のものも当然記載した中で募集をして応募をしていただいたということも踏まえまして、この両者、併せてうちのほうの観光商工課、それから管財、それからデイのほうの介護、それらを含めて同一に介しながら、そういった諸々の問題には対応していきたいというふうに考えているところでありますので、今のところ細かい試算、細かい点で何か金額まで出したということとはございません。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

先ほど来、細かい部分まで心配して、細かいことを聞いてくる的な発言がありますけども、まったく細かいくないですよ。利用者が安心してこの施設を利用できるかどうか、運営する指定管理者が安心して事業を行えるかどうかの基本の部分ですよ。大変重要な問題なんです。ですから質問させていただいております。ご答弁は社会福祉協議会の所長さんに聞いたというご答弁ですが、これは現場から挙がっているんです、この声は、現場の皆さんが心配しているんですよ。どうなるんだろうって。それをクリアするには、まさしく別にそれぞれに振り分けなければ、その心配はクリアできないというふうに思いますから、執行側の考え方を質問させていただいているんです。改めて答弁を求めます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

私どもも市民の皆さんが安全に利用できる施設が一番だと思っております。その点について、これからしっかりと業者と協定書を結んで双方、両方の課にまたがりますけども、指定管理の部局も合わせて、そこらへんの不具合等を調整して4月に向かっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

ほかにございますか。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

議案第97号と議案第109号の今、質疑されている部分についてお聞きしたいと思います。

私の記憶では本件につきましては、すでに今年の3月の議会の際に全員協議会の中で説明があり、これについては2つに分けて発注をすると、こんなふうなたしか説明を受けたと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

加藤議員のご質問にお答えいたします。

加藤議員ご指摘のとおり3月の全員協議会の中で、分けて指定管理に出すということは説明を申し上げております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

そうしますとわれわれ議員としては、このことは3月の段階で承知をし、そのことを認めていたわけでありまして、それにつきまして、今回それを受けて執行のほうで粛々と進めてきて本日に至っているということであると思っております。

そこで当然、今の質疑の中で理解できることは、プラス面もありますし、また今まで一体のものが2つになるということもありますし、また受ける業者が変わればもろもろやはり細かい点、いろいろ連携等が必要になってくるかと思っております。それらにつきましては執行のほうで、募集の段階で連携とか細かい点については説明されているようですが、現実にはざ始まりとそれ以外の点、今まで気が付かなかった点等が出てくると思っております。それらについて住民の皆さんに、利用者の皆さんに迷惑をかけるということは、これは非常にまずいので、ぜひそれらについて今ご質問で、十分お答えできない部分もあるかと思っておりますが、それらについては受けた業者と協議して、それらの問題がないように的確な協定書を結び指導をし、そして運営をしていただくと、こんなことを望みたいわけでありまして、その点についていかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

加藤議員の質問にお答えいたします。

たしかに今の段階ではどこがとるか決まっていない。その募集をして、手を挙げて選考委員会の審査を経て、それでやる人が決まってくると。そういう段階の中で、決まってから議会の議決を経て、それから協議をしていくという段取りがあるもので、なかなかいっぺんにはいかないわけですが、これから議決をいただいた中で綿密に協議をしていきまして、たまたま手を挙げているほうが、今までやっていた社会福祉協議会、今まで運営していたところですので、その点はどこに何があるとか、どうなればいいのかということは十分承知しておられる団体だと思いますので、それらを含めて協議をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はありませんか。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

同じく大泉デイサービスセンターと泉温泉の関係で質問させていただきます。

3月の議会のご説明で、福祉課が所管していた温泉施設がすべて観光課のほうに移るということは私たちも承知しております。その上で2つに分かれて、市は出されたんだと思いますけれども、やはりこの指定管理に出すということの大きな目的は、サービスの向上とともに経費の削減です。ここで、例えば2つに分けることによってセキュリティのこととか、それから管理の面でいろんな電気系統、それから例えば壁などを設ける場合は非常に工事費などがかかってくると思います。今のご答弁ですと協議ですべて決めるということは、そういう大きな工事というものもともと市のほうでは考えていなくて、その管理の運営上の面だけで2つの協議をするというふうに考えていいんですか。今後、工事費はかかってこない。管理の運営をお互いが共通で認識して、それで済むと。そのようにさせるつもりで、もともとこの発注を分離してやられたんでしょうか、そこをはっきりとご答弁願いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

大きい工事等で壁をつくって分けるような、そういう工事は想定しておりません。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

ということは、今の事務所を共通して使う。そういうふうに考えてよろしいんでしょうか。ということは2業者がそれぞれ行き来する、書類もあるでしょうし、いろいろな問題が私には出てくると思います。そこを市として協議だけではなくて、やはりもっと市として考えなければいけないんじゃないかと思うんですけども、いろんな安全とかそういう面で市のお考えを改めて伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

野中議員のご質問にお答えいたします。

セキュリティ等、心配されておられるかと思いますが、今までも別の独立したところが2つで運営しておりました。社会福祉協議会なんですけども、営業形態等は別個でやっていたものです。それと武川等でもそういった合築施設で2つをやっているところがありますので、そういう心配ごとはこれから協議をして決めていきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今回の大泉の施設についていろいろご心配をいただいておりますけども、合築施設の共通の課題であります。今までは社会福祉協議会が、言ってみれば同じ施設の中であるから1つの法人で指定管理してきたわけでありまして、いろいろな反省もあったということで、多くの人が感じると思いますけども、より指定管理者の原点に立った場合は今ご指摘のとおり多くの民のノウハウを借りてサービスをよくしようと。そしてそれが結果として経営の面でもより経費節減になればと、そんな思いで指定管理をしているわけですけども、くどくなりましたけども大泉の今回の施設については社協の問題等々もあって、今回2社にしたとこういうことでもあります。さらに温泉のほうは民間の力も借りたいと、こういうことでもあります。必ずやそういう意味で、さらに民の力が発揮でき得るものと信じております。

ただ合築施設で2社をやるということですから、議員たちがそれぞれご心配しているような問題も出てくると思います。それはこれからの運用の問題で、契約の段階でしっかりやっていけるものと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

ほかに質疑はございますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第94号から議案第121号までの28件は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第94号から議案第121号までの28件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は1時50分といたします。

休憩 午後 12時19分

再開 午後 1時50分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号および議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

議案第97号 大泉デイサービスセンターの指定管理者の指定についてと合わせて議案第109号 泉温泉健康センターの指定管理者の指定について、反対の立場で討論をいたします。

現在、大泉デイサービスセンターと泉温泉健康センターの両方を一体として社会福祉協議会大泉支所が指定管理しています。どうしてデイサービスと温泉の2つを切り離して別々に指定管理に出したのか、納得がいきません。指定管理業者が別々になると、以下の点が問題として上げられます。

セキュリティ面として職員の通用口が同じ場所であること、セコムの解除・設定場所は職員通用口と泉温泉事務室にあり、異常が発生したときの警報は泉温泉事務局で取り、デイサービスセンターでは気がつかない。防火対策面から見ると責任者はどちらに置くのか。メンテナンスの面でいいますと泉温泉は水曜日、デイサービスは日曜日、カギの開閉はどうするのか。泉温泉デイサービスで動力負荷、その他等でトラブルが発生したときの対応は泉温泉機関室である。空調面でいうと泉温泉デイサービスの床暖房スイッチは共同で泉温泉機関室にある。過重冷房となると動力負荷となり警報が鳴る。これは泉温泉事務室で受け取る。デイサービスは警報が聞こえない。備品関係面でいうと金庫1台、コピー機1台、電話が共通になっている。電話はお互いに鳴ってしまう。その他の面として共同で使用している車庫、倉庫の管理はどちら側か。共同で使用している駐車場の管理はどちら側か。冬季は除雪が必要になる。施設内の植木、花壇等の管理はどちら側か。

以上のようなさまざまな問題点が発生することが予想されるが、地域のお年寄りが使うデイサービスに支障が出ないことが特に肝要である。市の担当者、社会福祉協議会の会長、局長などが泉温泉デイサービスセンターの現場を視察して、現場の責任者と話もしていない。そして社会福祉協議会大泉支所が泉温泉の指定管理に立候補しないと決めてことを進めたことが今回の指定管理業者が1つのものを2つに分けることになった不都合な真実ではないか。指定管理者を2つに分けることによって、いろいろ問題点が出てきます。また、施設の改善は今日の議決を待ってやるということですけども、4月1日に間に合うのか。予算規模はどのくらいか。今からでも遅くない。デイサービスと温泉を分けるのではなく、一体のものとして指定管理者を募集し、1つの指定管理者にすべきものと考えます。

以上で反対討論を終わります。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

議案第97号 大泉町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてと議案第109号 北杜市泉温泉健康センターの指定管理者の指定について、双方とも賛成の立場で討論させていただきます。

まずもって、大泉町デイサービスセンターの指定管理者の指定につきましては、実績のある地域に密着した社会福祉協議会が担うわけでございますが、これは多くの方がなんの異論もないことだと思いますので賛成をいたします。

議案第109号 北杜市泉温泉健康センターの指定管理者の指定についてでございますが、これについてはいくつかの質疑がございまして、本議会におきまして議決後に細かいことについてはきちっと協議をし明記し、双方が理解し合える方法で行っていくという答弁がございました。社会福祉協議会はそもそも北杜市泉温泉健康センターの指定管理者につきまして、公募の段階で応募をしておりません。つまり温泉を運営するというノウハウがどうしても重荷になっていた、今までは、というふうに考えるのが妥当ではないかと思うところでございます。

また双方、2つの指定管理者に分けたわけでございますが、それにつきまして納入金につきましても指定管理料につきましても、現在の今の提案では100万円以上の効果があるわけでございます。北杜市は行財政改革を進めるにあたり行財政改革大綱をつくり、そして現在、第3次大綱の素案をわれわれに明示していただきました。それらのもとに行政改革プランをつくり、今まで実践してまいりました。それらの効果はすでにわれわれ議員も承知しているところでございますし、たしかに業者さんに対していろんな不具合があってはいけないと思いますが、この施設におきましては、温泉の利用者がデイサービスのほうには行けませんし、デイサービスのほうから温泉のほうには行けません。経済効果も考えたときに温泉施設を運営していくノウハウがある指定管理者にさせていただくことによって、市納入金はこれから増えていく方向へ考えるべきかなと。これは年度協定でやっていくべきかなというふうに思っております。

たしかに協議をするのが遅いという現実もございまして、すでに公募がされ、これから公募をするということは非現実的でもありますし、3月の時点でもわれわれ議員には全員協議会におきまして、この指定管理施設を分けるということは伝えられた現実がございまして、

以上の理由によりまして議案第97号、議案第109号に賛成いたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

議案第97号、ならびに議案第109号の指定管理者の指定に対しまして、反対の立場で討論させていただきます。

この問題に関しましては、すでに全員協議会の中でも審議がされました。今日も同趣旨の質問を私のほうで本会議場でもさせていただきました。ところが残念ながら答弁が食い違っております。全協の私の指摘に対しましては、さまざまな警報等のものについては別途、別々に設置するという説明をいただきました。しかし今日の答弁の中では少なからず、そういう改修をする予定はないという答弁であります。その代わりに両者の協議の中で運営上、対応していくという趣旨だというふうに私は受け止めました。

このようにこの時点になって、議案として提出している段階になっても市の中での見解も明確なものが出ていない。そして常識的に考えて、その管理運営上に支障が出る可能性が非常に高い。言うなれば、利用者の立場からすれば安心して安全な施設運営に支障が出る懸念があるということをもってして、この案に賛成することはできません。

さらに分ける理由として温泉施設を今、集中的に、そのありようを検討している中で、別途これも大泉の温泉施設についても分けてやらないと支障が出るとの話がありましたが、私はその問題と、温泉の統合を考えるとこの施設を指定管理に出すこととはまったく別の問題であって、同一の業者に指定管理を出しているから温泉のものが検討できないということには決してならないと思います。

どのように理解をしたとしても建物の構造上、あるいは仕組み上、この両施設はやはり一体の管理を、同じ指定管理者が担うべき、任せるべきだというふうに考えますので反対をさせていただきます。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

議案第97号 大泉町デイサービスセンター、それと議案第109号 北杜市泉温泉健康センターの指定管理者の指定について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず手続き的な問題を申し上げますと、今回この件につきましては市内の温泉施設を全体的に検討するという大きな目的のもとに今年の3月の議会の際、全員協議会でわれわれ議員にもその分離することを説明し、議員もそこで理解し承認したわけでありまして。その後、執行のほうで着実な手続きを踏んできて、今回それぞれ当初の予定どおり2つに分けて発注をしたわけでありまして。

そこで2つに分けることの問題点がある述べておられますが、そもそもデイサービスセンターと温泉施設というのはまったく趣旨の違う、機能の違う施設であると思います。まず福祉の目的のデイサービスセンター、温泉施設はどちらかというとな観光的な施設であります。そこで今までの運営の中でもデイサービスセンターのスタッフと温泉施設のスタッフがお互いに常に融通し合っただけでやってきたわけではないと聞いております。それぞれが専門的な部分であるから、1つの福祉協議会が取っていても運営についてはそれぞれ2つは別々だったという現状があります。

今回、指定管理料、納入金、これら2つ検討しましても、差し引きしますと100万円の市にとってはプラスが生じておると、こんな状況にあります。

それで今回、細かい点、指定管理の業者があるわけでありまして、細かい点についてはいろいろ問題があると思いますし、今、気が付いていない点も、これから生ずる可能性があると思います。しかしながら、今回の応募につきましては、それらについて応募要項にきちっと謳っており、それを承知で2つの業者が入ってきております。それに加えて今後、これからの問題については正式に決定次第、十分に協議をしていくと、こういうことを市の職員も言っていますし、業者もそういうふうに答えておりますので、それらについては今後十分協議をして、そして運営上、また市民の利用上、問題がないように運営していくということを質疑の中でも答えておりますので、それらを踏まえた中で議案第97号と議案第109号につきましては賛成

をいたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

議案第97号 大泉町デイサービスセンター指定管理者の指定について、ならびに議案第109号 北杜市温泉健康センターの指定管理者の指定について、この2点について反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず指定管理者制度の原点に立ち返って考えてみたときに、この1つの建物でしかも過去に、その2つの施設を一体となって運営してきた実績があるにもかかわらず、これをあえて分けるということ、この意味が理解できません。誰のためにやるのかということ考えたときに、これはあくまでもやはり市民のためのサービスの向上であり、また北杜市としての経費の削減というのが大きな目的にあります。そのときにこれを分けても支障がないんだという説明があったように思いますが、逆に、分けることでどういう支障が出るのかという可能性を考えておくべきだと思います。

今までにもいろいろ指摘がされましたけども、そういう可能性を考えてそれを解消するためにどのくらいの費用がかかるかという可能性も検討していないという。これはもし、何かあとで起きたときに不要な出費が生じる可能性もあるわけです。そこをきちんと整理しないで決まってから考えるというのは、いささか拙速ではないか、無計画ではないかというような気がします。これは、いわゆる縦割り行政の典型であるというふうに私は思います。また3月に説明を受けたということはたしかにそうでありますけども、それをもってよしとしたわけではなく、むしろこれまでの期間にどういう問題があるかということが徐々に見えてきた、その結果が今日の討論になっていると思います。

1つの建物に入ったものをあえて2つに分けるという整合性、これがなかなか理解できませんので、今回この2つの指定管理者制度、反対の立場とさせていただきます。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第94号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第95号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第96号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第97号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第98号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第99号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第100号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第101号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第102号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第103号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第104号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第105号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第106号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第107号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第108号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第109号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第110号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第111号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第112号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第113号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第113号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第114号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第114号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第115号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第115号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第116号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第116号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第117号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第117号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第118号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第118号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第119号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第119号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第120号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第120号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第121号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第121号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第４９ 議案第１２２号 工事請負変更契約の締結について（大泉総合会館改修工事）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第１２２号 工事請負変更契約の締結についてであります。

大泉総合会館改修工事において変更が生じたことから請負変更契約を締結したく、地方自治法第９６条第１項第５号および北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第２条の規定により本日、追加提案させていただいたところであります。

内容につきましては企画部長から説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

坂本企画部長。

○企画部長（坂本正輝君）

議案第１２２号 工事請負変更契約の締結について（大泉総合会館改修工事）につきまして、ご説明いたします。

大泉総合会館改修工事請負契約につきまして、次のとおり請負変更契約を締結したいので地方自治法第９６条第１項第５号および北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第２条の規定により議会の議決を求めるものであります。

- １．契約の目的 大泉総合会館改修工事
- ２．契約金額 変更前１億７，７８７万円
変更後１億８，８６７万５，５５０円
- ３．契約の相手方 山梨県甲府市飯田４丁目１番３３号
三井建設工業株式会社 代表取締役社長 鈴木茂夫

以上、ご議決をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第１２２号は会議規則第３７条第３項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１２２号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第122号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第122号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第50 発議第4号 消費税の複数税率の導入と新聞への軽減税率適用を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります中嶋新君から提案理由の説明を求めます。

中嶋新君。

○15番議員(中嶋新君)

発議第4号

平成25年12月24日

北杜市議会議長 渡邊英子様

提出者

北杜市議会議員 中嶋 新

賛成者

北杜市議会議員 上村英司

” 千野秀一

” 原 堅志

” 坂本 静

” 内田俊彦

消費税の複数税率の導入と新聞への軽減税率適用を求める意見書の提出について

上記議案を、別紙のとおり北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

提案理由

消費税増税は社会的・経済的弱者の負担が増し、国民生活の格差拡大や社会不安を招くことが懸念される。このため政府においては低所得者対策として複数税率を導入して、生活必需品に軽減税率を適用することが検討されている。

新聞は日本国内外で起きるニュースや情報を正確に伝え、多角的な意見や評論を提供している。民主主義社会の中で国民が正しい判断基準を持つためには、多種多様な情報が容易に入手できる環境が必要である。

よって消費税の複数税率の導入を図り、民主主義を支える公共財である新聞へ軽減税率を適用し、消費者の負担を軽減する必要があるため、この案を提出するものである。

消費税の複数税率の導入と新聞への軽減税率適用を求める意見書（案）

来年4月以降に予定されている消費税増税は低所得者の負担増となり、社会的・経済的格差の拡大や社会不安を招くことが懸念される。このため、政府では低所得者対策として複数税率を導入して、生活必需品には軽減税率を適用することを検討されている。

新聞は国民に日本国内外で起きるさまざまなニュースや情報を正確に伝え、多角的な意見や評論を提供している。民主主義社会の中で国民が正しい判断基準を持つためには、多種多様な情報が容易に入手できる環境が必要である。

消費税増税による国民の文字離れや活字離れによるリテラシー（読み書き能力、教養や常識）の低下が懸念される。国民の知的レベルや社会への関心が衰えれば国力の低下や国際競争力の減退につながる恐れがある。

欧州各国では、新聞や一定の要件を備えた出版物には民主主義を支える公共財としてゼロ税率や軽減税率を適用して消費者負担を軽減している。

「知識には課税せず」「新聞には最低の税率を適用すべし」という認識は、欧米諸国でほぼ共通している。よって、消費税増税による低所得者の負担増を軽減する必要があるため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1. 消費税増税にあたり、複数税率の導入と新聞への軽減税率適用を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月

北杜市議会議長 渡邊英子

提出先

衆議院議長 伊吹文明殿

参議院議長 山崎正明殿

内閣総理大臣 安倍晋三殿

財務大臣 麻生太郎殿

以上です。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

今、消費税増税を前提とした意見書の提出の説明がありました。日本共産党は消費税に頼らない税制改革を政策提言しています。ご承知のように消費税は所得の低い人ほど負担が重くなる逆進性や中小企業が商品に消費税を転嫁できない転嫁問題など、根本問題を解決することはできません。

したがって新聞の軽減税率、また生活必需品の税率を軽減してほしい、そういうふうな小手先の対策で解決できるものではありません。

新聞社がこの間、消費税増税を煽り立ててきたのは明らかであり、新聞に軽減税率を適用するというのは身勝手極まりないといしか言いようがありません。

以上を述べて討論を終わります。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

先ほど来、このことにつきましては増税を前提にしているから反対という話であります。増税につきましては内閣でも閣議決定されております。そういう中で逆進性があるということで複数税率を導入し、そして低所得者に対して配慮するということが今回の趣旨であります。そういう意味でこの案につきましては、なんの懸念をすることなく賛成すべきだと思ひまして賛成討論といたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

消費税の複数税率の導入と新聞への軽減税率の適用を求める意見書の提出について、反対の立場から討論させていただきます。

もとより一般紙、あるいは全国紙と呼ばれる新聞についての軽減税率適用については理解を示すところでありますが、今回の提案ではその新聞の定義がいまひとつあやふやではないかと考えております。すなわち例えば業界紙であるとかあるいは政党、政治団体の機関紙的な新聞、ここの部分にもこの考えが適用されるということになりますと特定の業界、あるいは特定の業界に関わる個人、同じように特定の政党、あるいは政治団体に関わる個人、団体、こういうところにも同じような考えが適用されるというのはいささか違和感を感じます。

したがいまして、基本的な考え方に異存はないにしても、今の段階で、ここで言う新聞とは何かということが明確になっていない以上、時期尚早と言わざるを得ないという立場から反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（ な し ）

これで、討論を終結いたします。

これから、発議第4号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第51 発議第5号 子育て支援策に関わる地方財源確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります福井俊克君から提案理由の説明を求めます。

4番議員、福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

それでは、発議第5号を説明申し上げます。

平成25年12月24日

北杜市議会議長 渡邊英子様

提出者

北杜市議会議員 福井俊克

賛成者

北杜市議会議員 千野秀一

〃 保坂多枝子

〃 篠原眞清

〃 内田俊彦

〃 小野光一

〃 齊藤功文

子育て支援策に関わる地方財源確保を求める意見書の提出について

上記議案を別紙のとおり北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

提案理由

全国的に出生数は大幅な減少傾向の中、さらに社会保障関係費の増高は避けられない状況下にある。地方自治体は国の子育て支援策の活用をはじめ人口減少を防ぐため、さまざまな施策を講じているが、厳しい現実が続いている。

こうした中、北杜市においては子育て支援課を設置し、保育料の第2子以降無料化をはじめ、子どもを産み育てる環境の整備と充実に力を注いでいるところであり、そのための恒久的な財源確保が必要である。社会保障と税の一体改革により、平成26年4月からの消費税率引き上げに伴う地方財政措置を強く求めるものであるため、この案を提出するものである。

子育て支援策に関わる地方財源確保を求める意見書（案）

国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期（昭和22年～24年）には約270万人、第2次ベビーブーム期（昭和46年～49年）には約200万人であったが、平成22年には約107万人、合計特殊出生率は1.39となり、近年ともに横ばい傾向にある。

しかし人口4万8,874人（平成25年12月1日現在）の北杜市においては平成17年の出生数は305人であった。その後、年々減少し平成24年には240人となり、合計特殊出生率は1.19となっている。わずか7年間で65人減少し、減少率は約21%である。このままでは生産人口は減少の一途を辿り、人と自然と文化が躍動する環境創造都を目指して平成16年に合併した北杜市にとって、基礎自治体としての機能を果たせなくなることは避けなければならない。

平成26年4月からの消費税率引き上げに伴い、地方自治体に対して地方交付税の増額による一般財源の確保はもとより、子育て支援における財源の充実は不可欠である。よって、国においては下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1. 地方自治体が実施する子育て支援策に充当できる恒久財源を確保すること。
 2. 子ども医療費窓口無料に係る療養費国庫負担金の減額を廃止すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月

山梨県北杜市議会議長 渡邊英子

内閣総理大臣 安倍晋三殿

財務大臣 麻生太郎殿

総務大臣 新藤義孝殿

厚生労働大臣 田村憲久殿

以上であります。よろしくご審議の上ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、発議第5号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第52 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり所管事項の審査につき閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

12月4日に開会された本定例会は議員各位には慎重なご審議をいただき、また執行の皆さまには丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成25年第4回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

皆さん、よいお年をお迎えください。

閉会 午後 2時39分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	山内一寿